

石川県環境白書

平成27年度版



石川県

環境白書の刊行にあたって



私たちは今、大気や水、廃棄物といった従来の環境問題に加えて、地球温暖化や生物多様性の損失といった地球規模の環境問題に対しても積極的に取り組むことが求められています。

こうした地球規模の環境問題は、社会の様々な分野の事業活動や一人一人の日々の暮らしと密接に関連した問題でもあり、その解決には、行政だけでなく、事業者や県民が、日々の活動や暮らしの在り方を環境に配慮した方向へ変えていく努力が大切です。

そのため、県では、県民、事業者、行政等の各主体が「協働」して、環境負荷の少ない「循環」を基調とした持続可能な社会、そして自然と人が「共生」する社会を構築することを目指し、様々な取組を行っています。

地球温暖化防止については、昨年のCOP21において新たな国際協定が採択され、国においては、本年5月に地球温暖化対策計画が策定されました。本県においても、環境保全に取り組むための独自の制度として、家庭版・学校版・地域版・事業者版の4つの「いしかわ版環境ISO」の普及を進めるとともに、省エネ・節電に関する取組内容を充実強化した「省エネ・節電アクションプラン」など様々な取組を行っており、今後とも、地球温暖化防止に向けた取組をより一層進めてまいります。

また、生物多様性の確保については、本年10月、アジアで初となる生物文化多様性国際会議を能登で開催し、持続可能な社会の実現に向けて、生物多様性に加え、文化もあわせて一体的に保全・活用する「生物文化多様性」の重要性を、世界農業遺産「能登の里山里海」の地から世界に向けて発信したところであります。

さらに、本県とゆかりが深く、里山里海の保全のシンボルであるトキについては、いしかわ動物園内に「トキ里山館」を整備し、本年11月19日から公開を開始しました。公開を通じて、自然と人が共生する環境づくりの大切さを一人ひとりが考える契機にしていただきたいと思います。そして、里山里海の利用保全に向けた取組の裾野の拡大を図っていきたいと考えています。

この白書は、環境の現状や課題、平成27年度における施策の実施状況などをまとめたものです。本書が、環境に対する県民の皆様のご理解を深めていただく一助となることを願いますとともに、各種の取組について積極的なご意見、ご提言、そして、ご参画を賜れば幸いに存じます。

平成28年11月

石川県知事 谷本 正憲

特集

トキが舞ういしかわを目指して



平成28年11月19日、石川県民の多くが待ち望んでいたトキの一般公開がいしかわ動物園内の「トキ里山館」で始まりました。新潟県佐渡市以外でのトキの公開は石川県が初めてとなります。本特集ではそれを記念して、石川県とトキの関わりから一般公開に至るまでの道のりをご紹介します。

1. トキと石川県との関わり

◆ 本州最後のトキが生息した石川県

トキはかつて日本中で普通に見られた鳥でしたが、乱獲や生息環境の悪化によってその数は激減し、昭和9年に国の天然記念物に指定されています。当時、トキは本州各地で姿を消しつつありましたが、石川県には少数ながらも生息していました。しかし、トキが生息していた呂北瀬は、昭和初期から始まった干拓によってえさ場であった水辺の環境が大きく変化し、ねぐらがあった眉丈山一帯も戦時に木材利用や食糧増産等のために伐採が進んで、トキが安心して暮らせる林はどんどんなくなっていました。加えて、戦後の一時期に使われていた毒性の強い農薬が、



飛翔するトキ（環境省提供）

トキやその他の生き物に影響をおよぼしたと考えられています。

昭和30年代以降、トキが生息していた羽咋市、穴水町やトキ保護会（民間）などによりトキの保護活動が行われるとともに、石川県トキ保護連絡協議会が結成され、官民一体となった活動が実施されました。しかし、こうした活動もむなしく、石川県のトキは年々その数を減らしていき、昭和39年にはとうとう1羽だけになってしまいました。能里と名付けられたこのトキは、昭和45年に穴水町で捕獲され、人工繁殖のために佐渡に移されましたが、1年が過ぎた昭和46年3月に死亡しました。

こうした経緯から、石川県はトキに大変ゆかりの深い県だと言えます。県内のトキ生息記録は江戸時代初期からあり、昭和36年まで能登半島で繁殖していたことが確認されています。石川県には

能登のトキ生息分布図



石川県におけるトキの記録の概要

江戸時代初期	加賀藩史料にトキの生息の記録
明治時代～	乱獲や生息環境の悪化が進み、急速に生息数が減少
昭和4年	眉丈山中でトキが誤射され、能登半島でのトキの生存が確認
昭和14年	眉丈山で20羽近くの群れを確認
昭和27年	特別天然記念物に指定(能登半島と佐渡島に生息)
昭和32年	輪島市洲衛のアカマツ林で繁殖確認(2羽巣立ち)
昭和36年	穴水町七海のアカマツ林で繁殖確認(2羽巣立ち)、眉丈山で5羽確認
昭和39年～	トキ1羽となる
昭和45年	国の指示により、本州最後のトキ「能里」を穴水町で捕獲、佐渡トキ保護センターへ移送
昭和46年	能里が死亡

コラム トキ保護にかけた情熱・村本義雄さん



村本義雄さん

羽咋市に住む村本義雄さんは、トキが生息していた眉丈山の山ろくの町で生まれ育ち、早くからトキに注目してその生態を記録するなど、半世紀以上にわたってトキの保護に尽力してきました。

村本さんは「自然保護」という考えが浸透していない時代から、自然と人間生活の関わりの大切さを訴え続け、能登のトキ保護に大きく貢献しました。

さらに、日本のトキが絶滅した後も中国のトキの保護に力を注ぎ、平成13年にNPO法人日本中国朱鷺保護協会を設立、能登半島でのトキの生態研究等の実績をもとに、中国のトキ保護増殖活動の支援や、中国陝西省洋県のトキ救護飼養センター等との交流などにも尽力し、90歳を超える現在も、トキ保護のための講演活動などを精力的に行ってています。

今でも、トキが能登半島に生息していた頃の記憶をとどめる県民が多く、「トキはドウと呼ばれていた」「珠洲の水田でエサを食べている姿を見た」「夕日を受けて羽を広げて飛ぶ姿は今も忘れることができない」など、昭和10～40年頃のトキの情報が能登半島のほぼ全域から寄せられています。

2. トキが日本の空に戻るまで

◆ トキ野生復帰に向けた取り組み

本州最後のトキ「能里」が能登で捕獲され、繁殖のために佐渡へ移されたのと同じように、昭和56年には国内で最後に残っていた5羽が佐渡で捕獲され、日本の野生のトキは姿を消すことになりました。その後、懸命な努力を重ねましたが、トキの人工繁殖は思うように進まず、平成15年には日本産のトキは絶滅してしまいました。

その一方で、平成11年に中国から贈られた「友友」ヨウヨウ
ヤンヤン「洋洋」のペアによる人工繁殖は成功し、同年に、飼育下では日本初となるトキの雛「優優」ユウユウが誕生しました。その後も、個体数は順調に増え、現在国内では170羽を超えるトキが飼育されています。

飼育個体数が増加したことで、国はトキの野生復帰の取り組みを平成15年にスタートさせます。佐渡島では、トキの棲める自然環境を再生するための取り組みが続けられ、平成20年、野生順化訓練を行ったトキが佐渡島で放鳥されました。平成28年現在、200羽を超えるトキが野生下で生息しており、中には、石川県まで飛來した個体も確認されています。



佐渡での野生放鳥の様子（環境省提供）



石川県に飛来したトキ

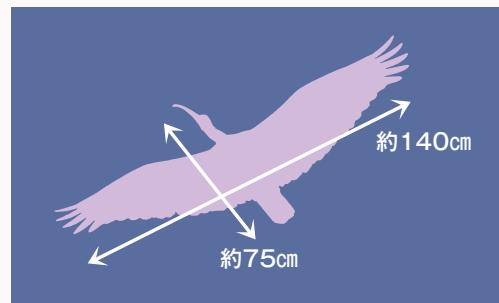
コラム トキってどんな鳥？

トキは学名を「*Nipponia nippon* (ニッポニア・ニッポン)」といい、かつて日本をはじめ中国、朝鮮半島、台湾などに広く分布していたサギに近い鳥です。

体長は約75cm、翼長約40cm、翼を広げると約140cmになります。体重は1.6～2kgほど。全身白色ですが、翼や尾はトキ色とよばれる美しいピンク色をしています。

トキの食べ物は湿地や水田に棲む生き物です。ドジョウやカエル、オタマジャクシのほか、バッタやコオロギなどの昆虫、ミズやサワガニ、マルタニシなども食べます。穀物はいっさい食べず、完全な動物食です。

遺伝子調査の結果、中国のトキと日本のトキはほぼ同一種であることが判明しており、過去には大陸と行き来していた可能性も示唆されています。



トキの大きさ

3. いしかわ動物園での分散飼育開始から公開へ

◆ 分散飼育の受け入れ表明

トキは長らく佐渡島のみで飼育され、人工繁殖の取り組みが続けられてきました。しかし鳥インフルエンザなどの感染症が発生すると、1カ所だけの飼育では絶滅するおそれもあります。そこで国は、感染症等によるトキの再絶滅の危機の回避を図ることを目的として、平成15年12月に佐渡島で飼育されているトキの分散飼育の方針を打ち出しました。

これを受け、石川県では平成16年の年頭にいち早く分散飼育の受け入れを表明しました。それ以降、受け入れ先のいしかわ動物園では、恩賜上野動物園、多摩動物公園等の専門家の指導を受けながら、トキの近縁種であるクロトキ、シロトキ、ホオアカトキの飼育に取り組み、人工繁殖に成功するなど、トキ類の飼育繁殖の経験を積み重ねてきました。これらの活動が評価され、平成20年12月に、国は石川県をトキ分散飼育実施地として決定しました。

平成16年に石川県がトキの受け入れを表明してから6年後の平成22年1月、いしかわ動物園でトキの分散飼育が始まりました。トキが石川県に里帰りしたのは、昭和45年に本州最後のトキ「能里^{のり}」が捕獲され、佐渡に移送されてからちょうど40年後のことでした。

◆ 40年ぶりに里帰りしたトキ

平成22年、石川に4羽のトキがやってきました。すでに繁殖経験のある雄8歳と雌6歳の既存ペアと、雄5歳と雌2歳の新規ペアです。4羽のトキは、移送前日に佐渡トキ保護センターの飼育ケージから予備ケージに移され、当日の朝に輸送箱に収容、ワゴン車で運ばれました。佐渡から石川県までは2時間30分ほどの船旅もあり、北陸自動車道は雪の影響で速度制限がありました。1月8日午後5時35分に無事いしかわ動物園に到着しました。到着時はすでに暗くなっていたため、翌朝7時30分にトキ繁殖ケージに放鳥されました。放鳥された4羽のトキは警戒することなく、20分後には餌のドジョウを食べ始めるたくましさを見せ、スタッフ一同を驚かせました。



シロトキのヒナ



シロトキのヒナへの給餌



繁殖ケージへ初めて放鳥されたトキ

◆ 自然繁殖の成功から一般公開へ

分散飼育を開始して最初の繁殖期となる平成22年には個体数の確保を最優先課題として、ふ卵器による人工繁殖の取り組みを開始しました。平成24年からは第2段階として、親鳥が卵を巣外に捨てるなどの行為を防ぐために、人工ふ化させたヒナを巣に戻し、親鳥の注意をヒナに向かさせて安全に自然ふ化させる方式を試みています。

さらに平成25年4月には、飼育員がサポートしない完全な自然ふ化に初めて成功しています。このヒナはぐんぐんと成長。6月までには4羽が巣立ち、いしかわ動物園初の自然繁殖へつながりました。繁殖したトキは基本的に佐渡へ返還し、飛翔、採餌などのトレーニングを行った後に、佐渡島内で野生放鳥されています。

平成28年9月、佐渡以外では初めてとなるいしかわ動物園での一般公開が決定されました。県と環境省、佐渡トキ保護センターによる調整により、いしかわ動物園で飼育されている15歳の雄と13歳の雌のペア、今年4月から5月にかけて生まれた雄2羽と雌1羽の計5羽が公開されることになりました。

トキの公開展示施設「トキ里山館」は六角形のケージを中心に構成され、そのケージを取り囲むように観覧経路が設けられています。また、トキを観察した後に、学習を一体的にできるよう、体験型の展示を充実させた学習展示コーナーを併設しています。



ヒナに給餌する親鳥



平成25年4羽の自然繁殖に成功した



トキ里山館ではトキが間近で観察できる

4. トキが棲みやすい環境を目指して

トキが生息するためには、ドジョウなどエサとなる生物が豊富な水田やため池、ねぐらとなる健全な森林が必要です。トキが再び石川の大空に舞うためには、今回の一般公開を通じて、トキを保護する環境づくりの大切さを一人ひとりが考えていくことが大切です。それが、石川県の生物多様性につながり、ひいては私たち人間にとっても安全で安心な環境と心の豊かさをもたらしてくれるのです。

いしかわ動物園にトキ里山館がオープンしました。

平成28年11月19日、いしかわ動物園にトキの公開展示施設「トキ里山館」がオープンしました。施設はトキが棲む里山の景観を再現しており、ケージ内に湿地や棚田状の地形が設けられています。本物のトキの羽根を触ったりできる体験型の展示など、トキの生態から歴史まで、楽しみながら学ぶことができる学習展示コーナーも併設しています。

施設の特徴

- ・トキが棲む里山の景観をケージ内に再現し、自然に近い状態でトキを観察。
- ・中央部には柱を設けず、トキの安全で自由な飛翔を確保。
- ・段差がない通路で子どもからお年寄りまで無理なく観覧。傾斜のある地形が多様な視点での観察を実現。
- ・広い視野で観察できるマジックミラー、止まり木のトキを間近で見られる野鳥観察舎風の「のぞき窓」など、よく見えるための工夫が随所に。
- ・体験型の展示を充実させた学習展示コーナーを併設し、トキの観察と学習を一体的に行えるよう配慮。

みどころ

いろんなトキの姿が観察できる4つの観覧ポイント 体験しながらトキのことが学べるコーナー



観覧ポイント①

トキの姿を見てみよう

広い視野で、開放的な空間の中を飛翔するトキの姿などを観察。



観覧ポイント②

トキの食事の様子

エサをついばむトキを間近に観察。泥の中のエサを効率よく探し当てる様子を見ることができる。



観覧ポイント③

トキの暮らしを知ろう

棚田風の湿地や樹木など、里山を再現した環境の中で、トキが暮らす姿を観察。



学習展示コーナー

トキのクチバシや足などをほかの鳥と比べたり、本物の羽根を触ったりしながらトキのことを学べる。



観覧ポイント④

トキのフィールド観察

野鳥観察舎風ののぞき窓から、止まり木で休むトキを間近に観察。

第2部 ふるさと石川の環境を守り育てるために

第1章 生活環境の保全

第1章では、私たちの生活の基盤である、健全で恵み豊かな水環境、大気環境、土壤環境を守り育てること及び環境美化、修景、景観形成といったうるおい豊かな生活環境づくりに関することなどについてまとめています。

現状と課題

本県は、豊かな水と良好な大気に恵まれ、地域ごとに歴史的文化的な景観も残っており、これらの生活環境は将来世代に引き継ぐべき貴重な財産となっています。

しかしながら、森林の手入れ不足等による水源かん養機能の低下や閉鎖性水域での水質汚濁など健全な水環境を維持していくうえでの課題、大気汚染防止、悪臭防止、騒音対策などの課題、土壤環境に関する課題、化学物質による環境汚染の未然防止やごみの散乱防止、開発行為による環境影響を最小限にするといった課題があります。

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

第1 健全な水循環の保持

1 水源のかん養

流域ごとの健全な水循環という視点でみると、農山村地域においては、過疎化と高齢化、林業採算性の低下によって森林の手入れ不足と農地の耕作放棄が進行し、水源かん養機能等の低下が懸念されているため、「いしかわ森林環境税」を活用した間伐の促進や保安林の指定による森林の整備、中山間地域等直接支払制度による農地の保全の取り組みを行っています。

(1) 森林整備保全事業の推進

<森林管理課>

県では、森林の水源かん養機能等の維持増進を目的として保安林を指定しています。平成27年度末現在の県内の保安林は849百haで、保安林率は30%です。

このほか、水源地域等の手入れ不足人工林の整備を実施しました。

表1 保安林の指定率（平成27年度）

（単位：百ha）

区分	森林面積	保安林面積	うち水源かん養保安林面積	保安林率（%）
民有林	2,516	510	380	20
国有林	347	339	326	98
合計	2,863	849	706	30

(2) 中山間地域等直接支払制度による農地の保全 <里山振興室>

県では、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加などによって、国土保全や水源のかん養など公益的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ公益的機能を確保するために、中山間地域等直接支払制度を実施しています。

この制度は、集落の話し合いに基づき、5年間にわたり、農用地の維持・管理や農道・水路の改修・草刈り等を行う農業者等に対し、交付金が交付される制度です。

平成27年度末現在、約4,752haの農用地で制度を実施しています。

2 河川の水量の確保

上水道や農業用水などの水源として利用されている河川においては、これまで夏場の渴水期に度々河川水が枯渇し、溜まり水による悪臭等、無水・減水区間の発生などが見られました。そのため、河川の無水・減水区間の解消に向けて適切な流水量を維持する取り組みを行っています。

(1) 河川総合開発事業等の推進

＜河川課＞

犀川においては、辰巳ダムの完成により、既存の犀川ダム、内川ダムと連携し、渴水時における川のせせらぎ流量を確保しています。

(2) 無水・減水区間の解消の促進

＜河川課＞

取水により河川の流水が少ない発電ダム直下流の区間においては、発電事業者等関係機関へ協力を依頼し、これまで、12箇所で河川維持流量を確保しております。これにより、魚が棲み、水生植物が茂る「川らしい川」の復元に取り組んでいます。

(3) 農業用取水量の適正化

＜農業基盤課＞

農業用水の安定的な確保と有効活用を進めながら、かんがい期間中の河川維持流量の確保のため、利水者間での水利調整に努めています。

3 地下水使用の合理化

地域によっては、地下水のくみ上げ等による地盤沈下の進行や地下水位の低下がみられ、地下水の合理的な使用を図る必要があります。

(1) 地下水位、地盤変動の監視

＜水環境創造課＞

① 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な揚水に伴う地下

水位の低下により粘土層が収縮することにより生じる現象であり、一旦発生すれば、ほとんど回復が不可能です。

本県においては、昭和40年代に七尾港周辺において大きな地盤沈下がみられましたが、揚水規制等により近年は沈静化しています。また、金沢市西部地域では、近年消雪のための地下水利用の増加等により地盤沈下が進行しており、金沢市では、消雪用井戸の新設が原則禁止されています。

ア 金沢・手取地域

地盤沈下の状況を観測するため、毎年水準測量を実施し、基準となる点（水準点）の変動量（地盤沈下量：単位mm）を把握しています。図1は金沢・手取地域の主な地点の累計沈下量であり金沢市北西部周辺地域で沈下が大きい傾向がみられます。

今後ともこれらの観測を継続するとともに、地下水利用の合理化及び節水の指導などにより地盤沈下の防止を図っていくこととしています。

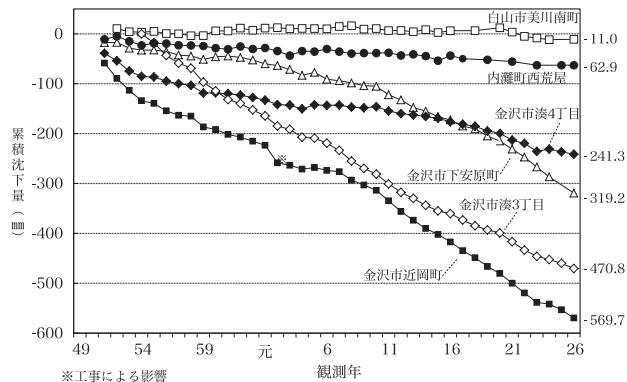


図1 金沢・手取地域の主な地点の累計沈下量

イ 七尾地域

昭和47年から平成26年までの主な水準点の累計沈下量は、図2に示すとおりであり、地域全体としては、地盤沈下は沈静化している傾向にあります。

なお、平成19年3月には、能登半島地震の影響による断層のずれに起因する大きな沈下が見られました。

地震後は沈静化しているものの、本地域の地下水位、地盤収縮の状況について引き続き監視

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

することとしています。

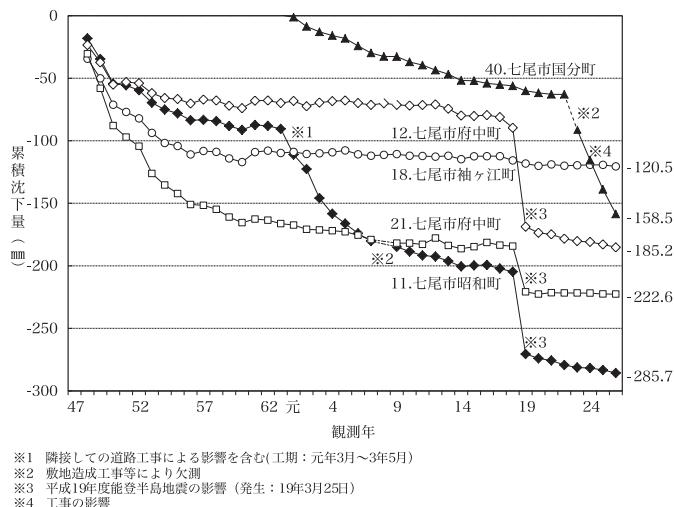


図2 七尾地域の主要な地点の累計沈下量

② 地盤沈下防止対策

ア 地下水採取規制

県では、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例（ふるさと環境条例）」に基づき、吐出口の断面積が 6cm^2 を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者に対して、地盤沈下地域では許可を、地盤沈下地域以外の地域では届出を義務づけています。

図3に示した地盤沈下地域に指定されている七尾都市計画区域では、農業用以外の用途に地

下水を採取しようとする場合には許可が必要であり、地下水の採取位置の深さ及び揚水設備の吐出口の断面積の大きさについて基準（図3下方）を満たす必要があります。

地盤沈下地域以外では、工業用または建築物用の用途に地下水を採取しようとする場合には届出が必要です。

また、地盤沈下地域及び金沢・手取地域において地下水を採取している場合、揚水機の吐出口の断面積がそれぞれ 12cm^2 、 50cm^2 を超えるものには水量測定器の設置と地下水採取量の報告を義務づけています。さらに、金沢・手取地域においては、前年度の地下水の年間総採取量が 40万m^3 を超える事業所に、地下水使用合理化計画書の提出を義務づけています。

イ 代替水源の確保

七尾地域では近傍河川の流量が少ないとから、上水道水源として地下水への依存度が高く、河川表流水への切替えが困難な状況にありましたが、昭和61年4月から本地域の地盤沈下対策の一つとして、県営水道用水供給事業（鶴来浄水場）からの送水により一部水源の切替えが行われています。

③ 手取川扇状地域の地下水保全

手取川扇状地域は、手取川が運搬した厚さ100m内外の砂礫層により形成されているため、豊富な地下水资源に恵まれ、私たちの日常生活や産業活動に多大な恩恵を与えてくれています。

注：手取川扇状地域とは、地質的に手取川の扇状堆積物が分布している犀川・伏見川左岸から梯川右岸までの範囲を指しています。



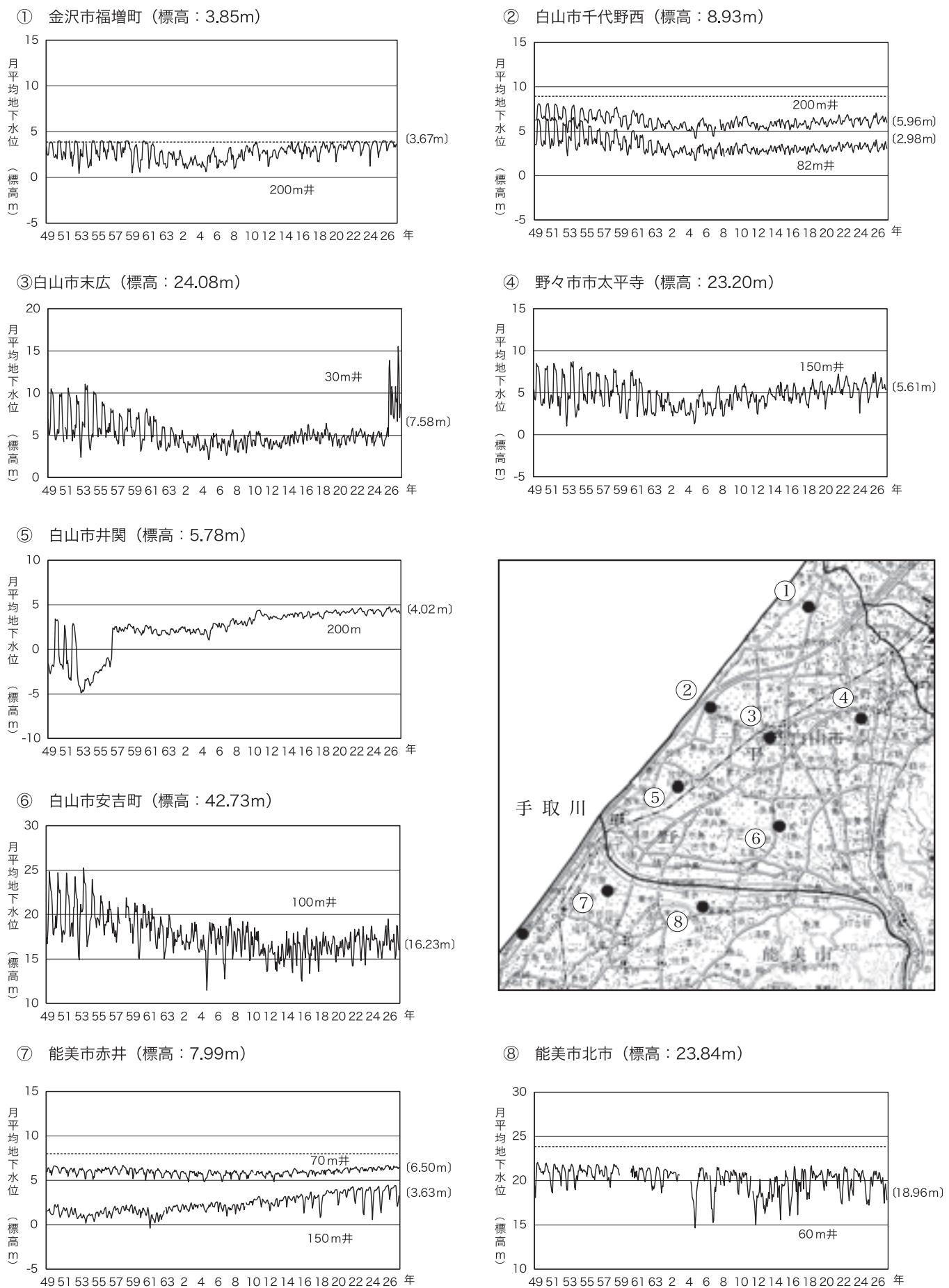
図3 七尾地域の地下水採取規制地域

ア 地下水位の現況

地下水の過剰な揚水は地下水位の異常低下や塩水化などの障害を引き起こすため、県では、手取川扇状地域の地下水位の変動を観測しています。（図4）

手取川扇状地域では、長期的な変動をみると、近年は横ばい又は上昇傾向にあります。手取川

第1章 生活環境の保全



第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

の右岸と左岸をみると、右岸の扇状地中央部（図4⑥）では、平成2年頃まで低下し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、平成9年頃から再び低下し、平成14年頃から横ばいで推移しています。左岸の扇状地中央部（図4⑧）では、平成10年頃までほぼ横ばいで推移していましたが、その後低下し、平成15年頃から再び横ばいで推移しています。

また、かんがい期に上昇、非かんがい期に低下する季節変動が見られます、近年その変動幅は小さくなっています。

イ 塩水化の状況

手取川扇状地域で手取川左岸の海に近い能美市の道林地域で、塩化物イオン濃度が昭和58年度頃から増加傾向が続き、平成8年度以降は横ばいの状態となっていました。平成15年度に大きく減少したものの、依然として塩水化した状態が続いています。（図5）

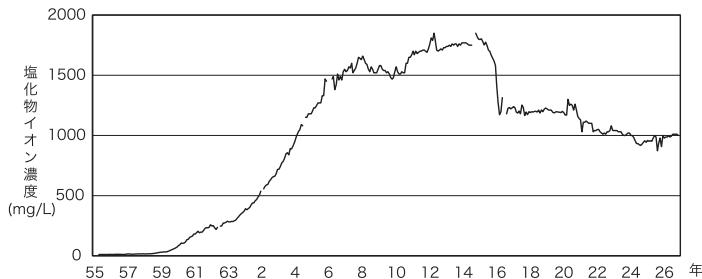


図5 能美市道林観測井の塩化物イオン濃度の経年変化（昭和56年～平成26年度）

ウ 地下水の揚水量

手取川扇状地域の年間揚水量は、平成26年度で約10,184万m³と推計されます。

用途別に見ると、工業用が53.4%、水道用が29.1%、農業用が3.3%、消雪用が9.9%、建築物用が4.3%の割合でした。（図6）

市町別に見ると、能美市が37.8%と最も多く、次いで白山市、金沢市と続いています。（図7）

月別の地下水揚水量では、最も多かったのは、12月（約1,152万m³）で、最も少なかったのは11月（約745万m³）でした。農業用では4月～8月に、消雪用では、12～3月に揚水量が増えていました。（図8）

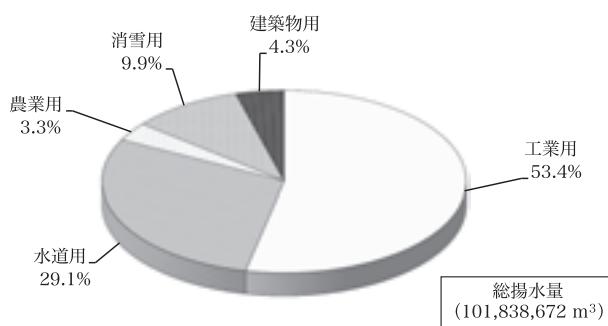


図6 用途別の地下水揚水量（平成26年度）

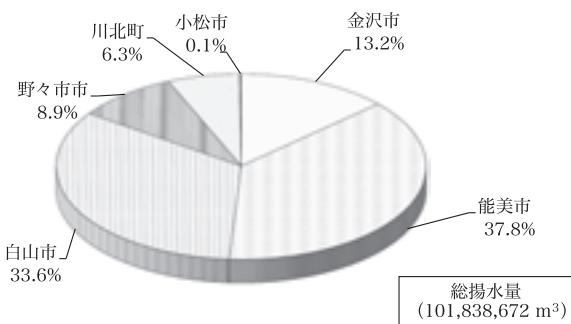


図7 市町別の地下水揚水量（平成26年度）

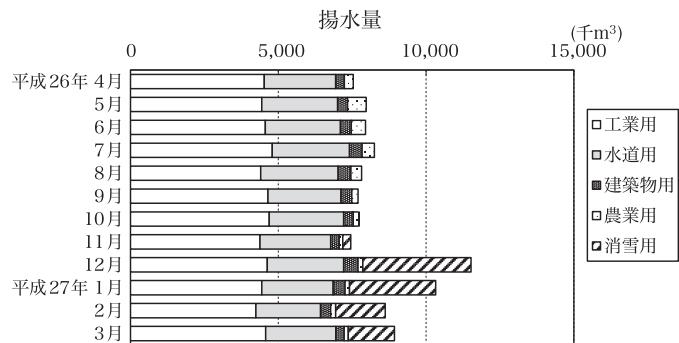


図8 月別の地下水揚水量（平成26年度）

(2) 工場・事業場等に対する地下水の使用合理化の指導

<水環境創造課>

地下水は、生活用水や工業用水などに広く利用される資源であり、この貴重な地下水資源を健全なかたちで将来に引き継ぐため、県では、関係市町とともに、「ふるさと環境条例」に基づき、地下水使用合理化指導の実施や地下水に対する節水について啓発を行うなど、地下水の適正利用を推進し、貴重な地下水資源が有効に利用されるよう指導しています。

(3) 消雪に係る地下水使用の抑制

〈道路整備課〉

坂道や橋梁等の特別な箇所を除いては、散水を2系統に分けて交互に散水する方式を原則採用するなどして、地下水の節水を図っていきます。

4 水資源の循環的利用

下水処理水の再利用の推進

〈水環境創造課〉

下水処理場の処理水については、近年、処理場内の消泡水や洗浄水として再利用するほか、場外に送水されて修景・散水用水や工業用水等として再利用されています。また、地下水の汲み上げ抑制対策の一環として道路消雪水にも再利用されています。(表2)

表2 下水処理水の再利用量の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
再利用量	208	334	339	440	365	274	348	229

5 水道水の安定確保

(1) 水道未普及地域解消の促進

〈水環境創造課〉

① 水道の普及状況

平成26年度末における水道普及率は、98.9%（行政区域内人口1,152,345人、給水人口1,139,572人）で、全国平均普及率の97.8%をやや上回っています。(図9)

このほかに、飲料水供給施設による給水人口4,734人を加えると水道等の普及率は99.3%となり、県内のほとんどの人が水道を利用していることになります。

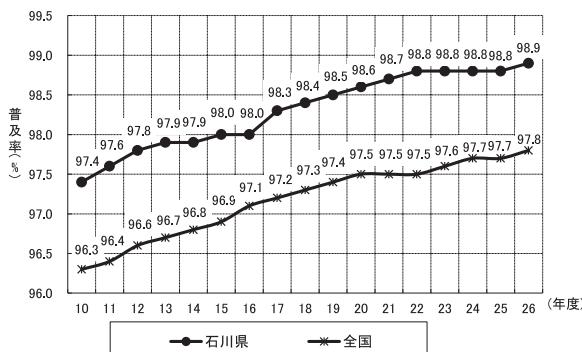


図9 水道普及率の推移

また、平成26年度末の水道施設数は、上水道19施設（給水人口1,092,175人）、簡易水道124施設（同45,376人）、専用水道50施設（同2,021人）です。これらの他に「水道法」に基づく施設として、水道用水供給事業の施設が1施設あります。

本県では、集落が散在する山間地や地下水の豊富な地域においては、簡易水道に依存する割合が高く、特に、金沢市山間部や手取川扇状地域では簡易水道が数多くあります。しかし、今後の施設更新等を計画的に行う観点から、財政規模が小さい簡易水道については、既設簡易水道への統合や上水道への統合が進められており、近年の設置数はやや減少傾向です。

② 取水及び給水の状況

平成26年度における水道の年間取水量は、152,859千m³で、水道施設別では、上水道が146,251千m³、簡易水道が6,421千m³、専用水道が187千m³であり、総取水量の約95.7%が上水道により取水されています。

また、水源別内訳では、ダムや河川水等の表流水が70.4%、深井戸等の地下水が29.6%であり（図10）、手取川ダムを水源とする県営水道用水供給事業からの受水量が多いことから、安定して水の供給が行われています。

一方、使用量の指標となる上水道の1人1日当たり給水量は、平成3年の平均434ℓをピークに減少傾向となり、平成26年度には350ℓとなっ

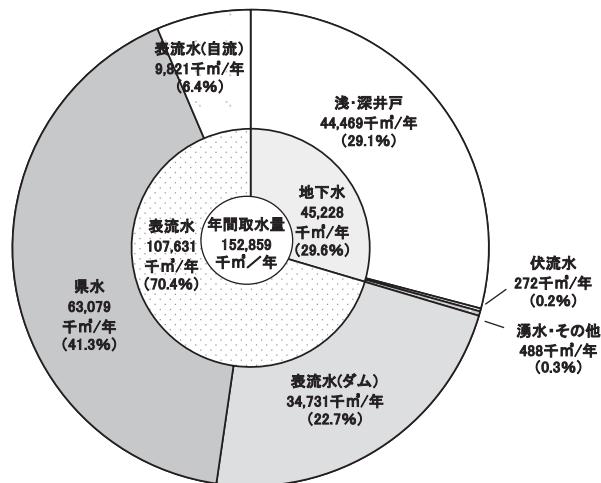


図10 水道水源別年間取水量（平成26年度）

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

ています。

③ 水道未普及地域の解消

本県の水道普及率は、全国的に見ても高いレベルで推移していますが、一方では、まだ約1万人の県民が水道の恩恵を受けていない状況となっています。特に、集落が散在する山間地等では、まとまった水源がないことや建設費が大きいことから、水道の整備が遅れています。

今後は、これら水道未普及地域において、国庫補助制度等を活用することにより、水道新設や既存水道の拡張事業を進め、水道普及率の一層の向上を目指していきます。

(2) 災害に強い水道づくりの推進

① 水道施設の高度化・近代化

<水環境創造課>

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、能登半島地震、東日本大震災等による甚大な水道施設の被害や渴水被害による教訓から、地震や渴水等の災害に強い水道づくりが求められています。

本県でも、老朽設備の改築や老朽管等の更新を進めていますが、今後も更新にあたっては、基幹水道構造物の耐震化を含めた高度化・近代化を図るとともに、配水池容量の増量、水道間での連絡管や重要給水施設配水管の整備などにより、災害緊急時においても確実に給水できる体制の確保に努めています。

② 水道の広域化

<水環境創造課>

県では、平成12年12月に「石川県水道整備基本構想」(第3次)を策定しています。

本構想では、県内を加賀・能登南部地域と能登北部地域の2広域圏とし、それぞれ、水道の統合や広域化を目指すこととしています。

すでに、加賀・能登南部地域では、平成13年3月に改定した「広域的水道整備計画」に基づき、県営水道用水供給事業を核とした広域的整備により安定供給を図っています。

③ 送水管の耐震化

<水道企業課>

県営水道用水供給事業では、七尾市以南の8市4町に水道用水を供給しています。

水道施設については、平成12年度以降、計画的に浄水場等の主要な地上施設の耐震化を進めてきましたが、地下に埋設されている送水管は、1系統のため長時間送水を停止できないことから、耐震化に着手できずにいました。

平成19年3月に発生した能登半島地震では、七尾市石崎町地内で、送水管の継ぎ手が外れる漏水事故が発生し、能登島地区への送水が停止する等の影響が出ました。このため、その対策を検討した結果、既設送水管を補完する別ルートによる耐震管の設置が不可欠との結論にいたりました。

県では、平成22年度以降、約20年間で新たに耐震管を約130km埋設し、送水管の2系統化を図ることで、災害時においても供給停止の事態とならないよう、ライフラインの確保に努めています。(図11)



図11 県営水道の送水管耐震化事業

(3) 持続可能で安定した水道づくりの推進

<水環境創造課>

水道施設を健全な状態で次世代に引き継いでいくためには、各水道事業者は中長期的な財政収支の見通しに基づいた施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、水道施設を効率的かつ効果的に管理運営することが求められています。

そのため、県では、各水道事業者に対して計画的な施設更新、資金確保に関する取り組み（アセットマネジメント）が推進されるよう助言しています。

(参考) 水道の種類

- ①上水道：給水人口が5,001人以上の水道施設
- ②簡易水道：給水人口が101人以上5,000人以下の水道施設
- ③専用水道：自己水源をもち、給水人口が101人以上の社宅や寄宿舎等又は1日最大給水量が20m³を超える自家用の水道施設
- ④飲料水供給施設：給水人口が50人以上100人以下の小規模な給水施設
- ⑤水道用水供給事業：水道事業者に対して水道用水を供給する事業

第2 良好で安全な水質の保全

1 公共用水域等の水質浄化

水は自然の中で大循環を繰り返しており、水質がひどく悪化すると、人の健康や生活環境、自然生態系に大きな影響を与え、持続可能な水利用を妨げることができます。

(1) 公共用水域（河川・湖沼・海域）の水質監視の計画的実施

<水環境創造課>

① 公共用水域の水質基準

河川、湖沼、海域などを総称して公共用水域と言います。公共用水域には、「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が設定されています。「環境基準」には大きく分けて2つの種類があります。

ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準は、現在までに重金属、揮発性有機化合物や農薬など27の

項目が設定されています。これらの環境基準は、すべての公共用水域に全国一律の値が設定されています。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

生活環境の保全に関する環境基準には、有機物による水の汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）などと、閉鎖性水域で富栄養化の原因となる全窒素、全リンとがあります。

BODは河川に、CODは湖沼や海域に適用され、評価は75%値で行います。75%値とは一連の測定結果を小さい方から並べた時、全体の75%に相当する順番にあたる測定データを意味し、例えば年間12回測定した場合、その75%値は小さい方から9番目の測定データです。

生活環境項目については、水道や農業など水の利用目的に応じて環境基準を類型化し、水域ごとにそれぞれ該当する類型に指定することによって、各水域の特性を考慮した基準値を設定する仕組みになっています。類型を指定した水域を「類型指定水域」といいます。

本県では、28河川の49水域、4湖沼の4水域及び6海域の11水域の計64水域で環境基準の類型指定を行っています。また、閉鎖性水域に係る全窒素、全リンの環境基準については、河北潟などの3湖沼と七尾南湾で類型の指定を行っています。

② 公共用水域の水質状況

県では水質の現状を把握するため、国（国土交通省）や金沢市とともに、主な河川152地点、

表3 水質調査地点数（平成27年度）

機関名 区分	国土交通省	石川県	金沢市	計
公共 用 水 域				
河 川	6	101	45	152
湖 沼	0	8	0	8
海 域	0	47	6	53
計	6	156	51	213

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

湖沼8地点、海域53地点、合計213地点において水質測定を実施しています。(表3)

また、国（環境省）では、平成26年度から全国の公共用水域110地点（うち県内2地点）において放射性物質の常時監視を実施しています。

ア 健康項目

平成27年度は河川41地点、湖沼3地点、海域2地点で健康項目の調査をしました。結果は、全地点で環境基準を達成していました。

イ 生活環境項目

(ア) 河川の水質

有機物による汚濁の状況を示すBODの環境基準達成率は平成27年度で86%であり、一部の河川で生活排水などにより水質が汚濁した状態にあるものの、総じて川はきれいな状況と言えます。(表4、図12、14)

(イ) 湖沼の水質

柴山潟、木場潟、河北潟の湖沼では、有機物による汚濁の状況を示すCOD及び富栄養化の原因となる全窒素、全リンについて、いずれの

表4 環境基準の達成状況 (BOD又はCOD: 平成27年度)

公共用水域	石川県		全国	
	類型指定水域数	達成水域数	達成率(%)	達成率(%)
河 川	49 (49)	42 (40)	86 (82)	(94)
湖 沼	3 (3)	0 (0)	0 (0)	(56)
海 域	11 (11)	7 (8)	64 (73)	(79)
計	63 (63)	49 (48)	78 (76)	(89)

備考 1. () は、平成26年度の値

2.北潟湖は県内に環境基準点を設けていないため除いた。

表5 全窒素、全リンの環境基準の達成状況 (平成27年度)

公共用水域	石川県		全国	
	類型指定水域数	達成水域数	達成率(%)	達成率(%)
湖 沼	3 (3)	0 (0)	0 (0)	(50)
海 域	2 (2)	2 (2)	100 (100)	(89)

備考 1. () は、平成26年度の値

2.全窒素・全リンともに環境基準を達成している場合に、達成水域とした。

湖沼も環境基準を達成していません。(表4、5、図12、15)

(ウ) 海域の水質

有機物による汚濁の状況を示すCODの環境基準達成率は、平成27年度で64%でした。(表4、5、図13、16)

また、富栄養化の原因となる全窒素、全リンの類型指定がされている七尾南湾（甲、乙）について、いずれも環境基準を達成しています。(表5、図13、16)

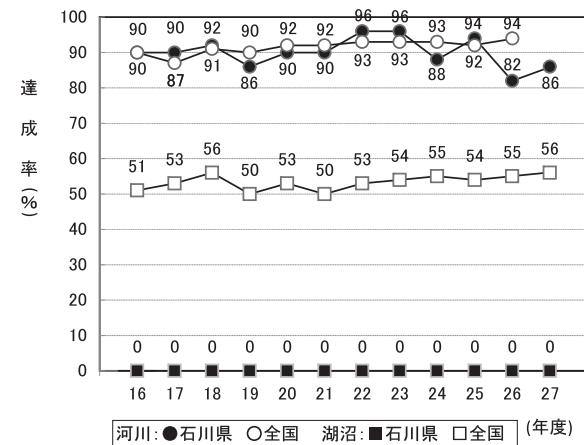


図12 河川・湖沼の環境基準 (BOD又はCOD) 達成率の推移

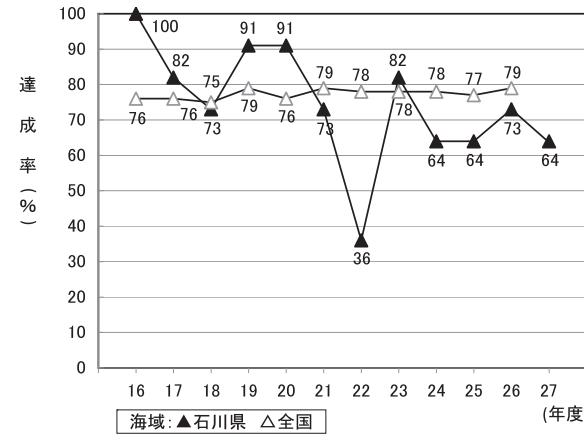


図13 海域の環境基準 (COD) 達成率の推移

(2) イワナ、フナ等の水生生物の保全に係る水質目標の検討 <水環境創造課>

平成15年環境省告示第123号により、水生生物の保全に係る環境基準が新たに設定され、基準項目として全亜鉛が規定されました。

県では、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の濃度の

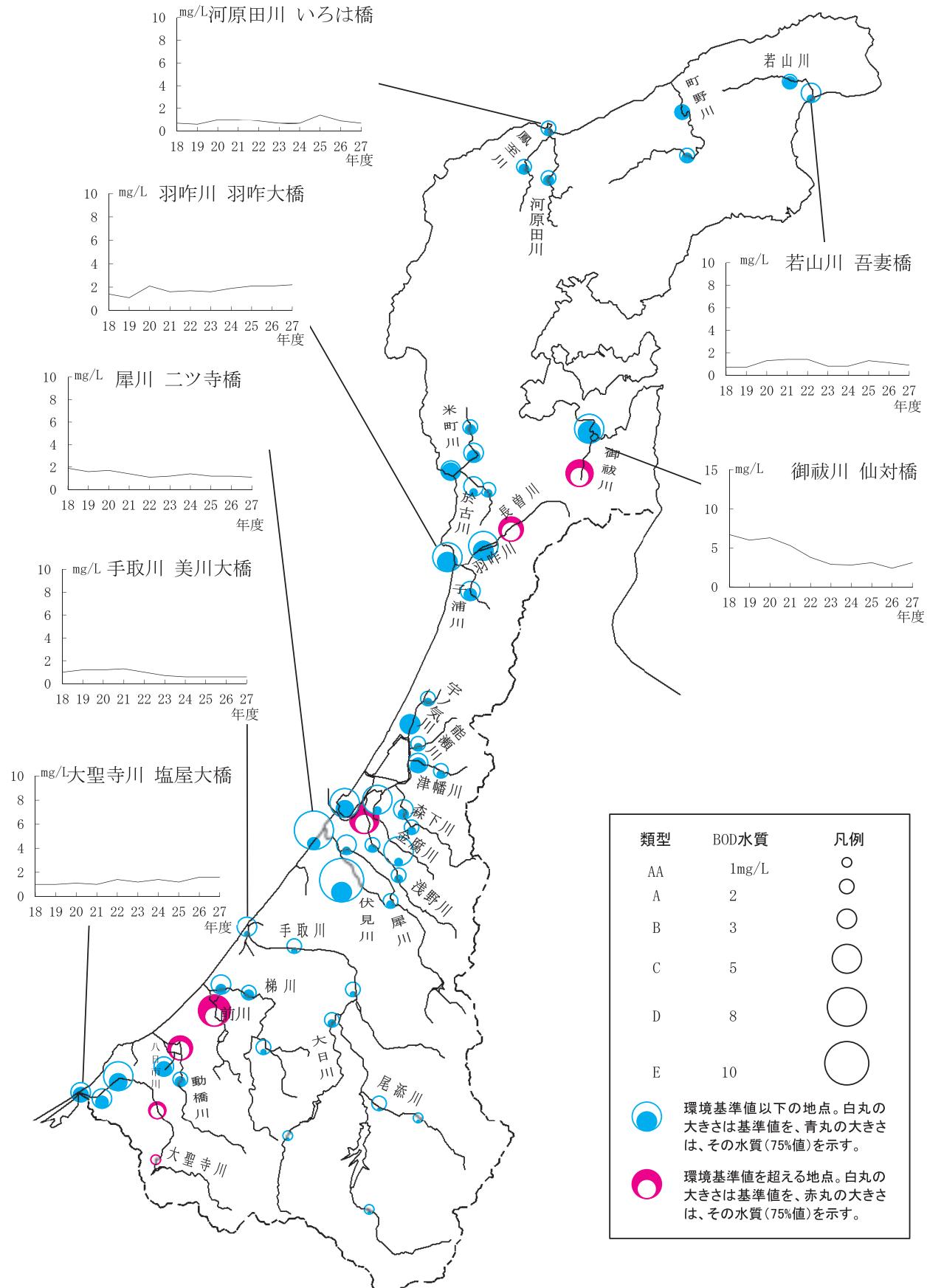


図14 生活環境の保全に関する環境基準達成状況と経年変化一河川一
(BODの河川環境基準達成状況及び主要河川のBOD年平均値の経年変化)

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

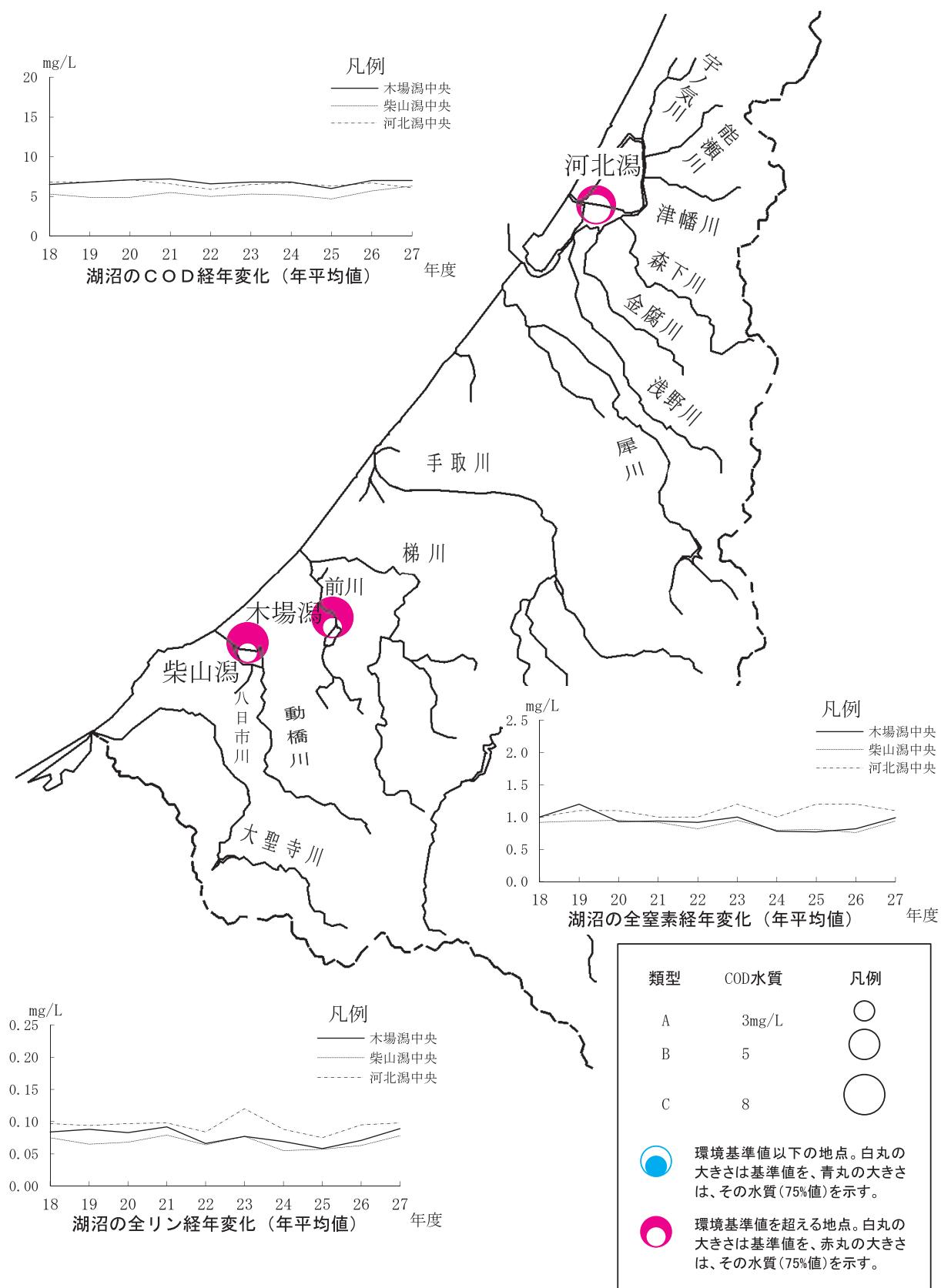


図15 生活環境の保全に関する環境基準達成状況と経年変化一湖沼一
(CODの湖沼環境基準達成状況及びCOD、全窒素、全リン年平均値の経年変化)

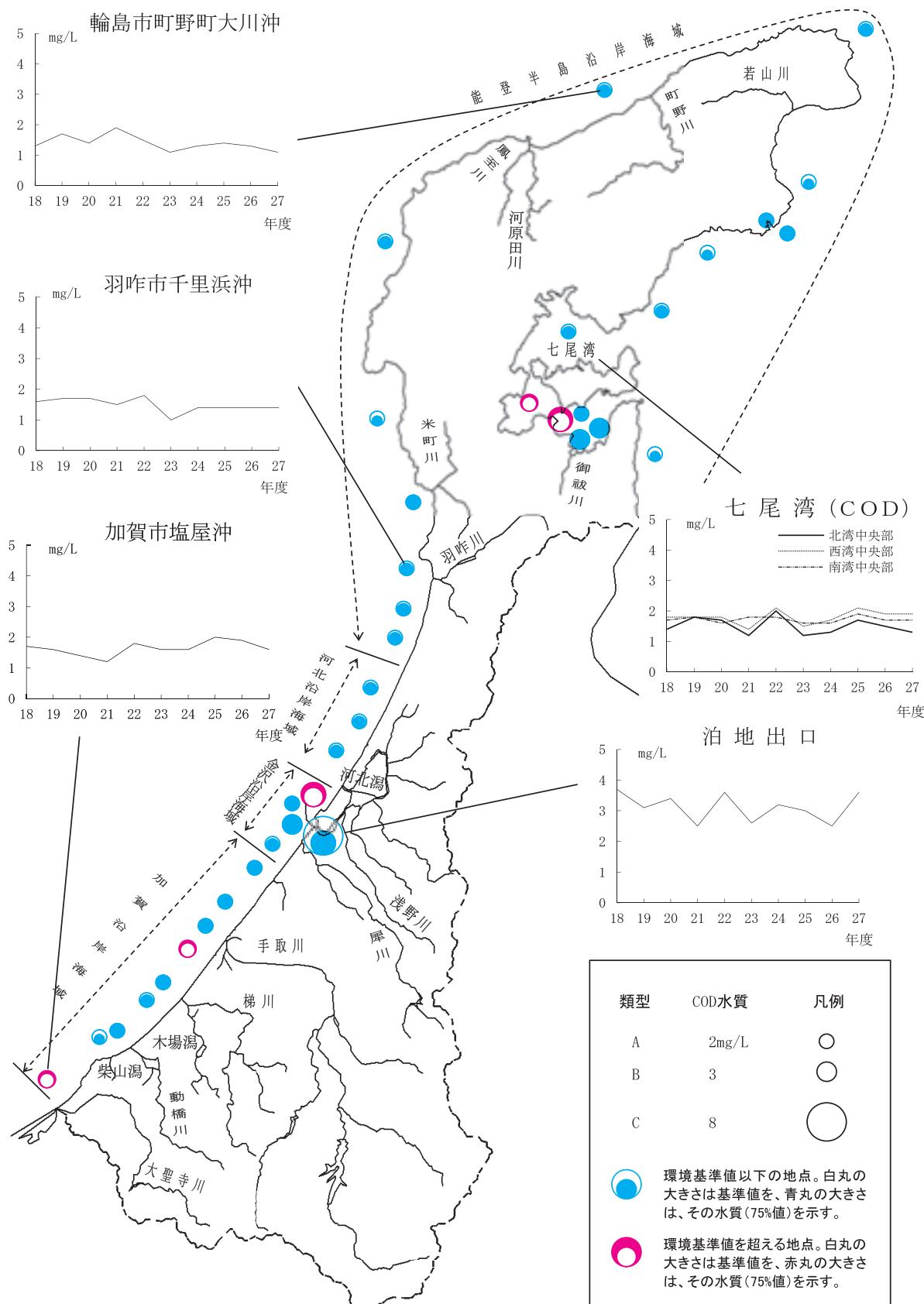


図16 生活環境の保全に関する環境基準達成状況と経年変化一海域一
(CODの海域環境基準達成状況及びCOD年平均値の経年変化)

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

事前調査を河川47水域76地点、湖沼4水域8地点、海域11水域38地点で実施しており、それらの結果を踏まえ、今後、水生生物の生息状況等の情報を収集し、類型の指定を行う予定です。

(3) 生活排水処理施設整備の推進

<水環境創造課>

平成27年度末の下水道、集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設整備率は、前年度より0.4%増の93.3%となっています。県では、今後、未整備地域の早期解消を図るため、平成23年度に策定した「石川県生活排水処理施設計画マニュアル」に基づく「生活排水処理構想エリアマップ（図17）」を作成しており、地域の実情に応じて、より低コストで早期に整備が可能となるよう、各生活排水処理施設の整備を促進していくこととしています。

① 公共下水道

公共下水道は、主に市街地において、生活環境や公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的に、市町により整備されています。

本県では、川北町を除く全ての市町（川北町は下水道以外の生活排水処理施設を整備）で事業を実施し、供用を開始しています。

また、特定環境保全公共下水道は、市街化区域以外の区域において、自然環境の保全または農山漁村における水質保全を図ることを目的に、10市町により整備されています。

② 流域下水道

流域下水道は、二以上の市町から下水を集めまとめて処理することにより、地域の生活環境や公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的に、県により整備されています。

本県では、犀川左岸流域下水道、加賀沿岸流域下水道（梯川処理区・大聖寺川処理区）において供用を開始しており、現在、計画的に流域管渠や処理場の耐震工事や長寿命化工事を進めています。

③ 農業集落排水・漁業集落排水施設

農業集落排水施設は、主に農業振興地域内の集落において、農業用排水等の水質保全、生活環境の改善を目的として、また、漁業集落排水施設は、指定漁港背後の漁業集落において、生活環境基盤整備を目的として、市町により整備されています。

本県では、農業集落排水施設は16市町で、漁業集落排水施設は4市町で整備されています。

④ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、主に郊外集落や農山村地域などの人口散在地域での整備に適しており、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、県や市町ではその普及に努めています。

(4) 下水道等への接続促進と単独浄化槽から合併浄化槽への転換の促進

<水環境創造課>

下水道、集落排水が整備された区域であっても、各家庭や事業場等が下水道等に接続していない場合があるため、これらの整備効果を発揮するためにも県及び各市町では早期接続の促進に努めています。

また、し尿のみを処理する単独浄化槽では生活雑排水が未処理のまま放流され、公共用水域の水質に悪影響を及ぼすことが問題であることから合併処理浄化槽への転換を促しています。

(5) 工場・事業場からの排水規制の継続実施

<水環境創造課>

① 工場・事業場の排水基準

自動式車両洗浄施設など「水質汚濁防止法」で規定されている特定施設を設置する工場・事業場を特定事業場と言い、日平均50m³以上の排水を排出する特定事業場には「水質汚濁防止法」に定める排水基準及び県条例により定める上乗せ排水基準が適用されます。

上乗せ排水基準とは、「水質汚濁防止法」に定める排水基準より厳しい基準を県条例で規定したもののです。

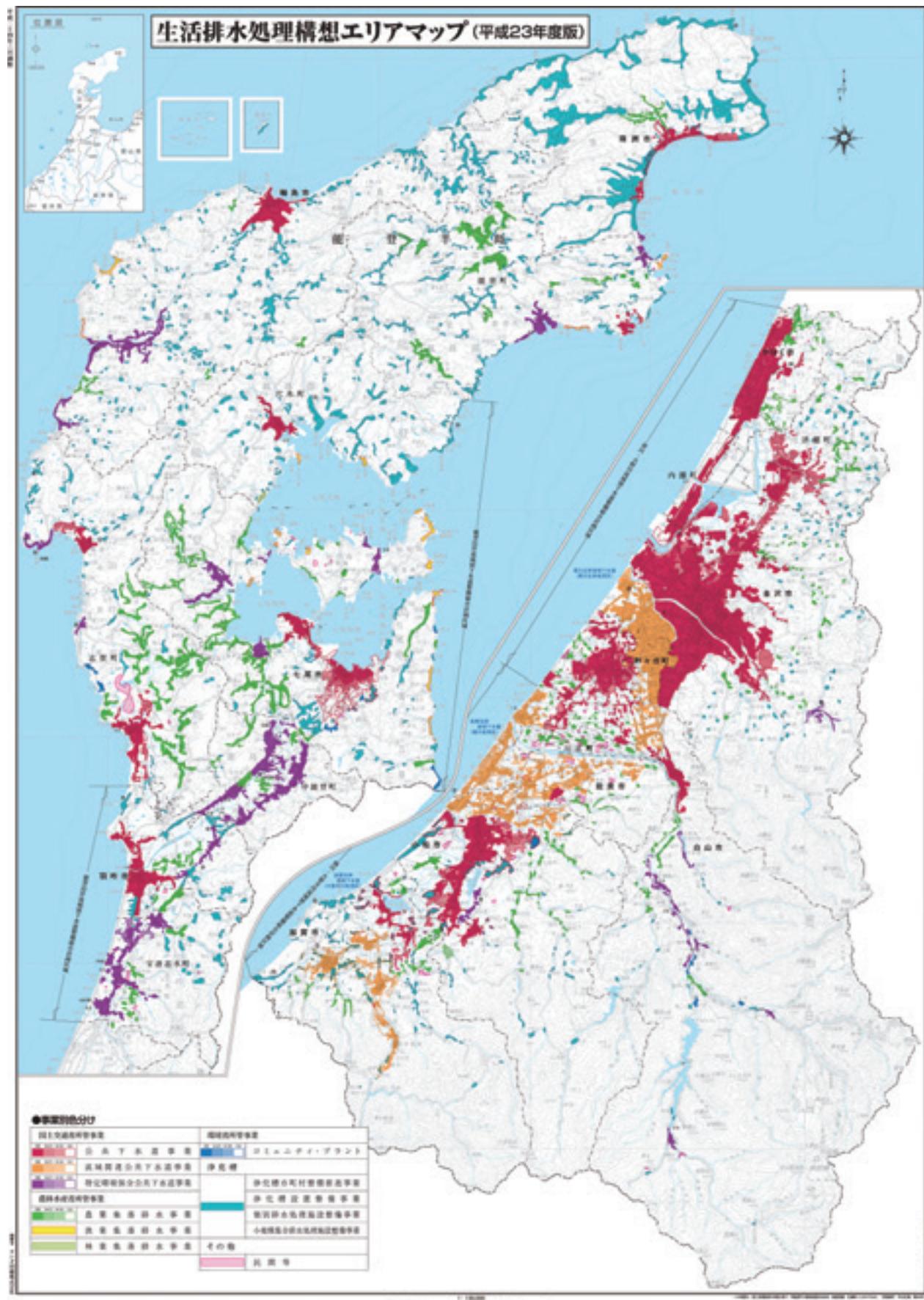


図17 生活排水処理構想エリアマップ

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

また、平成24年5月、6月に「水質汚濁防止法」が改正され、対象となる有害物質と特定施設が追加されるとともに、地下水汚染を未然に防止するため、有害物質の貯蔵施設に対する届出義務、構造基準の遵守義務が規定されています。

② 特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の状況

県内には、平成27年度末現在、排水基準が適用される特定事業場が737件あります。このうち有害物質を取り扱う事業場は227件です。特定事業場の種類としては、ホテル・旅館が多くを占めています。

また、有害物質貯蔵指定事業場は35件です。

③ 排水監視

県では、排水基準が適用される特定事業場について、排水基準を守っているかどうかを監視し、排水基準に適合していない場合は、排水処理施設の改善などの指導を行っています。違反率については、水質汚濁に対する社会の目が厳しくなったことと事業者自身の努力とが相まって、昭和60年度の20.6%に対し、平成27年度には9.0%まで減少しています。

(6) 地域で取り組む生活排水対策の普及啓発

<水環境創造課>

現在、県内の各地域で廃食油の回収や河川の清掃など、水をきれいにするための市民レベルの活動が活発になってきています。行政でもこのような活動に協力し関係団体等と意見交換を行っています。

また、環境イベントの開催や水生生物調査などの水への意識啓発事業を多数の県民参加の下に実施しています。

生活排水による汚濁負荷の大きい閉鎖性水域などにおいて水質浄化を進めるためには、県、市町及び流域住民がそれぞれの役割を分担し、相互に連携しながら取り組んでいくことが大切です。

県では、平成16年度から「水環境フォーラム」を開催するなど、生活排水処理対策の必要性や

■ 生活排水対策推進計画

(木場潟流域)

流 域 町：小松市

策 定 年 月：平成6年3月（第2次：平成24年3月）

計画の目標：

- 基本理念 「水郷の里の復活」
- 基本方針 ・公共下水道の推進
・合併処理浄化槽の設置推進
・啓発活動の実践

○計画目標年次 平成38年

○目標水質 湖沼A類型 COD3mg／ℓ 以下

(河北潟流域)

流 域 町：金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

策 定 年 月：平成8年3月（第2次：平成27年3月）

計画の目標：

○水辺のイメージ目標

「水鳥が群れ、魚が躍り、人がやすらぐ悠遊空間」

- 基本方針 ・生活排水処理施設の整備促進
・窒素とリンの削減・啓発活動の推進
・広域的取り組みの推進

○計画目標年次 平成41年

○目標水質 湖沼B類型 COD5mg／ℓ 以下

(柴山潟流域)

流 域 町：加賀市、小松市

策 定 年 月：平成8年3月（第2次：平成28年9月）

計画の目標：

○基本理念

「甦れ！柴山潟（澄んだ水・豊かな自然・安らげる空間を求めて）」

- 基本方針 ・下水道整備事業等の持続的な推進
・合併処理浄化槽の普及推進
・啓発活動の推進等

○計画目標年次 平成42年

○目標水質 湖沼A類型 COD3mg／ℓ 以下

(七尾南湾流域)

流 域 町：七尾市

策 定 年 月：平成8年3月

計画の目標：

○啓発活動としての目標

「人・鳥・魚 自然とふれあう水辺の憩い七尾湾」

- 基本方針 ・生活排水処理施設の整備
・親水空間の創造
・啓発活動の推進

○計画目標年次 平成27年

○目標水質

- ・流入河川 : BOD5mg／ℓ 以下
- ・七尾湾（南湾） : 海域A類型の維持 COD2mg／ℓ 以下

水環境の改善の大切さについて、県民の理解を深めるための事業を行っています。

(7) 閉鎖性水域の水質浄化対策の検討

＜水環境創造課＞

① 生活排水対策推進計画の策定

近年の公共用水域の水質汚濁の状況をみると、木場潟、柴山潟、河北潟の湖沼や七尾南湾などの閉鎖性水域では、水が入れ替わりにくいため汚濁物質がたまりやすく、しかも汚濁の改善が難しいという性質をもっていることから、他の水域に比較して環境基準の達成率が低い状況にあります。

これらの閉鎖性水域の汚れ（COD）の40%～60%が生活系排水が原因であったことから、生活排水対策が強く求められました。そこで、県では、閉鎖性水域の水質改善を総合的・計画的に進めるため、平成5年5月に木場潟流域を、平成7年3月に河北潟、柴山潟、七尾南湾流域をそれぞれ「水質汚濁防止法」に基づく「生活排水対策重点地域」に指定しました。

それを受け関係市町では、「生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水処理施設の整備や家庭でできる生活排水対策の普及など、ハード、ソフトの両面から浄化対策を進めています。

(8) 閉鎖性水域の水質改善に向けた調査研究等の推進

＜水環境創造課＞

① 河北潟水環境保全事業

閉鎖性水域における水質改善を目指して、新技術の適用など、様々な水質浄化手法を検討しています。

平成15年度から実施してきた河北潟水質保全



水質浄化材

対策検討調査の結果を踏まえ、平成18年度から平成20年度までの3年間、民間から公募した水質浄化技術の実証実験を国の委託を受けて行いました。また、平成21年度から平成23年度までの3年間は、浄化技術の実用化の可能性を検討、平成24年度にはこれまでの成果をもとに、浄化材を設置し、平成25年度から浄化効果の持続性や耐久性などの検討を進めています。

今後も様々な水質浄化手法の検討とあわせて、湖沼と人とのふれあいや豊かな生態系の確保など、総合的な視点で水環境のあり方について検討していきます。

新たな水質環境基準について

水質環境基準の生活環境項目は、設定から40年が経過し、水環境の状況が変化する中、従来の環境基準達成状況だけでは水環境の保全状況が住民にとって実感しにくく、環境保全活動の推進につながりにくいとの指摘がありました。

環境省では、このような状況を踏まえ、平成28年3月に現状の水環境をより適切に表現し、分かりやすい指標として、水生生物の生息等に与える影響を直接的に判断できる底層溶存酸素を環境基準に、国民が直接的に理解しやすく、水生植物の育成に不可欠な沿岸透明度を地域において設定する目標として新たに定めました。

② 水質浄化モデル施設

河川の水を直接浄化する手法のひとつとして、河川の中に水質浄化材を設置して浄化する方法があります。

小松市三谷町には、木場潟の水質保全を図るため、流入する生活排水を集水して処理する水質浄化施設を設置しています。これらは、各家庭からの台所、洗濯、風呂等の排水やし尿浄化槽の排水を生物処理し、汚濁負荷を削減してから放流しています。

③ 直接浄化対策

木場潟では、水質浄化を目的として、平成12年度から「大日川からの清流水（最大 $1.86\text{m}^3/\text{s}$ ）の導入事業」及び「水と緑のふれあいパー

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全

ク」（施設面積800m²、処理水量2,400m³/日）における水耕栽培による植物浄化が実施されています。

(9) 地下水の計画的水質監視・汚染対策の実施 ＜水環境創造課＞

① 地下水の現状

県では地下水の状況を把握するため、平成27年度には金沢市とともに、地下水(井戸)168井で水質を測定しています。

また、国（環境省）では、平成27年度から全国の地下水110地点（うち県内2地点）において、放射性物質の常時監視を実施しています。

② 地下水の水質基準

平成9年3月に「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が告示されました。この環境基準では、人の健康を保護するため、公共用水域の環境基準健康項目と同じ重金属、揮発性有機化合物などが設定されています。

③ 地下水の水質（平成27年度）

ア 概況調査

石川県測定分については、10市8町の69井でトリクロロエチレン等27項目について測定を行ったところ、内灘町の1井でヒ素が新たに環境基準を超過しました。

金沢市測定分については、金沢市の7井でトリクロロエチレン等27項目の測定を行いましたが、全ての井戸において環境基準以下でした。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において揮発性有機塩素化合物が環境基準以下で検出された井戸とその周辺井戸の計29井について調査を行いました。

その結果、環境基準を超過する井戸はありませんでした。

ウ 定期モニタリング調査（継続監視）

これまでの概況調査等でトリクロロエチレン等の揮発性有機塩素化合物が検出されている8市3町の63井で継続監視を行いました。

その結果、羽咋市及び志賀町の各1井で塩化ビニルモノマーが、津幡町の1井でトリクロロエチレンが、金沢市の2井及び輪島市の1井でテトラクロロエチレンが、それぞれ環境基準値を超過しました。

ヒ素が検出されている4市5町の22井で継続監視を行ったところ、小松市の3井、内灘町、穴水町の各2井、加賀市、羽咋市、津幡町、志賀町、能登町の各1井でヒ素が環境基準を超過しました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されている小松市の2井で継続監視を行ったところ、1井で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。

フッ素が検出されている加賀市の6井で継続監視を行ったところ、6井でフッ素が環境基準を超過しました。

ホウ素が検出されている小松市の5井で継続監視を行ったところ、3井でホウ素が環境基準を超過しました。

エ 指導・対策等

環境基準値を超過した井戸については、直ちに飲用の中止、上水道への切り替えなどの指導をするとともに、今後も継続して監視を行うこととしています。

また、揮発性有機塩素化合物について汚染源が特定されている事業場においては、揚水ばつ気などの浄化対策が実施されています。

2 飲料水の安全確保

＜水環境創造課＞

(1) 水質管理状況

① 水道事業者の水質管理

水道事業者の水質検査・水質管理は、「石川県水道水質管理計画」（平成5年策定、平成23年4月改定）に基づいて実施されています。

本県における水道水源水質は、全般的に良好な状況であり、上水道については、定期水質検査も励行され、浄水水質でも水質基準値に適合するなど適正な水質管理がなされています。

しかし、簡易水道等の一部事業者においては、

水質検査や塩素消毒の実施等において不備が見られ、管理体制を改善強化することが求められています。

② 水道水源等の水質監視

県では、将来にわたって安全で安心して利用できる水道水を確保するため、県内の地域を代表する主要な水道水源24地点において、水道水質基準項目だけではなく、基準項目以外の有害化学物質等の項目についても水質測定を実施することとしています。(表6)

これまでの水質監視調査において、有害化学物質については、国の目標値を超えたことはなく、平成26年度調査の結果でも、目標値未満であることを確認しています。

表6 水道水源等の水質監視地点

番号	水源名 (石川県水道用水供給事業水源)	水質監視地点
1	手取川ダム (石川県水道用水供給事業水源)	手取川第一発電所放流口
2	手取川 (石川県水道用水供給事業水源)	鶴来浄水場取水口
3	犀川ダム (金沢市上水道水源)	末浄水場取水口
4	内川ダム (金沢市上水道水源)	犀川浄水場取水口
5	河原田川 (輪島市上水道水源)	輪島市浄水場取水口
6	八ヶ岳ダム(八ヶ岳川) (輪島市上水道水源)	地原浄水場取水口
7	熊木川 (七尾市中島町上水道水源)	上町浄水場取水口
8	九谷ダム(大聖寺川) (加賀市上水道水源)	山中浄水場取水口
9	小又川 (穴水町上水道水源)	穴水町浄水場取水口
10	小屋ダム(鶴飼川) (珠洲市上水道水源)	宝立浄水場取水口
11	九里川尻川 (能登町上水道水源)	内浦浄水場取水口
12	川北系水源井戸 (小松市上水道水源)	川北6号井
13	高階水源井戸 (七尾市上水道水源)	高階2号水源
14	津幡町水源井戸 (津幡町上水道水源)	1号水源井
15	羽咋水源井戸 (羽咋市上水道水源)	南部2号井
16	野々市市水源井戸 (野々市市上水道水源)	東部1号井戸
17	内灘水源井戸 (内灘町上水道水源)	アカシア3号井戸
18	志賀町水源井戸 (志賀町上水道水源)	第1水源
19	高松水源井戸 (かほく市上水道水源)	二ツ屋2号井
20	寺井配水区水源井戸 (能美市上水道水源)	寺井2号水源井戸
21	宝達志水町森本水源井戸 (宝達志水町上水道水源)	森本水源池
22	中能登町水源井戸 (中能登町上水道水源)	春木3号水源
23	松任給水区水源井戸 (白山市上水道松任給水区水源)	松任給水区10号井
24	美川給水区水源井戸 (白山市上水道美川給水区水源)	美川給水区第2水源

(2) 水道等の水質検査・水質管理の推進

世界保健機関（WHO）の水道水ガイドラインが平成23年に改定され、水道水に含まれる化

学物質の種類やその挙動についての新しい知見が反映されました。また、クリプトスパリジウムのような病原性微生物による集団感染の問題も提起されています。

本県の水道水や飲用井戸水においては、これまで健康に影響を及ぼす事態は見られていませんが、今後とも、安全で安心して利用できる飲料水を確保することが重要です。

このため、引き続き、水道事業者や飲用井戸設置者等に対し、「水道水質管理計画」や、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づいた水道等の水質検査の実施と水質管理の徹底を推進することとしています。

また、今後の水質監視で水質汚染が判明した場合には、飲料水の安全確保のための調査や対策を講じ、汚染により健康影響が懸念される場合には、「健康危機管理飲料水対応マニュアル」に沿って対応することとしています。

第3 水辺環境の保全

1 生態系や親水に配慮した空間の確保・創出

水辺環境（河川、湖沼、海岸、農業用水等）は多様な動植物の生息・生育場所であり、自然と人とのふれあいの場でもあります。以前は、こうした水辺環境の機能にあまり目を向けることはなく、ともすれば水資源を効率的に利用することや水災害を防止することが優先されてきましたが、近年は、水辺環境の再生が求められ、徐々に環境に配慮した工法が普及しはじめてきています。

(1) 多自然川づくりの推進

＜河川課＞

多自然川づくりとは、必要とされる治水上の安全性を確保した上で、動植物の良好な生育環境を保全または復元することを目指した川づくりです。県では、動植物や親水性への配慮を目的とし、市町の河川管理担当などの実務者用に「いしかわの多自然型川づくりハンドブック」を作成するなど多自然川づくりを推進しています。

第1節 流域全体として捉えた水環境の保全／第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

(2) 生態系や景観との調和に配慮した農業用水路等の整備の推進 <農業基盤課>

県では、農業用水路やため池等の整備を実施する際、環境に対する負荷を回避・低減する取組を行っています。

農業用水路の整備では、水路の底打ちをしないなど、地下水の涵養や水生植物、魚類の生態系に配慮しています。

また、仮設水路等に魚類等の保護を行ってから工事に着手するよう努めるとともに、管理用通路を整備することにより、親水性にも配慮しています。

ため池の整備においても、工事期間中、水生昆虫類、魚類等の生息域を確保するなど生態系に配慮しています。

(3) 県民参加による水辺環境整備等の推進

<農業基盤課>

県では、農家・地域住民参加による村づくりを目的として、事業の計画段階で、生き物調査やワークショップ、地元住民からの聞き取り調査を行うなどして保護計画を立て、多様な動植物の生息・生育場所である水辺環境に配慮した工事に努めています。

第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

1 大気環境の保全

<環境政策課>

(1) 大気環境の現況

① 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に関しては、「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準が定められています。

② 大気汚染の常時監視

本県では、県と金沢市及び七尾市が、一般環境の大気汚染を監視する一般環境大気測定局24

局と交通量の多い道路沿道の大気汚染を監視する自動車排出ガス測定局4局を設置し、大気汚染の状態を常時監視（モニタリング）しています。（図18、表7）

表7 大気測定局の設置数（平成28年3月末現在）

設置者区分	石川県	金沢市	七尾市	合 計
一般環境大気測定局	17局	6局	1局	24局
自動車排出ガス測定局	1局	3局		4局
合 計	18局	9局	1局	28局
移 動 測 定 車	1台			1台

平成27年度の環境基準の達成状況（表8）を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については、全測定局で環境基準を達成していました。

一方で、光化学オキシダントは全測定局で環境基準を達成しておらず、今後とも十分な監視が必要です。

なお、常時監視データ及び緊急時情報については県のホームページにて、24時間リアルタイムで情報提供しています。

ホームページアドレスは

<http://ishikawa-taiki.jp/index.php>
です。

③ 一般環境大気測定局における測定結果

（平成27年度）

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄を測定する9局における年平均値は0.001～0.003ppmの範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。（図19）

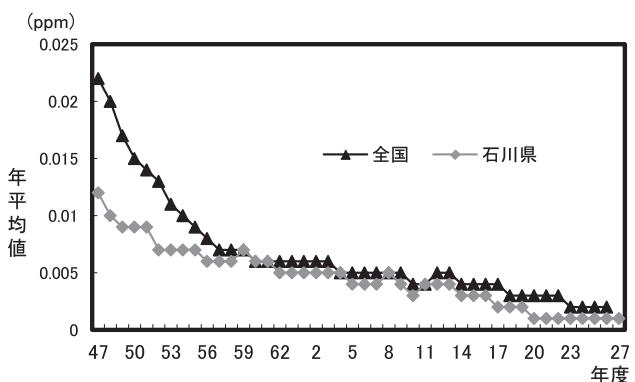


図19 二酸化硫黄濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

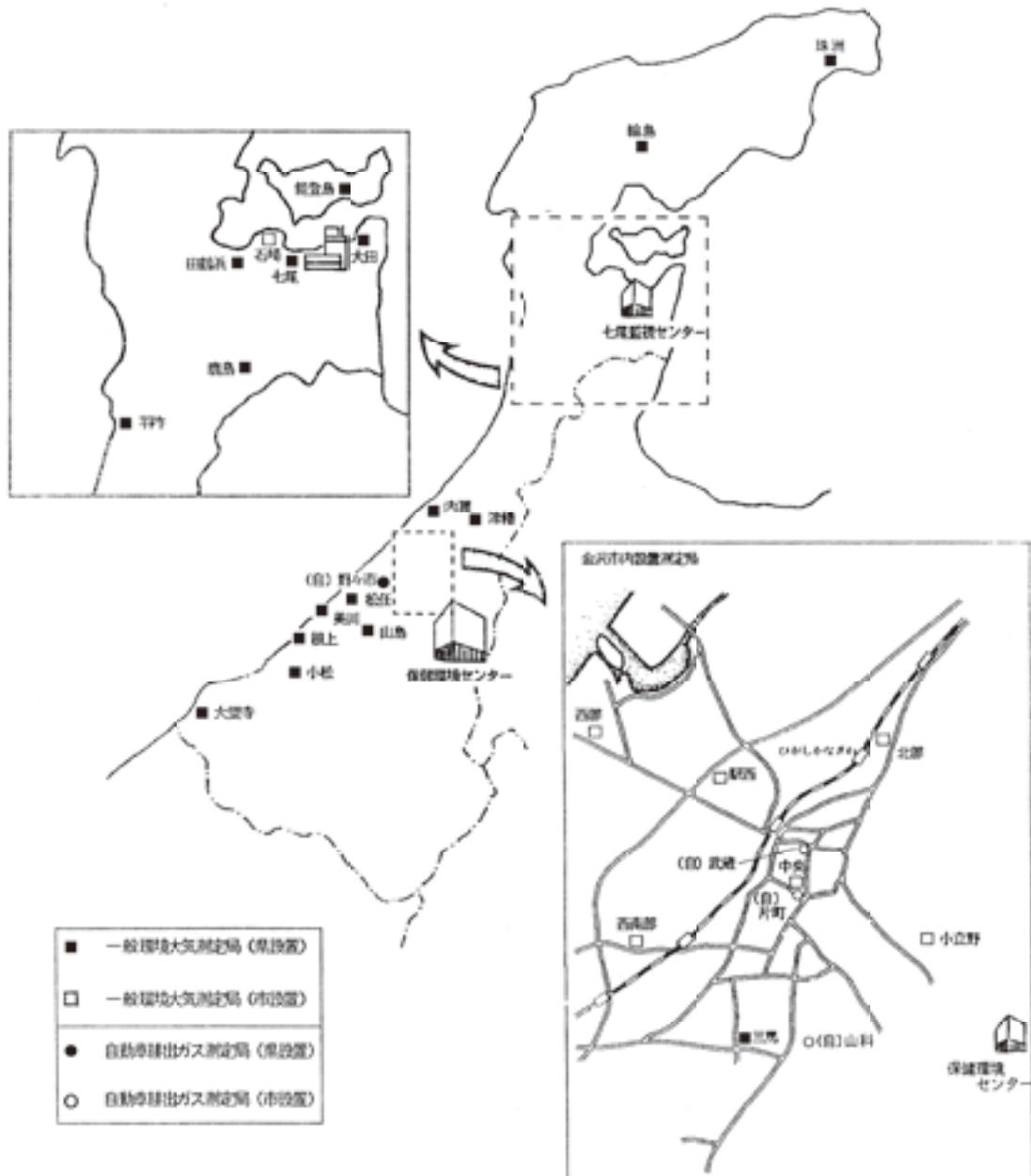


図18 県内における大気汚染常時監視網（平成28年3月末現在）

また、日平均値の年間2%除外値（1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値）は、0.001～0.022ppmの範囲にあり、全測定期で年間にわたる環境基準（0.04ppm）を達成していました。

イ 二酸化窒素

二酸化窒素を測定する17局における年平均値は0.003～0.008ppmの範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。（図20）

また、日平均値の年間98%値（1年間の測定

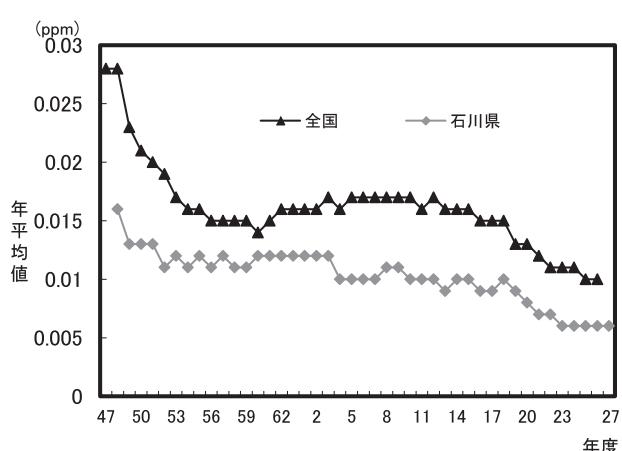


図20 二酸化窒素濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

表8 環境基準の達成状況

(一般環境大気測定局)

項目	年度区分	全国(26年度)									
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
二酸化硫黄(SO ₂)	測定局数	12	12	12	12	12	11	9	9	9	1,003
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99.6
二酸化窒素(NO ₂)	測定局数	19	19	19	19	19	19	17	17	17	1,275
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント(Ox)	測定局数	22	22	21	21	21	18	17	17	17	1,161
	達成率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一酸化炭素(CO)	測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	59
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質(SPM)	測定局数	20	20	19	19	19	19	18	18	18	1,322
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99.7
微小粒子状物質(PM2.5)	測定局数					1	2	3	7	12	672
	達成率(%)					0	100	67	14	92	100
(自動車排出ガス測定局)											
項目	年度区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
二酸化窒素(NO ₂)	測定局数	5	5	4	4	4	4	4	4	4	403
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99.5
一酸化炭素(CO)	測定局数	6	6	5	5	5	4	4	4	4	241
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質(SPM)	測定局数	5	5	4	4	4	4	4	4	4	393
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	測定局数								1	2	198
	達成率(%)								0	100	100
(全国(26年度))											

(自動車排出ガス測定局)

項目	年度区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	全国(26年度)
二酸化窒素(NO ₂)	測定局数	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	403
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99.5
一酸化炭素(CO)	測定局数	6	6	5	5	5	4	4	4	4	4	241
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質(SPM)	測定局数	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	393
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)	測定局数								1	2	2	198
	達成率(%)								0	100	100	25.8

を通じて得られた1日平均値のうち、低いほうから数えて98%目に当たる値)は、0.006～0.019ppmの範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を達成していました。

ウ 光化学オキシダント

光化学オキシダントを測定する17局における昼間(午前5時～午後8時)の日最高1時間値の年平均値は、0.047～0.055ppmの範囲にあり、近年は、概ね横ばいの傾向です。

また、昼間の1時間値の最高値は、0.099～0.118ppmの範囲にあり、全測定局で環境基準(0.06ppm)を超過していましたが、これは本県に限らず全国的な状況です(平成26年度における全国の環境基準達成率0%)。

エ 一酸化炭素

一酸化炭素については、三馬測定局(金沢市)で測定しており、その年平均値は0.1ppmで、近年は減少傾向です。(図21)

また、日平均値の年間2%除外値は、0.3ppmで年間にわたる環境基準(10ppm)を達成していました。

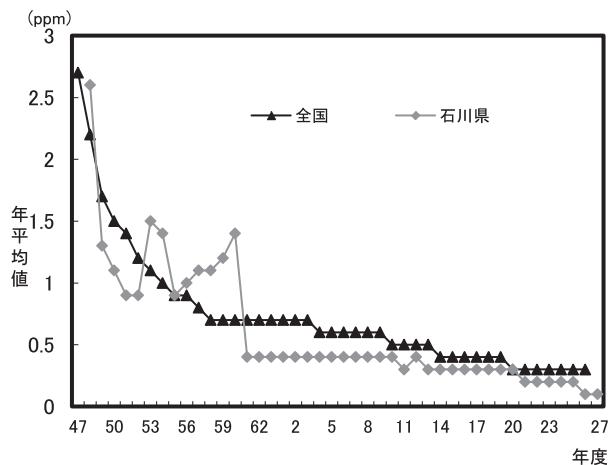


図21 一酸化炭素濃度の経年変化(一般環境局: 年平均値)

才 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する粒子のうち粒径が10マイクロメートル以下の粒子）を測定する18局の年平均値は、 $0.014\sim0.019\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。（図22）

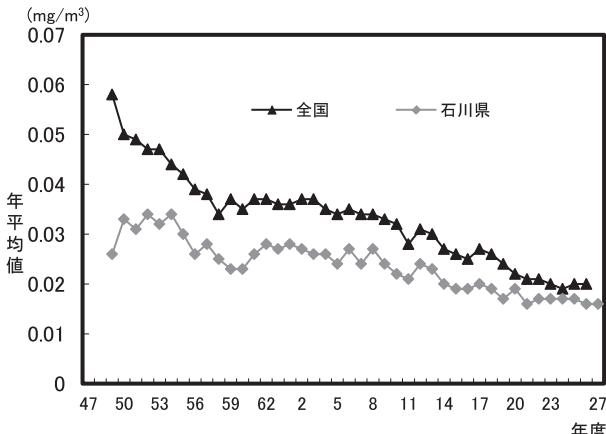


図22 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

また、日平均値の年間2%除外値は $0.039\sim0.054\text{ mg}/\text{m}^3$ の範囲にあり、全測定期で年間にわたる環境基準（ $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ ）を達成していました。

カ 微小粒子状物質（PM2.5）

平成21年9月に微小粒子状物質（大気中に浮遊する粒子のうち平均直径が2.5マイクロメートルの粒子）の環境基準が新たに定められたため、平成22年度から微小粒子状物質を監視しています。

微小粒子状物質を測定する14局における年平均値は、 $9.5\sim12.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲にあり、経年的には横ばい、あるいは減少傾向です。（図23）

月別の平均値は、春季から夏季にかけて高く、秋季から冬季にかけて低くなる傾向が見られます。（図24）

平成27年度の環境基準の達成状況は長期基準（1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）及び短期基準（1日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）について、14測定期すべてで達成していたことから、14測定期すべてで環境基準を達成（長期基準と短期基準とともに達成）していました。（表9）

表9 平成27年度微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成状況（一般環境局）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定期	長期基準		短期基準		環境基準達成状況	（参考） 1日平均値の最高値		
	年平均値		1日平均値の年間98%値					
	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	評価	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	評価				
珠洲	9.5	○	29.5	○	○	37.9		
輪島	9.7	○	27.3	○	○	37.4		
七尾	12.5	○	33.8	○	○	40.7		
羽咋	11.6	○	30.5	○	○	36.1		
津幡	10.1	○	28.8	○	○	38.0		
内灘	10.6	○	29.1	○	○	35.3		
北部	10.5	○	28.8	○	○	37.9		
西南部	10.9	○	28.4	○	○	35.7		
小立野	10.1	○	27.4	○	○	34.8		
西部	10.6	○	27.4	○	○	35.7		
中央	9.8	○	26.8	○	○	35.9		
松任	12.0	○	29.8	○	○	38.5		
小松	10.8	○	26.8	○	○	35.4		
大聖寺	11.4	○	29.9	○	○	35.7		

※ 1日平均値の年間98%値とは

1年間を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値

（例）測定期日数が365日の場合、低い方から358番目の値（高いほうから8番目）

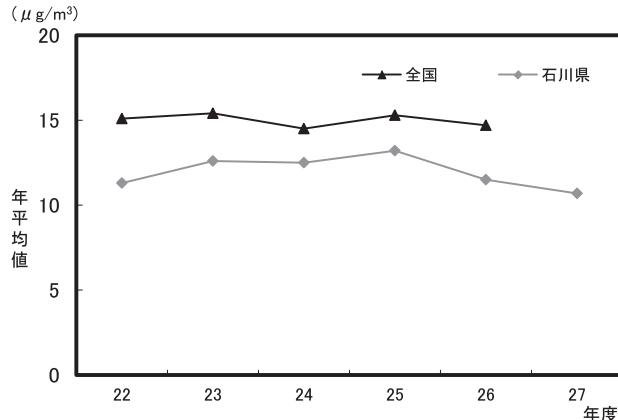


図23 微小粒子状物質濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

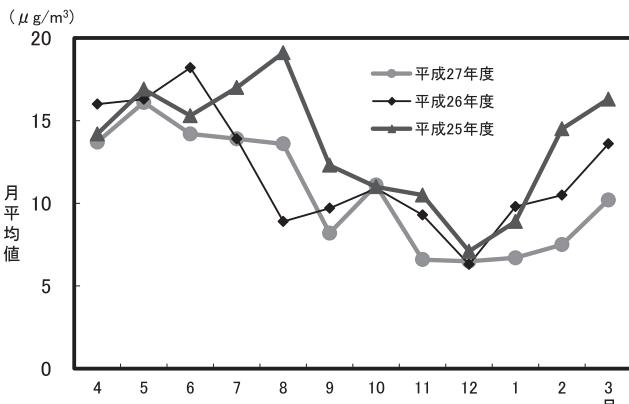


図24 微小粒子状物質濃度の経月変化（一般環境局：月平均値）

第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

④ 自動車排出ガス測定局における測定結果 (平成27年度)

ア 二酸化窒素

二酸化窒素を測定する4局における年平均値は、0.006～0.031ppmの範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。(図25)

また、日平均値の年間98%値は、0.011～0.049ppmの範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を達成していました。

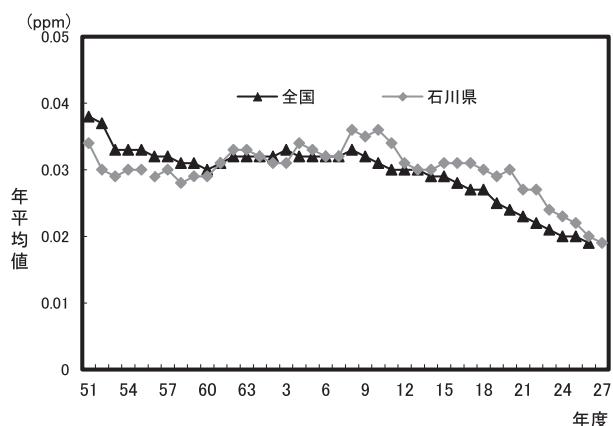


図25 二酸化窒素濃度の経年変化
(自動車排出ガス局: 年平均値)

イ 一酸化炭素

一酸化炭素を測定する4局における年平均値は、0.2～0.8ppmの範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。(図26)

また、日平均値の年間2%除外値は、0.3～1.6ppmの範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準(10ppm)を達成していました。

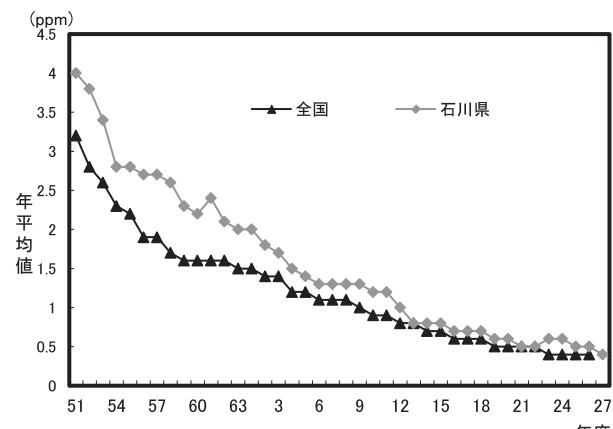


図26 一酸化炭素濃度の経年変化
(自動車排出ガス局: 年平均値)

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質を測定する4局における年平均値は0.012～0.026mg/m³の範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。(図27)

また、日平均値の年間2%除外値は、0.034～0.071mg/m³の範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準(0.10mg/m³)を達成していました。

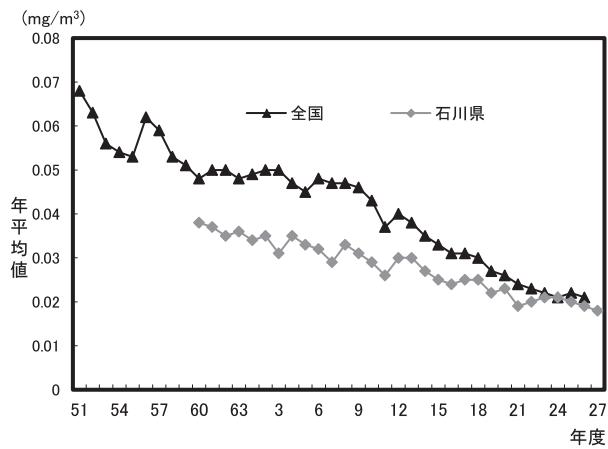


図27 浮遊粒子状物質濃度の経年変化
(自動車排出ガス局: 年平均値)

エ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質を測定する2局については、いずれも環境基準を達成していました。(表10)

表10 平成27年度微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成状況(自動車排出ガス局)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	長期基準		短期基準		(参考) 1日平均値 の最高値	
	年平均値	1日平均値の 年間98%値	1日平均値の 年間98%値	評価		
		15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			
山科	8.6	○	25.0	○	○	30.3
野々市	11.5	○	28.7	○	○	35.0

* 1日平均値の年間98%値とは
1年間を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて
98%目に当たる値
(例) 測定日数が365日の場合、低い方から358番目の値(高いほうから8番目)

⑤ 有害大気汚染物質の現況

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により健康被害が生ずるおそれのある物質のこととし、県と金沢市が県内の6地点で常時監視を行っています。

平成27年度の調査結果では、環境基準が定められているベンゼン等4物質は、すべての調査

微小粒子状物質（PM2.5）について

大気中に浮遊する粒子状の物質については、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の物質を浮遊粒子状物質（SPM）として環境基準が設定されていました。

この浮遊粒子状物質よりも粒径が小さい $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子は、肺の奥まで入りやすいため、呼吸器系、循環器系（心血管系）、免疫系などに影響を与えるおそれがあります。

そこで、平成21年9月に新たに微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定されました。

PM2.5の環境基準

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報について

石川県では、平成25年3月15日から、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が1日平均値で $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ （1立方メートル当たり70マイクログラム）を超えると予測される日には、「PM2.5に関する注意喚起情報」を発表し、県のホームページのほか、テレビ・ラジオ、各市町の防災行政無線・広報車などで県民に周知することとしました。

また、配慮を必要とする呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢者等の施設に対しては、各市町や県の関係部局等から、別途、お知らせすることとしています。

注意喚起情報は、国の定める暫定指針に基づき、次のとおり発表又は解除します。

〈発表〉

- (1) 各日の午前5時から7時までの県内の各測定局の1時間値の平均値について2番目に大きい値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、各日の午前8時頃に発表します。
- (2) 各日の午前5時から12時までの県内の各測定局の1時間値の平均値についての最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、各日の午後1時頃に発表します。

〈解除〉

- (1) 注意喚起情報の発表後、県内全ての測定局で、1時間値が2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、解除します。（午後7時の値までで判断）
- (2) 上記の解除基準に至らなかった場合、翌日午前0時で自動解除とします。
なお、平成26年2月26日には県内で初めて、県内全域に注意喚起情報を発表しました。（〈発表〉(2) の基準を超過。午前5時から12時までの平均値の最大値が輪島測定局で $85.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

地点で環境基準を達成していました。

また、指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値）が定められているアクリロニトリル等9物質についても、すべての調査地点で指針値を下回っていました。（表11）

(2) 大気環境の保全対策

- ① 大気汚染物質の排出規制
 - ア 硫黄酸化物

ボイラー等のばい煙発生施設に対する硫黄酸化物の排出は、「大気汚染防止法」に基づくK値（煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方式）で規制されています。

K値となるK値（数値が小さいほど厳しい）は、全国では地域によって3.0から17.5の範囲で定められており、本県では金沢市、白山市（平成17年2月の合併前の松任市及び美川町の地域に限る）及び野々市市は8.76、その他の地域は17.5と定められています。

イ 窒素酸化物

窒素酸化物は、人の健康に影響を及ぼすばかりでなく、光化学オキシダント生成の主要な原因物質とされています。この発生源としては、工場や事業場の他に自動車があげられます。

工場や事業場のばい煙発生施設に対しては、「大気汚染防止法」に基づく排出濃度の規制が

第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

表11 平成27年度有害大気汚染物質測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

区分	有害大気汚染物質	一般環境			沿道		固定発生源 周辺 いしかわ子ども交流 センター小松館	指標等 1) 環境基準 2) 指針値 3) 26年度 全国平均値
		七尾	小松	金沢 (駅西)	野々市	金沢 (片町)		
環境基準 設定物質	ベンゼン	0.56	0.47	0.83	0.71	1.5		1) 3 以下
	トリクロロエチレン	0.017	0.021	0.088	0.017	0.085		1) 200 以下
	テトラクロロエチレン	0.023	0.023	0.039	0.023	0.048		1) 200 以下
	ジクロロメタン	0.51	1.6	1.1	0.70	1.1		1) 150 以下
指針値 設定物質	アクリロニトリル	0.014	0.014		0.014			2) 2 以下
	塩化ビニルモノマー	0.016	0.016		0.016			2) 10 以下
	クロロホルム	0.031	0.023		0.023			2) 18 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.023	0.023		0.023			2) 1.6 以下
	水銀及びその化合物	※	2.2	2.2		2.4		2) 40 以下
	ニッケル化合物	※	1.2	1.6		1.1		2) 25 以下
	ヒ素及びその化合物	※	0.55	0.63		0.44		2) 6 以下
	1,3-ブタジエン		0.015	0.015		0.015		2) 2.5 以下
上記 以外の 有害大気 汚染物質	マンガン及びその化合物	※	8.4	11		6.6	26	2) 140 以下
	アセトアルデヒド		0.70	0.92		1.1		3) 2.1
	塩化メチル		1.1	1.1		1.2		3) 1.5
	クロム及びその化合物	※	0.91	1.8		2.0		3) 5.3
	酸化エチレン		0.087	0.075		0.071		3) 0.083
	トルエン		1.2	4.8		3.0		3) 7.4
	ベリリウム及びその化合物	※	0.010	0.0045		0.0058		3) 0.020
上記 以外の 有害大気 汚染物質	ベンゾ [a] ピレン	※	0.042	0.027		0.032		3) 0.18
	ホルムアルデヒド		1.7	1.8		1.6		3) 2.6

注) ※の項目は桁数が増えるため ng/m^3 で記している。

行われています。

また、自動車に対しては、個々の自動車の製造段階における規制（自動車排出ガス規制における単体規制）が行われており、その規制は順次強化されています。

ウ その他の大気汚染物質

工場や事業場のばい煙発生施設から排出されるばいじん、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物については、「大気汚染防止法」に基づき、施設の種類や規模によって排出基準値が定められています。

また、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物についても、平成18年4月から排出規制が開始されています。

エ 石綿

平成元年の大気汚染防止法の改正により、

「特定粉じん」として石綿が、「特定粉じん発生施設」にアスベスト製品製造施設が規定され、その施設には敷地境界基準が定めされました。

また、建築物の解体現場等からの特定粉じんの飛散を防止するため、平成9年4月から「大気汚染防止法」により、一定面積以上の建築物の解体工事では作業の14日前までに届出が必要となりました。

県では、法の規制対象が限定されていたため平成17年10月に「ふるさと環境条例」を改正し、対象をすべての建築物に拡大しました。その後の「大気汚染防止法」の改正により平成18年3月からは面積要件が廃止され、また、平成18年10月からは工作物が規制対象に追加されました。

さらに、平成26年6月から施行された同法の改正では、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が施工者から発注者または自主施工者に変更され、解体等工事に係る調査及び説明等の

義務が追加されました。また、都道府県知事による報告及び検査の対象が拡大されました。

平成27年度の特定粉じん排出等作業届出件数は、112件でした。(表12)

なお、解体等工事にあたっては、労働安全衛生法・石綿障害予防規則や建設リサイクル法、廃棄物処理法による規制も行われています。

表12 特定粉じん排出等作業届出件数の推移

工事の種類	年度				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
解体(作業件数)	77	85	74	84	97
改造・補修(作業件数)	35	37	41	29	28
届出件数	112	122	115	113	112

② 規制対象施設の概況と届出状況

「大気汚染防止法」では、規制の対象となる「ばい煙発生施設」、「一般粉じん発生施設」、「特定粉じん発生施設」及び「揮発性有機化合物排出施設」を設置する者に対して、その施設の届出を義務づけています。

本県におけるばい煙発生施設数は、平成27年度末で2,633施設となっています。施設の種類では、ボイラーが1,985施設と最も多く、次いでディーゼル機関337施設、ガスタービン102施設の順となっています。(表13)

一般粉じん発生施設数は、平成27年度末で693施設であり、施設の種類ではベルトコンベア332施設、破碎機・摩碎機143施設の順となっています。(表14)

特定粉じん発生施設については、平成元年の法施行以降、届出がありません。

揮発性有機化合物排出施設数は、平成27年度末で19施設であり、施設の種類では、接着の用に供する乾燥施設8施設、塗装施設7施設の順となっています。(表15)

③ 大気汚染物質の排出実態調査

本県では、ばい煙発生施設を設置する工場・事業場を対象に、毎年「ばい煙発生施設燃原料使用量実態調査」を実施しています。平成27年度は791工場・事業場における大気汚染物質の排出実態を調査しました。

表13 ばい煙発生施設数の年度別推移

年度末 施設種類	22	23	24	25	26	27
1 ボイラー	2,141	2,103	2,070	2,072	2,018	1,985
5 溶解炉	30	31	29	30	30	30
6 加熱炉	36	41	38	40	41	44
9 焼成炉	21	20	20	19	20	20
11 乾燥炉	54	55	55	57	62	59
13 廃棄物焼却炉	56	54	52	52	53	53
29 ガスタービン	89	89	94	100	101	102
30 ディーゼル機関	317	317	306	316	330	337
その他の	7	5	5	5	5	3
合計	2,751	2,715	2,669	2,691	2,660	2,633

表14 粉じん発生施設数の年度別推移

年度末 施設種類	22	23	24	25	26	27
一般粉じん発生施設	705	703	707	692	691	693
堆積場	132	130	132	132	131	133
ベルトコンベア	343	343	345	332	332	332
破碎機・摩碎機	144	144	144	143	143	143
ふるい	86	86	86	85	85	85
特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0

表15 挥発性有機化合物排出施設数の年度別推移

年度末 施設種類	21	22	23	24	25	26	27
塗装施設	8	8	8	6	8	8	7
塗装に供する乾燥施設	1	1	1	1	1	1	1
粘着テープ等の接着に供する乾燥施設	2	2	2	2	2	2	1
前項以外の接着に供する乾燥施設	7	7	7	7	7	7	8
オフセット印刷に供する乾燥施設	1	1	1	1	1	1	1
グラビア印刷に供する乾燥施設	1	1	1	1	1	1	1
貯蔵施設	1	2	0	0	0	0	0
合計	21	22	20	18	20	20	19

④ 発生源監視

本県では、ばい煙発生施設や粉じん発生施設を設置する工場や事業場を対象に規制基準の遵守状況等を確認するため、随時、立入検査を実施しています。

平成27年度は、ばい煙発生施設を設置する105工場・事業場（397施設、金沢市除く）に対して立入検査を実施しました。このうち5施設

第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

で排出ガスの濃度を検査したところ、排出基準を超過した施設はありませんでした。

一般粉じん発生施設を設置する6工場・事業場（19施設、金沢市除く）に対しても立入検査を行いました。

また、揮発性有機化合物排出施設を設置する2工場・事業場（7施設、金沢市除く）に対して立入検査を実施しました。このうち2施設で排出ガスの濃度を検査したところ、排出基準を超過した施設はありませんでした。

⑤ 緊急時対策

「大気汚染防止法」は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれがある場合を緊急時と定め、知事が必要な措置を講ずるよう規定しています。このため本県では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、光化学オキシダントの5項目を対象に予報、注意報、警報、重大警報の発令基準やその場合の措置（予報と警報は二酸化硫黄と光化学オキシダントのみ）を「大気汚染緊急時対策実施要綱」として定めています。

平成27年度は、これら5項目に関して、注意報等の発令が必要となる濃度の大気汚染は観測されませんでした。

なお、光化学オキシダントについては、県内の比較的大気が清浄な地域でも注意報の発令基準（0.12ppm以上）に近い濃度にまで上昇し、また全国的にも初めて光化学オキシダント注意報を発令する県が平成19年から出現しており、光化学オキシダントの高濃度は全国的な問題となっています。このため本県では、国に対して高濃度の原因解明のための調査研究の推進を求めてています。

なお、本県での光化学オキシダント注意報等の発令件数は、昭和54年7月7日の注意報、平成14年5月22日の予報、平成16年6月5日の予報、平成19年5月9日の予報の計4回です。

平成27年度は微小粒子状物質（PM2.5）について、注意喚起情報の発表が必要となる濃度は観測されませんでした。

⑥ 有害大気汚染物質への対応

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことです、平成9年に定められました。

有害大気汚染物質のなかでも早急に排出抑制を行わなければならない物質（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が定められています。この指定物質を使用している乾燥施設、洗浄施設、ドライクリーニング機など11施設については届出の必要はありませんが、排出抑制基準が定められており、排出を抑制する施設の設置やこれらの物質を使用しない施設への転換などの取り組みが進められています。

また、自動車排出ガスに含まれるベンゼンの排出を抑制するため、平成11年にガソリン中のベンゼン含有率の規制値が5%から1%に改正されています。

表16 有害大気汚染物質（優先取組物質）見直し後の優先取組物質一覧
(平成22年10月中央環境審議会第9次答申による)

1	アクリロニトリル
2	アセトアルデヒド
3	塩化ビニルモノマー
4	塩化メチル
5	クロム及び三価クロム化合物
6	六価クロム化合物
7	クロロホルム
8	酸化エチレン
9	1,2-ジクロロエタン
10	ジクロロメタン
11	水銀及びその化合物
12	ダイオキシン類
13	テトラクロロエチレン
14	トリクロロエチレン
15	トルエン
16	ニッケル化合物
17	ヒ素及びその化合物
18	1,3-ブタジエン
19	ベリリウム及びその化合物
20	ベンゼン
21	ベンゾ [a] ピレン
22	ホルムアルデヒド
23	マンガン及びその化合物

平成22年10月、中央環境審議会において有害大気汚染物質の見直しが行われ、該当する可能性のある物質を248種類とし、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）は塩化メチル等が追加され23種類（指定物質は3物質で変更なし）となっています。（表16）

2 酸性雨の状況

<環境政策課>

(1) 日本における酸性雨

石油や石炭などの燃焼で発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などが原因となって降る酸性の雨や雪のことを「酸性雨」と呼んでいます。

環境省では、昭和58年度から酸性雨モニタリングを行うとともに、平成13年度から中国等13カ国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワークを構築し、東アジア地域において国際協調に基づく酸性雨対策を推進していくため、酸性雨長期モニタリング計画を策定し、平成15年度から同計画に基づいた酸性雨モニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壤・植生、陸水）が行われました。同計画は平成21年3月に一部改訂し、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画（平成26年3月改訂）と名を改め、酸性雨モニタリング（湿性沈着、大気汚染物質（乾性沈着含む）、土壤・植生、陸水、集水域）を行っています。

環境省の調査では、これまでのところ、我が国で酸性雨による生態系への明確な影響は認められていませんが、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されています。

(2) 県の取組

本県では、昭和58年度から酸性雨の実態と影響の把握のための調査に取り組んでいます。

平成27年度の金沢の1週間降水のpH年平均値は、4.60であり、平成19年度の4.31より酸性は弱かったものの、平成26年度の全国平均値4.78に対しては酸性が強い状況となっています。（図28）

降水中に含まれる酸性物質のイオン濃度は、秋季から春季にかけて高く、夏季に低くなる傾

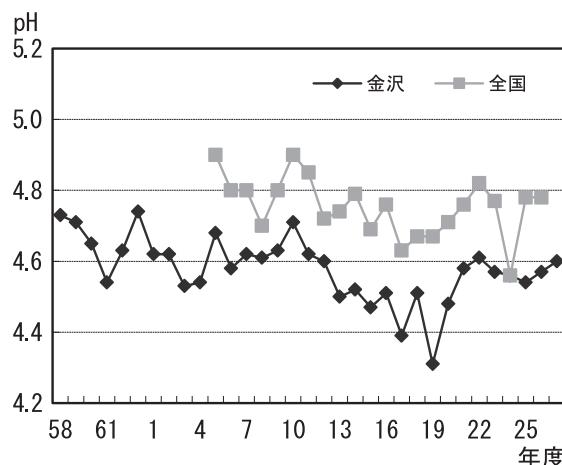


図28 降水のpHの経年変化（年平均値）

向が見られます。これは、冬季に大陸で発生した酸性の汚染物質が日本海側の地域に流入し、酸性雨や雪となって地上に降下していることが原因と考えられています。

本県でも、例年降水の酸性化の指標とされる非海塩由来硫酸イオンと硝酸イオンの濃度は、晩秋から春季にかけての冬季に高くなる傾向を示しており、全国的な傾向と同様に大陸からの流入が示唆されています。平成27年度は10月に最も濃度が高く、降水量が少なかったことによる変動と考えられます。（図29）

また、平成15年度に開始された環境省の酸性雨長期モニタリング調査では、土壤・植生の調査地点として本県の白山国立公園（白山市）、石動山（中能登町）・宝立山（輪島市）の2地域・3地点が、また陸水モニタリング調査地点として大畠池（金沢市、白山市）が選定され、

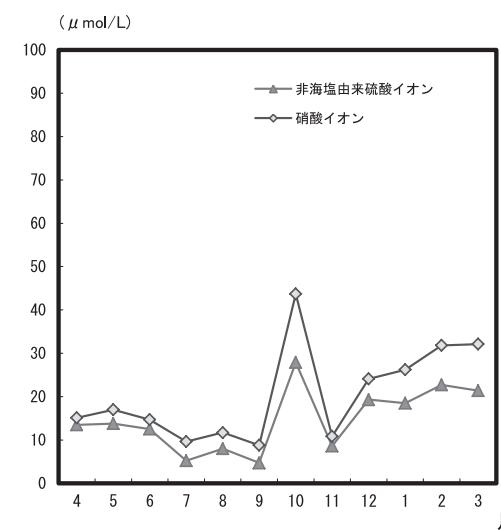


図29 平成27年度非海塩由来硫酸イオン及び硝酸イオンの経月変化（月平均値）

第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

県では、環境省と協力して調査を行っています。なお、酸性雨のように国境を越えた問題は、それぞれの国同士のみならず、地域同士の相互理解と協力も必要であり、本県では、平成21年度から23年度にかけてJICAと連携した江蘇省大気環境改善支援事業により、中国人技術研修生の受け入れや技術指導などを行い、地域での大気汚染物質の排出量の削減対策を技術支援しました。

3 黄砂の状況

＜環境政策課＞

黄砂は、大陸内陸部のタクラマカン砂漠やゴビ砂漠、黄土高原などの乾燥・半乾燥地域の土壤や鉱物粒子が、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられ、偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象です。

本県では、平成12年から黄砂の観測回数が多くなる傾向が見られます（図30）。また、平成14年4月の黄砂飛来時には、ほとんどの測定局で2日連続して浮遊粒子状物質の1日平均値の環境基準値（ $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ ）を超過し、また、平成22年3月の飛来時は全ての測定局で1時間の環境基準値（ $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ ）の2倍以上の値を観測するなどの状況にありました。

これまでの本県の調査では、人為起源と考えられる硝酸イオンが、黄砂飛来日で高く、非飛来日で低くなる傾向を示しています。

なお、国の調査では、「黄砂への大気汚染成分の付着状況は一様ではなく、到達時間や飛来

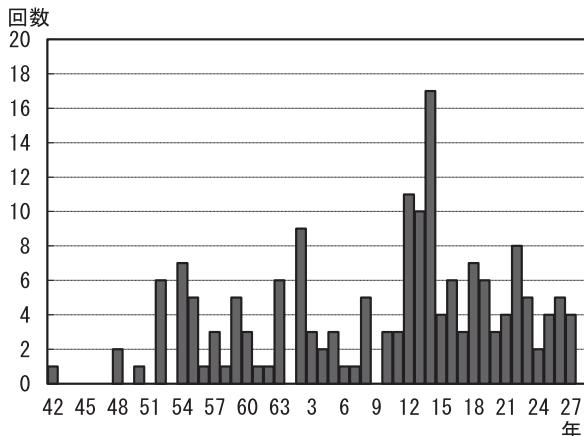


図30 黄砂観測回数の経年変化 (金沢地方気象台)

経路によっても異なる」とされており、本県では今後とも調査を継続していきます。

4 悪臭の防止

＜環境政策課＞

嗅覚は、味覚とともに化学感覚といわれるものですが、すべての化学物質に反応するのではなく、限られた化学物質にのみ反応するという性質があります。

ヒトの嗅覚の特性は、その鋭敏な感度にあります。最近の分析装置でも、検知能力の点ではアセトン等の一部の例外的な物質の他は、ヒトの嗅覚にはるかに及びません。

(1) 悪臭の現況

悪臭の苦情の原因は、各種の製造事業所での事業活動によるもののほか、一般家庭のし尿浄化槽の維持管理の不徹底など家庭生活で発生するものもあり、工場・事業場ばかりでなく、住民自らのにおいに対する配慮が必要な状況となっています。（表17）

表17 悪臭苦情の発生源

区分 年度	事業活動によるもの				家庭 生活	合計
	製 造 事 業 場	畜 産 ・ 農 業	商 店 ・ 飲 食 店	その 他		
18年度	13	10	2	25	27	77
19年度	19	10	4	35	30	98
20年度	16	13	6	19	25	79
21年度	11	5	10	26	37	89
22年度	11	15	3	13	34	76
23年度	16	3	3	15	16	53
24年度	9	2	11	11	16	49
25年度	11	9	6	19	13	58
26年度	12	0	5	19	20	56
27年度	11	1	2	9	9	32

(2) 悪臭防止対策

① 規制地域

「悪臭防止法」に基づき、市又は県（町域は県）では、住居が集合する地域及びその他地域を規制地域として指定し、アンモニアやメチルメルカプタンなどの不快な臭いの原因となる22物質の濃度基準を設定（県は町の意見を聴いて指定・設定）しています。

この規制基準は、敷地境界線上の規制基準

(1号基準)、気体排気口の規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)の「3つの規制基準」が定められています。

なお、事業者に対する規制や指導は、市町が行うことになっています。

② 臭気指数

「悪臭防止法」では、悪臭の原因となる物質が複数存在する場合など、機器分析による濃度規制では生活環境の保全が十分でない地域に対しては、人間の嗅覚で臭気が感じられなくなるまで空気を希釈した倍数から求める指数(臭気指数)による規制ができることになっています。

現在のところ、県内では臭気指数による規制は行われていませんが、臭気指数に関する基礎資料の収集と市や町への臭気指数規制への移行を働きかけるため、県では事業場での試料採取から臭気指数の判定試験までの一連の測定を行う実態調査研修会を平成16年度から実施しています。平成27年度の研修会は、白山市内の1事業場で試料を採取し、保健環境センターで判定試験を行う内容で実施しました。

5 騒音・振動の防止

<環境政策課>

騒音の苦情の原因は、工場や建設作業、商店・飲食店等の事業活動に伴うもの、交通機関から発生するもの、更にはクーラーやステレオ等家庭の日常生活に伴うものなど、その発生源は多種多様です。

(1) 騒音の環境基準

本県では、環境騒音や道路交通騒音等に対処し、土地利用、道路整備、物流対策等の総合的な騒音対策を推進していくため、市又は県(環境基本法の改正により平成24年4月1日から市域は市、町域は県)が騒音に係る環境基準(生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準)の地域類型を指定しています。

この地域類型では、土地利用の状況等に基づき、概ね、「専ら住居の用に供される地域」が

表18 騒音苦情の発生源

区分 年度	事業活動によるもの						家庭 生活	計
	製造 事業場	商 店・ 飲食店	建設業	サービ ス業	交通 機関	その他		
18年度	16	23	23	7	0	18	16	103
19年度	18	15	28	6	0	14	10	91
20年度	15	11	13	7	1	11	17	75
21年度	5	17	24	8	0	10	23	87
22年度	14	12	26	13	0	5	14	84
23年度	14	14	18	1	0	5	4	56
24年度	6	13	19	0	0	7	10	55
25年度	18	17	11	2	3	5	10	66
26年度	13	13	29	4	3	13	13	88
27年度	7	13	24	3	2	12	11	72

A類型、「主として住居の用に供される地域」がB類型、「相当数の住居と併せて商業、工業等に供される地域」がC類型に区分されています。

(2) 騒音の現況

ア 一般環境の騒音

金沢市が実施した一般環境(道路に面する地域以外の地域)における調査では、平成27年度のA類型1地点とC類型1地点のいずれも環境基準を達成しました。

イ 道路に面する地域の騒音

道路に面する地域の環境基準の監視は、「騒音規制法」により、知事(市域については市長)が行うこととなっています。

環境基準の達成状況は、環境基準を超過する戸数及びその割合により評価(面的評価)することとされており、平成26年度は県が37区間(道路交通センサス区間)の5,484戸を、また市が147区間の36,065戸を対象として面的評価を実施しています。

平成26年度の自動車交通騒音の環境基準の達成状況は、評価対象住居(県と市合わせて41,549戸)のうち、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)とも環境基準を達成したのは95.9%(39,863戸)で平成26年度の全国の結果(昼夜間とも達成93.2%)と比べると、達成率は上回っています。(図31)

(3) 騒音防止対策

環境基準の維持達成を図るために個々の

第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

事業者が騒音防止に努力するほか、われわれの日常生活においても不必要的音を出さないような配慮が必要です。

工場騒音等については、「騒音規制法」に基

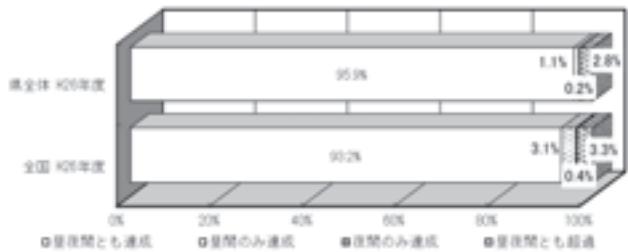


図31 面的評価結果

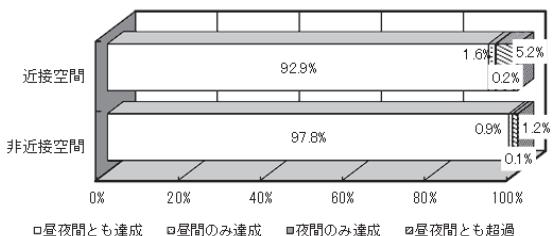


図32 近接空間と非近接空間での達成状況

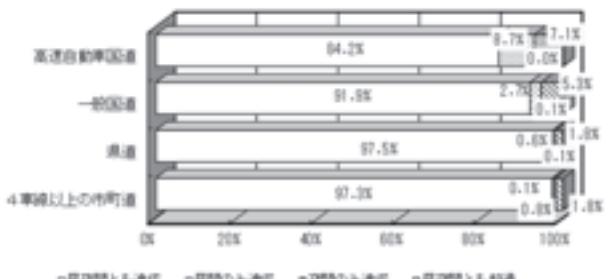


図33 道路種類別の達成状況

※1 面的評価は、道路近傍の騒音測定値から道路端の騒音レベルを推計し、道路端からの距離減衰量及び建物群による減衰量を差し引き、個々の建物ごと又は距離帯ごとの騒音レベルを推計し、個々の住居等の環境基準達成戸数と割合を把握するものです。

※2 面的評価の対象範囲は、原則として幹線交通を担う道路（幹線道路）の道路端から50mの範囲としています。なお、幹線道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町道をいいます。

※3 近接空間とは、2車線道路では車道端から15m以内、2車線を越える道路では車道端から20m以内をいいます。

づき市又は県（町域は県）では、土地利用の状況に応じて規制地域の指定（県は町の意見を聞いて指定）や規制基準を設定しています。

また、自動車交通騒音については、全国的にみれば環境基準の達成状況は、近年緩やかな改善傾向にあるとされますが、個々の自動車の製造段階における規制（単体規制）の強化のほか、沿道対策、道路構造対策等の総合的な対策が進められています。

このほか、隣家のエアコンの室外機やピアノの音といった身近な騒音（近隣騒音）は、配慮で避けることができる場合が多いので、住民に対する騒音防止に係る意識向上のための啓発を取り組んでいくこととしています。

① 騒音規制法による規制

規制地域における工場や建設作業等により発生する騒音については、市や町が届出を受理し、騒音測定や改善勧告等の事務を実施しています。

ア 工場騒音

規制地域内にあってプレス機、織機、印刷機等（「特定施設」）を設置している工場や事業場（「特定工場」）において発生する騒音に対しては、地域や時間に応じた規制基準値が定められています。

平成28年3月末現在、本県内における特定施設の総数は、37,847施設（特定工場数2,984件）であり、その大半は織機で占められています。（表19）

なお、同法では特定施設の設置、特定施設の種類ごとの数の変更、騒音発生の防止方法の変更、特定施設の使用廃止等の際には、市や町への届出を義務付けています。

表19 騒音特定施設等の届出の推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	27年度
特定工場数	2,862	2,828	2,926	2,951	2,971	2,984
特定施設数	38,228	37,850	38,211	38,313	37,718	37,847
金属加工機械	2,329	2,324	2,360	2,364	2,511	2,509
空気圧縮機	5,044	4,678	5,005	5,103	5,035	5,355
織機	28,533	28,538	28,538	28,538	27,850	27,664
その他	2,322	2,310	2,308	2,308	2,322	2,319
特定建設作業	299	310	316	349	424	278

イ 建設作業騒音

同法の規制対象とされる建設作業は、くい打機、さく岩機、空気圧縮機、バックホウ、ブルドーザーなどを使用する作業（「特定建設作業」）です。規制地域内で行われる特定建設作業には、敷地境界での音量基準や作業時間の制限などの規制基準が適用されるとともに市や町への届出が義務付けられています。

平成27年度における特定建設作業の届出件数は278件でした。

ウ 自動車交通騒音

自動車交通騒音の防止を図るため、「騒音規制法」では個々の車両の基準となる「自動車騒音の許容限度」を定めていますが、市町長は自動車交通騒音の基準（「自動車騒音の要請限度」）を超えて、道路に面する地域の生活環境を著しく損なっていると認める場合は、県公安委員会に対して「道路交通法」に基づく交通規制等の措置の実施を要請するとされ、また、この場合を除き道路管理者等に意見を述べることができます。

平成27年度においては、「自動車騒音の要請限度」の超過による市町長から県公安委員会への要請や道路管理者に対する意見陳述はありませんでした。

② 深夜営業騒音等の対策

騒音のなかでも苦情の多いカラオケ騒音に代表される深夜営業騒音や商業宣伝を目的とした拡声機騒音に対しては、本県では「ふるさと環境条例（金沢市内は金沢市環境保全条例）」によって規制を行っています。

県及び金沢市の条例では、飲食店営業及び喫茶店営業をする施設を対象に夕方7時から翌朝6時までの間は「騒音規制法」に準じた音量基準で規制するとともに、深夜11時から翌朝6時までは原則としてカラオケ等の音響機器の使用を禁止しています。

なお、カラオケを主な発生原因とする苦情の件数は、平成27年度には4件あり、市町が指導を行い、苦情を処理しました。

(4) 振動の現況

振動は、各種公害の中でも騒音と並んでわれわれの日常生活に關係の深い問題ですが、振動に係る苦情件数は、例年、典型7公害の苦情件数全体の数%前後にとどまっています。

(5) 振動規制法による規制

「振動規制法」に基づき、市又は県（町域は県）では、騒音規制と整合性をとって、規制地域の指定（県は町の意見を聞いて設定）や規制基準を設定しています。

① 工場振動

規制地域内にあってプレス機、せん断機、織機等（「特定施設」）を設置している工場・事業場（「特定工場」）において発生する振動に対しては、規制基準値が定められています。

平成28年3月末現在、県内における特定施設の総数は、28,010施設（特定工場数2,010件）であり、この大半は織機で占められています（表20）。

なお、同法では特定施設の設置、特定施設の種類ごとの数の変更、振動発生の防止方法の変更、また特定施設の使用廃止等の際には、市や町への届出を義務付けています。

表20 振動特定施設等の届出の推移

届出数	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
特定工場数		1,921	1,936	1,980	1,992	2,004	2,010
特定施設数		28,388	28,435	28,445	28,496	28,141	28,010
金属加工機械		2,652	2,671	2,685	2,695	2,822	2,819
圧縮機		1,375	1,401	1,410	1,446	1,465	1,512
織機		23,293	23,293	23,293	23,294	22,790	22,601
その他		1,068	1,070	1,057	1,061	1,064	1,078
特定建設作業		223	240	199	202	274	183

② 建設作業振動

同法の規制対象とされている建設作業は、くい打機やブレーカーなどを使用する作業（「特定建設作業」）です。規制地域内で行われる特定建設作業は、敷地境界線での振動レベルや作業時間の制限、日曜日、その他の休日の作業禁止等の規制（災害等の場合は除きます）が適用されるとともに市や町への届出が義務付けられています。

第2節 大気（悪臭・騒音等を含む）環境の保全

平成27年度における特定建設作業の届出件数は183件でした。

③ 道路交通振動

道路交通振動に関する限りでも道路交通騒音と同様に、区域及び時間の区分に応じた要請限度が設けられていますが、平成27年度においては、市町長からの要請はありませんでした。

6 小松飛行場周辺の騒音の現況と対策

＜環境政策課＞

小松飛行場は、現在、民間航空の大型ジェット旅客機のほか航空自衛隊小松基地のジェット戦闘機等が離着陸しており（表21）、これらによる騒音の影響範囲は小松市をはじめ周辺5市町に及んでいます。

特にジェット戦闘機については、騒音レベルが高いため影響が大きく、戦闘機の騒音をめぐる訴訟が起こるなど、県内における大きな公害問題となっています。

昭和50年当時、国（防衛施設庁（当時））では、航空機騒音対策として小松飛行場周辺の学校等公共施設の防音工事を進めていましたが、昭和50年10月に本県及び周辺5市町（当時8市町村）と国（防衛施設庁（当時））との間で「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」（「10.4協定」）を締結し、また、同日、小松市と加賀市は名古屋防衛施設局（当時）と個別協定を締結し、騒音対策に取り組むこととなりました。

それ以降、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（周辺整備法）」に基づき、国により住宅の防音工事を中心とした種々の対策が講じられてきています。

表21 小松飛行場の概要（平成28年3月末現在）

面 積	4,394,978m ²
自 衛 隊 機	戦闘機（F15J）、練習機（T-4） ヘリコプター及び捜索機
民 間 航 空	東京、札幌、仙台、成田、福岡、那覇便（国内6路線） ソウル便、上海便、台湾便、ルクセンブルク便、 アゼルバイジャン便、その他チャーター便

なお、平成14年4月に大阪防衛施設局（当時）から、個別協定を締結している小松市、加賀市に対して、飛行制限の一部緩和に関する申し入れが行われました。両市はこの申し入れを受け入れ、同年12月に個別協定の変更に応じています。

(1) 周辺対策の実施状況

小松飛行場周辺の住宅防音工事は、昭和50年度から開始され、「周辺整備法」の改正により、昭和53年には住宅防音工事の対象範囲が85WECPNL（WECPNLとは、加重等価平均感覚騒音レベルを表します）以上と拡大し、その後、昭和55年には80WECPNL以上、昭和57年には75WECPNL以上に引き下げられ、また昭和59年には75WECPNL以上の範囲の見直しが行われています。

なお、住宅防音工事のうち新規防音工事（1世帯2室）及び追加防音工事（世帯人員に応じて最大5室まで。平成4年度から75WECPNL以上の区域）は、希望する世帯での工事がほぼ完了し、平成22年度から防音工事を実施していない住居であっても一挙防音工事（世帯人員に応じて最大5室まで）に統合されています（図34）。

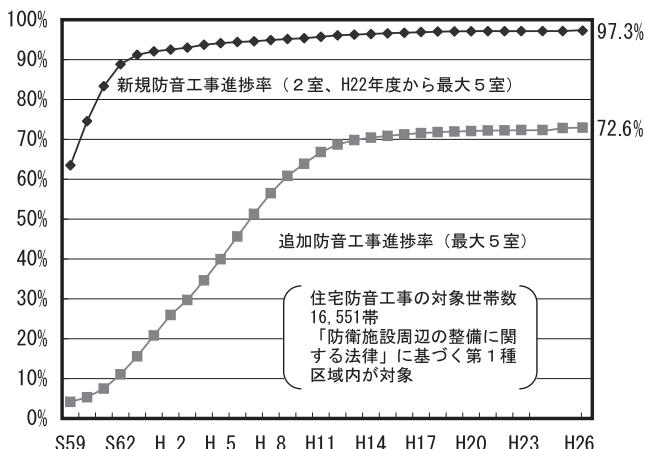


図34 住宅防音工事の進捗率（平成27年3月末現在）

(2) 航空機騒音に係る環境基準

航空機から発生する騒音は、レベルが高く、またその影響は広範囲に及びます。騒音被害の防止には、発生源対策のほか周辺対策、土地利用対策など総合的施策が求められるため、国においては、関連諸対策を推進する際の共通の目

第1章 生活環境の保全

標として、「航空機騒音に係る環境基準」（昭和48年環境庁告示第154号）を定めています。

この告示では、「総合的施策を講じても定められた期間内に基準達成が困難な地域においては、家屋の防音工事等により基準達成と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、基準の速やかな達成を期するものとする」とされています。本県では、周辺市町の意向を踏まえ、国に対して「周辺整備法」に基づく周辺対策の強化・充実を求めてきたところであります、実質的な環境基準の達成に向けた施策の推進が図られてきました。環境基準の地域類型については、周辺市町と協議し、その意向を踏まえながら検討を進めることとしています。

なお、平成25年4月1日から「航空機騒音に係る環境基準」の評価指標が、従来のWECPNLから、Lden（Ldenとは時間帯補正等価騒音レベルを表します。）に改正されました。これに伴い、「周辺整備法」の住宅防音工事の対象範囲は、従前の指定はWECPNLによる評価のままで、新たな指定はLdenによる評価となります。

(3) 航空機騒音調査

本県と周辺市町及び防衛施設庁（当時）は、10.4協定に基づき、昭和51年に小松基地騒音防止対策協議会を設置し、小松飛行場周辺の騒音防止対策に資することを目的として、昭和51年度から三者共同による航空機騒音調査を継続して実施しています。平成26年度の航空機騒音調査結果は、表22のとおりです。

(4) 航空機騒音公害に係る訴訟

小松基地周辺の住民が、国を相手に自衛隊機等の離着陸、騒音の差し止めと騒音被害に対する損害賠償を求めていた騒音差止等請求訴訟（第1次・第2次訴訟）の控訴審は、平成6年12月6日に判決があり、自衛隊機等の離着陸等の差止めと将来の損害賠償については請求を退けましたが、80WECPNL以上の地域の住民について、騒音被害が受認限度を超えていて損害賠償の支払いを国に命じました（平成7年1月判決確定）。

表22 航空機騒音の測定結果

市町	地点名	WECPNL					Lden	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度	26年度
小松市	○小島町	82	80	80	77	76	62	62
	○高堂町	69	66	67	68	69	54	55
	平面町	62	61	65	65	66	51	53
	○丸の内町	82	80	82	83	85	67	69
	白松町	64	63	63	64	65	50	51
	今江町南	59	54	61	63	65	48	51
	大領中町	65	63	69	70	69	56	55
	○日末町	71	68	73	73	74	58	59
	串町	61	58	65	64	66	50	51
	○上牧町	83	80	83	83	84	67	68
	○佐美町	81	76	80	80	80	65	64
加賀市	○伊切町	78	76	77	75	77	60	61
	○片野町	64	62	63	63	65	48	50
	潮津町	62	58	60	59	60	48	48
	豊町	56	53	55	55	56	43	43
	小塩辻町	60	58	58	58	57	45	45
能美市	○栗生町	64	63	63	63	63	50	49
	西任田町	60	58	61	58	62	45	50
	福島町	63	57	59	61	62	49	51
	大長野町	54	51	51	59	56	44	44
	秋常町	59	57	58	59	60	46	47
	上清水町	60	60	61	62	60	48	47
川北町	○壱ツ屋	63	61	63	63	63	50	49
	湊町	54	53	55	56	59	43	47
白山市	安吉町	57	58	60	60	60	46	45

(注) 地点名の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条の「第一種区域」内であることを示す。

また、小松基地戦闘機離着陸差止等請求訴訟（第3次・第4次訴訟）の控訴審判決では、自衛隊機等の離着陸等の差し止めと将来の損害賠償については請求を退けましたが、75WECPNL以上の地域の住民に対して、損害賠償の支払いを国に命じました（平成19年4月判決確定）。

その後、平成20年12月には小松基地周辺の住民2,121名が、平成21年4月には106名が自衛隊機等の離着陸等の差し止め等を求め、金沢地方裁判所へ提訴しています（第5次、第6次訴訟）。

7 能登空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定について <環境政策課>

「航空機騒音に係る環境基準」の改正により、平成25年4月からは、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場以外の飛行場の周辺地域が、環境基準の地域類型のあてはめの対象となりました。

平成15年7月7日に開港した能登空港については、1日2往復の定期便のほか、日本航空学園の

航空機の離着陸等がありますが、今後の離発着等の状況をふまえ、環境基準の地域類型の指定について検討していくこととしています。

8 北陸新幹線鉄道騒音の現状と対策 ＜環境政策課＞

（1）環境基準の地域類型指定について

平成27年3月に開業した北陸新幹線については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」に基づき、本県では平成19年12月7日に富山県境から白山総合車両所手前までの地域について、住居の用に供される地域をⅠ類型（70デシベル）、その他の地域で通常の生活を保全する必要がある地域をⅡ類型（75デシベル）とする指定を行いました。

また、平成26年10月28日には、白山総合車両所から能美市・小松市境までの地域類型を指定し、平成27年3月31日には、能美市・小松市境から福井県境までの地域類型を指定するとともに、既に指定されている区間の一部見直しを行いました。

（2）北陸新幹線鉄道騒音調査

平成27年度に環境省が北陸新幹線沿線各県に委託して騒音及び振動を調査した結果、本県沿線16地点における騒音環境基準の達成率は、主として住居の用に供される地域のⅠ類型では50%、商工業の用に供される地域等Ⅰ類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域のⅡ類型では100%で、平均56%の達成率でした。

なお、振動は全て国の指針値以下でした。

これを受け環境省は平成28年1月26日付けて国土交通省、沿線4県に対し、環境基準が可及的速やかに達成され、又は維持されるよう、要請等がなされました。

本県では、環境基準を達成しなかった地域について、鉄道運輸機構及びJR西日本に対し騒音対策の推進を要請しました。今後とも、関係市町と情報共有を図り、騒音測定を行いながら、その結果を踏まえ、国や鉄道運輸機構等に必要な要請をしていくこととしています。

第3節 土壤汚染の防止

＜環境政策課＞

土壤汚染は、典型七公害の一つに位置付けられ、その原因は工場等からの排水によるものから、自然に含まれる地域に由来するものとさまざまです。

1 土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条に基づく土壤の汚染に係る基準値は、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、カドミウム等27物質について定められています。

2 土壤汚染の現況及び対策

有害物質により汚染された土壤の直接摂取や有害物質が溶け出た地下水を飲用することによる人の健康被害を防止するため、「土壤汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。

その後、法に基づかない調査での土壤汚染の発見の増加や掘削除去の偏重、汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散等の新たな課題が生じたため、改正法が平成22年4月1日から施行されています。

改正法では、土壤の汚染状況の把握のための機会の拡充、指定区域の区分と講ずべき措置の明確化や、汚染土壤の適正処理の確保のため汚染土壤処理業の新設等がされており、その概要是、図35のとおりです。

トリクロロエチレンなどの有害物質を使用する特定施設を廃止する場合、土地所有者等は土壤汚染状況調査と報告の実施を義務付けられています。県内（金沢市を含む）では、平成27年度に7件（平成26年度末までに57件）の特定施設が廃止されました。また、9件について引き続き工場として使用する等のため、土地所有者等に課せられた調査義務を一時的に免除しました。

また、改正法の施行により平成22年4月からは、土地所有者等は自主調査結果に基づき県金沢市に対して区域指定をするよう申請できるようになりました。平成27年度は5件の指定の申

- 目的（法第1条）：土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
- 対象物質（特定有害物質）（法第2条）：
 - ①汚染された土壤の直接摂取による健康被害を与えるおそれがある物質として定めるもの
 - 表層土壤中に高濃度の状態で長時間蓄積し得ると考えられる重金属等
 - ②地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響を与えるおそれがある物質として定めるもの
 - 地下水等の摂取の観点から設定されている土壤環境基準の溶出基準項目
- 仕組み：

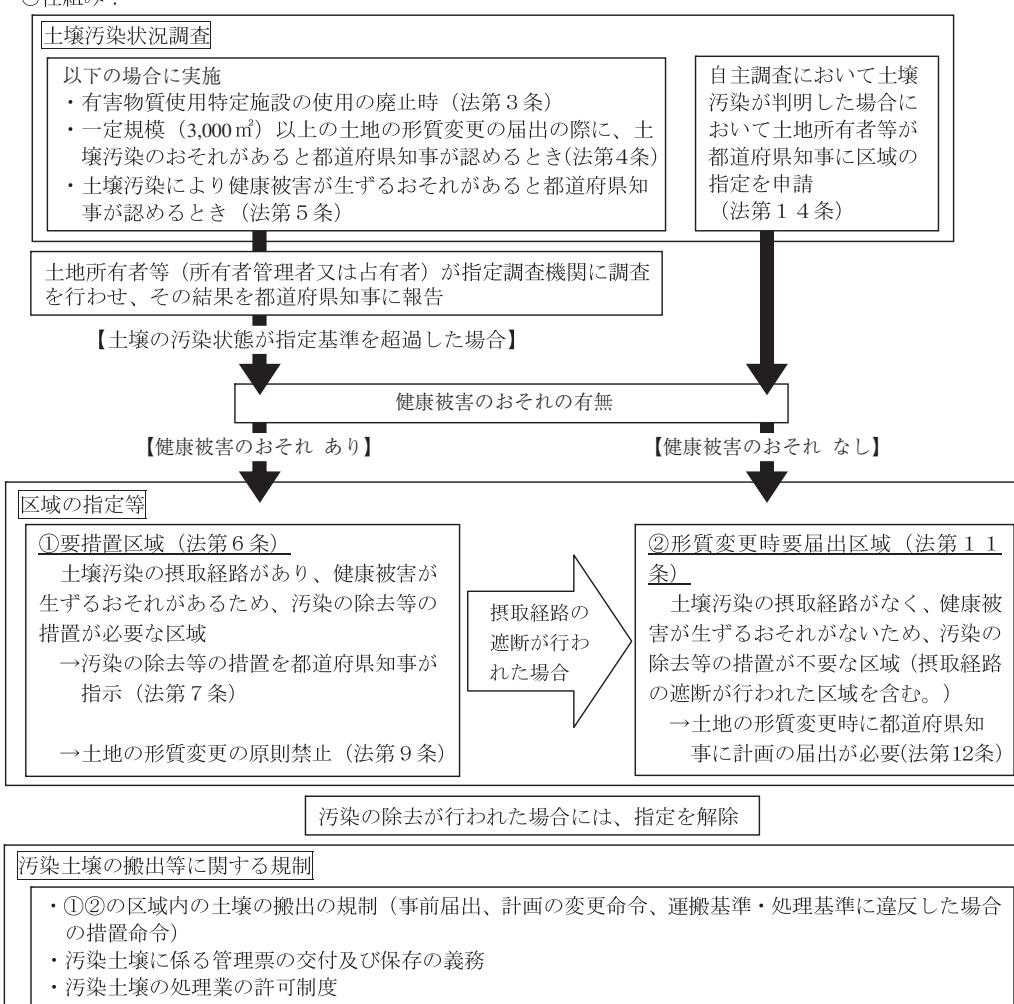


図35 土壤汚染対策法の概要

請がありました。

県内では平成27年度末で、3件を要措置区域に、6件を形質変更時要届出区域に指定しています。（表23、表24）

3 農用地土壤汚染一小松市梯川流域の重金属汚染問題一

有害物質によって農用地が汚染されると、農作物の生育阻害を生ずるほか、有害物質を吸収した農産物を摂取することによって人の健康を損なうおそれがあります。

このため「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（農用地土壤汚染防止法）」に基づきカドミウム、銅、ヒ素について、農用地土壤汚染対策地域の指定要件などが定められています。

小松市の梯川流域では、昭和43年9月に行われた名古屋鉱山保安監督部の梯川の調査で水質の汚染が判明し、また昭和48年夏期の異常渇水気象を契機とした倉庫保管米と立毛玄米調査（収穫する前の玄米）の結果、当時の「食品衛生法」の規格基準（カドミウム含有量1.0ppm以上）に適合しない米が見つかりました。

昭和49～50年度に実施した学識者による梯川流域汚染機構解明委員会の各種調査において、

第3節 土壤汚染の防止／第4節 化学物質関係

梯川流域農用地の重金属汚染の原因は上流の旧尾小屋鉱山（昭和46年12月閉山）の採掘に由来していると結論づけられました。

表23 土壤汚染対策法に基づく届出・命令・報告等の状況（平成27年度）

区分	26年度 末まで	27年度			26年度 全国
		県	金沢市	計	
※法第3条 関係	有害物質使用特定施設の使用廃止	57	7	0	7 1,350
	調査結果の報告	21	0	0	0 282
	調査義務の一時的免除	34	9	0	9 653
法第4条 関係	3000m ² 以上の形質変更の届出	460	68	15	83 10,602
	調査命令の発出	0	0	0	0 164
	調査結果の報告	0	0	0	0 154
法第5条 関係	調査命令の発出	0	0	0	0 1
法第14条 関係	指定の申請	12	1	4	5 390
法第6条 及び 法第11条	前年度末時点の指定件数(A)		2	5	7 1,295
	要措置区域件数(B)		0	1	1 84
	形質変更時 要届出区域 件数(C)		1	3	4 448
	区域指定解 除(D)		0	3	3 259
	引き続き指定 (A+B+C-D)		3	6	9 1,568

※有害物質使用特定施設の廃止と一時の免除の確認を行う年度が異なる事例、調査を実施するか確認の手続を行なうか検討中の事例等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時の免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

表24 土壤汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域（平成27年度）

区分	指定年月日 (解除年月日)	区域の所在地 及び面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
要措置 区域	平成25年9月24日	金沢市芳賀1丁目 94.2m ²	六価クロム化合物
	平成26年7月11日	金沢市宝町 100m ²	砒素及びその化合物
	平成27年1月13日 (平成27年10月1日一部解除)	金沢市長町1丁目 1,366.45m ²	砒素及びその化合物
	平成27年5月11日 (平成27年8月3日解除)	金沢市宝町 100m ²	砒素及びその化合物
形質 変更時 要届出 区域	平成21年2月17日	能美市湯谷町 5,511m ²	鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物
	平成21年2月23日	金沢市進和町 673.0m ²	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物
	平成23年8月30日	かほく市木津 9,659m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
	平成25年12月24日 (平成27年5月11日解除)	金沢市宝町 326.351m ²	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
	平成27年5月11日 (平成27年8月3日解除)	金沢市宝町 316m ²	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
	平成27年7月1日	金沢市示野町 321.2m ²	ふつ素及びその化合物
	平成27年7月31日	内灘町字大学 一丁目 5,997m ²	砒素及びその化合物
	平成27年12月21日	金沢市岩出町 200m ²	砒素及びその化合物

その後の対策工事の沿革は、図36のとおりで、平成4年3月に農用地土壤汚染対策区域の指定を解除しました。

なお、旧尾小屋鉱山からの坑廃水は、現在も重金属を多く含むため、坑廃水処理事業者が坑廃水の処理を実施しており、県では、国、小松市と連携して、坑廃水処理事業者に対して、その経費の一部を補助し、休廃止鉱山に係る鉱害の防止を図っています。

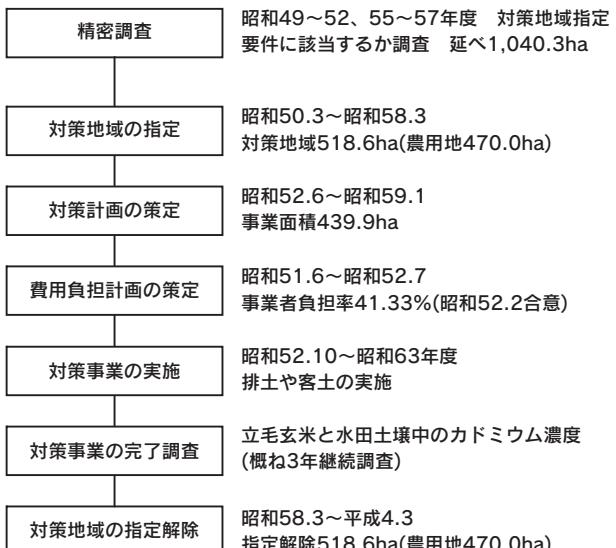


図36 小松市梯川流域農用地土壤汚染対策事業の沿革

第4節 化学物質関係

1 ダイオキシン類

＜環境政策課・水環境創造課・廃棄物対策課＞

(1) ダイオキシン類の環境基準

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの燃焼の過程などで副次的に生成される物質です。

国は、「平成14年度末までに総排出量を平成9年に比べ約9割削減する」との基本方針を策定し、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」を施行しました。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、国民の健康の保護を図るために、

- ・耐容一日摂取量（TDI）や環境基準といったダイオキシン類対策の基本となる基準の設定
- ・排出ガスや排出水に関する規制
- ・汚染状況の調査の実施

【耐容一日摂取量】(TDI)

- ・4pg-TEQ/kg体重/日

TDI (Tolerable Daily Intake)とも呼ばれ、人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kg当たり1日当たりの摂取量のことです。

【環境基準】

- ・大気：0.6pg-TEQ/m³以下（年平均値）
- ・水質：1pg-TEQ/ℓ以下（年平均値）
- ・土壤：1,000pg-TEQ/g以下
- ・底質：150pg-TEQ/g以下

【毒性等量】(TEQ)

ダイオキシン類は、物質の種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシンの毒性を1とした毒性換算係数を用いて計算し、ダイオキシン類の濃度を物質ごとの毒性を足し合わせた値（TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)）で表します。

などが定められたほか、国民、事業者、国及び地方公共団体が、それぞれの立場からダイオキシン類による環境汚染の防止に努めることが責務とされています。

(2) ダイオキシン類環境調査の状況

県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、国、金沢市と連携してダイオキシン類測定計画を作成し、県内の大气、水質、土壤

等を対象とした常時監視を計画的に実施しています。

平成27年度の調査では、大気、水質、底質、地下水、土壤の5種類の環境媒体のうち、水質の2地点において、環境基準の超過が見られました。それ以外については、すべての地点で環境基準を達成していました（表25）。

なお、大気、底質、地下水、土壤の4種類については、平成12年度の調査開始以来、すべての地点で環境基準を達成しています。

(3) 発生源に対する規制

① 特定施設の概況と届出状況

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、規制対象となる「大気基準適用施設」及び「水質基準対象施設」（「特定施設」といいます）を設置する者に対して、届出を義務付けています。

県内の特定施設は、そのほとんどが廃棄物焼却炉及びその関連施設です（表26）。

表26 特定施設の届出状況(平成28年3月末現在)

施 設		施設数
大気基準適用施設	アルミニウム合金の製造施設	1
	廃棄物焼却炉	106
	小 計	107
水質基準対象施設	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設 等	14
	フロン類破壊施設廃ガス洗浄施設	2
	下水道終末処理施設	3
	小 計	19
合 計		126

表25 ダイオキシン類に係る調査結果

調査対象媒体	環境基準	種類又は地域分類(水域群)	平成27年度環境調査結果			23年度	24年度	25年度	26年度
			環境基準調査地点数 / 地点数	調査対象媒体の平均値	濃度の範囲				
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³	一般環境	0 / 8	0.016	0.0075 ~ 0.018	0.015	0.0088	0.010	0.0094
		発生源周辺	0 / 3	0.018	0.017 ~ 0.019	0.025	0.020	0.012	0.013
公共用水域質	1 pg-TEQ/L	全 体	2 / 30	0.34	0.061 ~ 1.5	0.27	0.27	0.22	0.31
		河 川	2 / 25	0.36	0.061 ~ 1.5	0.27	0.27	0.21	0.29
		湖 沼	0 / 3	0.33	0.20 ~ 0.56	0.35	0.37	0.47	0.70
		海 域	0 / 2	0.13	0.13 ~ 0.13	0.062	0.068	0.078	0.050
公共用底質	150 pg-TEQ/g	全 体	0 / 27	4.2	0.13 ~ 42	4.0	3.2	4.5	4.3
		河 川	0 / 22	4.7	0.13 ~ 42	4.3	3.4	4.6	4.8
		湖 沼	0 / 3	0.68	0.59 ~ 0.72	1.1	0.99	0.69	0.58
		海 域	0 / 2	4.5	0.45 ~ 8.5	5.1	4.8	9.6	4.3
地下 水	1 pg-TEQ/L		0 / 11	0.093	0.052 ~ 0.10	0.053	0.037	0.080	0.046
土 壤	1000 pg-TEQ/g		0 / 11	0.10	0.0029 ~ 0.41	1.1	0.045	0.11	0.092

② 排出ガス及び排出水に関する規制

特定施設から排出するガスや排出水には、施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められています。特定施設の設置者は、排出基準を遵守するとともに、自主測定を実施し、その測定結果の報告が義務づけられています。

(4) ダイオキシン類の対策

国の推計では、平成26年の全国のダイオキシン類の排出総量は121～123g-TEQ/年とされ、法の規制開始前の平成9年の7,680～8,135g-TEQ/年に比べ約98%削減したとされています。

しかしながら、ダイオキシン類は分解しにくい物質であるため、引き続き監視、指導を実施していきます。

また、ダイオキシン類は、そのほとんどがものを燃焼する過程などで発生するため、ごみの量を減らすことがダイオキシン類の発生量を抑制する対策として効果的です。私たち一人ひとりが、ものを大切に長く使い、また、使い捨て製品を使わないよう心がけ、ごみを減らし、再利用やごみの分別・リサイクルに協力することがとても重要になります。

2 化学物質

<環境政策課>

(1) 化学物質の事前審査・製造等の規制

科学技術の発展により、世界では約10万種、日本国内でも約5万種の化学物質が流通しているといわれています。

日本では、PCBによる環境汚染問題を契機として、昭和48年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）」が制定され、新たに製造・輸入される化学物質については、事前に人への有害性などを国が審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質については製造、輸入及び使用を規制する仕組みが設けられています。

(2) 化学物質の排出量の把握（PRTR制度）

化学物質による環境汚染の未然防止に関する

国民の関心の高まりを受け、有害性が判明している化学物質については、人体等への悪影響との因果関係の判明の程度にかかわらず、事業者による管理活動を改善・強化し、環境の保全を図るため、平成11年7月13日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が公布されました。

PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれがあり、環境中に広く存在すると認められるベンゼンやトルエンなど462種類（平成21年度までは354種類）を1重量%以上含有する化学薬品、染料、塗料、溶剤等を年間1トン以上取り扱う、従業員数が21人以上の事業者（業種指定あり）が、環境中への排出量及び廃棄物に含まれることによる移動量を自ら把握して、毎年、行政庁に報告する制度です。

行政庁は、このような事業者からの報告や統計資料を用いた推計によって、国内での排出量・移動量を集計し、公表しています。（図37）

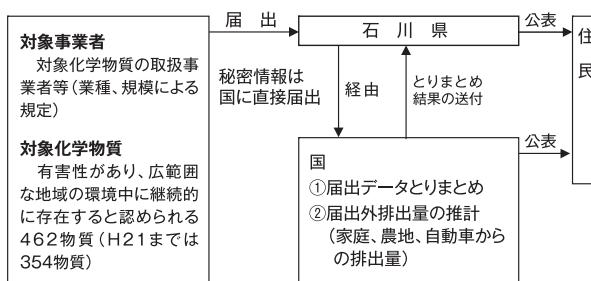


図37 化学物質の排出量の把握の体系図
(PRTR法)

県内では、平成26年度には465事業所から141種類の化学物質についての届出があり、その排出量・移動量の合計は4,459トンで、平成25年度の4,050トンより409トン増加していました。（表27）

また、平成16年4月からは、「ふるさと環境条例」により、「PRTR法」の届出対象事業者は、前年度の対象化学物質の取扱量等（製造量及び使用量）を県に報告しなければならないこととなっています。

(3) 化学物質環境実態調査

環境省では、環境中における残留性のある化

表27 平成26年度PRTR届出データの公表概要

1 届出の状況 465事業所(31業種)から141種類の化学物質の届出がありました。				
2 届出の集計結果 (単位:トン/年)				
届出 排出 量	大気への排出	1,992		
	公共用水域への排出	195		
	土壤への排出	0		
	事業所内の埋立処分	0		
	小 計	2,187		
届出 移動 量	事業所外への廃棄物としての移動	2,254		
	下水道への移動	17		
	小 計	2,272		
	合 計	4,459		
順位	化学物質名	届出 排出量	届出 移動量	計
1	トルエン	826	635	1,462
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	21	728	748
3	キシレン	479	83	563
4	エチルベンゼン	321	73	394
5	N,N-ジメチルホルムアミド	110	123	233
6	ほう素化合物	29	200	229
7	ノルマル-ヘキサン	98	50	147
8	スチレン	119	11	130
9	りん酸トリトリル	0	57	57
10	トリクロロエチレン	40	7	47
上記の上位10物質の計		2,043	1,966	4,009
上位10物質以外の計		144	306	450
合 計		2,187	2,272	4,459

注 小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合があります。

学物質や人体に影響を与える化学物質を対象に全国の環境中の濃度を把握する「化学物質環境実態調査」を行っています。この国の調査は昭和49年度から実施されており、本県でも、昭和60年度から本格的にこの調査に参加し、県内の化学物質の環境実態の把握に取り組んでいます。この調査結果は、環境省のホームページで公表されています。

また、県でも未規制の化学物質の実態を把握するための調査を独自に実施しています。

(4) 化学物質の内分泌かく乱作用

国は化学物質による内分泌系をかく乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響について、平成10年に「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を策定し、65物質に対する調査研究を始めました。これまでの調査や研究では、「ヒト推定ばく露量を考慮した用量では明らかな内分泌かく乱作用は認められない」との判断

がなされています。

一方、近年、米国やEUにおいて化学物質の内分泌かく乱作用の評価を順次進める計画が動き出し、OECD（経済協力開発機構）でも加盟国の協力の下で内分泌かく乱化学物質の評価に関する検討が本格的に進められようとしています。

国でも、平成22年に作成された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2010－」において、今後の対応の方向性がとりまとめられており、今後とも知見の集積が必要な状況となっています。

3 農薬

<環境政策課>

農薬は、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることなどから、「農薬取締法」に基づき「作物残留、土壤残留、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に関する基準」に適合し、農林水産大臣の登録を受けた農薬でなければ製造、販売等ができないことになっています。

県では「農薬取締法」に基づき、農薬販売者や取扱者への指導を継続的に実施しています。

このほか、登録をうけた農薬であっても、学校や保育所、病院、公園等の公共施設、住宅地に近接する街路樹、森林、家庭菜園の管理にあたっては、農薬の飛散を原因とする住民や子ども等への健康被害が生じないよう、心がけることが重要です。

農薬の適正使用のポイント

- ①植栽の実施及び更新の際には、病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するように努めること。
- ②定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害等の発生を早期的に発見し、被害を受けた部分の除去や捕殺等の物理的防除により対応するよう努めること。
- ③やむを得ず農薬を使用する場合は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域の散布にとどめること。

④農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用すること。

⑤病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用する「現地混用」は行わないこと。また、やむを得ない場合でも、有機リン系農薬同士の混用は行わないこと。

⑥農薬散布は、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズルの使用に努め、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

⑦農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して十分な周知を行うこと。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合は、十分配慮すること。

⑧農薬の使用履歴を記録し、一定期間保管すること。

⑨農薬散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

(1) ゴルフ場での農薬使用

本県では、平成2年7月に「石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱」を制定し、ゴルフ場での農薬使用に関する基準を定めるとともに、事業者に使用農薬の排出状況の監視と報告等を義務づけています。

(2) 県有施設での農薬使用

平成13年度から県有施設等における農薬使用量調査を実施し、可能な限り農薬使用の抑制に努めています。

平成27年度の県有施設における農薬使用量は、平成26年度に比べ、約78kg増加していました。(表28)

4 家庭用品の規制

(1) 家庭用品の規制基準

日常生活で使用される家庭用品（繊維製品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等）には、各種の化学物質が処理剤、加工剤（難燃性、柔軟性、

表28 平成27年度県有施設等における農薬使用量調査結果

(単位:kg)

区分	県有施設内	公園	街路	計
殺虫剤	273.8 (28.4%)	113.0 (12.1%)	9.0 (87.7%)	395.7 (20.7%)
殺菌剤	80.9 (8.4%)	125.5 (13.5%)	0 (—)	206.4 (10.8%)
除草剤	610.3 (63.2%)	693.6 (74.4%)	1.3 (12.3%)	1305.2 (68.4%)
計	965.0 (100%)	932.1 (100%)	10.2 (100%)	1907.4 (100%)

※ここでいう農薬使用量とは、薬剤の使用量（希釈して使用するものは希釈前の薬剤量）である。なお、液剤については比重を1として重量換算した。
※端数は、四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

防かび性等）等として使用される場合があります。

このような家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）」により、ホルムアルデヒド、塩化水素等の21物質の基準が設けられ、基準に適合しない家庭用品の販売や授与等が禁止されています。

(2) 家庭用品の衛生監視

県では、家庭用品衛生監視員を配置し、関係業者への指導を行うとともに家庭用品の試買試験を実施し、基準に適合しない家庭用品が流通しないよう監視を行っています。

平成27年度は、50件の家庭用品を対象に試買試験を実施しましたが、基準違反はありませんでした。(表29)

表29 家庭用品の試買試験結果（平成27年度）

試買項目	基準違反件数
	試験件数
ホルムアルデヒド（一般用）	0/20
ホルムアルデヒド（乳幼児用：生後24月以内）	0/ 6
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	0/ 2
塩化水素又は硫酸	0/ 2
有機水銀化合物	0/ 2
トリブチル錫化合物	0/ 2
メタノール	0/ 2
テトラクロロエチレン	0/ 2
トリクロロエチレン	0/ 2
容器試験	0/ 4
ジベンゾ[a, h]アントラセン	0/ 2
ベンゾ[a]アントラセン	0/ 2
ベンゾ[a]ピレン	0/ 2
計	0/50

第5節 環境美化、修景、景観形成

1 環境美化

(1) 河川愛護活動の支援

<河川課>

県では、身近な親水空間である河川敷を良好な状態に保持するため、河川愛護団体に対して河川愛護活動の支援をしています。平成27年度には、河川愛護団体により延長約681kmの河川において、除草や清掃が行われました。

また、平成24年度からは、地域のボランティア団体と地元企業が連携して実施するいしかわ我がまちアドプト制度「地域連携河川環境創出事業」を取り入れ、平成27年度には、県内の21団体がこの制度による河川の美化活動に取り組みました。

(2) クリーンビーチいしかわの支援

<水産課>

県では、管下市町と共に、海岸の清掃活動を中心とした環境美化に対する普及啓発活動を支援しています。平成27年には、県内各地の海岸・河川・湖沼の清掃や植林活動に、延べ97,668人の参加がありました。

(3) 道路愛護活動の支援

<道路整備課>

県では、通行車両の安全確保、維持管理費の縮減、道路への愛着心の向上の観点から、道路愛護団体等の実施する道路清掃活動を支援しています。平成27年度には、168団体により清掃・除草が行われました。

また、平成22年度からは、地域のボランティア団体と地元企業が連携して実施するいしかわ我がまちアドプト制度「地域連携沿道環境創出事業」を立ち上げ、道路愛護活動への支援を行っています。

2 生活空間の緑化・修景

都市公園などの身近な緑とゆとりのある生活環境を目指した施策を進めており、良好な景観と美観風致の維持、地域の歴史的な景観の保全

が図られています。

(1) 都市公園等整備事業の推進

<公園緑地課>

県では、地域の歴史文化や自然等を保全活用し、健康で生き生きとした暮らしを支えるために、市町とも役割分担を行いつつ県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めており、平成26年度末現在の一人あたりの都市公園面積は14.46m²となっております。平成27年度は、金沢城公園（金沢市）、犀川緑地（金沢市）、白山ろくテーマパーク（白山市）、能登歴史公園（七尾市・中能登町）等の県営公園、その他市町公園で整備を進めました。

(2) 市町緑の基本計画の策定推進

<公園緑地課>

緑の基本計画は、緑地保全及び緑化推進、都市公園の整備等、都市の緑の総合的なマスター プランとして、都市計画区域を有する市町が定めることとされています。

本県では、平成27年度末現在で、対象となる17市町の内、12市町で策定されています。

県としては、未策定の市町における早期の策定や策定済みの市町への見直しを促していくこととしています。

(3) 都市緑化推進事業の推進

<公園緑地課・道路整備課>

緑豊かでうるおいのあるまちづくりの実現のためには、行政、企業、県民がそれぞれの立場で主体的に、かつ相互に協力しながら、緑化に取り組む必要があります。

このため、県では、平成15年度から地域の緑化リーダーとなる人材「緑と花のまちづくり推進員」の養成を行い、平成27年度末現在では、167名の方が推進員に登録されています。

また、県民が行う緑化推進活動への助成などを通じて、緑のまちづくりを進めています。

さらに、道路についても、ドライバーや歩行者に快適に道路を利用もらうため、適切な街路樹の維持管理に努めています。

3 地域の良好な景観の保全と創出

(1) まちづくりと一体となった街路整備の推進

＜都市計画課＞

中心市街地の空洞化問題を解消し、まち本来の賑わいの再生、活性化を図るため、地域固有の文化、商業、観光資源を活かしながら、街路の整備と合わせて沿道の街なみを一体的に整備することにより、沿道商店街の賑わいを創出する取り組みを進めています。事業を進めるにあたっては、地域住民が主体となって「まちづくり協議会」を設置し、官民協働で魅力的な賑わい空間の創出を目指しています。

平成27年度は、能登町の新町通り線で整備を完了しました。

(2) 計画的な都市政策による歴史的な街並みや水・緑を活かした個性とうるおいのある景観の保全と創出

＜都市計画課＞

県では、県土の優れた景観の形成に関し基本となる方向性を示し、良好な景観形成に努めるため、全国で初めての取り組みとして「石川県景観条例」と「石川県屋外広告物条例」を一本化して、本県独自の理念や施策を盛り込んだ「いしかわ景観総合条例」を平成21年1月に施行し、また、これに基づく県全域にわたる基本的な景観形成の方針を示す「いしかわ景観総合計画」等を作成しました。これにより、市町を超えた景観づくり、屋外広告物を含めた景観施策の一体的な推進、また官民協働の推進体制の充実などの施策を展開しています。

また、同年3月には、県が先導的に公共事業による良好な景観の創出を図るための指針として「公共事業ガイドライン」を策定しました。県事業への適用はもちろん国や市町にもガイドラインの適用を働きかけています。

(3) 街なみ景観魅力アップ整備事業の推進

＜都市計画課＞

平成21年1月に施行した「いしかわ景観総合条例」を拠り所に、官民協働で景観づくりを推進するプロジェクトとして、歴史的・文化的地区や温泉街・商店街において無電柱化を核とし

た沿道建物の保全や修景、屋外広告物の整理、舗装や照明などの道路修景を行い、総合的な街なみ景観の向上を図る「街なみ景観魅力アップ整備事業」を創設し、平成21年度より実施しています。

平成27年度は、金沢市（小立野・石引、寺町・野町、東山、本町、広岡・中橋）、小松市（粟津温泉）、七尾市（和倉温泉）、加賀市（中山温泉）、輪島市（河井町）、白山市（鶴来本町）、穴水町（大町）の11地区で、重点的に整備を推進しています。

(4) 景観計画・眺望計画等の事前届出による規制・誘導等

＜都市計画課＞

県では、「いしかわ景観総合条例」に基づき「景観計画・眺望計画」を策定しました。高さが13mを超えるなど所定の規模を超える建築物等の建設にあたり、良好な景観を守るにふさわしい高さや色彩などを適正に規制・誘導しています。

また、「景観影響評価指針」を策定し、高さ60mを超える建築物等に関しては、あらかじめ景観への影響を評価し、提出することも義務付けています。

(5) 屋外広告物の規制・誘導による沿道景観の保全の推進

＜都市計画課＞

昭和39年に「石川県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物について必要な規制を行い、美観風致を維持してきました。平成21年1月からは、「いしかわ景観総合条例」により、屋外広告物に対して色彩の基準を設けるなどの規制・誘導を行っています。

(6) 街なみ環境整備事業の推進

＜建築住宅課＞

街なみ環境整備事業は、生活道路等の地区施設が未整備であったり、街なみが良好な景観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする地区において、地方公共団体及びまちづくり協定を結んだ住民が協力して、ゆとりと潤いのあるまちづくりを進めるものです。

平成27年度においては、県内では金沢市旧城下町周辺地区など9地区で事業を行っており、緑道の整備や住宅等の修景整備による統一感のある街なみの創出が進められています。

第6節 開発行為に係る環境配慮

1 環境影響評価制度

＜環境政策課＞

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発行為や事業の実施が環境に与える影響を、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民や自治体の意見を聞いて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度のことです。

(1) 国及び石川県における環境影響評価制度

「環境影響評価法」は、平成11年6月に施行されました。

本県では平成11年3月に「石川県環境影響評価条例」を公布し、同年6月に規則と技術指針を制定し、同月から施行しました（表30）。条例では、同法に定める規模よりも小さな事業や廃棄物焼却施設などの同法に定められていない事業も対象としています。

なお、この「石川県環境影響評価条例」は、平成16年4月に施行された「ふるさと環境条例」に統合されています。

「環境影響評価法」は平成23年4月に改正され、平成24年4月から平成25年4月にかけて、事業実施段階前の手続きとして計画段階配慮事項の検討を行うこと（配慮書の作成）や対象事業に風力発電所を追加すること等について施行されています。

(2) 石川県における環境影響評価の実施状況

本県の対象事業については、「環境影響評価法」及び「石川県環境影響評価条例」の施行後、法対象事業3件、条例対象事業4件、計7件の事業が環境影響評価手続きを終了し、平成27年度末現在、条例対象事業2件が手続き中です。（表31）。

2 石川県開発事業等環境配慮指針

＜環境政策課＞

大規模な開発事業は、「環境影響評価制度」の対象となります。事業の種類や規模を問わず、環境への負荷の低減を図ることが必要であり、「ふるさと環境条例」では、「事業者は土地の形質の変更、工作物の新設等にあたっては、環境汚染や自然環境の改変後の状況把握に努め、事業の実施による環境への配慮に努めること」としています。

本県では、事業者の環境への配慮を促すため、開発事業等における具体的な手順や配慮項目を事例で示した「石川県開発事業等環境配慮指針」を平成16年度に作成し、県のホームページに掲載しています。

なお、県が行う公共事業については、部局毎に指針に沿って作成したマニュアルによって環境配慮がなされるようになっています。

＜石川県開発事業等環境配慮指針＞

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/assess/hairyo.html>

3 生態系や景観に配慮したほ場整備等生産基盤整備の推進

＜農業基盤課＞

県では、ほ場整備（水田の大区画化）の計画段階において、農家・地域住民参加による生き物調査等の取り組みを行っています。

また、調査結果を踏まえ、事業の実施にあたり、学識経験者、関係農家、地域住民の参加により、自然石を活用した環境配慮型水路やビオトープの設置などの検討を行うことや、地域住民・児童との協働により、事業区域内の水路に生息する希少な生き物を工事影響区域外への移植作業を行うことなど、事業に伴う環境に対する負荷を回避・低減する取り組みを行っています。

第5節 環境美化、修景、景観形成／第6節 開発行為に係る環境配慮

表30 国と県における環境影響評価制度の歩み

年	国	石川県
S54(1978)	中央公害対策審議会から「環境影響評価制度のあり方について」の答申	
S56(1981)	「環境影響評価法案」が国会審議開始	
S58(1983)	衆議院解散により法案は審議未了・廃案	
S59(1984)	環境影響評価が閣議決定により制度化。当面は「環境影響評価実施要綱」を根拠として環境影響評価を実施	
H2(1990)		リゾートブームによるゴルフ場開発ラッシュに対応するため「石川県ゴルフ場環境影響調査実施要領」を制定(16件のゴルフ場開発案件を審査)
H5(1993)	「環境基本法」公布。法の中で環境影響評価の推進がうたわれる	
H6(1994)	「環境基本計画」公表	
H7(1995)		「石川県環境影響評価要綱」を公布・施行。併せて「環境影響評価技術指針」を公表
H8(1996)6月	内閣総理大臣より中央環境審議会に対し「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問	
H9(1997)2月	中央環境審議会から「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申	
H9(1997)6月	「環境影響評価法」公布	
H11(1999)3月		「石川県環境影響評価条例」を公布
H11(1999)6月	「環境影響評価法」施行	「石川県環境影響評価条例施行規則」及び「環境影響評価技術指針」を制定 「石川県環境影響評価条例」を施行
H16(2004)4月		「石川県環境影響評価条例」を廃止し、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に組み込み
H23(2011)4月	配慮書手続きの新設など改正「環境影響評価法」公布	
H24(2012)4月～H25(2013)4月	「環境影響評価法」の段階的な施行	

表31 石川県における環境影響評価の実施状況

事業名	種類	事業場所	規模	根拠	備考
能越自動車道 (七尾～大泊)	道路	七尾市千野町～ 七尾市大泊	4車線 延長 12.5km	法	手続き終了 (～H12.2.10)
一般国道159号 羽咋道路	道路	羽咋市四柳～ 押水町宿	4車線 延長 12.6km	法	手続き終了 (～H12.12.13)
RDF専焼炉	ごみ焼却施設	志賀町矢馳	処理能力 160t／日	条例	手続き終了 (～H13.2.1)
金沢市西部 クリーンセンター	ごみ焼却施設	金沢市東力町	処理能力 350t／日	条例	手続き終了 (～H20.2.29)
新廃棄物埋立場 (金沢市)	一般廃棄物 最終処分場	金沢市中山町、 戸室新保	埋立面積 12.1ha	条例	手続き終了 (～H21.4.2)
能越自動車道 (田鶴浜～七尾)	道路	七尾市三引～ 七尾市千野	4車線 延長約 10km	法	手続き終了 (～H23.12.13)
小松市環境美化 センター	ごみ焼却施設	小松市大野町	処理能力 122t／日	条例	手続き終了 (～H26.7.31)
門前クリーン パーク	産業廃棄物 最終処分場	輪島市門前町 大釜	埋立面積 17.67ha	条例	手続き中 (H18.11.16～)
七尾大田火力発電所 石炭灰処分場	産業廃棄物 最終処分場	七尾市大田町	埋立面積 12ha	条例	手続き中 (H27.4.20～)

第7節 公害苦情・紛争の解決

<環境政策課>

1 公害苦情の現状及びその処理状況

(1) 公害苦情件数の推移

県及び各市町が受理した公害苦情の件数は、地盤沈下による公害苦情が多く寄せられた昭和46年度が最大であり、昭和47年度から昭和50年度までが800から900件台で、昭和51年度から平成3年度までは500から700件台で推移してきました。平成10年度からは大気汚染の苦情が増加し、平成15年度には1,152件と昭和47年度以降の最多となりましたが、その後は減少から横ばい傾向を示しています。

平成27年度の苦情受付件数は387件で前年度の477件に比べ90件減少しました（図38）。

(2) 公害の種類別・発生源別苦情件数

公害の種類は、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）と典型7公害以外（廃棄物投棄、日照不足、通風妨害、夜間照明など）に区分されます。

①典型7公害

平成27年度の典型7公害の苦情受理件数は231件で、前年度の284件に比べ53件減少しました。

公害の種類別では、全国的な傾向と同様、本県でも大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭が多く、土壤汚染、振動、地盤沈下が少ない状況です（表32）。

また、発生源別では、個人が最も多く、次いで不明、建設業が多い状況です（表34）。

②典型7公害以外

平成27年度の典型7公害以外の苦情受理件数は156件（平成26年度193件）で、廃棄物の投棄が20件、その他が136件（うち128件は雑草の繁茂等の自然系が発生要因）となっています。

(3) 公害苦情の処理状況

公害苦情の解決には発生源者の理解と協力が必要です。現地調査による事情聴取等をもとに発生源者に対し、作業方法・時間帯の改善、気配り等の軽易な対策を指導するほか、必要に応じて公害防止施設の設置等による改善を指導しています。

県及び市町が平成27年度に処理した苦情件数は、新規に受理した387件（平成26年度は新規受付477件、前年度からの繰り越し1件、計478件）であり、このうち3件の処理が翌年度に繰り越され、処理率は99.2%でした。

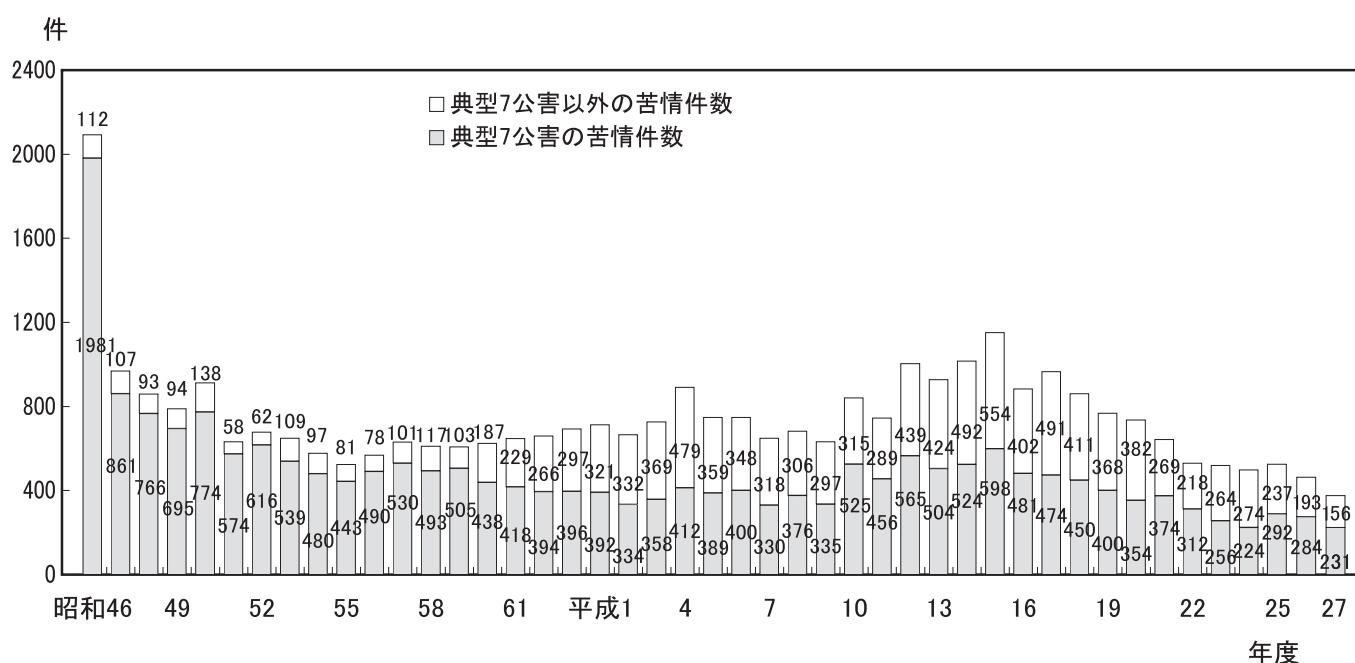


図38 公害苦情件数の推移（46～27年度）

表32 公害の種類別苦情件数の内訳

区分 年度	典型7公害								典型7公害以外の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		
平成27年度	49 (12.7)	72 (18.6)	- (-)	72 (18.6)	5 (1.3)	1 (0.3)	32 (8.3)	231 (59.7)	156 (40.3)	387
平成26年度	51 (10.7)	86 (18.0)	- (-)	88 (18.4)	3 (0.6)	- (-)	56 (11.7)	284 (59.5)	193 (40.5)	477
平成25年度	66 (12.5)	98 (18.5)	- (-)	66 (12.5)	4 (0.8)	- (-)	58 (11.0)	292 (55.2)	237 (44.8)	529
(参考) 全国H26	15,879 (21.2)	6,839 (9.1)	174 (0.2)	17,202 (23.0)	1,830 (2.4)	26 (0.0)	9,962 (13.3)	51,912 (69.4)	22,873 (30.6)	74,785

(注) () 内は構成比 (%) である。複数の公害苦情は主たる苦情で区分した。

四捨五入の関係で合計が100% にならないことがある。

表33 公害苦情の主な発生原因

区分 主な発生原因	典型7公害								典型7公害以外		合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他		
焼却(施設)	9						1	10			10	
産業用機械作動	4			18			3	25		1	1	26
産業排水		9					3	12				12
流出・漏えい		40					1	41				41
工事・建設作業	6	1		25	2			34				34
飲食店営業		1		4			1	6				6
カラオケ				4				4				4
移動発生源(自動車)	1			3	3			7				7
廃棄物投棄	1						1	19		19		20
家庭(機器)							1	1				1
家庭(ペット)				7			1	8		4	4	12
家庭(その他)		5		1			6	12		1	1	13
焼却(野焼き)	25						1	26				26
自然系						1		1		128	128	129
その他	2			9			8	19		2	2	21
不明	1	16		1			6	24	1		1	25
計	49	72	0	72	5	1	32	231	20	136	156	387

(注) 典型7公害以外の「その他(自然系)」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害。(空き地での雑草・木の繁茂、害虫の発生等)

表34 典型7公害の発生源の業種

区分 年度	農林水産業	建設業	製造業	運輸通信業	卸売・小売業、飲食店	サービス業	その他	会社・事業所以外		合計
								個人	その他・不明	
27	8 (3.5)	42 (18.2)	29 (12.6)	5 (2.2)	25 (10.8)	13 (5.6)	9 (3.9)	55 (23.8)	45 (19.5)	231
26	2 (0.7)	45 (15.8)	41 (14.4)	3 (1.1)	27 (9.5)	31 (10.9)	3 (1.1)	69 (24.3)	63 (22.2)	284
25	5 (1.7)	55 (18.8)	44 (15.1)	8 (2.7)	28 (9.6)	13 (4.5)	3 (1.0)	67 (22.9)	69 (23.6)	292
(参考) 全国H26	1,549 (3.0)	9,619 (18.5)	5,914 (11.4)	1,528 (2.9)	3,745 (7.2)	4,180 (8.1)	2,127 (4.1)	13,717 (26.4)	9,533 (18.4)	51,912

(注) 1 () 内は構成比 (%) である。四捨五入の関係で合計が100% にならないことがある。

2 「サービス業」は不動産業、医療・福祉、教育等で、「その他」は鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、公務、分類不能の産業とした。なお「会社・事業所以外のその他・不明」は、「どこからか悪臭が漂う」、「河川に魚が浮いた」等で発生源が判明できない場合として区分した。

しかしながら近年は個人が発生源である苦情も増えています。例えば家庭生活における騒音等に関しては、法的な規制に馴染まない例が多く、自分の出した音がまわりの人々に迷惑をかけていることもあります。ちょっとした気づかい・気配りが重要です。

2 公害紛争の処理状況

解決をみない公害苦情が公害紛争に至った場合、当事者は裁判による司法的解決を求めることができるほか、「公害紛争処理法」による公害紛争の解決を図る制度を利用することができます。

(1) 公害紛争処理制度

「公害紛争処理法」による紛争処理機関として、国には公害等調整委員会が置かれ、裁定及び特定の紛争（いわゆる重大事件、広域処理事件等）についてのあっせん、調停及び仲裁を行います。また、都道府県には公害審査会を置くことができることとなっており、本県では、昭和50年に石川県公害審査会を置き、県内で発生した公害紛争の処理に当たっています。

(2) 公害紛争の概況

国の公害等調整委員会に、公害の紛争に対するあっせん、調停、仲裁及び裁定の申請があつた件数は、昭和45年11月の公害紛争処理制度発足から平成27年度末までに985件に達しており、このうち953件が終結しています。

また、本県の公害審査会に対する申請は、これまでに12件あり、すべての事件が終結しています（表35）。

表35 石川県公害審査会における事件の処理状況

調停申請年月	事件の概要	調停結果
昭和 48年 5月	織物工場からの振動	成 立
昭和 52年 1月	撚糸工場からの騒音	成 立
昭和 60年 7月	大型冷凍庫からの騒音	成 立
平成 2年11月	ゴルフ場の建設	打 切
平成 3年 3月	ゴルフ場の建設	打 切
平成 4年11月	堆積場からの騒音・粉じん	成 立
平成 6年 2月	下水道工事に伴う地盤沈下	打 切
平成 8年12月	木工所からの騒音・ばいじん	成 立
平成 9年 6月	変電所の建設	打 切
平成 11年 3月	染色工場からの騒音・振動	打 切
平成 17年12月	鍛造工場からの騒音・振動	打 切
平成 28年 1月	市道供用に伴う自動車騒音	打 切

3 企業における公害防止体制の整備

(1) 工場における公害防止組織

工場において公害防止体制（人的組織）を整備することは、産業活動に起因する環境汚染を防止し、県民の健康と良好な生活環境を保全するうえで重要な役割を果たすものです。

このため「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止管理者法）」では、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の4業種を対象に公害に関する技術的業務を担当する公害防止管理者とその代理者、それを統括管理する公害防止統括者、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者の選任と届出を義務づけています。

(2) 企業等での自主的取り組み

環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指して、より良い環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、民間団体、行政のそれぞれが自分たちの役割を理解し、日常生活や事業活動の中で自主的、積極的に環境保全に取り組むことが必要です。

県内の企業でも環境問題への自主的取り組みとして、ISO14001やエコアクション21といった「環境マネジメントシステム」を取得するほか、本県独自の「いしかわ事業者版環境ISO登録制度」によって、環境保全に取り組む企業が増えています。

第8節 原子力安全確保対策

<危機対策課原子力安全対策室>

石川県と志賀町は、北陸電力(株)と、志賀原子力発電所周辺の地域住民の安全を確保し、生活環境の保全を図るために、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書(以下「安全協定」という。)」を締結しています。

県は、これに基づいて周辺環境放射線監視、温排水影響調査、志賀原子力発電所の立入調査等を実施し、志賀原子力発電所の安全確保を図っています。

1 安全確保対策の推進

(1) 志賀原子力発電所の運転状況

志賀原子力発電所1号機は平成23年3月1日に再循環ポンプのトラブルにより停止し、平成23年10月8日から第13回定期検査を開始しました。2号機は平成23年3月11日から第3回定期検査を開始しました。平成28年3月末現在、1号機2号機とも停止しています。

(2) 東北地方太平洋沖地震を踏まえた安全対策

東北地方太平洋沖地震により東京電力(株)福島第一原子力発電所が被災したことを受け、国は、平成23年3月30日、福島第一・第二原子力発電所以外の原子力発電所を保有する原子力事業者に対し、福島第一原子力発電所を襲ったような津波による全交流電源喪失等から発生する炉心損傷等を防止するため、緊急安全対策を指示しました。4月22日、北陸電力は国に対し対策結果を報告し、5月11日、国から妥当であると評価されました。

平成23年6月7日、国は万ーシビアアクシデントが発生した場合でも迅速に対応するための措置として、中央制御室の作業環境の確保や水素爆発防止対策などを講じるよう原子力事業者に指示しました。6月14日、北陸電力は国に対し順次対策を実施していくと報告し、6月18日、国から措置の実施について妥当であると評価されました。

この他北陸電力は、安全対策の一環として平成24年9月に志賀原子力発電所敷地内への浸水防止策の一つである防潮堤・防潮壁を建設するとともに、12月には非常用電源の確保策として大容量電源車を配備しました。また、平成25年3月には防災資機材倉庫を、9月には、緊急時対策棟を建設し運用を開始しました。

一方、国においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、平成24年9月に原子力規制委員会が発足するとともに、平成25年7月には新たな規制基準を策定し、北陸電力をはじめ各原子力事業者は、新規制基準に適合するよう各種対策に取り組んでいます。

(3) 新規制基準適合性に係る審査

北陸電力は、平成26年8月12日、志賀原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査を受けるため、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の申請を行いました。平成26年度には、国において2回の審査会合が開催されました。

(4) 敷地内破碎帯の追加調査

志賀原子力発電所の敷地内の破碎帯について、平成24年7月18日、国の専門家会合で活動性のある断層ではないかとの指摘がなされ、国から北陸電力に対して追加調査が指示されました。7月25日、北陸電力は国に対し追加調査計画を提出するとともに、8月10日から追加調査を開始し、平成25年12月19日に国に対し最終報告書を提出しました。国においては、平成26年3月から平成28年3月にかけて有識者による8回の評価会合が開催されました。

(5) 石川県原子力環境安全管理協議会

県は、地域住民の安全確保及び生活環境の保全に必要な事項を協議するため、安全協定に基づき、「石川県原子力環境安全管理協議会(以下「協議会」という。)」を設置しています。

また、環境放射線及び温排水等の測定に関する技術的事項を検討するため、協議会に「石川県環境放射線測定技術委員会」及び「石川県温

排水影響検討委員会」を設置しています。

平成27年度は、環境放射線監視及び温排水影響調査の平成25、26年度の報告書について協議しました。

また、志賀原子力発電所の安全性に関する専門的・技術的事項のうち重要なものについて、原子力環境安全管理協議会での討議の前に、専門家で集中的に討議する原子力安全専門委員会をこれまでに平成26年3月、8月及び平成27年3月に開催しています。

(6) 安全協定の遵守状況

県は、発電所の立入調査、周辺環境監視（排水の水質調査）を定期的に実施し、安全協定の遵守状況を確認しています。

トラブル事象が発生した場合には、北陸電力から状況を聴取するとともに、立入調査により現場確認を行っています。平成27年度は福島第一原子力発電所事故を踏まえ北陸電力が実施している安全対策や敷地内破碎帯の追加調査について、現地で確認を行いました。

(7) 緊急時環境放射線モニタリング

緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）は、原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、

- ①周辺環境における放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得て、必要な防護対策を決定する。
- ②住民等及び環境への放射線の影響を評価し、確定する。

ことを目的として実施するものです。

県は、緊急時モニタリングが円滑に実施できるよう、モニタリング要員の資質の向上に努めるとともに、原子力防災訓練の一環として緊急時モニタリング訓練を行い、モニタリング業務の習熟と原子力防災対策の実効性の向上を図っています。

2 環境放射線監視

県、志賀町及び北陸電力では、「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画」に基づき、志賀原子力発電所に起因する放射線による公衆の線量当量が年線量当量限度を十分下回っていることを確認するため、志賀原子力発電所の周辺において、

- ①環境放射線の常時監視（気象観測を含む。）
 - ②熱ルミネセンス線量計（TLD）による積算線量の測定
 - ③環境試料の放射能測定
- を実施しています。

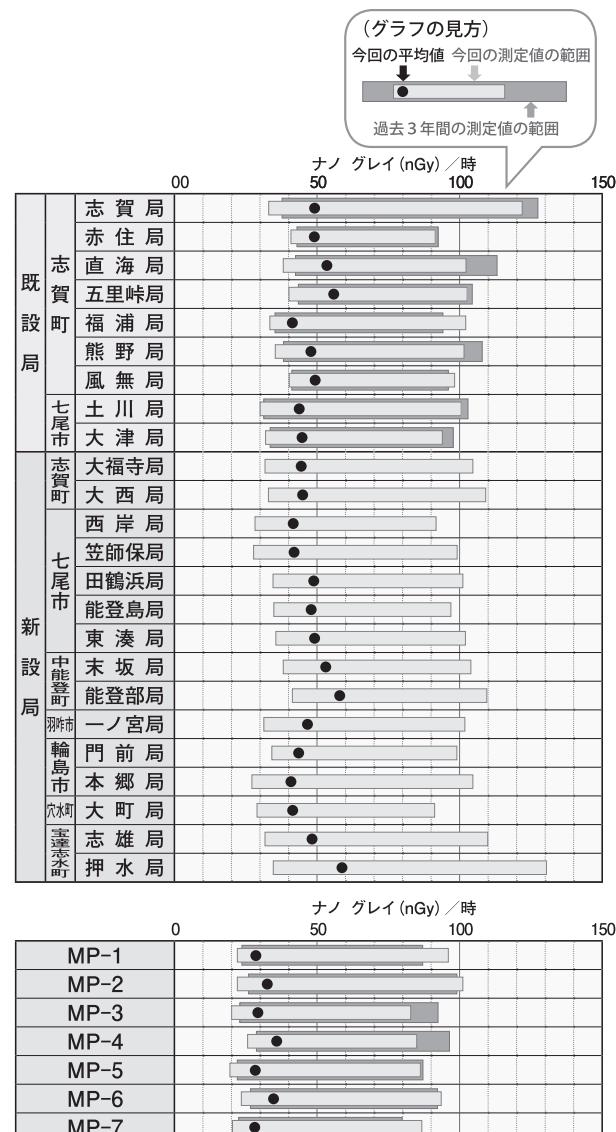


図39 線量率の測定結果（平成26年度分）

※ 空間放射線の測定値は、通常、宇宙や地面などからの自然放射線によるものであり、20～100ナノグレイ（nGy）／時程度です。日常よく見られる変動は、降雨による線量率の上昇であり、100～200ナノグレイ（nGy）／時程度となることがあります。

平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）の環境放射線監視結果は、空間放射線及び環境試料中の放射能濃度とも、志賀原子力発電所に起因する環境への影響は認められませんでした。なお、各調査項目の結果は次のとおりです。

(1) 空間放射線

ア 線量率

環境放射線観測局及びモニタリングポストにおける線量率の測定結果は、平均値で28.0～58.6nGy/hであり、過去の測定値と同程度でした。（図39）

イ 積算線量

モニタリングポイント（45カ所）における3ヶ月毎の積算線量の測定結果は、0.09～0.18mGy/91日であり、過去の測定値と同程度でした。

(2) 環境試料中の放射能

ア 大気中放射性物質

志賀局における大気中放射性物質の全アルファ放射能は0.1～9.2Bq/m³（過去3年間の測定結果：0.1～9.3Bq/m³）でした。

志賀局、発電所モニタリングポスト（2局）における大気中放射性物質の全ベータ放射能は0.1～14.1Bq/m³（過去3年間の測定結果：0.1～12.5 Bq/m³）でした。

イ 放射性核種分析

環境試料について測定された人工放射性核種セシウム-137（Cs-137）及びストロンチウム-90（Sr-90）については、いずれの濃度も過去の測定値と同様に低い値でした。（図40）

3 溫排水影響調査

県、志賀町及び北陸電力では、「志賀原子力発電所温排水影響調査年度計画」に基づき、志賀原子力発電所の取放水に伴う海域環境の変化の状況を把握するために、

- ①温排水拡散調査（水温分布、流況）
- ②海域環境調査（水質、底質）



図40 環境試料中のセシウム-137、ストロンチウム-90、トリチウムの測定結果（平成26年度分）

③海生生物調査（底生生物等）

を四半期ごとに実施しています。

平成17年度より2号機の温排水が放出されることから、その2年前の平成15年度に1、2号機の事前調査と位置付けて、調査を実施しました。

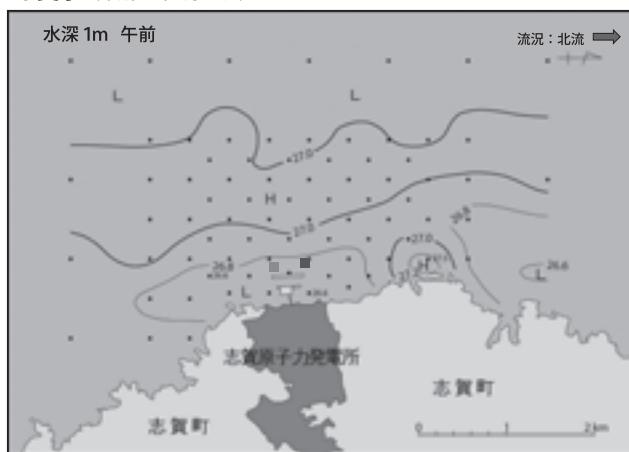
平成26年度は1号機、2号機とも運転停止中であり、温排水は放水されていませんでした。水温調査において、平均水温は春季、夏季、冬季はこれまでの範囲にあり、秋季は低い値でした。鉛直的には、上下層間の差は、春季、夏季に大きく、秋季、冬季にやや大きいものでした。水質、底質調査では、水質調査で春季の透明度が低く、硝酸態窒素が高いほかは、全体として大きな変化は認められませんでした。海生生物調査では、卵・稚仔調査で夏季の平均出現量が少なく、植物プランクトン調査で春季の平均細胞数が多かったほかは全体として大きな変化は認められませんでした。

※ ■は1号機の放水口位置、■は2号機の放水口位置、・は水温調査地点を示す。

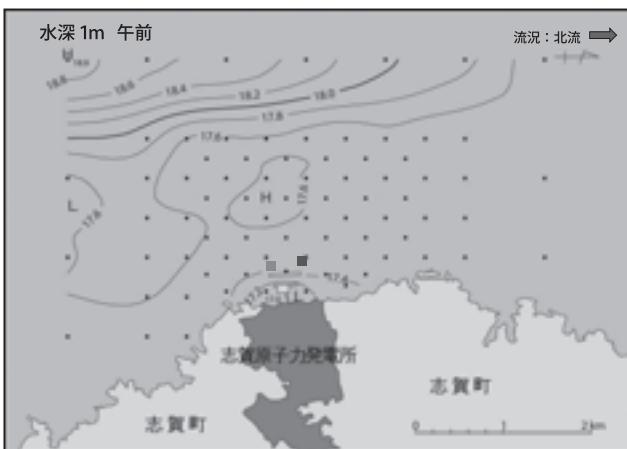
●春季（平成26年5月27日）



●夏季（平成26年7月31日）



●秋季（平成26年10月16日）



●冬季（平成27年3月19日）



図41 水温水平分布調査結果（単位：℃）

4 原子力安全対策に関する広報

県は、学校の生徒に環境放射線について親しみながら体験的に学習してもらうため、平成27年7月に、前年度に引き続き高等学校の教師、生徒等の参加を得て、環境放射線測定教室（初回：昭和63年度）を開催しました。

一方、原子力安全確保対策に関する広報の一環として、各種イベント等に参加して実際に身の回りの放射線の測定を体験してもらう「環境放射線広報キャラバン隊」を実施し、環境放射線や原子力発電の安全性などに対する知識の普及を図っています。また、パンフレットの作成・配布等も行っています。

表36 平成27年度環境放射線広報キャラバン隊実績

27年 5月 9日	ふるさと科学者セミナー「放射線教室」
27年 7月 12日	放射線測定教室（能登原子力センター）
27年 7月 12日	中能登町防災訓練
27年 7月 27日	環境放射線測定教室（県立志賀高等学校）
27年 8月 22日 ～23日	いしかわ環境フェア2015
27年10月 3日	羽咋市防災訓練
27年10月 10日	JAISTフェスティバル2015
28年 1月 23日	放射線測定教室（中能登町立鹿西小学校）
28年 3月 6日	志賀原子力発電所環境安全対策協議会総会・記念講演会

第2章 循環型社会の形成

第2章では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくした社会の構築を目指すため、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rが推進される循環型社会へ転換していくことなどについてまとめています。

現状と課題

産業廃棄物及び一般廃棄物の排出量は、全国的には、ほぼ横ばいないし、またはゆるやかな減少傾向にあり、廃棄物の排出抑制と循環的利用をさらに促進することが課題となっています。

今後は全ての消費者や事業者が、自ら排出量を削減したり、製品をできる限り長く利用したり、副産物等を新たな原材料として再生利用したりすることが求められています。

その上で、現状の技術をもってしても循環資源として利用できない性状の物だけを適正に埋立処分し、管理していくことが必要です。また、廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理の防止対策の強化や地域の環境を修復するための仕組みづくりが課題となっています。

第1節 廃棄物等の排出抑制

1 廃棄物の現状

＜廃棄物対策課＞

(1) 産業廃棄物

全国の産業廃棄物の排出量は、約385百万トンで、近年はゆるやかな減少傾向で推移しています。（図1）

県内の産業廃棄物の排出量は、平成26年度で約327万トンと、前年度に比べ、やや減少しました。（図2）

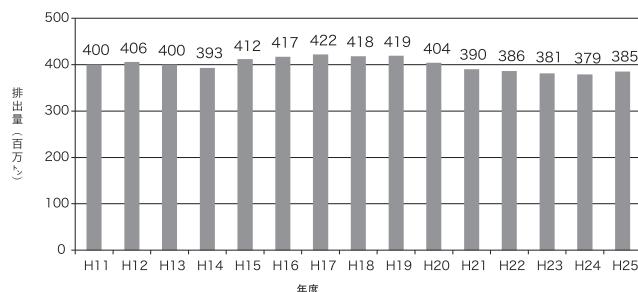


図1 産業廃棄物排出量（全国）の推移

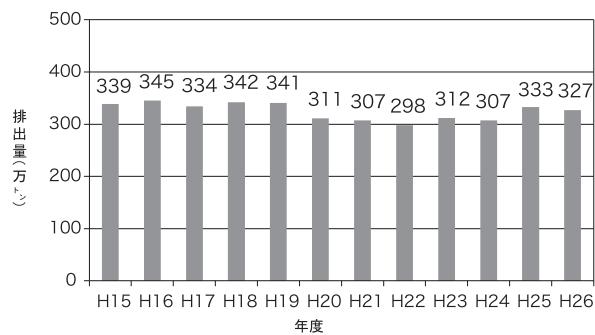
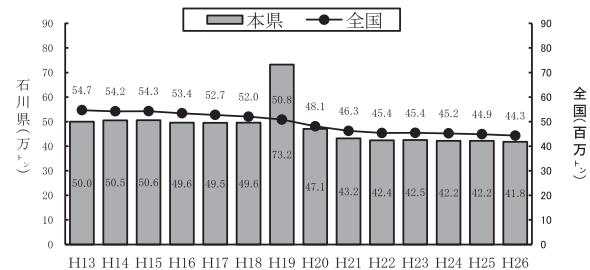


図2 産業廃棄物排出量（石川県）の推移

(2) 一般廃棄物

全国の一般廃棄物の総排出量は、約44百万トンで、近年はゆるやかな減少傾向で推移しています。

県内のごみの総排出量は、全国と同様、



（全国ごみ排出量は環境省・旧厚生省資料による）

注) H19は能登半島地震の影響によるもの。

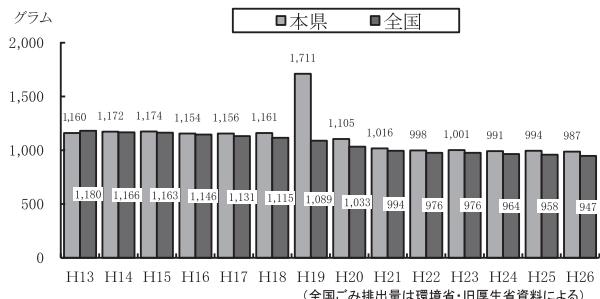
ごみの総排出量は、平成17年の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省）」と同様に、「ごみの総排出量」 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「集団回収量」として算出した。

図3 石川県と全国のごみの総排出量

第2章 循環型社会の形成

減少傾向を示しており、平成26年度の総排出量は約42万トンとなっています。(図3)

また、県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、約987gになっています。(図4)



注) H19は能登半島地震の影響によるもの。

1人1日当たりの排出量は、平成17年の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省）」と同様に算出したごみの総排出量を、総人口及び365日又は366日で除して算出した。

H24の総人口から、外国人人口を含んでいます。

図4 1人1日当たりの排出量（一般廃棄物）

2 廃棄物の排出抑制の推進

県では、循環型社会の構築のため、3R活動の実践、環境に配慮した事業活動、分別排出の徹底など廃棄物の適正処理を推進するよう努めています。

(1) 企業における廃棄物減量化の取り組みの指導・支援

＜廃棄物対策課＞

産業廃棄物の多量排出事業者は、平成13年度から産業廃棄物の減量などに関する計画を毎年県知事に提出し、また、その実施状況を翌年度に報告することが義務付けられています。県では、報告を受けた処理計画や実施状況をホームページで公表しています。

県では、多量排出事業者における減量化対策を推進するため、「産業廃棄物の減量化のための講演・意見交換会」を毎年開催し、産業廃棄物の資源化や減量化に向けた取り組みの紹介などを行うほか、産業廃棄物排出事業者に対し、3Rアドバイザーを派遣して、リサイクル、廃棄物管理に関する取り組み状況を診断し、企業のリサイクル活動を支援しています。

※多量排出事業者

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以

上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）である事業場を設置している事業者

(2) 県民が実践する3R活動への支援

＜廃棄物対策課＞

県では、一般廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を「循環型社会形成推進地域計画」として設定する市町等に対し、技術的な助言を行いながら、廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進していくこととしています。

また、市町等が行うリサイクルセンター等の整備に対して財政的な支援を行うなど、循環型社会形成に向けた取り組みを進めています。

(3) 情報の提供等

＜廃棄物対策課＞

県では、一般廃棄物や産業廃棄物の発生・処理量など種々の調査によって得られた廃棄物に関する情報や法律・制度の改正状況などについて、県民への広報や企業への情報の提供に努めています。

また、ホームページによるごみの減量化の先進的な事例の紹介や3R推進をテーマとした県政出前講座などに職員を派遣するなど、県民への啓発活動を行っています。

① 産業廃棄物の排出量実態調査の実施と公表

県では、産業廃棄物の発生、処理・処分量や減量化・再生利用等の状況を把握するため、廃棄物排出量実態調査を毎年実施しており、県内の産業廃棄物排出量、再生利用量や最終処分量に加え、業種ごと、種類ごとの排出量などの情報をホームページで公表しています。

② 一般廃棄物の排出、処理状況の把握と公表

県では、ごみ処理の状況を把握するため、毎年、調査を行っており、ごみの排出量、生活系と事業系ごみの内訳、リサイクル率の推移などの情報をホームページで公表しています。

第1節 廃棄物等の排出抑制／第2節 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

廃棄物対策課のホームページアドレス
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/>

第2節 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

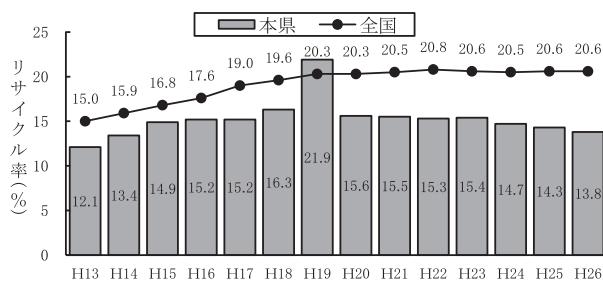
1 廃棄物の資源化の現状

<廃棄物対策課>

平成26年度の県内の産業廃棄物の再生利用率は約57%で、平成25年度の約54%に比べ、やや上昇しました。(表1)

一般廃棄物の平成26年度のリサイクル率は、約14%で平成25年度とはほぼ同じでした。(図5)

県では、廃棄物等の資源化や減量化を進め、各種リサイクル法に基づく回収・リサイクルの推進等を通して最終処分量の削減を図るとともに、リサイクル製品・環境物品等の購入を推進するよう努めています。



注) H19は能登半島地震の影響によるもの

図5 石川県と全国のリサイクル率

2 エコ・リサイクル製品の認定

<廃棄物対策課>

県では、県内の廃棄物の減量化と再利用を推進するため、県内で発生した廃棄物を県内で再生したリサイクル製品の利用推進とリサイクル産業の育成を目的とする「石川県リサイクル製品認定制度」を平成10年9月に創設しました。

この制度は、学識経験者等による認定審査委員会にて品質、再生資源の配合率、安全性等を審査し、一定の認定基準に適合するものを知事

表1 廃棄物排出量実態調査結果（種類別 平成25年度と26年度の比較）

種類\区分	排出量		再生利用量		再生利用率		最終処分量		最終処分率	
	H25年度	H26年度								
合 計	3,327	3,269	1,801	1,865	54%	57%	89	69	3%	2%
燃え殻	27	25	17	24	63%	95%	10	1	37%	5%
汚 泥	1,417	1,265	85	53	6%	4%	28	19	2%	2%
廢 油	36	34	8	12	23%	36%	0	0	1%	0%
廢 酸	16	19	3	1	20%	7%	1	2	7%	10%
廢アルカリ	14	12	3	1	18%	7%	0	0	1%	0%
廢プラスチック類	46	61	30	36	64%	59%	6	9	14%	15%
紙くず	9	7	8	6	89%	87%	0	0	1%	1%
木くず	79	82	48	54	62%	67%	2	3	3%	4%
繊維くず	1	10	1	1	46%	9%	0	1	7%	5%
動植物性残さ	10	13	7	10	65%	78%	0	0	2%	1%
動物系固形不要物	0	0	—	—	—	—	0	0	6%	12%
ゴムくず	0	0	0	0	73%	57%	0	0	15%	5%
金属くず	40	51	39	50	98%	97%	1	1	2%	2%
ガラスび、コンクリートくず及び陶磁器くず	52	117	44	108	85%	92%	8	7	15%	6%
鉱さい	14	7	11	6	78%	88%	3	1	22%	12%
がれき類	1,039	1,018	1,025	1,000	99%	98%	14	15	1%	2%
ぱいじん	263	322	274	333	104%	103%	1	1	0%	0%
動物のふん尿	204	177	162	134	79%	76%	—	—	—	—
その他の産業廃棄物	59	50	36	35	61%	70%	14	9	24%	18%

※再生利用量割合及び最終処分量割合は、排出量に対する割合である。

※ぱいじんは、搬出時に加水され重量が増加するため、再生利用量が排出量を上回っている。再生利用率は加水前の重量により算出している。
 ※端数処理の関係から排出量欄、再生利用量欄及び最終処分量欄それぞれの種類ごとの合計は合計欄と一致しない。

最終処分量については、中間処理による廃棄物の種類の変化は考慮していない。

※表中の空欄は、1トン以上の該当値がないもの、「0」の表示は500トン未満であることを示す。

第2章 循環型社会の形成

表2 石川県エコ・リサイクル認定製品一覧

平成28年4月1日現在：44企業91製品

<家庭・事務所>

分類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
紙類 文具類	衛生用紙	エコトイレットペーパー(各種)	古紙	(株)北國製紙所	1
	ファイル・バインダー類	古紙再生ファイル	古紙	加賀製紙(株)	24
		畳縁名刺入れ・畳縁カードケース	畳縁端材	(株)浜中たたみ店	190
	紙製品	らくがき帳 バナナノート・ももノート	紙くず	(株)ダイクトコーポレーション	188
棚包用バンド	棚包用 PP バンド エコリターン	磨プラスチック、 廃 PET ボトルキャップ	北陸積水樹脂(株)		178
オフィス家具等	いす	廃自動車再生椅子 トレジャーチェア	使用済自動車部品	ウイズ会宝(株)	85
その他	紙類	板紙(各種)	古紙	加賀製紙(株)	10
	家庭用繊維製品	畳縁バッグ	畳縁端材	(株)浜中たたみ店	189
	園芸用資材	園芸用人工培土 グリーンビズK(カリュー)	染色排水汚泥、廃瓦	小松精練(株)	187
	再生材料を使用した プラスチック製品	木質バイオマス樹脂漆器	木くず(櫻等切削片)	(株)ウチキ	84
	廃木材・間伐材・小径材 などを使用した木製品	学習用木工セット ウッディキッズ 薄剥板花材・R 積層経木(サリー)	間伐材などの端材等	金沢森林組合	113
		匂い袋 能登ひばり	間伐材などの端材等	(株)家村商店	185
		isica(猪鹿×いしかわ) シリーズ isica のエコバッグ	木くず(能登ヒバ)	(株)アイ・ハース	192
	その他	isica(猪鹿×いしかわ) シリーズ isica のコインケース	獸皮	CRAFT WORKS ER(長田富士子)	196
			獸皮	CRAFT WORKS ER(長田富士子)	197

<建築>

分類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
その他繊維製品	防球ネット	防球・建築養生・ごみ飛散防止ネット エコスープーネット	廃 PET ボトル	炭谷漁網資材(株)	83
その他	再生材料を使用した 建築用製品	建設用仕上塗材 瓦廃材利用塗壁材 かわらかべ 屋上断熱・緑化材 超微多孔発泡セラミックス グリーンビズ R(ルーフ)・R-G(ルーフ G) 床材料(置) いしかわエコ 愛畳丸(畳&畳床)	廃瓦 染色排水汚泥	(株)エコシステム 小松精練(株)	100 186
		床材料(置) いしかわエコ 愛畳丸(畳&畳床)	再生稻わら	(一社)石川県畠連合	122
	廃木材・間伐材・小径材 などを使用した木製品	帶竹柵 たけ灯籠	間伐材等(竹) 間伐材等(竹)	北野林業(北野直治) 北野林業(北野直治)	118 119

<土木>

分類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
公共工事・資材	再生加熱アスファルト 混合物	リビルダスコン	フライアッシュ (下水道汚泥焼却灰) 等	(株)金沢舗道	16
		再生加熱アスファルト混合材 ムーアス・コン	再生骨材 CRS-20 & 13、 再生アスファルト	北川ヒューテック(株)	72
	再生骨材等	KRC(フライアッシュのリサイクル路盤材)	フライアッシュ(石炭灰)	(株)トステック	181
コンクリート二次製品	Fシリーズ(歩道境界ブロック・ 有孔フリューム・自由勾配側溝・道路用側溝・ U形溝・ベンチフリューム・積みブロック)	Fシリーズ(歩道境界ブロック・ 有孔フリューム・自由勾配側溝・道路用側溝・ U形溝・ベンチフリューム・積みブロック)	フライアッシュ(石炭灰)	日建コンクリート工業(株)	112
	大型連節ブロック KCF - ダイヤカット	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	123	
	大型ブロック積擁壁 KCF - ホライズン	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	124	
	環境保全型張ブロック KCF - ウィーディーロック	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	125	
	環境保全型積ブロック KCF - エコグリーン	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	126	
	消波根固ブロック KCF - リーフロック	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	127	
	フライアッシュ再生コンクリート二次製品	フライアッシュ(石炭灰)	石川県コンクリート製品 協同組合	141	
	環境配慮型大型張ブロック ソフィストーン R	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株) 金沢営業所	152	
	環境配慮型大型張ブロック リーベル	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株) 金沢営業所	153	
	環境配慮型大型水平積ブロック グリーンビュー	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株) 金沢営業所	154	
	環境配慮型大型水平積ブロック エコグラス	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株) 金沢営業所	155	
	護床ブロック 床張 2号	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株) 金沢営業所	156	
	環境配慮型擬石連結ブロック KCF - ロック・ストンシリーズ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	157	
	水平張ブロック KCF - 大型平板	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	158	
	階段ブロック KCF - ステップブロック	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	159	
	環境配慮型大型水平積ブロック KCF - 緑遊シリーズ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	160	
	大型積ブロック KCF - サンエス・はやづみ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株) 北陸支店石川営業所	161	
	フライアッシュコンクリート製品	フライアッシュ(石炭灰)	島崎コンクリート工業(株)	182	
	溶融スラグリサイクルコンクリート二次製品	溶融スラグ	石川県コンクリート製品 協同組合	52	

第2節 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

<土木>

分類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
公共工事・目的物	透水性舗装	瓦廃材利用透水性舗装材 K-グランド(セメント固化・樹脂固化)	廃瓦	(株)エコシステム	9
		保水・透水性舗装材 かわら丸	廃瓦	(株)犀川組	62
		保水・透水性舗装材 かわら丸 XX	廃瓦	(株)犀川組	63
		瓦再生コンクリート舗装材 P-CON・R	廃瓦	協和道路(株)	65
		優土II KS-1	廃瓦	エコジャパン(株)	143
		透水性舗装材 はえん土 KS-1	溶融スラグ	エコジャパン(株)	191
その他	舗装材	瓦再生ダスト舗装材 エコサンド・R	廃瓦	協和道路(株)	67
		舗装材 サンブレートS	廃瓦	太陽工業(株)	98
		瓦廃材利用薄層舗装材 K-グランコート	廃瓦	(株)エコシステム	99
		瓦廃材利用コンクリート舗装材 K-グランド(Co) 瓦コンクリート	廃瓦	(株)エコシステム	144
		粒瓦	瓦破片	小松製瓦(株)	172
		瓦チップ・瓦砂	廃瓦	(株)エコシステム	173
		保水性砂固化舗装 エコサンド・RH	廃瓦	協和道路(株)	183
		瓦骨材利用滑り止め塗材 スペラサンド(レッド)	廃瓦	(株)エコシステム	193
		土系舗装材 永土	浄水汚泥	(株)連代コンストラクト	114
		ブロック	インターロッキングブロック トワインウォーク G インターロッキングブロック トワインウォーク S インターロッキングブロック トワインウォーク T 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者誘導平板、警告平板 超保水・透水性インターロッキングブロック グリーンビズG(グラウンド) 粒状改良土 グリーンス	廃瓦、ガラスくず 廃瓦、陶磁器くず 廃瓦 廃瓦、ガラスくず 染色排水汚泥、廃瓦、 ガラスくず 浄水汚泥、建設汚泥	北陸ブロック(株) 北陸ブロック(株) 北陸ブロック(株) 北陸ブロック(株) 小松精練(株) (株)田中建設
再生材料を使用した プラスチック製品		のり面吹付枠用スペーサー	廃プラスチック、 廃 PET ボトル	(株)モアグリーン	29
		標識支柱キャップ	廃 PET ボトルキャップ	北陸積木樹脂(株)	179
		木製工事標示板 木製工事くん	間伐材などの端材等	金沢森林組合	91
		修景連続(円柱材)	間伐材などの端材等	金沢森林組合	106
		エコ木柵	間伐材などの端材等	(有)奥樹園	131
		エコ木製パネル	間伐材などの端材等	金沢森林組合	148
		エコ木製防草パネル	間伐材などの端材等	金沢森林組合	176
生育基盤材		植物誘導吹付工基盤材	間伐材端材等(チップ)	(株)モアグリーン	30
		緑化基盤材・土壤改良材 CS ソイル	間伐材端材等(チップ)	(株)ホクド	39
		緑化生育基盤材 エコサイクルコンポ 石川	パーク、家畜ふん尿(鶏ふん)	富士見環境緑化㈱北陸支店	80
		緑化生育基盤材 エコサイクルコンポ IN-90	パーク、家畜ふん尿(牛ふん)	富士見環境緑化㈱北陸支店	81
		法面緑化材 万葉ソイル	パーク	北陸ポートサービス(株)	108
		いしかわエコソイル	パーク	チューモク(株)	145
		ゆうきひミックス石川	パーク	チューモク(株)	146
		万葉ソイル i	パーク	北陸ポートサービス(株)	149
		法面マルチング材	木くず(チップ)	(株)ランドスケープ開発	162
		ウッディソイル材	木くず(チップ)	(株)ランドスケープ開発	163
		のと1号	木質廃材、 家畜ふん尿(鶏ふん)	(株)サンライフ	170
		のと2号	木質廃材、 家畜ふん尿(牛ふん)	(株)サンライフ	171
肥料・土壤改良材		肥料 かんとりースパー河北潟	家畜ふん尿(牛ふん)、 下水汚泥	(株)河北潟ゆうきの里	34
		良質有機堆肥 クリーンパーク・クリーンマルチ	木くず(チップ)	クリーンリサイクル(株)	46
		パーク堆肥 万葉パーク	パーク	北陸ポートサービス(株)	90
		放線菌有機肥料「元樹くん」(2)	木くず(おがくず)	(株)立花造園	132
		パーク堆肥 モックミン	樹皮、鶏ふん	金沢庭材(株)	166
		良質有機堆肥 クリーンパワー	木くず(チップ)、食品残さ	クリーンリサイクル(株)	168
造園緑化材		可動式車両安全ポール・車止め フラコン	間伐材などの端材等	北野林業(北野直治)	120
		防草土 スペッド	浄水汚泥、建設汚泥、廃瓦	(株)田中建設	194

欠番：106製品 (2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 31, 32, 33, 35, 36, 37, 38, 40, 41, 42, 43, 47, 48, 49, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 64, 66, 68, 69, 70, 71, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 82, 86, 87, 88, 89, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 101, 102, 103, 104, 105, 107, 109, 110, 111, 115, 117, 121, 128, 129, 130, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 142, 147, 150, 151, 164, 165, 167, 169, 174, 175, 177, 184)



図6 石川県エコ・リサイクル認定製品マーク

が認定するものです。

この制度は、平成21年12月に環境負荷の低減等に関する項目を認定要件に加え、環境に優しい等の付加価値を追加しました。これに伴い、制度の名称も「石川県エコ・リサイクル製品認定制度」と変更しました。

平成27年度は新規に1企業2製品を認定し、44企業91製品を認定しています。(表2)

認定された製品については、認定取得企業による認定製品のプレゼンテーションの開催や、図6の石川県エコ・リサイクル認定製品マークの使用により、県関係機関や国、市町へ周知し、公共部門での積極的な利用を図っています。

また、いしかわ環境フェアやビジネス創造フェアいしかわなどの展示会への出展、いしかわエコハウスや石川北部RDFセンターでの展示、ホームページへの掲載など、認定製品のPRを行い、利用の拡大を働きかけています。

3 各廃棄物の再使用、再生利用・熱回収の推進

(1) 下水汚泥

<水環境創造課>

① 終末処理場内の中間処理による減量化の促進

下水道管理者は、「下水道法」第21条の2の規定により、発生汚泥等の処理にあたっては、脱水、焼却、再生利用等によりその減量化に努めるとともに、燃料又は肥料として再利用されるよう努めなければならないとされており、各処理場では各処理区の状況により汚泥濃縮設備、消化設備、脱水設備、乾燥設備、焼却設備等を組み合わせて減量化を図っています。

平成27年度末の県内の発生汚泥量は808千m³、減量化後の排出汚泥量は15千トン、減量化率は98%となっています。

減量化の過程で発生するメタンガスは汚泥の加温・乾燥や管理棟の暖房等に有効利用しています。

さらに、県大聖寺川浄化センターでは平成15年12月から、県犀川左岸浄化センターでは平成22年12月から、また、県翠ヶ丘浄化センターでは平成26年3月から、メタンガスを発電燃料として有効利用しています。

② 下水汚泥処理の委託先における有効利用の促進

下水汚泥については、堆肥化、セメント原料、アスファルト材料などへの有効利用を促進しています。平成27年度末では、有効利用率は51.2%となっていますが、金沢地区における汚泥焼却灰のアスファルトフィラー材等の建設資材としての利用拡大を図るなど、有効利用率の向上を図って行くこととしています。

③ 下水汚泥の有効利用に係る技術開発に対する支援と需要拡大に向けた支援

県では、「土木部新技術認定制度」や「石川県エコ・リサイクル製品認定制度」により新技術やリサイクル製品を評価し、民間における下水汚泥の有効利用に係る技術開発を支援する制度をとっています。

また、需要拡大に向けた支援として、公共事業における下水汚泥の建設資材の原材料としての活用を促進するため、関係機関の協力を得るよう努めています。

④ 集落排水汚泥のコンポスト化（肥料化）による資源循環の促進

集落排水汚泥については、平成16年度末の有効利用率は14%でしたが、平成19年度に珠洲市浄化センターバイオマスマタン発酵施設が完成し、集落排水汚泥も同施設で処理を開始したため、有効利用率は22%となっています。

第2節 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

(5) メタン活用いしかわモデル普及事業

本県の下水処理場のうち一部の大規模な下水処理場では、下水汚泥の処理過程で発生するメタンの熱エネルギー利用や電力利用が既に行われていますが、大半を占める小規模な下水処理場での効果的なメタン利活用技術が確立されていないため有効活用が進まず、小規模・低コストの発酵施設の技術開発が求められています。

このため、平成22年度から产学研官連携で共同研究を実施し、小規模下水処理場向けメタン発酵技術の実用化に目処がついたことから、導入に向けた手引きの作成などを通じていしかわモデルのメタン発酵技術として、県内外の自治体に対してその普及を図っています。

(2) 食品廃棄物

<農業安全課>

① 食品リサイクルの普及啓発

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」が平成19年6月に次のような内容に改正され、平成19年12月1日から施行されました。

- ・多量発生事業者（年間100トン以上）に対する定期報告の義務化
- ・コンビニ等フランチャイズ方式の報告は、加盟店を含めて一体的に判定
- ・再生利用事業計画認定事業者にあっては、廃棄物の広域な収集・運搬が可能（廃棄物処理法の許可が不要）
- ・業態ごとに別々の実施率目標を設定等

また、県では食品廃棄物の再生利用等を促進するため、食品リサイクルセミナーの開催等による普及・啓発等に努めています。

② 食品リサイクル推進表彰

平成20年度から、食品関連事業者による食品廃棄物の発生抑制に関する優れた取り組みに対し、知事表彰しています。取り組み内容を県内に広く紹介することを通じ、更なる食品リサイクルの推進に向けた普及啓発を実施し、意識向上を図っています。

(3) 家畜排せつ物

<農業安全課>

① 家畜排せつ物法の対応状況

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」が平成16年11月に施行されました。

本県においては、畜産農家との連携により、家畜排せつ物の管理は、適正に行われています。

また、毎年度、畜産経営環境保全実態調査を実施することにより、家畜排せつ物の管理と利用の実態を把握し、適正な管理を維持するため現地指導を行っています。

② 家畜排せつ物利用促進のための施設整備による支援

有機質資源の循環利用を促進するため、畜産環境整備リース事業等を活用し、耕畜連携に向けた活動を支援しています。

(4) 建設副産物

<監理課・技術管理室・廃棄物対策課>

建設副産物は、平成14年5月30日施行の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」において、発注者による工事の事前届出や元請け業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示等とともに、適正な分別解体及び再資源化を義務付けられ、リサイクルを促進することとなりました。

国土交通省は建設副産物の動向を把握するため、平成7年度以降、概ね5年に1度のペースで実態調査を実施しており、平成24年度の最新の調査結果では本県のリサイクル率は図7のようになっています。

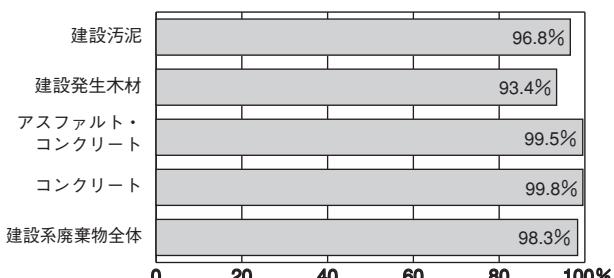


図7 建設系廃棄物の品目別リサイクル率（平成24年度）

第2章 循環型社会の形成

本県では平成14年度策定の「建設リサイクル法の実施に関する指針」において建設副産物のリサイクル率の目標（目標年度：平成30年度）を、コンクリート99%、アスファルト99%、建設発生木材95%以上としており、すでに、コンクリート、アスファルトで達成し、建設副産物のリサイクル率は全体で9割を超えてます。

また、本県における産業廃棄物の排出量は平成26年度で年間327万トンとなっており、このうち建設工事からの排出量は約120万トンと産業廃棄物全体の約1/3を占めています。

今後、高度経済成長期に建設された建築物の建て替え等により建設副産物の発生量が増えることが予想されるため、建設副産物の更なる発生抑制とリサイクルが必要となっています。

なお、リサイクル月間である平成27年5月及び10月には、解体現場や再資源化施設へのパトロールを行いました。

(5) 建設資材廃棄物の排出抑制に向けた建築物の長寿命化の普及啓発 <建築住宅課>

木造住宅は、県内の住宅約40万戸の3/4を占めており、毎年新築される住宅約7千戸のうち7割程度と県民のニーズが高く、建替え時等には多くの木材が建設廃材として処分されます。

一方では、二酸化炭素の吸収や国土の適正な維持など、森林の持つ環境保全効果に対する期待はますます大きくなっています。

このようなことから、長持ちする良質な木造住宅のストックを増やすことは、これまで以上に大きな政策課題となっており、木造住宅の長寿命化に関する、計画、設計、建設段階での配慮について解説した冊子を配布し普及啓発に努めています。

また、石川県においては、建設系廃棄物が産業廃棄物全体の排出量の約1/3を占めており、一般建築物の建設に係る廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進も重要な課題となっています。

県では、公共施設での長寿命化仕様の検討や公営住宅等でのスケルトン・インフィルの概念の導入を図るとともに、民間施設への普及啓発

を行っています。

(6) 容器包装廃棄物

<廃棄物対策課>

① 容器包装リサイクル法について

容器包装廃棄物は、家庭から排出されるごみの重量で約2~3割、容積で約6割を占めており、減量化と資源の有効利用が課題となっています。

このため使用済製品の再商品化を図り、循環型社会の構築を進める「容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が平成12年4月から完全施行され、県内各市町においても、ペットボトル、ガラスびん、プラスチック容器包装等の資源としての分別収集が積極的に実施されています。

② 容器包装廃棄物の分別収集の状況

「容器包装リサイクル法」に基づき、県内全市町は分別収集計画を策定しており、また市町で分別収集を行う品目は、徐々に増えてきています。近年の回収率は、約26~36%で推移しています。(表3)

なお、平成25年8月には、平成26年4月を始期とする「第7期石川県分別収集促進計画」を策定し、分別収集対象品目や排出見込み量等を県民や事業者に示し、取組を推進しています。

(7) 廃自動車、廃二輪車、廃家電、廃パソコン等

<廃棄物対策課>

① 廃自動車のリサイクルについて

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」では、自動車メーカー や輸入業者に対して使用済自動車のフロン類、エアバッグ及びシュレッダーストの3品目のリサイクル（フロン類は破壊）を義務付けています。また、リサイクルに必要な経費は、「リサイクル料金」として、自動車の所有者が負担することになっています。

平成17年1月1日以降、最終所有者から新たに引き渡された自動車が「自動車リサイクル法」の対象となり、使用済廃自動車の引取業やフロ

第2節 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

表3 分別収集対象品目の排出見込み量、収集実績量及び回収率

(単位:t)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	排出見込み量 (推計)	回収率 (推計)	排出見込み量 (推計)	回収率 (推計)	排出見込み量 (推計)	回収率 (推計)	排出見込み量 (推計)	回収率 (推計)	排出見込み量 (推計)	回収率 (推計)	排出見込み量 (推計)	回収率 (推計)	排出見込み量 (推計)	回収率 (推計)
	ガラスびん類	10,756 6,783	63.1 6,774	10,639 63.7	65.9	10,310 6,603	64.7	10,120 6,421	63.4	10,187 6,252	61.4	10,058 6,193	61.6	
ペットボトル	4,081	52.8	4,029	58.5	3,424	64.0	3,401 2,187	64.3 2,183	3,381 64.6	3,798 2,035	53.6	3,762 1,955	52.0	
	2,156		2,357		2,190									
その他紙	16,813	9.3	16,652	4.7	14,706	4.8	14,941 620	4.1 639	15,243 4.2	18,196 581	3.2	18,177 560	3.1	
	1,562		780		703									
その他プラ	25,050	33.1	24,763	33.6	21,646	38.2	21,347 7,190	33.7 6,355	21,074 30.2	21,777 5,634	25.9	21,452 5,208	24.3	
	8,293		8,330		8,277									
白色トレイ	462	2.8	449	2.2	302	0.0	295 0	0.0 0	291 0.0	215 0	0.0	211 0	0.0	
	13		10		0									
スチール缶	3,202	60.2	3,145	58.4	2,963	57.8	2,914 1,563	53.6 1,495	2,885 51.8	2,611 1,342	51.4	2,563 1,052	41.0	
	1,927		1,836		1,712									
アルミ缶	2,398	59.0	2,369	62.3	2,371	61.0	2,353 1,398	59.4 1,382	2,328 59.3	2,434 1,311	53.8	2,399 1,265	52.7	
	1,416		1,476		1,446									
紙パック	2,639	3.8	2,615	3.9	3,056	2.9	3,152 84	2.7 97	3,255 3.0	3,351 91	2.7	3,372 83	2.5	
	101		101		87									
ダンボール	11,597	23.7	11,496	23.6	8,170	31.3	8,180 2,479	30.3 2,599	8,209 31.7	9,286 2,419	26.0	9,219 2,296	24.9	
	2,752		2,708		2,560									
計	76,998	32.5	76,157	32.0	66,948	35.5	66,791 22,124	33.1 21,170	66,786 31.7	71,853 19,664	27.4	71,211 18,613	26.1	
	25,003		24,372		23,765									

※ 平成25年8月に第7期分別収集促進計画を策定したことに伴い、平成26年度以降の排出見込み量が見直されている。

※ 端数整理の結果、計が合わないことがある。

ン類の回収業を行うには、県知事（又は金沢市長。以下「県知事等」という。）の登録が必要となり、また、部品取りを行う解体業や破碎業を行うには、県知事等の許可が必要となりました。県知事登録及び許可の状況（平成28年3月31日現在）は以下のとおりとなっています。

- ・引取業者：503事業者（592事業所）
- ・回収業者：89事業者（105事業所）
- ・解体業者：32事業者
- ・破碎業者（前処理のみ）：13事業者

県では、このリサイクル制度を適正に運用するため、使用済自動車が不適正に処理されることがないよう、監視・指導に努めています。

② 廃二輪車のリサイクルについて

廃二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用を図るため、平成16年10月1日より、事業者の自主的活動により二輪車リサイクルシステムが始まり、現在は国内メーカー4社、輸入業者12社が参加して、廃二輪車のリサイクルが行われています。

③ 家電リサイクル法について

家庭から排出される家電製品は、基本的には市町等で粗大ごみとして処理を行ってきました

が、大型で重く、また非常に固い部品やフロン類が含まれているため、粗大ごみ処理施設での処理が困難であったり、有用な資源が多くあるにもかかわらず、リサイクルされずに大部分が埋め立てられていました。

このため、廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化を図り、循環型社会の実現に向け、平成13年4月1日に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の4種類を対象として施行（平成16年4月1日からは電気冷凍庫、平成21年4月1日からは液晶式テレビ（プラズマ式テレビ）及び衣類乾燥機が追加）され、家電のリサイクルが進んでいます。

平成27年度の県内の再資源化量は、表4のとおり約4,371トンとなっています。

表4 県内の指定取引場所における引取台数
(平成27年度)

区分	台数(台)	原単位(kg)	県内排出量(t)	升仔率(%)	再資源化量(t)
エアコン	27,900	41	1,152.3	93	1,071.6
テレビ	34,001	23	795.6	73	580.8
冷蔵庫・冷凍庫	30,649	62	1,903.3	87	1,655.9
洗濯機・乾燥機	29,911	38	1,130.6	94	1,062.8
計	122,461		4,981.8		4,371.1

第2章 循環型社会の形成

④ 廃パソコンのリサイクルについて

家庭からの廃パソコンについては、平成15年10月1日より、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づき、メーカーによる自主回収・リサイクルが行われており、平成27年度には、全国で使用済パソコン約32万台が回収・リサイクルされました。

⑤ 小型家電リサイクル法について

デジタルカメラや携帯電話などの家電製品（家電リサイクル法対象品目を除く）については、平成25年4月1日より「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、リサイクルが行われています。

使用済み小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれる一方で、鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。

しかし、鉄などの一部の金属を除いて、その大半が回収されず埋め立てられる場合や違法な不用品回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われているものもありました。

このため、小型家電リサイクル法では、市町で回収した小型家電を国の認定を受けたりサイクル事業者（認定事業者）が金属の種類やプラスチックごとに破碎・選別し、金属製錬事業者が金属資源として再生し、また、この過程で有害物質もしっかり処理されます。消費者から回収された小型家電は、リサイクルされ、再び製品として戻ってきます。

認定事業者は、全国で48社（平成28年3月末日現在）であり、そのうち本県を収集エリアに含むのは9社となっています。

県では、市町に対し、取り組みやすい分別方法の助言など、小型家電リサイクルの促進に努めています。

第3節 適正な処分

1 廃棄物の最終処分量と最終処分場の現状

〈廃棄物対策課〉

(1) 最終処分量

県内の産業廃棄物の平成26年度の最終処分量は69千トンで、平成25年度の89千トンに比べて減少しました。69千トンのうち5千トンが自社で最終処分場を有する電気業（火力発電所）から排出されたものであり、これを除けば64千トンとなっています。（図8）

一般廃棄物の最終処分量については、平成20年度以降ほぼ横ばいとなっており、平成26年度は約54千トンとなっています。（図9）

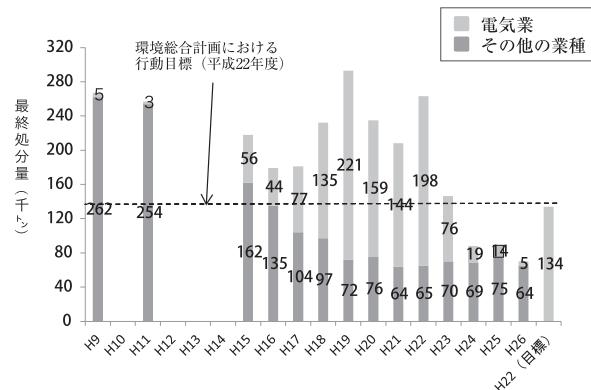


図8 産業廃棄物の最終処分量の推移

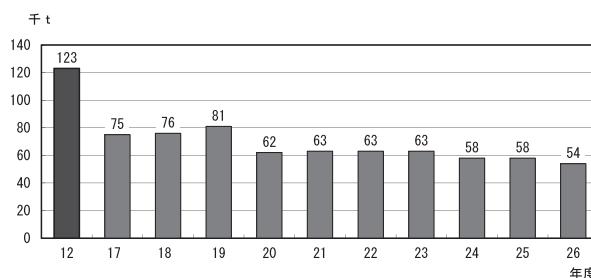


図9 一般廃棄物の最終処分量の推移

(2) 残余年数

平成26年度末における県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、管理型処分場で約5年、安定型処分場で約5年となっています。能登地区や金沢地区において最終処分場の整備計画があることなどから、当分の間は対応できるものの、いずれ逼迫する時期が到来するおそれがあります。（図10）

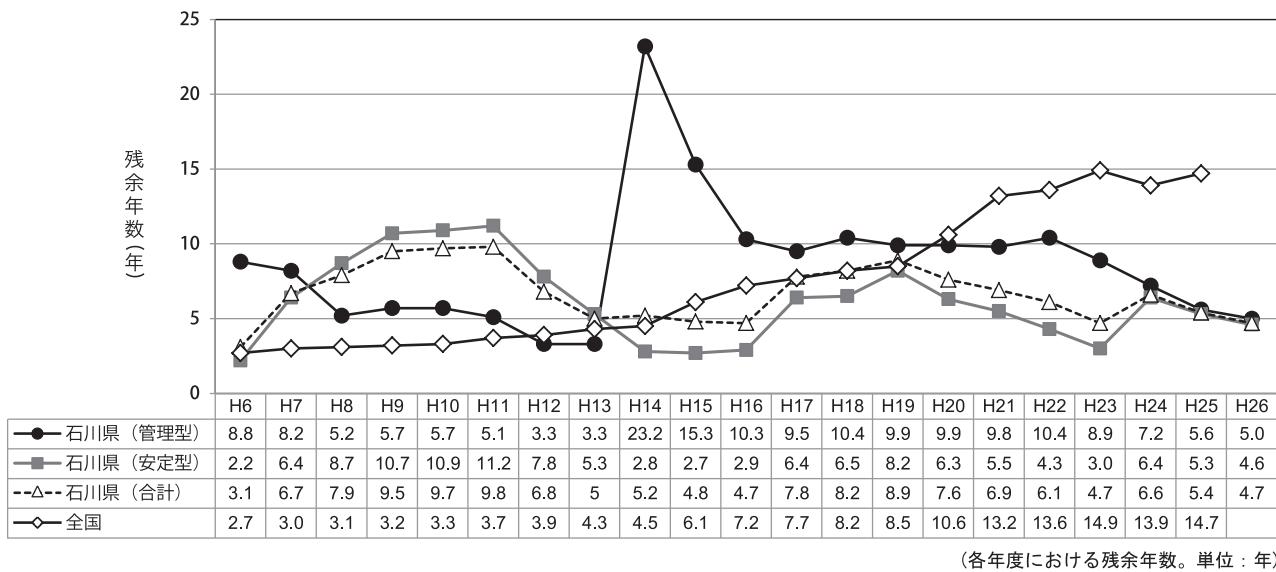


図10 石川県の産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

また、市町等の一般廃棄物最終処分場の残余年数は県全体で約17年となっています。市町等では、順次、新たな施設整備計画を立て、最終処分場の残余年数を確保していく必要があります。

県では、必要な処分施設が整備されるよう融資制度を設ける等のほか、廃棄物の最終処分量を削減するため、リサイクルを促進し、資源の有効利用による減量化を推進しています。

2 適正な処分の推進

＜廃棄物対策課＞

(1) 廃棄物処理法、ふるさと環境条例に基づく施設の適正運用の監視・指導

県は、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物を「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準に従って適正に処理しているか検査・指導しています。

産業廃棄物処理基準や保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合で、県の改善指導に従わないときには、排出事業者等に改善命令を発出しています。

産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときには、処理業者等に措置命令を発出することと

しています。

また、産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場に対しても、当該産業廃棄物処理施設の維持管理基準等に適合しているかを検査するとともに、施設からの排出水や燃え殻等を計画的に採取し、その分析結果に基づいて維持管理基準等の遵守を指導しています。

このほか、「廃棄物処理法」及び「ふるさと環境条例」に基づいて届出された建設系廃棄物保管場所の状況を把握し、建設系廃棄物の過剰保管等の未然防止に努めています。

(2) ふるさと環境条例、石川県廃棄物適正処理指揮要綱による適正な施設整備の指導等

県では、産業廃棄物処理業者等（以下、「処理業者等」という）が「廃棄物処理法」に基づく許可が必要な施設（焼却炉や最終処分場等）を新たに設ける場合や構造や規模の変更を行う場合には、あらかじめ、「ふるさと環境条例」に基づく環境アセスメントの手続きや県が定める「指揮要綱」に基づく事前審査を受けるよう指導しています。

処理業者等は、事業の内容を記載した事業計画書のほか、その事業が生活環境にどのような影響を及ぼすかを調査、予測及び評価した生活環境影響調査報告書を知事に提出するとともに、事業が行われる地域の周辺における説明会

の開催、住民意見の聴取、市町等との生活環境の保全に関する協定の締結などを通じて、地元の理解を得るよう努める指導しています。

(3) 環境保全・産業廃棄物処理施設整備に対する融資

「廃棄物処理法」の改正による産業廃棄物処理施設の維持管理基準等の強化に伴い、最終処分場と焼却施設の施設整備費が高額になっています。県では、施設整備の意欲があっても資金調達が困難な事業者に対し、平成13年度から最終処分場（上限5億円）と焼却施設（上限1億円）を対象とした融資制度を運用しています。

3 PCB廃棄物の適正保管と県PCB廃棄物処理計画に沿った処理の指導 <廃棄物対策課>

国は、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB処理特別措置法）」を施行しました。PCB廃棄物の保管事業者は、毎年度、県又は金沢市に保管状況等の届出をするとともに、適正に処理することが義務付けられています。（平成27年3月末現在、801事業場）

県では、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成18年3月に処分量の見込、搬入の方針、適正処理のための保管者や処理業者等の役割を定めた「石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しました。

PCB廃棄物の処理については、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（国の全額出資）を活用した拠点的広域処理施設の立地に取り組み、本県を含む、北海道及び北陸、東北、北関東並びに甲信越の16県分の高濃度PCB廃棄物は、平成20年5月から北海道室蘭市にあるPCB廃棄物処理施設で処理されています。

また、近年判明した微量のPCBにより汚染された廃電気機器等の低濃度PCB廃棄物については、国が認定した無害化認定施設等において、順次処理が開始されています。

※ PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは主に油状の物質で、難燃性、電気絶

縁性が高いなどの性質により、トランス（変圧器）、コンデンサ（蓄電器）、蛍光灯の安定器などの電気機器の絶縁油、ノンカーボン紙などの様々な用途で利用されてきましたが、その有害性により昭和47年以降製造が行われていません。

PCBによる中毒症状としては、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着から始まり、ついで、挫瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。

PCB特別措置法の概要

(1) 国の責務

- ・PCB廃棄物の情報収集、整理及び活用
- ・PCB廃棄物の処理技術開発の推進
- ・PCB廃棄物の処理体制の整備
- ・PCB廃棄物処理基本計画の策定

(2) 都道府県・政令市の責務

- ・PCB廃棄物の状況の把握
- ・PCB廃棄物の保管及び状況の公表
- ・国の基本計画に即して、PCB廃棄物処理計画の策定

(3) 事業者等の責務

- ・前年度の保管及び処分の状況を毎年6月30日までに都道府県等に届出
- ・平成39年3月までの処分を義務付け
- ・譲渡・譲受の制限

(4) 罰則

- ・届出、報告義務違反
- ・期間内処分に係る改善命令違反
- ・譲渡・譲受制限違反

4 災害廃棄物対策

<廃棄物対策課>

県では、地震や水害の発生により生ずる災害廃棄物等の処理に関する県としての基本方針を定めた「石川県災害廃棄物処理指針」を平成18年3月に策定しました。

この指針については、廃棄物等の発生量の推計方法や各市町が作成する災害廃棄物処理計画のモデル計画等を示しており、災害発生時の状況に即した「市町災害廃棄物処理業務マニュアル

ル」とともに能登半島地震（H19.3）において広く活用されました。

また、環境省では、平成10年に阪神淡路大震災での災害を基にした「震災廃棄物対策指針」について、東日本大震災による経験や知見を踏まえ、津波により生ずる災害廃棄物などを新たに対象とし、「災害廃棄物対策指針」として平成26年3月に改定しています。

県では、この国の指針の改定を踏まえ、津波対策にも万全を期するため、平成28年3月に「石川県災害廃棄物処理指針」を改定しました。

5 漂着ごみ対策

＜廃棄物対策課＞

日本海側の海岸では、毎年、冬季になると北西の季節風により、対岸諸国とのものと思われるポリタンクやプラスチック容器などのごみが大量に漂着しています。

また、貨物船の遭難や荷崩れによると思われる木材やコンテナなども打ち上げられており、これらは海岸の景観を破壊しています。

これらの海岸漂着物については、原因者が判明している場合には、その原因者に適正な処分を求めることになっていましたが、原因者が不明の場合には、海岸漂着物は廃棄物ということになり、沿岸各市町がやむを得ず一般ごみと併せて処分していました。

このため、国を通じて沿岸諸国に海への廃棄物の流出防止を働きかけるとともに、沿岸市町と連携し、海岸漂着物の適正な処分に努めてきました。

平成21年7月には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が成立し、海岸漂着物の円滑な処理や発生の抑制を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務など海岸漂着物対策を推進するために必要な理念（総合的な海岸の環境保全及び再生、責任の明確化と円滑な処理の推進、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制、海洋環境の保全、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保、国際協力の

推進）が定められました。

海岸漂着物処理推進法では、国は、海岸漂着物対策を推進するための財政措置やその他総合的な支援措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施することとされています。

平成22～24年度まで、市町と連携のうえ地域グリーンニューディール基金を活用した海岸漂着物の処理等に取り組みました。

また、平成25～26年度にかけて、新たな国の財源を活用し、引き続き、市町と連携のうえ海岸漂着物の処理等に取り組みました。

平成27年度からは、新たな国の補助制度が創設され、同制度を活用し、引き続き、市町と連携のうえ海岸漂着物の処理等に取り組んでいます。

第4節 不適正処理の防止

県内の産業廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理件数は、平成16年度まで増加、平成17年度に減少後、再び平成21年度まで増加した後、平成22年度から減少し、平成27年度は134件となりました。(図11)

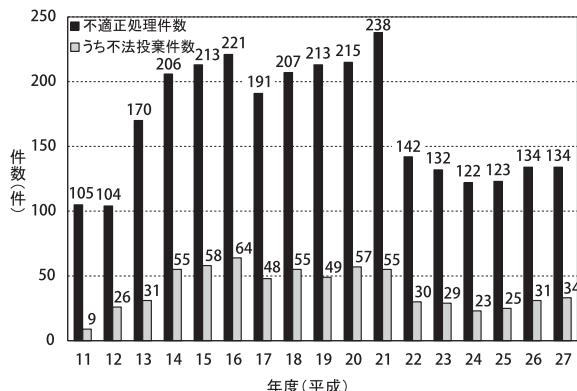


図11 県内の産業廃棄物の不適正処理件数

1 処理体制の確保

<廃棄物対策課>

産業廃棄物の適正処理に係る講習会等の実施

産業廃棄物を適正に処理するためには、処理業者だけではなく排出事業者においても法制度や廃棄物処理に関する正確な知識が不可欠です。

このため県では、毎年、排出事業者、処理業者を対象とした産業廃棄物適正処理推進講習会を開催し、普及に努めています。

平成27年度は、以下の講習会を開催しました。

- ・「情報開示に関する個別セミナー」
(平成27年6月30日ほか、11事業者参加)
- ・「電子マニフェスト操作体験セミナー」
(平成27年8月10日ほか、44名参加)
- ・「エコアクション21取得支援セミナー」
(平成27年10月20日から平成28年2月16日まで5回開催、5事業者参加)
- ・「産業廃棄物適正処理推進講習会」
(平成28年1月19日、386名参加)
- ・「循環産業育成セミナー」
(平成28年1月21日、103名参加)

2 不適正処理の防止

<廃棄物対策課>

(1) 産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化

県では、産業廃棄物の適正処理及び県民の生活環境の保全に資するため、県内4保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班（職員1、嘱託1（警察OB））を配置しています。

産業廃棄物監視機動班は、産業廃棄物の不適正処理事案の早期発見・早期対応を主な業務としており、不適正処理の防止や原状回復に係る指導を行っています。

また、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者への立入検査を実施し、産業廃棄物中間処理施設や産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する指導を行っています。

その際には、施設からの排出水や燃え殻等を採取し、分析結果に基づいて基準の遵守を指導しています。

このほか、産業廃棄物処理に係る苦情対応及び現地調査・指導を実施しています。

表5 産業廃棄物監視機動班監視指導件数
(平成27年度、金沢市を除く)

区分	立入事業場数	立入検査のべ件数
排出事業者	448	823
処理業者	120	305
計	568	1,128

(2) 市町職員に対する産業廃棄物に係る立入検査権限の付与

産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応を図るために、平成15年度から、市町から推



併任職員辞令交付式

薦のあった市町職員に対し、産業廃棄物に係る立入検査権限を付与しています。

平成28年度は、16市町合計39名に対し新たに併任発令を行い、市町併任職員の合計は、18市町109名となりました。

また、市町併任職員の資質向上を図るため、産業廃棄物研修会を開催しました。

(3) 不適正処理に係る環境修復のための仕組み

産業廃棄物に関しては、「廃棄物処理法」の改正や条例の制定により規制が強化されてきましたが、規制強化前に不適正処理された建物系廃棄物が放置されたままになっている事案があります。

こうした事案は、今すぐに生活環境保全上の影響が生じるものではなく、法に基づく行政代執行による除去は難しく、一方で景観を損ねている場合があります。このため、平成18年度に(一社)石川県産業廃棄物協会に「環境修復基金」を創設し、県から、基金の造成に対して補助を行いました。この基金を活用し、平成19年度はかほく市内において、平成20年度は能美市内において不適正処理された産業廃棄物を除去しました。

3 ふるさと環境条例による規制の強化等

<廃棄物対策課>

県では、「廃棄物処理法」に基づき、廃棄物の適正処理の徹底を図っていますが、平成16年に制定された「ふるさと環境条例」では、同法を補完し、適正処理を推進するために、排出事業者や土地所有者等の責務の履行を規定しています。

(1) 産業廃棄物の保管に関する規制の強化

① 建設系廃棄物の保管場所の届出

県では、建設系廃棄物を排出事業場以外で保管する場所が200m²以上となる場合には、保管に関する計画等の事前の届出を義務づけています。また平成23年4月1日の廃棄物処理法の改正により、建設系廃棄物の事業場外保管場所が300m²以上になる場合は、同様に事前の届出が

義務付けられています。(表6)

表6 建設系廃棄物保管場所の届出状況

(平成28年3月末現在) (単位：箇所)

地区名	廃棄物 処理法 (300m ² 以上)	ふるさと環境条例 (200m ² 以上 300m ² 未満)	計
南加賀地区	11	5	16
石川中央地区	7	13	20
能登中部地区	20	15	35
能登北部地区	9	7	16
合 計	47	40	87

② 搬入の停止命令

県では、産業廃棄物若しくはその疑いのある物（「産業廃棄物等」という。）の保管又は処分が行われている土地への産業廃棄物等の搬入が継続されることにより、適正な処理の確保が困難になると認めるときは当該保管又は処分をした者に対し、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止命令を行います。

この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

(2) 元請業者や土地所有者の責任強化

① 建設資材廃棄物の適正処理

県では、建設工事の発注者に対し、廃棄物の適正な処理費用の負担、元請事業者に対し、廃棄物の適正な処理の確保のため、下請事業者に対する指導監督に努めるよう義務付けています。

② 事業者による処理委託時の確認

県では、排出事業者に対し、処理委託先の処理業者の処理能力を実地に確認すること及び契約期間中の処理状況を定期的に確認するよう義務付けています。

また、排出事業者は委託先で不適正な処理がなされていることを知ったときは、速やかに搬出停止などの措置を講ずるとともに、不適正処理の状況について、速やかに知事に報告する必要があります。

(3) 土地の適正な管理

土地の所有者等は、その土地が産業廃棄物の不適正な処理に利用されないよう、日頃から使用状況を確認する等適正な管理に努める必要があります。

また、土地所有者等は、その土地で不適正な処理が行われたことを知ったときには、速やかな知事への報告を義務付けられており、柵を設置するなど再発防止の措置を講ずるよう努める必要があります。

(3) 指定有害副産物（硫酸ピッチ）に関する規制の強化

県では、学術研究や検査若しくは試験を目的とする場合や、生成又は保管に関する行為が「廃棄物処理法」、「地方税法」、「消防法」などの関係法令に違反せず、適正処理するために要する費用が留保されている場合を除き、硫酸ピッチの生成、保管を禁止しています。

生成、保管の禁止に違反した場合には、県は生成を行っている者に対しては生成の中止命令、保管を行っている者に対しては撤去等の命令を行います。

これらの命令に違反した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

なお、金沢市では、県とほぼ同様の条項を「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」に追加し、平成17年4月1日から施行しています。

※ 硫酸ピッチ

硫酸ピッチとは、不正軽油の製造過程で排出される油分と硫酸との混合物で、腐食性、毒性が強く、放置すると人体に有害な亜硫酸ガスが発生し、周辺地域の生活環境に悪影響を与えます。

県では、相次いで硫酸ピッチの不法投棄が発生したことから、硫酸ピッチを指定有害副産物（県民の平穏な生活の確保に重大な支障を生じ、又はその恐れがある物）として指定し、規制の強化を図っています。

(4) 廃棄物再資源化施設の立地促進

県では、「石川県環境総合計画」に示している循環型社会の形成を推進するため、市町及び事業者団体による産業廃棄物のリサイクル関連施設立地を目的とした施設整備計画の策定に対する支援を行い、再資源化施設の立地促進を図っています。

第3章 自然と人との共生

第3章では、私たちの生活の基盤であり、県民共有の貴重な財産である自然環境の保全や自然に配慮した行動をとることができる人の育成など、自然と人との共生に関することについてまとめています。

現状と課題

本県は、日本海から高山植物が生育する白山まで、多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然は将来世代に引き継ぐべき貴重な財産です。

しかしながら、開発や里山の荒廃などによる希少な動植物の生息地や個体数の減少、生物多様性の低下、野生鳥獣や外来種による農林水産業や人身被害の増大など、自然と人とのよりよい関係を維持していくうえで解決すべき課題が多くあります。

また、自然に対する関心と理解を深めるため、子どもをはじめ県民の自然とのふれあいの機会を増やすことも重要な課題です。

第1節 地域の特性に応じた自然環境の保全

石川県は、本州中央の日本海側に位置し、総延長約582kmにおよぶ長い海岸地域から、高山帯を有する標高2,702mの白山まで、多様な自然環境に恵まれています。また、対馬海流の影響を受ける比較的温暖な気候と多雪により、狭い面積(4,186km²)ながら、南北両系の生物や分布の限界域にある生物が多く見られるなど、概

して本県の生物多様性は豊かであると言えます。

このような自然を適切に保全し、持続的に利用していくには、地域の特性に応じた保護や管理を行っていく必要があります。

自然は限りある資源であり、適切な保全と持続的な有効利用を図っていく必要があります。

そのため県では、優れた自然環境や自然景観をもつ地域、貴重な動植物や地形地質が分布す

表1 石川県自然環境保全地域一覧

(平成28年3月末現在)

地域名	面積(ha)	特別地区		普通区(ha)	主要保護対象	所在地市名	土地所有者	指定年月日
		野生動植物保護地区(ha)	その他(ha)					
杉ノ水呂打	190.2 5.0	— 5.0	86.7 —	103.5 —	トチノキーサワグルミ林、ブナ林と動物相 ヒノキアスナロ（アテ）の天然林	加賀市 珠洲市	県有地 々	昭和51.10.8
菊水	6.0	—	—	6.0	低山地に残されたブナ自然林	金沢市	々	
犀川源流	811.5	—	811.5	—	ブナ林、ダケカンバ林と豊かな動物相	金沢市	国有林	53.3.31
唐島	1.0	—	—	1.0	タブノキ、ヤブツバキの天然林	七尾市	民有地	
観音下	2.0	—	—	2.0	標高70～150mにわたるスダジイ林	小松市	々	
鈴ヶ岳	34.8	—	34.8	—	樹齢の高いブナの天然林	小松市	々	55.10.28
計（7地域）	1,050.5	5.0	933.0	112.5				



図1 自然環境保全地域と自然公園の指定現況図
(平成28年3月末現在)

る地域などを保護していくため、自然環境保全地域、自然公園を指定しています。

1 自然環境保全地域の指定と適切な保護管理 の推進 <自然環境課>

県自然環境保全地域は、天然林や動植物等が良好な状態を維持している地域等、県土の優れた自然環境を県民共有の財産として保護し、将

表2 自然環境保全地域と自然公園の指定面積と
県土面積に占める構成比

(上段：ha、下段：%)			
	県 土 面 積	県自然環境 保 全 地 域	自 然 公 園
石川県	418,609	1,051 (0.3%)	52,564 (12.6%)
富山県	424,761	624 (0.1%)	125,554 (29.6%)
福井県	419,049	273 (0.1%)	61,910 (14.8%)
全 国	37,797,075	77,398 (0.2%)	5,431,321 (14.4%)

来に継承することを目的として「石川県自然環境保全条例（現ふるさと環境条例）」に基づき指定したものです。本県における指定地域は、表1及び図1のとおりです。

なお、指定地域内では、木竹の伐採や工作物の設置等の行為が規制され、知事の許可を得なければ行うことができません。

第1節 地域の特性に応じた自然環境の保全

2 自然公園の指定と適切な保護管理の推進 <自然環境課>

自然公園とは、自然の美しい景観地を保護しつつ、野外レクリエーションや休養、自然教育の場として利用するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的に、「自然公園法」及び「県立自然公園条例（現ふるさと環境条例）」に基づき指定する公園で、本県における自然公園は、表3及び図1のとおりです。

(1) 指定地域の現況調査

国土が狭く、古くから人々が生活を営んでき

た我が国では、自然公園の指定地域は、公有地だけでなく、私有地も多く含まれることが普通であり、設置者がその権原を必ずしも有していないことが、都市公園などとの大きな違いです。

自然公園の優れた風致景観を保護するため、公園内における一定の行為については、「自然公園法」又は「ふるさと環境条例」の規定による許可又は届出が必要です。過去5カ年の許可等の処理状況は表4のとおりです。

県では、環境省（自然保護官）や市町、また、自然公園指導員等とも連携し、公園区域の現況を把握するための調査を実施しています。

表3 石川県自然公園一覧

(平成28年3月末現在)

公園名	指定年月日 (最終変更)	面積(ha) (石川県分)	関係県	関係市町	興味地點
白山国立公園	昭和37.11.12 (平成24.5.7)	49,900 (25,735)	富山 石川 福井 岐阜	白山市	白山白峰、噴泉塔群、蛇谷峡谷
能登半島国定公園	昭和43.5.1 (昭和57.1.12)	9,672 (8,667)	富山 石川	七尾市、輪島市、珠洲市 羽咋市、志賀町、穴水町 宝達志水町、中能登町 能登町	千里浜海岸、能登金剛、猿山岬、西保海岸、曾々木海岸、禄剛崎、九十九湾、穴水湾、七尾湾、七尾城跡、石動山、別所岳
越前加賀海岸国定公園	昭和43.5.1 (平成24.3.27)	9,794 (1,786)	石川 福井	加賀市	片野海岸、鴨池、加佐ノ岬、尼御前岬、柴山潟、鹿島の森
山中・大日山県立自然公園	昭和42.10.1	2,576	石川	小松市、加賀市	鶴仙渓、古九谷窯跡、大日山
獅子吼・手取県立自然公園	昭和42.10.1 (昭和60.5.28)	6,410	石川	金沢市、小松市、白山市	獅子吼高原、鳥越高原、手取峡谷
碁石ヶ峰県立自然公園	昭和45.6.1	2,586	石川	羽咋市、中能登町	碁石ヶ峰、親王塚
白山一里野県立自然公園	昭和48.9.1 (平成2.4.17)	1,864	石川	白山市	一里野
医王山県立自然公園	平成8.3.29	2,940	石川	金沢市	奥医王山、白元山、大沼、トンビ岩、三蛇ヶ滝
自然公園面積合計 (石川県分)		52,564			

表4 自然公園区域内許可・届出状況

(単位：件)

区分 公園別 年度	許可					届出					協議					その他				
	23	24	25	26	27	23	24	25	26	27	23	24	25	26	27	23	24	25	26	27
白山国立公園	48	47	42	41	45	1	1	1	1	4	13	9	11	11	13	9	9	8	2	10
能登半島国定公園	28	54	51	34	36	3	2	2	3	7	2	0	1	2	1	—	1	0	3	4
越前加賀海岸国定公園	18	18	20	20	17	—	2	1	2	1	2	3	3	2	1	—	—	0	1	1
県立自然公園	9	5	4	4	4	4	6	4	4	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
計	103	124	117	99	102	8	11	8	10	13	17	12	16	16	15	9	10	8	7	16

(注) 協議一国の機関等の協議 その他—公園事業の執行承認等

(2) 自然公園の公園計画見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るために、設置者は公園計画を策定し、それに基づき、特別地域などにおける規制や、歩道、野営場などの利用施設の整備を行うことになっています。

国立、国定及び県立自然公園の各公園計画について、環境省と県が、概ね5年ごとに見直しをしており、最近では石川県と福井県の申し出により、環境省が平成24年3月27日に越前加賀海岸国定公園の区域及び公園計画の変更をしました。これにより、石川県側では、加賀市内の陸域面積が70ha、加賀海岸の海域面積が883ha、新たに公園区域に追加されることとなりました。今後とも、同公園の特徴である海岸線をはじめとした景観の保全や利用の促進に、いっそう努めていきたいと考えています。

(3) 公有地化した自然景観地の適切な保護管理

県では、自然公園内の優れた自然地域の保全を図るため、特別保護地区、第1種特別地域、公園施設敷を対象に、昭和41年度から公有地化を進めてきました。

その状況は、表5のとおりです。

(4) 自然公園施設の適正な利用と管理の推進

県民が自然とふれあい、心身のリフレッシュを図る場として、自然公園の役割はますます重要なものになっています。

県では、自然公園の健全で快適な利用のため、各種施設の整備を進めるとともに、それらの施設を活用した自然体験プログラムを提供するなど、利用マナーの向上や自然保護に関する普及啓発を推進しています。

白山では、平成9年度から宿泊施設である白

表5 自然公園区域内市町別公有地状況（平成28年3月末現在）

		共有地(A)	県有地(B)	(A)+(B)=(C) 合計	公園面積(D)	割合% (C)/(D)
白山地区	白山市	—	1,308	1,308	25,735	5.1
能登地区	珠洲市	10	22	32	1,142	2.8
	輪島市	38	—	38	2,398	1.6
	羽咋市	36	—	36	889	4.0
	宝達志水町	21	—	21	82	25.6
	志賀町	42	—	42	696	6.0
	七尾市	—	6	6	2,340	0.3
	能登町	4	—	4	440	0.9
小計		151	28	179	7,987	2.2
加賀地区	加賀市	13	19	32	1,786	1.8
金沢地区	金沢市	105	131	236	2,940	8.0
合計		269	1,486	1,755	38,448	4.6

(注1) 公園区域に含まれていても、公有地のない市町は省いてあります。

(注2) 記載面積は、全て公簿面積です。

表6 自然公園利用者数（石川県分）

公園名	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
白山国立公園	539	531	440	445	418	371	389
能登半島国定公園	4,135	4,037	4,274	4,828	4,653	4,569	4,091
越前加賀海岸国定公園	678	1,128	1,083	1,055	942	568	508
県立自然公園	1,374	1,242	1,333	1,353	1,276	878	880
合計	6,726	6,938	7,130	7,681	7,289	6,386	5,868

資料：環境省「自然公園等利用者数調」

第1節 地域の特性に応じた自然環境の保全

山室堂と南竜山荘に予約制を導入した結果、混雑が緩和されました。また、利用者の快適性と安全性を確保するため、白山警察署や石川県白山自動車利用適正化連絡協議会が主体となり、夏と秋の登山シーズン中の週末を中心に、マイカー等の一般車両を市ノ瀬で止める交通規制を実施しています。

なお、ここ5年間の自然公園利用者数は、表6のとおりです。

(5) 自然公園指導員や自然解説員の活動の推進

国立及び国定公園には、環境省が自然公園指導員44名を、国定及び県立自然公園には、県が国定公園等巡視員18名をそれぞれ配置しています。これらの指導員や巡視員は、地元関係市町とも連携をとりながら、自然公園の風致景観の保護管理や公園利用者に対する指導などの業務を行っています。

また、県では、石川県自然解説員研究会（昭和58年に県主催の自然解説員養成講座修了生が設立）に委託して、白山での自然解説活動や利用指導、県内各地での自然観察会などを実施しています。

(6) ビジターセンターの活用とネットワークの充実

自然公園等を訪れる利用者に、展示や映像、パンフレットなどで情報を提供する施設として、ビジターセンターが設けられています。白山国立公園には「市ノ瀬ビジターセンター」や「中宮展示館（中宮温泉ビジターセンター）」が、能登半島国定公園には「のと海洋ふれあいセンター」が、医王山県立自然公園や夕日寺健民自然園にもそれぞれビジターセンターが設けられています。

県では、これらの施設を「いしかわ自然学校」の拠点施設として位置づけ、ネットワークを図りながら、自然観察会やガイドウォークなどのプログラムを実施しています。

3 特筆すべき自然の保護

(1) 天然記念物等の自然を対象とした文化財の指定と管理 <文化財課>

県教育委員会では、「石川県文化財保護条例」に基づき、県の重要な文化財を指定しています。自然を対象とした文化財のうち、本県のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものを県指定名勝として、また、学術上貴重で本県の自然を記念する動植物及び地質鉱物等を、県指定天然記念物として、適切な保護・管理を図っています。

県文化財指定により、所有者等の現状変更等の行為には規制が行われ、減少や衰退等がみられるものについては回復のための対策がとられています。また、定期的に文化財パトロールを実施し、適切な保護・管理が行われるように努めています。

これまでの自然を対象とした県指定件数は、名勝1件、天然記念物49件、天然記念物及び名勝1件となっています。

(2) 巨樹や地域のシンボルとなる自然景観等の保全 <自然環境課>

巨樹は、それを見る人々に畏敬の念を抱かせるだけでなく、巨樹そのものが生物の生育・生息地となるなど、貴重な自然の資産です。

県内には、樹種別で日本一の大きさを誇る「太田の大トチ」や「こもちカツラ」（ともに白山市白峰）など、数多くの巨樹があり、その多くは天然記念物に指定され、保全されています。

また、滝や渓流、海岸、奇岩、自然林などの自然景観は、地域のシンボルとして保全していく必要があります。

第2節 生物多様性の確保

石川県では、変化に富んだ海岸線から高山帯を有する白山にいたるまで、多様な環境に多様な生きものが見られます。中でも、県土の約6割を占める里山は、人の暮らしと深く関わる里海とともに身近な自然として存在し、持続可能な利用を通してその豊かな環境が保たれ、本県独自の文化や伝統工芸など、多くの恵みをもたらしてきました。

県では、このような里山里海を保全することが本県の生物多様性を確保するために何よりも大切と考え、平成23年3月、里山里海の利用保全を中心に据えた「石川県生物多様性戦略ビジョン」を策定しました。この戦略ビジョンは、石川県になじみの深い鳥「トキ」をシンボルとして「トキが羽ばたくいしかわの実現」を目指すもので、県では次の7つの重点戦略のもとに施策を展開しています。

【7つの重点戦略】

- (1) 里山里海における新たな価値の創造
- (2) 多様な主体の参画による新しい里山づくり
- (3) 森・里・川・海の連環に配慮した生態系の保全
- (4) 多様な人材の育成・ネットワークの推進
- (5) 積極的な種の保存と適切な野生生物の保護管理
- (6) 生物多様性の恵みに関する理解の浸透
- (7) 国際的な情報の共有と発信

1 里山里海の利用保全

県では、平成20年7月、自然環境の保全再生、農林水産業の振興、景観の保全など関係する6つの部局（環境部・企画振興部・商工労働部・観光交流局・農林水産部・土木部）からなる「里山利用・保全プロジェクトチーム」を設置し、里山里海の利用保全に取り組み、平成23年度からは、環境部内に「里山創成室」を設置し、幅広い分野にわたる生物多様性戦略ビジョンの着実な実行を目指して、部局横断での施策をより一層推進してきました。

平成26年度からは、「いしかわ里山創成ファ

ンド」により芽を出した新たな生業（なりわい）の着実な成長や世界農業遺産を活用した農産物のブランド化等を一層推進するため、里山創成室を農林水産部へ移管し、中山間地域振興室とともに再編して、新たに里山振興室を設置し、里山保全活動に県民等の参加を促進する業務については引き続き環境部（温暖化・里山対策室）において推進することとしています。

(1) 里山里海における新たな価値の創造

里山里海の保全には、「人が利用する」という里山本来のあり方を取り戻すことが大切です。そのためには、これまで見逃されていた地域の資源に「新しい価値」を見出し、活用していくことが必要です。

① 世界農業遺産（GIAHS）認定の活用の推進 ＜里山振興室＞

世界農業遺産（GIAHS）とは、農業の近代化の中で失われつつあるその土地の環境を活かした農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化・農村景観などが一体となって維持・継承されている地域を認定し、次世代へ継承する国連食糧農業機関（FAO）のプロジェクトです。

平成23年6月、本県の「能登の里山里海」が新潟県佐渡市の「トキと共生する佐渡の里山」とともに、日本初、先進国でも初めて、世界農業遺産に認定されました。

この認定は、自然と共生した農林水産業の営み、長い歴史の中で育まれた文化・祭礼、優れた里山景観など、能登は地域に根ざした多様な資源が集約された地域であり、その総合力が世界的に高く評価されたものです。

県では、関係者が一丸となって世界農業遺産の認定を活用した元気な里山づくりを推進するために、認定後直ちに、関係市町・団体とともに「世界農業遺産活用実行委員会」を設立しました。

平成27年度は、地域における利活用・保全の取組に対する支援の強化と、国内認定地域との連携による首都圏等での取組強化、ミラノ国際

第2節 生物多様性の確保

博覧会での共同出展による情報発信を実施しました。また、「能登の里山里海」の次世代への継承に結びつく地域づくりセミナーを開催するとともに、世界農業遺産シンポジウムを開催するなど世界農業遺産への理解促進を図りました。

② 里山里海の資源を活用した生業の創出

<里山振興室>

県では、平成23年5月、地元金融機関の協力を得て、基金総額53億円の「いしかわ里山創成ファンド」を創設しました。

このファンドでは、元気な里山里海地域の創成を図るため、基金の運用益等を活用して、里山里海の資源を活用した生業（なりわい）の創出をはじめ、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発等を行うこととしています。

平成27年度の公募事業では、里山里海地域の資源の発掘とそれを活用して里山ならではの新しい商品やサービスを提供する生業の創出16件、住民自らが地域ぐるみで実施する里山里海地域を元気にするイベント支援2件、里山里海の資源循環モデルの構築による地域おこし1件を採択しました。

③ 景観総合条例による里山景観の保全

<都市計画課>

平成20年7月、これまでの「石川県景観条例」、「石川県屋外広告物条例」を一本化した「いしかわ景観総合条例」が公布され、平成21年1月に施行しました。

この条例により、本県の多彩で魅力ある景観資源を県民共通の財産として継承していくとともに、新たな景観を創出し、石川の魅力を更に高めるため、景観施策を総合的かつ強力に推進することとしています。

里山景観等の保全再生は、「いしかわ景観総合条例」の重要な施策の一つであり、里山での暮らしを通して形づくられてきた美しい景観は、能登の里山里海が世界農業遺産に認定され

るにあたっても高く評価されています。なかでも、代表的な里山景観を有する能登町「春蘭の里」を平成24年3月に、代表的な里海景観を有する珠洲市「奥のと里海 日置」を平成26年3月に「景観形成重点地区」に指定しました。

④ グリーン・ツーリズムの推進

<里山振興室>

グリーン・ツーリズムとは、都市住民が農山漁村において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことと言います。現在、グリーン・ツーリズムの受入者である体験交流施設やインストラクター等で構成される石川県グリーン・ツーリズム研究会が中心となって、県内5地域でグリーン・ツーリズムの普及・啓発活動やツアーなどの受入実践活動を行っています。

県では、グリーン・ツーリズムを推進するため、地区別に体験内容や体験スポットを紹介するガイドマップ、イベント情報を掲載したイベントガイドを作成し、情報発信を行っています。

⑤ エコツーリズムの推進

<観光企画課>

エコツーリズムとは、自然環境の保全と文化を活かした地域振興を両立させ、環境教育にも資する観光・旅行形態のことと言い、本県では、地域の事業者やNPO法人等により、能登島のダイビングやイルカウォッチング、白山のブナ林散策などのエコツアーが実施されています。

県では、豊かな自然環境や歴史文化等を活かしたエコツーリズムを推進するため、エコツーリズムの普及啓発を図っています。

⑥ 先駆的里山保全地区創出支援事業

<里山振興室>

県では平成21年度、「先駆的里山保全地区」として、里山里海の利用保全に意欲的に取り組んでいる7地区を選定し、地域住民による自発的な取組を支援してきました。

こうした地域が主体となる利用保全活動を行うモデル地区を創出するため、平成23年度以降

第3章 自然と人との共生

5地区を加え、支援してきました。

【先駆の里山保全地区】

〈平成21年度〉

珠洲市三崎町小泊、輪島市町野町金蔵、能登町宮地、穴水町新崎・志ヶ浦、七尾市能登島長崎町、羽咋市神子原、白山市上木滑

〈平成23年度以降〉

能登町岩井戸、七尾市中島町鉋打、加賀市山中温泉東谷、白山市白峰、小松市東山

(2) 多様な主体の参画による里山里海づくり

人の生活と密接に関わってきた里山里海の保全には、地域住民だけでなく多様な主体の参画を得て、里山里海の持続的な利用を通して環境を維持することが重要です。

① いしかわ版里山づくりISO制度の普及推進 〈温暖化・里山対策室〉

より多くの県民の里山里海づくり活動への参加を促すため、平成22年度に「いしかわ版里山づくりISO」制度を創設しました。これは、企業やNPO、学校などの団体が行う里山里海づくり活動を県が認証し、情報の提供や発信、地域と団体とのマッチングなど、さまざまな支援を行っていくものです。

平成27年度末現在、249の企業・団体・学校の取り組みを認証しています。この制度を通して、より一層、里山里海の利用保全活動の輪を広げたいと考えています。

② 地域や民間団体による森林・里山保全活動等の推進と支援

〈温暖化・里山対策室、森林管理課〉

県では、平成19年度から導入された「いしかわ森林環境税」を活用し、地域や学校、企業、NPOなどがボランティアで自主的に行う森づくり活動、里山保全活動を支援しています。平成27年度は「森づくりボランティア推進事業費補助金」等として36件に助成しました。

また、チェンソーや安全管理の講習会等への

専門的な知識をもった指導者の派遣や、森林の多様な働きや林業の現状についての理解を深めてもらえるよう、様々な体験活動や交流活動も行っています。

近年、社会貢献活動の一環として「企業の森づくり」活動が広がりをみせており、平成19年度から県が活動フィールドを紹介し、森林環境保全に積極的な企業の環境・社会貢献活動を応援する「企業の森づくり推進事業」をスタートさせ、これまでに44社（51地区）の企業等と協定を締結し、各地で植樹等の活動を展開しています。

H27参加企業：説明会31社、現地見学会9社

③ 森林・里山保全活動指導者の養成

〈自然環境課・森林管理課〉

民間団体が主催する森林・里山保全活動を安全に楽しく実施していくためには、里山や森林に関する知識と作業・安全管理のノウハウを有する指導者が欠かせません。

県では、平成13年度から里山の成り立ちやその保全の必要性を解説し、下刈りや間伐などの作業を指導する「里山保全活動リーダー」の養成講座を平成24年度まで開催しました。講座修了生は121名となっています。

また、森林ボランティア活動の指導的役割を担う「フォレストサポートー」の養成研修も実施しており、養成研修修了生は、平成27年度末までに286名となっています。

④ 里山のパートナーづくり推進事業

〈温暖化・里山対策室、里山振興室〉

「能登の里山里海」の世界農業遺産認定を契機に、県では、企業や都市住民等の多様な主体に対して、里山づくりへの関心を高め、里山地域との交流を深めることにより、里山地域との連携や協働を促す「里山のパートナー」づくりを進めています。

平成27年度は企業と里山地域との連携・協働の促進を図るため、企業等を対象とした「里山づくり参画促進セミナー」、里山地域を対象とした「企業等との協働活動促進セミナー」等を

第2節 生物多様性の確保

開催し、具体的な協働活動に向けて、意識の啓発を図りました。

また、平成22年度から実施している、いしかわ農村ボランティア活動は、中山間地域の過疎、高齢化等で人手不足の集落に都市住民のボランティアを派遣し、耕作放棄地の農地への復旧や農道・水路等の維持保全、自然景観や伝統文化の継承に取り組み、農村の活性化を図っています。平成27年度は、18地区で28回の活動を行い、延べ514人のボランティアが参加して、荒れた棚田の草刈り、再生した農地での作物の植え付けや収穫、景観作物の植付け等の活動を行いました。

⑤ いしかわ里山ポイント制度

＜温暖化・里山対策室＞

県では平成24年度、いしかわ版里山づくりISO認証団体や県、市町等が主催する「草刈り」「植樹」などの里山保全活動について、ボランティアとして参加する方々に県産農産物等と交換できる里山ポイントを交付し、保全活動への県民の自主的参加を促す「里山ポイント制度」を創設しました。

里山ポイントは認定した活動の参加者に交付され、ポイントを集めて里山チケットに交換することによって、農産物直売所や地産地消の店舗で利用できる仕組みとしています。

H27実績：活動回数181回、4,827ポイント

⑥ SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

＜温暖化・里山対策室＞

生物多様性の保全は世界的な課題であり、平成22年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、里山に代表される、人の営みによって形成・維持されてきた二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を図る「SATOYAMAイニシアティブ」を推進することが採択されました。また、その国際的な推進組織（SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI））が創設され、本県も参画しています。

さらに、社会・経済環境を同じくする日本国内においても、里山里海の利用・保全に取り組む多様な主体のネットワークをより一層強固にし、取組を全国的に推進していきたいとの思いから、平成25年9月、「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」を設立し、本県の谷本知事が福井県の西川知事と共に共同代表に就任しました。

（参加団体 107団体 平成28年3月現在）

本ネットワークでは、「SATOYAMAイニシアティブ」の理念を踏まえつつ、企業、NPO、研究機関、行政など、国内における多様な主体が、その垣根を越え、様々な連携・交流・情報交換等を図るためのプラットホームを構築し、里山等地域の保全や利用の取組を国民的取組へと展開することを目指しています。

平成27年度は、セミナーや現地視察により参加団体の情報共有や意見交換を行ったほか、エコプロダクツ展や里山里海展への出展により県内外に情報を発信しました。

本県としても、これらネットワークの活動を通して、国内におけるSATOYAMAイニシアティブの推進に貢献するとともに、本県の元気な里山里海づくりの発信や取組の更なる深化を図っています。

⑦ 里山保全再生協定の認定

＜温暖化・里山対策室＞

里山を保全するには、里山の大部分を占める私有地において、地域の方々や民間団体が主体的な保全活動を進めていくことが重要です。

そこで県では、平成16年4月に施行した「ふるさと環境条例」に「里山保全再生協定」の制度を盛り込みました。この制度は、里山の土地所有者と里山活動団体が締結した協定を知事が認定し、指導者の派遣などの支援を行うものです。

この制度に基づく認定団体は10団体となっています。

(3) 森・里・川・海の連環に配慮した生態系の保全

森や里山と海は互いに密接に関連しているため、適切な物質循環や生きものの生息環境の連続性の確保、生態系ネットワークの再生等を念頭に置き、各生態系の保全を行う必要があります。

① 森林環境税の活用による森林整備

＜森林管理課＞

林業の採算性の悪化や山村の過疎化などにより荒廃した人工林の公益的機能を守るために、県では、平成19年度に、県民や企業の理解のもと、「いしかわ森林環境税」を創設しました。通常の2倍にあたる40%以上の本数を一度に間引きし、林内に光を入れて下草や広葉樹の育成を促すもので、多様な生態系の確保にもつながるものです。これにより、鳥や昆虫の個体数が増えるといった効果も確認されています。

平成23年度までの5年間で水源地域等の手入れ不足人工林約1万ヘクタールの整備を実施しました。

引き続き平成24年度からの5年間では、残された約1万2千ヘクタールの手入れ不足人工林を解消するとともに、これらの森林へ侵入した竹の除去やその発生源となっている荒廃竹林の整備にも取り組んでいます。

また、税の一部を活用し、森林の役割等についての県民の理解を深め、県民全体で森林を支えていく県民参加の森づくりを推進しています。

平成27年度は、子供達や地域住民、NPO等による森林ボランティア活動の推進、都市と山村の交流活動の促進や、里山林など身近な森林の保全活動の推進などの観点から事業を展開し、総数で13,000人余りの県民の参加をいただきました。

平成28年度は、引き続き森林の持つ役割の重要性や県民参加の森づくりの必要性に対する理解を深める取り組みを実施することとしています。

(4) 多様な人材の育成・ネットワークの推進

多様な主体が参画する里山づくりの推進においては、一般県民の参加による里山づくり活動に対する指導者や、里山里海地域と都市住民やNPO団体、企業等を結びつける人材が不可欠です。

① 里山創造人材の育成

＜温暖化・里山対策室＞

過疎・高齢化が進む里山里海地域では、地域や行政だけでは十分な里山の利用保全活動が困難であるため、多様な主体が里山の利用保全に参画することが求められます。このため、具体的に地域と多様な主体をコーディネートし里山づくりをサポートできる「里山創造人材」の育成を進めています。

平成22年度には、必要な人材についての検討を進めるとともに、人材養成に必要な情報収集やプレセミナーを実施しました。

平成23、24年度は、里山地域における課題の整理、事業計画の作成手法等を学び、ワークショップやケーススタディなどを通して、受講生が互いに学び合う実践的なセミナーを実施しました。受講生同士のつながりも広がっており、里山地域と企業等多様な主体が協働して行う里山づくりの実現に向けて取り組んでいます。

② 森林・里山保全活動指導者の養成【再掲】

＜自然環境課・森林管理課＞

民間団体が主催する森林・里山保全活動を安全に楽しく実施していくためには、里山や森林に関する知識と作業・安全管理のノウハウを有する指導者が欠かせません。

県では、平成13年度から里山の成り立ちやその保全の必要性を解説し、下刈りや間伐などの作業を指導する「里山保全活動リーダー」の養成講座を平成24年度まで開催しました。講座修了生は121名となっています。

また、森林ボランティア活動の指導的役割を担う「フォレストソポーター」の養成研修も実施しており、養成研修修了生は、平成27年度末までに286名となっています。

(5) 積極的な種の保存と適切な野生生物の保護管理

里山里海の利用保全の推進による生態系保全に加え、種の保存の取組や外来生物対策を積極的に推進する必要があります。(野生生物の保護管理については、第3節を参照下さい。)

① 希少野生動植物の生息状況等の把握

〈自然環境課〉

近年、人間活動や開発等の影響で、身近な動植物の姿が見られなくなったり、絶滅の危機にある生物種が増えていることが明らかになっています。

県では絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップした「石川県の絶滅のおそれのある野生生物－いしかわレッドデータブック」を平成12年に作成し、広く県民に野生生物の保護を呼びかけています。

また、生物の生息・生育状況の変化に対応するため、改訂作業を進め、平成20年度には動物編、平成21年度には植物編の改訂版を作成しました。その結果、「いしかわレッドデータブック」の掲載種は、表7のとおりとなっています。さらに、平成27年度からは、第3版の策定に向けた調査を開始しました。

このほか、平成22年度からは、県指定野生動

植物種の生息状況等を把握するため、石川県希少種保全推進員によるモニタリング調査に取り組んでいます。

② 希少野生動植物の保全対策

〈自然環境課〉

県では、「ふるさと環境条例」に希少種保護の規定を盛り込みました。この規定に基づき、指定希少野生動植物種として指定することにより、その種の捕獲、採取、殺傷、損傷は原則禁止となり、捕獲等の抑制ができるようになりました。

平成17年に第1次指定として4種、平成18年に第2次指定5種、平成19年に第3次指定6種の指定を行い、平成24年には新たに第4次指定として5種の追加指定を行いました。これにより県の指定希少野生動植物種は合計で20種となりました。(表8)

また、これらの中から必要性、緊急性の高い種として、イカリモンハンミョウ、オキナガサ・サドクルマユリの3種については、平成22年度から保護増殖事業に取り組み、地域や市町、大学等専門家と連携した取り組みを推進しています。

表7 「いしかわレッドデータブック」の掲載種数

(平成28年3月)

分類群	絶滅(a)	絶滅危惧(b)			準絶滅危惧(c) 計	情報不足	合計	地域個体群
		絶滅危 惧I類	絶滅危 惧II類	小計				
植物※	10	202	222	424	169	603	44	647
哺乳類	2	4	8	12	8	22	0	22
鳥類	2	16	17	33	25	60	5	65
両生爬虫類	0	2	1	3	3	6	0	6
淡水魚類	0	2	3	5	4	9	0	9
昆虫類	2	40	35	75	66	143	24	167
浅海域の生物	0	0	2	2	7	9	14	23
陸産貝類	0	1	7	8	24	32	5	37
淡水産貝類	0	5	2	7	7	14	4	18
その他の動物	0	1	1	2	3	5	0	5
動物小計	6	71	76	147	147	300	52	352
合計	16	273	298	571	316	903	96	999

※このほかに「保護を要する植物群落」として126群落を選定。

表8 石川県指定希少野生動植物種

	種名	備考
第1次指定	トミヨ(魚類)、イカリモンハンミョウ(昆虫類)、シャープゲンゴロウモドキ(昆虫類)、ウミミドリ(植物)	平成17年5月1日施行
第2次指定	チュウヒ(鳥類)、ホトケドジョウ(魚類)、マルコガタノゲンゴロウ(昆虫類)、オキナグサ(植物)、エチゼンダイモンジソウ(植物)	平成18年5月1日施行
第3次指定	コアジサシ(鳥類)、イソコモリグモ(クモ類)、サドクルマユリ(植物)、トキソウ(植物)、サギソウ(植物)、イソスミレ(植物)	平成19年11月1日施行
第4次指定	ホクリクサンショウウオ(両生類)、センダイハギ(植物)、ヒメヒゴタイ(植物)、トウカイコモウセンゴケ(植物)、イシモチソウ(植物)	平成24年5月1日施行

③ トキの分散飼育の推進

＜自然環境課＞

ア トキ保護の歩み

我が国のトキは明治以降減少の一途をたどり、昭和56年に、野生のトキは姿を消しました。石川県は本州最後のトキの生息地として、トキに大変ゆかりの深い県で、江戸時代初期からトキ生息の記録があり、能登半島では昭和36年までトキの繁殖が確認されています。しかし昭和45年1月に、本州最後のトキ「能里（ノリ）」を穴水町で捕獲し、人工繁殖のため佐渡へ送り、本州からトキがいなくなりました。

国は、佐渡島において日本の野生のトキの繁殖を試みましたが、残念ながら成功しませんでした。しかし、平成11年に中国からつがいのトキが贈呈され、人工繁殖に成功して以降、飼育下におけるトキの数は順調に増加し、平成19年には100羽を超えるました。

平成20年には、佐渡市において、野生に戻る訓練を受けた10羽のトキが放鳥されました。日本の空にトキが羽ばたくのは27年ぶりのことでした。これ以降、平成27年度までに計13回、215羽が放鳥されています。

放鳥されたトキは平成22年、23年と続けて営巣し、産卵しましたが、いずれもヒナは生まれませんでした。しかし、平成24年の繁殖期には、野生下で初めてヒナが誕生し、無事に巣立ちを迎えました。野生下でヒナが誕生したのは昭和51年以来36年ぶりとなりました。

平成26年には、環境省が定めた目標である佐渡での60羽のトキの定着を1年前倒しで達成するなど、野生での定着に向けて大きく前進しました。

イ 分散飼育の実施

平成15年度、国は鳥インフルエンザなどの感染症によるトキの再絶滅を防ぐこと等を目的に、分散飼育の方針を打ち出しました。

これを受けて、石川県ではいち早く同年度にトキ分散飼育の受け入れを表明しました。以来、恩賜上野動物園、多摩動物公園等の専門家の指導を得ながら、いしかわ動物園においてトキの近縁種であるクロトキ、シロトキ、ホオアカトキの飼育に取り組み、人工繁殖に成功するなど、トキ類の飼育繁殖の実績を積み重ねてきました。

平成20年度には、県内外の有識者からなる石川県トキ分散飼育受入検討会で、飼育繁殖施設や運営管理のあり方等について取りまとめた「石川県トキ保護増殖事業基本計画」を策定し、これらの活動が評価され、平成20年12月、国は石川県をトキ分散飼育実施地として決定しました（出雲市、長岡市も同時）。

平成21年度には、繁殖ケージ等の施設の整備や、飼育員の佐渡での技術研修等の受入準備を進め、平成22年1月8日、いしかわ動物園に2つがい4羽のトキが移送されました。「能里」が穴水町で捕獲され佐渡に送られた日から、ちょうど40年ぶりの里帰りとなりました。その後、トキの飼育・繁殖は順調に進み、同年4月25日に、初めてのヒナがふ化したのを皮切りに、2組のペアから次々とヒナが誕生し、6~7月にかけて合計8羽のヒナが無事巣立ちを迎えました。平成23年1月には、トキ繁殖ケージのテン対策工事と、トキを飼育するためのトキ飼育ケージの整備を行い、飼育・繁殖に万全を期しています。

平成23年度には、新たに親鳥にヒナの子育てを託す自然育すうに取り組み、平成24年度には、さらにふ化から親鳥に任せる自然ふ化にも取り

組み、無事に成功しました。これは、自然ふ化や自然育すうで育ったトキの方が人工的に育ったトキよりも、放鳥後につがいになりやすく、繁殖の可能性も高くなることが判明したことを受けて、取り組んでいるものです。

平成25年度には、国からの要請を受け、平成26年1月17日に追加の繁殖ペアを受け入れ、合計3組のトキで飼育繁殖に取り組むこととなりました。

平成27年度までに、45羽が繁殖し、うち37羽を佐渡に返還するなど、国の保護増殖事業に貢献してきているところです。

今後も、トキを通じて里山の利用保全を推進するなど、人と自然の共生の取組を進めていきたいと考えています。



いしかわ動物園で飼育中のトキ

④ ライチョウの種の保存の推進

＜自然環境課＞

ア ライチョウの保護増殖に向けた体制整備

国の特別天然記念物であり国内希少野生動植物種にも指定されているライチョウは、わが国の文献にはじめて登場する場所が白山であることもあります、本県にゆかりの深い鳥です。そのライチョウが、平成21年6月に白山での生息が確認されました。

全国的なライチョウの個体数は、最近20数年間で約3,000羽から約2,000羽弱に減少したとされ、高山地域に生息しているライチョウは、今後も地球温暖化等による気温の上昇が進めば、将来的に絶滅する可能性がある種といえます。

県では、ライチョウの種の保存に向けて、恩賜上野動物園や富山市ファミリーパークから近縁亜種であるノルウェー産のスバルバルライ

チョウをいしかわ動物園に受け入れ、飼育・繁殖技術の習得に取り組みはじめ、その拠点施設として、平成23年4月に「ライチョウの峰」をオープンさせ、この取組を県民に広く公開しています。



ライチョウの峰（平成23年4月オープン）

イ 白山のライチョウ

白山は、かつてのライチョウの生息地であり、平成21年6月のライチョウの再確認は、大きなニュースとなって県民に明るい話題を提供しました。確認されたライチョウは、メスの1羽だけですが、平成27年もその生息が確認されており、白山の自然の豊かさを象徴しています。今後も県では、環境省に協力し、生息状況の把握に努めてまいります。



白山のライチョウ（平成27年8月24日撮影、環境省中部地方環境事務所）

県指定希少野生動植物種（20種）



チュウヒ（タカ科）



コアジサシ（カモメ科）



トミヨ（トゲウオ科）



ホトケドジョウ（ドジョウ科）



イカリモンハンミョウ（ハンミョウ科）



シャープゲンゴロウモドキ（ゲンゴロウ科）



マルコガタノゲンゴロウ（ゲンゴロウ科）



イソコモリグモ（コモリグモ科）



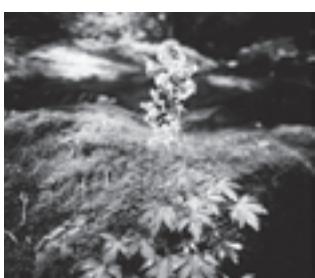
ホクリクサンショウウオ（サンショウウオ科）



ウミミドリ（サクラソウ科）



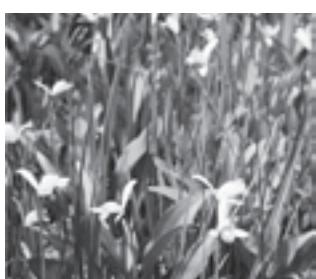
オキナグサ（キンポウゲ科）



エチゼンダイモンジゾウ（ユキノシタ科）



サドクルマユリ（ユリ科）



トキソウ（ラン科）



サギソウ（ラン科）



イソスマリ（スミレ科）



センダイハイギ（マメ科）



ヒメヒゴタイ（キク科）



トウカイコモウセンゴケ（モウセンゴケ科）



イシモチソウ（モウセンゴケ科）

第2節 生物多様性の確保

(5) 外来生物対策

<自然環境課・水産課>

外来生物とは、もともとその地域にいなかつたもので、人間活動によって他地域から入ってきた生物のことを指します。

外来生物が引き起こす悪影響としては、地域固有の在来生物が捕食されたり、近縁の在来生物と交雑し雑種を作ったりするといった地域固有の生態系への影響のほか、農林水産物の食害、畠を踏み荒らすことなどの農林水産業への影響、人の生命・身体への影響などがあります。

国では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき生態系等に被害を及ぼす動植物110種類を特定外来生物として指定し、飼育や栽培、運搬、譲渡、野外へ放つこと等を規制しています。

このうち、県内にはオオクチバスなどの魚類も含めアライグマ・ウシガエルといった動物やオオキンケイギク・アレチウリなどの植物の生息・生育が確認されています。

県では、「ふるさと環境条例」で、生態系に悪影響を及ぼす外来生物については、野外への放出を禁止しています。また、外来生物問題については、県民の理解と協力が欠かせないことから、アライグマ防除・啓発リーフレットの作成やオオキンケイギク除去イベントの開催、県のホームページ等を通じて「外来生物を入れない、捨てない、拡げない」という原則の普及啓発の推進や情報発信に努めています。

(6) 生物多様性の恵みに関する理解の浸透

県民一人一人に生物多様性や里山里海の恵みについて理解していただけるよう、身近な自然である里山里海をテーマとしたイベント等を通じた普及啓発や体験学習の機会の提供を推進します。（いしかわ自然学校の取組は第4節を参照ください。）

(1) いしかわグリーンウェイブ

<温暖化・里山対策室>

「グリーンウェイブ」とは、国連の生物多様性条約事務局が、国際生物多様性の日（5月22

日）の午前10時に世界各地で、次代を担う青少年による学校等での植樹活動を呼びかけている運動です。児童生徒にとっては、植樹を通して生物多様性の大切さについて考えるきっかけにもなっています。

本県においても、平成21年度からこの運動に参加し、平成27年度については、5月31日に石川県森林公園において、知事、津幡町長、津幡町立英田小学校の児童、地元住民の皆様が参加して植樹を行ったほか、新たに県内各地の保育所・幼稚園等と連携した植樹をリレー形式で行い、生物多様性に関する理解を深めていただきました。

また、いしかわ版里山づくりISO認証団体等に対し、グリーンウェイブへの積極的な参画を呼びかけたところ、34団体が植樹活動や環境イベントを実施しました。これらの様々な取組を通して、生物多様性の重要性について考えるきっかけとしてももらいました。

(2) 里山の恵み等を学ぶ新たな環境学習の推進
<温暖化・里山対策室>

県内の大学生が小学生等の子ども達に対して、生物多様性や里山の恵み等を楽しく解説する継続的な環境学習の仕組みの構築に向け、平成23年度、大学生を中心とした環境学習プログラム研究会を設置しました。

平成24年度は、大学生が生物多様性や里山里海を学ぶ活動を行った上で、いしかわ動物園と夕日寺県民自然園を活用した環境学習プログラムを作成し、小学生向けに実施しました。

平成25年度は、新たに石川県森林公園を活用したプログラムを作成し、小学生向けに実施しました。

研究会に参加した大学生が習得したスキルを活かして、それぞれ生物多様性の理解につながる取り組み等が進められています。

(3) いしかわの里山里海展の開催

<里山振興室>

身近な自然である里山里海には、さまざまなものとのつながり」があり、私たちはそこか

ら多くの恵みを得ています。

県では、楽しい体験を通じて里山里海の生物多様性やその恵みを知っていただくことを目的に、平成27年8月22、23日、「いしかわの里山里海展」を開催しました。実際に見て、触れて、体験できる展示内容とし、同時開催の「いしかわ環境フェア2015」とあわせて約26,300人が来場しました。

④ 夕日寺健民自然園の整備と機能の拡充

＜自然環境課＞

県では、都市近郊の里山の環境を保全し、身近な自然とのふれあいを推進する場として、昭和55年に夕日寺健民自然園を開設しました。その後、自然観察歩道、ふれあいセンター、芝生広場、化石の広場、トンボサンクチュアリーなどの施設を順次整備し、平成16年度から平成19年度には、白山麓から茅葺き民家を移築した「里山ふるさと館」や昔の里山の暮らしを学ぶ「体験工房」などのセンターゾーンを整備しました。

また、同園は県内における里山保全活動のモデル拠点施設としても位置づけられており、「いしかわ自然学校・里山のまなび舎」のプログラムである「夕日寺里山探訪」などの活用の場や、里山保全に関わる団体等の交流の場として活用されています。

⑤ 「里山子ども園」の実施

＜温暖化・里山対策室、自然環境課＞

幼少期から自然に親しみ、環境保全の大切さを身につけてもらうために、夕日寺健民自然園（金沢地区）や加賀地区、能登地区において、里山を活用した自然体験プログラムである「里山子ども園」を、保育所・幼稚園等の園児を対象に40回実施しました。

⑥ 森林公園等の保健休養林施設の活用促進

＜観光企画課＞

森林のもつ優れた自然環境との接触を通じ、県民の自然とその恵みに対する理解を向上させることを目的として、森林公園（津幡町）、健

康の森（輪島市）、県民の森（加賀市）において、親子を対象とした薬草観察会や原生林探訪などのイベントが42回催され、延べ3,563名の参加がありました。

(7) 国際的な情報の共有と発信

生物多様性の保全と持続可能な利用は世界共通の課題であるため、生物多様性に関する諸条約や広域的・国際的な取組等に、地方の立場から積極的に貢献していくことが大切です。

平成26年10月、韓国の平昌で開催されたCOP12（生物多様性条約第12回締約国会議）においては、会期中に開催された世界農業遺産に関するサイドイベントで本県の取り組みを発表したほか、同時開催された「持続可能な開発のためのインターラクティブフェア」において、展示ブースを設置して、パネルや資料を用いて、本県の取り組みを発信しました。

第3節 野生鳥獣の保護管理の推進

1 野生鳥獣の保護管理の推進＜自然環境課＞

(1) 鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理事業計画とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理条例）」第4条に基づき、県知事が策定する鳥獣保護管理行政の基本計画で、鳥獣の捕獲などを規制する地域や捕獲許可に関する規定、鳥獣保護管理事業の普及啓発活動などについて定めています。

平成24年3月に「第11次鳥獣保護事業計画」（H24～28）を策定し（H27.5「第11次鳥獣保護管理事業計画」に改定）、有害鳥獣捕獲許可の許可対象者の拡大や、ニホンジカについて新たな特定鳥獣保護管理計画を策定することなどを盛り込みました。

(2) 鳥獣保護区

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素であり、人間の豊かな生活環境を形成するためにも不可欠な存在です。

第2節 生物多様性の確保／第3節 野生鳥獣の保護管理の推進

こうした野生鳥獣の持っている様々な特性が近年の自然保護思想の高まりの中で認識され、その保護への関心が高まっています。

県では、鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の指定を行っています。鳥獣保護区に指定されると、区域内における狩猟による鳥獣の捕獲が禁止されます。

その指定面積は、54,907ha（平成28年3月末現在）で、県土面積418,567haの13.1%となっており、全国平均（9.7%）を大きく上回っています。

鳥獣保護区の指定区分には、森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の7種類があり、県内では現在50ヵ所が指定されています。（表9、表10、図2）

（3）特定鳥獣保護管理計画の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の策定

特定鳥獣保護管理計画とは、人と野生鳥獣との共生を図るとともに、長期的な観点から野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として、県知事が必要と判断した場合に策定する任意計画です。

表9 鳥獣保護区等の指定状況の推移

区 分	昭和45年度		昭和60年度		平成27年度	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
鳥 獣 保 護 区	29	27,417	47	49,096	50	54,907
特定猟具使用禁止区域	8	6,168	36	18,024	67	23,592
休 猟 区	37	39,902	25	41,693	5	8,551

表10 鳥獣保護区指定区分別状況

（平成28年3月末現在）

指 定 区 分 别	国指定鳥獣保護区		県指定鳥獣保護区		合 計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地の保護区	—	—	31	23,464	31	23,464
大規模生息地の保護区	1	25,958	—	—	1	25,958
集団渡来地の保護区	1	10	8	3,463	9	3,473
集団繁殖地の保護区	1	24	2	292	3	316
希少鳥獣生息地の保護区	—	—	—	—	—	—
生息地回廊の保護区	—	—	—	—	—	—
身近な鳥獣生息地の保護区	—	—	6	1,696	6	1,696
合 計	3	25,992	47	28,915	50	54,907

表11 鳥獣保護区の指定面積と
県土面積に占める構成比

(上段：ha、下段：%)

	県 土 面 積	鳥 獣 保 護 区
石川県	418,609	54,907 (13.1%)
富山県	424,761	107,683 (25.4%)
福井県	419,049	32,752 (7.8%)
全 国	37,797,075	3,561,578 (9.4%)

第3節 野生鳥獣の保護管理の推進

イ モニタリング調査等

クマについては、県民からの通報による目撃、痕跡調査を継続して実施しています。

このほか、ニホンジカについても、白山市や加賀市などで子連れの群れが目撃されるなど、石川県内での繁殖が懸念されているため、平成24年度から継続して糞塊密度調査等による生息状況調査を実施しています。今後も、調査を継続して、その動向を注意深く見守っていきます。

2 野生鳥獣による農林水産業被害等の防止

野生鳥獣による農林業被害は、県全体で約86

百万円（平成27年度）で、このうちイノシシによるものは、約70百万円となっており、これまで被害が少なかった地域に拡大するなど、被害地域では、生産意欲の減退が問題となっています。

こうした状況を踏まえ、有害鳥獣の「捕獲」とともに防護柵の設置などにより被害を防ぐ「被害防止」が一体となった取組が必要となります。

表12 特定鳥獣保護管理計画の策定状況

	計画名	策定年度	計画期間	主な（変更）内容
クマ	石川県特定鳥獣保護管理計画	H13年度	H14～H18	・年間総捕獲数を推定生息数の10%以内とする ・保護地域、干渉地域、排除地域に区分し保護管理など
	第2期石川県ツキノワグマ保護管理計画	H18年度	H19～H23	・保護管理を行う区域を七尾市以南に拡大
	第2期石川県ツキノワグマ保護管理計画 (変更)	H22年度	H19～H24	・年間総捕獲数を推定生息数の12%に引き上げ ・計画期間の1年延長など
	第3期石川県ツキノワグマ保護管理計画	H24年度	H25～H29	・推定生息数をこれまでを100頭上回る700～900頭とする
	第3期石川県ツキノワグマ保護管理計画 (変更)	H26年度	H26～H29	・計画対象を県全域に拡大
	第1期石川県ツキノワグマ管理計画	H27年度	H27～H29	・ツキノワグマを第二種特定鳥獣として計画策定
サル	石川県特定鳥獣保護管理計画	H13年度	H14～H18	・群れごとに加害レベルに応じた保護管理。1年を通じて集落の農地周辺を主な行動範囲とする集落依存型の群れは除去など
	第2期石川県ニホンザル保護管理計画	H18年度	H19～H23	
	第3期石川県ニホンザル保護管理計画	H23年度	H24～H28	
	第1期石川県サル管理計画	H27年度	H27～H28	・サルを第二種特定鳥獣として計画策定
イノシシ	第1期石川県イノシシ保護管理計画	H22年度	H21～H23	・狩猟期間の延長やイノシシに限って狩猟ができる特例休猟区の設置など
	第2期石川県イノシシ保護管理計画	H23年度	H24～H28	
	第1期石川県イノシシ管理計画	H27年度	H27～H28	・イノシシを第二種特定鳥獣として計画策定
ニホンジカ	第1期石川県ニホンジカ保護管理計画	H24年度	H25～H29	・狩猟期間の延長やニホンジカに限って狩猟ができる特例休猟区の設置など
	第1期ニホンジカ管理計画	H27年度	H27～H29	・ニホンジカを第二種特定鳥獣として計画策定

表13 有害鳥獣捕獲実績

(平成28年3月末現在)

A. 鳥類

(単位：羽)

許可証交付数	捕獲数計	カラス	カルガモ	ドバト	キジ	キジバト
224	2,685	2,246	20	409	4	6

B. 獣類

(単位：頭)

許可証交付数	捕獲数計	イノシシ	タヌキ	ハクビシン	アナグマ	ニホンザル	アライグマ	ツキノワグマ
262	3,438	3,289	34	105	1	2	6	1

C. 鳥類の卵

(単位：個)

許可証交付数	捕獲数計	カラス
84	3,274	3,274

第3章 自然と人との共生

(1) 被害実態の把握

<農業安全課>

農林業についての被害実態について、市町等を通じて把握に努めており、本県における平成27年度の野生鳥獣による農林業被害は、被害面積約132ha、被害金額で約86百万円となっています。

(2) 有害鳥獣捕獲許可

<自然環境課>

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的で「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等」をする場合、環境大臣又は都道府県知事あるいは市町長（市町長に権限が移譲されている鳥獣に限る）の許可を受けなければならぬこととなっています。

平成27年度の有害鳥獣捕獲許可による鳥獣の捕獲数は、表13のとおりとなっています。

(3) 被害防止

① 鳥獣被害防止対策協議会への支援

<農業安全課>

農作物の鳥獣被害を防止するには、それぞれの地域が実情にあわせた対策を実施することが重要であることから、平成20年度に、市町や生産者等から構成される各地域の鳥獣被害防止対策協議会の活動に対する国の助成制度が設けられました。

この国の助成は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特別措置法）」に基づき策定される鳥獣被害防止計画の内容に応じたものになることから、県では、各地域協議会が国からの助成を受けやすくなるよう、計画の策定を支援するなど、被害防止対策に努めています。

② ニホンザル接近警報システムの整備

<自然環境課>

サルについては、多くの群れが生息する白山市及び金沢市南部において新たに生息域を拡大する傾向があり、農作物被害も増加の恐れがあります。

このため、平成21年度には、サル出没の最前線の白山市の集落に接近警報システムを整備しました。今後とも、サル追い払いの効率を向上させ、サルの分布域と農業被害の拡大防止を図ります。

3 狩猟の適正化

<自然環境課>

狩猟とは、法律で定められた道具を用いて狩猟対象となる鳥獣を、狩猟期間中（本県の場合は毎年11月15日から翌年2月15日まで、イノシシ及びニホンジカは11月1日から翌年3月31日まで）に捕獲することをいいます。狩猟するためには、都道府県知事が実施する試験を受け、狩猟免許を取得する必要があります。平成27年度は、狩猟免許試験を4回、狩猟免許更新講習会を7回実施しました。その内訳は表14のとおりです。

また、狩猟者登録証の交付状況は表15のとおりです。

表14 平成27年度狩猟免許試験等の実施状況

免許の区分	免許試験合格者	免許更新者	免状交付件数
網 獵	12	52	126
わ な 獵	360	225	1,411
第一種銃獵	48	305	577
第二種銃獵	1	3	16
計	421	585	2,130

表15 平成27年度狩猟者登録証交付状況

(平成28年3月31日現在)

区 分	県 内 者	県 外 者	計
網 獵	54	1	55
わ な 獵	754	3	757
第一種銃獵	456	61	517
第二種銃獵	21	1	22
計	1,285	66	1,351

第4節 自然とのふれあいの推進

1 「いしかわ自然学校」の推進・充実

「いしかわ自然学校」は、本県の多彩な自然を活かした深く楽しい自然体験を通して、自然から学び、自然を大切に思い行動する人を育てる目的としています。言い換えれば、

「自然体験を通した環境教育」を行う事業ということになります。

「いしかわ自然学校」の自然体験プログラムは、環境部だけでなく、教育委員会や農林水産部・土木部・観光交流局などの各部局が横断的に実施しています。「いしかわ自然学校」の最大の特徴は、民間団体や事業者等が連携・協働し、県内各地で特色ある自然体験プログラムを実施する広域・パートナーシップ型の自然学校であることです。

「いしかわ自然学校」は、平成13年度に本格開校し、これまでインストラクタースクールの開校やプログラムの拡充を行ってきました。

平成27年度の事業一覧は表16のとおりで、548のプログラムに約4万人の参加者がありました。

また、官と民が連携する全国初のネットワーク型の自然学校という取組が評価され、平成19年11月に、環境大臣表彰である第3回エコツーリズム大賞の優秀賞を受賞しました。

(1) いしかわ自然学校の推進・運営体制

＜自然環境課＞

① 推進・運営体制の構築

「いしかわ自然学校」は、民・学・官の連携・協働による運営を推進する観点から、事務局を「いしかわ環境パートナーシップ県民会議」に置いています。事務局では、さまざまなプログラム実施者とネットワークを構築し、推進方策やプログラムの検討を行っています。

(2) 指導者の養成

＜自然環境課・農業基盤課・生涯学習課＞

① 指導者の養成

安全で楽しい自然体験プログラムを実施するためには、指導者が最も重要であることから、「いしかわ自然学校」では指導者養成に力を入れ、平成12年度からインタープリター（自然と人との橋渡し役・案内人）セミナーなどを開催しています。

② 指導者の派遣・プログラムの企画及び実施の支援

「いしかわ自然学校」では、学校や公民館などが主催する自然教室などに専門講師を派遣しています。

また、初めて自然体験プログラムに取り組む団体等に対して、養成したインストラクターを派遣し、指導・助言を行うなど、プログラムの企画・実施の支援を行うとともに、インストラクターに活動の場を提供しています。

(3) 「いしかわ自然学校」プログラム

「いしかわ自然学校」のプログラムは、その実施形態などから、次の3つに大きく分けられます。

① 拠点施設型（自然のまなび舎）

＜自然環境課＞

県の自然関係施設を拠点として行われる、主に日帰り・無料型のプログラムを「自然のまなび舎」と呼んでいます。＜里山＞では「夕日寺里山探訪」（夕日寺健民自然園等）、＜山＞では「白山まるごと体験教室」や「白山奥山ワーキング」（白山自然保護センター関係施設等）、＜海＞では「体験スノーケリング」や「ヤドカリ学級」（のと海洋ふれあいセンター等）などのプログラムがあります。

② 子ども自然学校

ア　いしかわ子ども自然学校　＜生涯学習課＞

大自然の摂理を体験的に学ぶ中で、自然保護の大切さや思いやりの心を育んだり、自然を素材にして先人の生活の工夫を学ばせることなどを目的として、青少年教育施設を中心に、子どもたちの自然体験型環境教育の活動プログラムを実施しています。

イ　いしかわ田んぼの学校　＜農業基盤課＞

農業や農作物への理解を促進し、環境に対する豊かな感性を持つ子どもを育てていくために、田んぼ、水路、ため池などを遊びと学びの場とし、農業・農村が持つ多面的な機能を活用

表16 平成27年度 いしかわ自然学校事業一覧

区分	事業名	事業の概要	参加実績(人)
推進・運営体制	事務局の設置 運営協議会の開催	連絡調整、広報、推進方策の検討等 事務局：県民エコストーション内	—
指導者養成	いしかわ子ども自然学校ボランティア養成事業等		163
	スノーケリング指導者研修会		34
	自然解説員等の指導者養成講座		61
拠点施設型 (自然のまなび舎)	里山のまなび舎	夕日寺健民自然園での県民による里山保全活動や自然体験活動など	941
	山のまなび舎	白山まるごと体験教室など（白山自然保護センターなど）	10,292
	海のまなび舎	スノーケリング・観察会等（のと海洋ふれあいセンター）	585
	自然解説事業	白山や県下各地での自然観察会	6,048
	自然と生態のまなび舎	自然と人との関わりを感じ取るエコ体験教室（石川県ふれあい昆虫館）	4,541
子ども 自然学校	いしかわ子ども自然学校	少年自然の家等における個人参加型の自然体験プログラム ・オールシーズンチャレンジ ・サマーチャレンジ ・ファミリーチャレンジ	7,217
	いしかわ田んぼの学校	田んぼを遊びと学びの場とする農作業体験学習	5,974
エコツーリズム型	エコロジーキャンプなど	民間団体や民間事業者が主催する特色あるテーマの自然体験プログラムなど	6,121

(計41,977)

☆提供プログラム総数 548

☆指導者数（養成講座等修了者数）

インストラクター：201、自然解説員：100、スノーケリング指導者：80

里山保全活動リーダー：121、白山自然ガイドボランティア：72 ほか

第4節 自然とのふれあいの推進

した体験型の環境教育を実施するもので、県内小学校を対象に平成12年度から実施しています。

③ エコツーリズム型（エコロジーキャンプ）
＜自然環境課＞

主に民間の団体や旅行業・旅館業を営む事業者が主催するプログラムで、中でも宿泊・有料型のプログラムを「エコロジーキャンプ」と呼んでいます。白山の高山植物や食文化、無人島キャンプなど特色あるテーマにそって自然をより深く体験し、楽しむための多彩なプログラムがあります。

2 自然公園施設の整備・充実と適正な利用の促進
＜自然環境課＞

(1) 自然公園施設の整備・充実

県では、自然公園内の利用施設について、利用計画に基づき、自然を守りつつ、安全で快適に利用できるように整備を進めています。

① 自然公園施設の整備・促進

ア 白山国立公園

昭和37年の国立公園昇格以来、ビジターセンターや宿泊施設、登山道、避難小屋、トイレ等の整備を行ってきました。しかし、高山帯の過酷な気象により、近年、施設の老朽化が進行してきたため、毎年、改修工事を実施し、利用者の安全と快適性の確保に努めています。

なお、平成17年度から、主要施設の整備は環境省の直轄事業となり、県が施行委任を受けて工事を実施しています。平成23年度の中宮温泉ビジターセンター展示施設にひきつづき、平成24年度には、市ノ瀬ビジターセンター展示施設のリニューアル工事が完了するなど施設の充実を図っています。

イ 能登半島国定公園

能登半島の優れた景観地と自然林、海域公園を巡る遊歩道として、猿山自然歩道、岬自然歩道、九十九湾探勝歩道等を供用しており、また、能登千里浜休暇村、木ノ浦健民休暇村、輪島エ

コロジーキャンプ場、九十九湾園地・野営場などの滞在型利用拠点により、自然とのふれあいを促進しています。

ウ 越前加賀海岸国定公園

タブノキやヤブツバキ等の自然植生が残る「鹿島の森」を巡る遊歩道や、塩屋海岸と片野間のマツ林を走る自転車道、片野と加佐の岬間の海岸線に沿って日本海を眺めながら歩く自然歩道等を整備し、利用の促進を図っています。

エ 県立自然公園

平成8年3月に5つ目の県立自然公園として指定した医王山県立自然公園は、都市部に近く、多くの利用者があります。指定後に実施した「大池平国民休養地整備事業」により、ビジターセンターや休憩舎、登山道などが整備されました。

また、ササユリ、トクワカソウなどの貴重な植物を保護するため、平成11年度に採取を禁止する植物を85種指定しました。

② 民間団体等への登山道管理委託等の促進

登山道や避難小屋等の施設は、山岳地の厳しい気象条件などにより、損傷が激しく、また、その維持補修には多くの労力と費用を要します。

県では、これまで地元自治体などに管理を委託することが一般的でしたが、その山に精通した山岳会や地元団体などに委託する方が、的確できめ細かな対応ができることから、近年、このような民間団体等への委託を推進することとしています。平成27年度は、白山と医王山において9団体に委託しました。

※ (医王山) 田島町会、アグリ田島、二俣町会、湯涌校下町会連合会

(白 山) NPO法人 白山の自然を考える会、ブナの会、環白山保護利用管理協会、一般財団法人 白山観光協会、一般財団法人 白山市地域振興公社

3 身近な自然とのふれあいの場の充実

(1) 「いしかわ自然学校」拠点施設の充実

<自然環境課・生涯学習課>

「いしかわ自然学校」の拠点施設の1つである白山自然保護センター（昭和48年4月設置）では、白山地域における自然環境の保護管理にあたるとともに、自然・人文諸現象に関する調査研究や自然保護思想の普及啓発を一体としたユニークな事業を展開しています。

また、「いしかわ子ども自然学校」として、県立青年の家、少年自然の家をはじめ、国、市町などの施設の協賛のもと、「いしかわ子ども自然学校」拠点施設の拡充に努めています。

(2) 自然史資料館の整備促進 <生涯学習課>

県では、人と自然の調和のとれた発展と豊かな自然の次世代への継承を図るための生涯学習の場として自然史資料館を整備し、自然環境保全など普及啓発に努めています。また、ふるさと石川の自然史資料の収集・保管・展示及び自然史資料に関する調査研究・普及を図るため、平成20年4月には、「物理たいけん教室」「自然たんけん広場」など展示部門を拡充し、自然史資料館の整備を進めました。

4 温泉資源の保護と適正な利用の推進

<水環境創造課>

石川県には1,200年を超える古い歴史をもつ温泉があります。加賀の山中、山代、粟津や能登の和倉などの温泉は、いずれも自然に地表に湧き出していた源泉を利用したものであります。

源泉数は336カ所（平成28年3月末現在）あり、数では全国的にみて中位に位置します。

泉質は塩化物泉が多く、次いで硫酸塩泉、単純温泉の順になっています。

本県の温泉の特徴は、他県に比較して自噴泉の割合が少ないと及び泉温が42℃以上の高温泉の割合が少ないとなどがあげられます。そのため県では、過度の揚湯による枯渇等の現象を未然に防止し、温泉の効率的な利用に努めています。

(1) 温泉の保全

温泉の掘削やゆう出量の増大を目的とする温泉の増掘又はポンプ等動力の設置を行う場合には知事の許可が必要で、県ではこれらの許可に際し、源泉の密集化の防止や適正揚湯量による揚湯の遵守について厳しく指導、監視を行っています。温泉掘削等の許可件数は表17のとおりです。

表17 温泉掘削等許可件数 (単位：件)

年区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
掘削	14	2	11	5	8	4	8	3	4	2	2	1
増掘	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0
動力装置	4	6	8	6	5	3	6	3	5	2	3	3

また、環境審議会に専門の学識経験者等からなる温泉部会を設置し、温泉の保全を自然環境の保全として位置付け、同部会における様々な提言や意見をもとに、温泉保護政策の推進に努めています。

(2) 温泉の採取に伴う災害の防止

平成19年6月に東京都渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故を受けて、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、「温泉法」が改正され、平成20年10月から施行されました。

これにより、温泉の採取を行う者は、可燃性天然ガスによる災害の防止措置を実施し、知事の採取許可を受けるか、温泉に含まれる可燃性天然ガスの濃度を測定し、災害防止措置が必要ないものであることの知事の濃度確認を受けるかのいずれかが必要となりました。平成27年度の温泉採取許可及び可燃性天然ガス濃度確認の申請件数は、表18のとおりです。

表18 温泉採取等許可申請件数

	温泉採取許可申請 (可燃性天然ガス対策を要する)	可燃性天然ガス濃度確認申請 (可燃性天然ガス対策を要しない)
平成27年度	1件	2件

本県では、主に金沢市近郊や羽咋郡の平野部に可燃性天然ガスの発生する温泉が多くあり、当該温泉を採取するにあたっては、採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取方法について、可燃性天然ガスによる災害の防止対策を講じています。

(3) 温泉の利用

ア 温泉利用の安全確保

温泉には、様々な効能がありますが、反面、利用方法によっては人体に害を与える場合もあります。「温泉法」では、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には知事の許可を必要とし、温泉利用の安全を確保しています。

本県では、温泉利用施設の所在地を所轄する保健所長にその許可の権限を委任しており、様々な公衆衛生上の検査を実施したうえで許否を判断しています。平成26年度の温泉の利用状況は表19のとおりです。

イ 公共的利用の増進

温泉が本来有する保健休養のための機能を十分果たしうる健全な温泉地の育成を目的に、国民保養温泉地が指定されています。

本県では、白山温泉郷として昭和36年4月に岩間、中宮、手取の各温泉が指定を受け、平成6年8月に尾口村（現白山市）一里野地区の追加指定を受けました。

表19 温泉の利用状況等 (平成27年3月末現在)

源泉 総 数 (A+B)	利 用 源 泉 数		未 利 用 源 泉 数		温 度 别 源 泉 数 (Aの内訳)			ゆう出量 ℥/分 (Aの内訳)		宿 泊 施 設 数	収 容 定 員	年 度 延 宿 泊 利 用 人 員	温 泉 利 用 の 公 衆 浴 場 数	
	自 墳	動 力	自 墳	動 力	25 度 未 満	25 度 以 上 未 満	42 度 以 上	水 蒸 気 ガ ス	自 墳	動 力				
336	18	187	11	120	37	93	75	0	1,048	31,687	198	29,770	3,756,467	95

第4章 地球環境の保全

第4章では、私たちの生存基盤である恵み豊かな環境を、気候変動等によって大きく損なう可能性がある地球温暖化問題について、県民、事業者、行政それぞれによる地球温暖化防止に向けた取組についてまとめています。また、地球温暖化以外の地球環境問題にかかる国際環境協力についてもまとめています。

現状と課題

本県における二酸化炭素の排出量を部門別にみると、全国と比べて産業部門の二酸化炭素排出割合が低い反面、県民生活に直結する民生（家庭・業務）部門や運輸部門の排出割合が高い状況にあります。これまでも、環境マネジメントシステムへの取組や新エネルギーの導入など県民、事業者、行政それぞれの立場で二酸化炭素の排出抑制に向けた努力が積み重ねられていますが、これらの取組をより一層、県内全域に普及していくとともに、省エネ型製品の積極的な導入や省エネ住宅の建設など民生部門を中心としたエネルギー消費効率のさらなる向上に取り組んでいく必要があります。また、二酸化炭素の吸収・固定に向けた取組として、森林の適正管理を推進していく必要があります。

第1節 地球温暖化防止

1 地球温暖化の現況

＜温暖化・里山対策室＞

私たちが住む地球は、大気におおわれています。大気の中には微量の二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスと呼ばれるものが含まれており、この温室効果ガスが地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収し、大気を暖めて地球の気温を一定に保っています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2014年（平成26年）に取りまとめた第5次評価報告書（以下、「報告書」）によると、世界平均地上気温は1880～2012年の間に0.85（0.65～1.06）℃上昇しており、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であるとしています。

また、世界平均海面水位は1901～2010年の間に19（17～21）cm上昇し、19世紀中頃以降の海面水位の上昇率は、それ以前の2千年間の平均的な上昇率よりも大きかったとしています。

報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がないと断定するとともに、人間活

動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性が極めて高い（95%以上）としています。

気象庁の観測によると、日本では年平均気温はこの100年間で約1.16℃上昇しており、石川県（金沢市）においては約1.6℃上昇しています。

この地球温暖化による人間社会や生態系への影響は計り知れません。

報告書では、ここ数十年の気候変動の影響として、水量や水質などの水資源への影響、陸域、淡水、海洋生物の生息域の変化、農作物への生産性の低下などが現れているとしており、将来

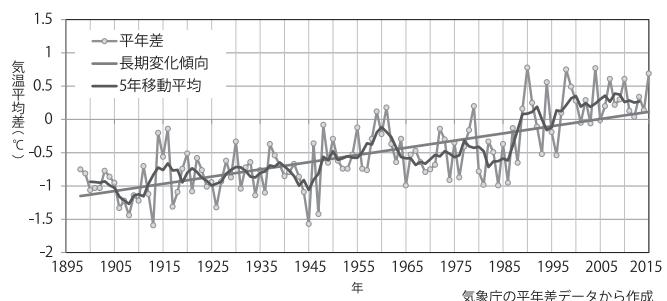


図1 日本の年平均気温の平年差の経年変化（1900～2015年）

第1節 地球温暖化防止

的な影響の可能性として、洪水による都市部における深刻な健康被害、気温上昇や干ばつ等による食料システムの崩壊など、複数の分野や地域に及ぶリスクがあげられています。

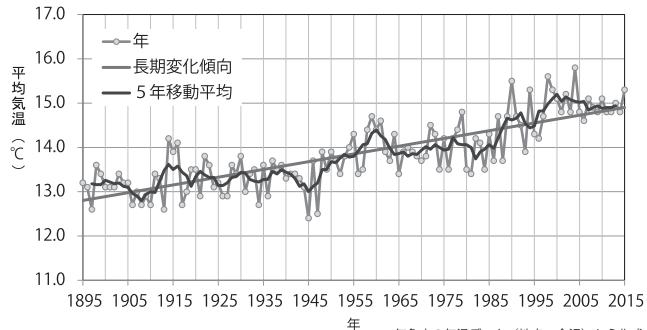


図2 金沢の年平均気温の経年変化
(1900~2015年)

2 国及び国際的な取組

<温暖化・里山対策室>

(1) 京都議定書

温暖化が重大な地球規模の問題だと考えられはじめた1988年に、温暖化のメカニズムや温暖化による影響、温暖化対策を研究するために、世界各国の科学者が集まり「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立されました。

また、1992年5月には、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」が結ばれました。

そして、1997年12月にこの条約の第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議（COP3））が京都で開催され、「京都議定書」がまとめられました。

「京都議定書」では、「気候変動枠組条約」を批准した締約国のうち先進国（東欧を含む38ヵ国と欧州委員会）にそれぞれ目標量を示して6種の温室効果ガスの排出削減または抑制を義務づけ、達成時期を定めています。日本の削減目標値は、2008年から2012年までの第一約束期間に1990年レベルから6.0%削減と定められました。

我が国の2012年度の温室効果ガス総排出量は、前年度と比べると、2.8%の増加となっていました。基準年の1990年度と比べると、6.5%の増加となっています。また、森林吸収量と京都メカニズムクレジットの取得量を加味すると、

京都議定書第一約束期間内の5カ年平均（2008年度から2012年度）では、基準年度と比べると8.4%の減少となり、京都議定書の目標（基準年比6%減）を達成しています。

(2) 平成25年度以降の地球温暖化対策について

我が国は、京都議定書第二約束期間には参加しないこととしています。また、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカン昆合意を踏まえ、平成32年度（2020年）までの削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを表明していますが、この目標は、エネルギー政策や電源構成の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定するとしたものです。

(3) パリ協定

平成27年7月、新たな長期エネルギー需給見通しが示されたことを受け、地球温暖化対策推進本部において2030年度までに2013年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減する「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

同年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

我が国は、「パリ協定」の採択を受け、「日本の約束草案」に基づき、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、着実に地球温暖化対策に取り組むこととしています。

3 石川県の取組

<温暖化・里山対策室>

本県の部門別二酸化炭素排出量の推計値は、表1のとおりとなっています。

県では、平成16年4月1日に「ふるさと環境条例」を施行し、そのなかで、地球温暖化防止を図るために、民生（家庭やオフィス等）、産業（製造業等）、運輸（自動車等）の各部門における二酸化炭素排出抑制のための施策及び森林による二酸化炭素吸収促進のための施策を盛り込

みました。

更に、平成17年3月に策定した「石川県環境総合計画」の中で、京都議定書の目標達成のため、2001年度（平成13年度）を基準とした2010年度（平成22年度）を目標年次とする次の二酸化炭素排出削減目標を設定しました。

◎ 石川県のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出削減目標（CO₂/年）

産業部門：-112千トン（2001年比-3.7%）

民生部門（家庭）：-188千トン（同-11.2%）

民生部門（業務）：-187千トン（同-12.2%）

運輸部門（自動車）：-216千トン（同-7.8%）

削減総量：-703千トン（同-7.8%）

（1）県民の取組推進

① いしかわ学校版環境ISOの普及推進

＜温暖化・里山対策室＞

平成13年度に、児童・生徒及び教職員が容易に、かつ効果的に環境保全活動に取り組むため

の指針「いしかわ学校版環境ISO」を策定しました。平成14年度から、この指針に基づき「環境行動計画」を作成し、ごみの減量化、二酸化炭素排出量の削減など環境保全活動に取り組む学校をいしかわ学校版環境ISO認定校として認定しています。

平成27年度は、小学校8校、中学校1校の計9校を認定し、平成27年度末の認定校は235校となりました。

また、幼児期から環境保全に対する意識を醸成することで、いしかわ学校版環境ISOへの円滑な移行や、地域・家庭への波及効果が期待できることから、保育所・幼稚園等において、エコ保育所・幼稚園・認定こども園推進事業を平成20年度から実施し、平成27年度末の認定園は134園になりました。

② いしかわ地域版環境ISOの普及推進

＜温暖化・里山対策室＞

平成15年度に、公民館や町内会など地域全体

表1 石川県の部門別温室効果ガス排出量 ※1 ※2 ※3

(千トン CO₂/年)

種類	部門	年度	(千トン CO ₂ /年)													
			2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	増減率 (2001年 比)
二酸化炭素	削減目標対象部門	産業部門	2,277	2,187	2,355	2,254	2,151	2,286	2,958	2,173	1,433	1,258	2,253	1,738	1,840	-19.2%
		民生部門（家庭）	1,714	1,687	1,810	1,801	1,903	1,940	2,577	2,012	1,446	1,291	2,357	2,125	2,516	46.8%
		民生部門（業務）	1,953	1,950	2,157	2,135	2,071	2,106	2,898	2,396	2,016	1,620	2,552	2,759	3,444	76.3%
		運輸部門（自動車）	2,877	2,943	2,855	2,905	2,820	2,654	2,574	2,455	2,375	2,273	2,294	2,143	2,274	-20.9%
		小計	8,822	8,767	9,177	9,095	8,945	8,985	11,007	9,037	7,270	6,442	9,456	8,765	10,075	14.2% (※4)
	その他	運輸部門（その他）	124	131	139	126	135	129	121	119	103	106	115	116	121	-2.4%
		廃棄物部門	176	167	172	176	167	203	224	179	184	136	147	219	193	10.0%
その他ガス※5	排出量計		9,121	9,065	9,488	9,397	9,248	9,316	11,351	9,335	7,558	6,685	9,718	9,099	10,389	13.9%
	総排出量		569	545	533	534	506	507	485	474	463	456	453	440		-22.6%
			9,690	9,610	10,022	9,931	9,754	9,823	11,853	9,820	8,032	7,148	10,174	9,552	10,829	11.8%

※1 排出量は、平成21年6月に環境省が作成した地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに基づき算出した。

※2 端数処理のため、各部門の数値を用いた計と「削減目標対象部門」の「小計」の数値ないし「総排出量」の数値は一致しないことがある。

※3 電気の排出原単位については、当該年度の北陸電力の原単位（2008年度以降はクレジット反映後）を用いて算出している。

※4 二酸化炭素排出量が大きく増加した主な要因：北陸電力の電気の排出原単位が大きく上がったため（2001年度:0.416、2011年度:0.546）なお、環境総合計画で目標を設定した際に用いた排出原単位 0.33（北陸電力の2010年度目標値）で算出した場合、2001年比18.0%削減となる。

※5 メタン、一酸化二窒素及びフロン類

※6 各ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した量を合計したもの

第1節 地球温暖化防止

で楽しく容易に自主的な環境保全活動を展開していくための指針「いしかわ地域版環境ISO」を策定しました。

平成16年度から、この指針に基づき「環境行動計画」を作成し、実践する公民館や町内会等を認定地域として認定しています。

平成27年度は、1地域（1公民館）を認定し、平成27年度末で82地域となっています。各地域では、地域全体が協力して環境保全活動を推進しています。

県では、認定地域の参加を得て、いしかわ地域版環境ISOの全県的な普及を図っています。

③ いしかわ家庭版環境ISOの普及推進

＜温暖化・里山対策室＞

家庭で楽しく容易に自主的な環境保全活動を展開していくための指針「いしかわ家庭版環境ISO」を策定し、平成16年度から、この指針に基づき、省エネ・節電、省資源、ゴミの削減に取り組む家庭を「エコファミリー」として認定しています。

平成21年度から、エコチケットにより地球温暖化防止活動を支援するとともに、エコ住宅等の整備に対し助成するなど、家庭版環境ISOの全県的な普及を図っています。

平成24年度からは、省エネ・節電に関する取組内容を充実強化した「省エネ・節電アクションプラン」として推進し、平成26年度からは子育て世帯への呼びかけを強化するため保育所・幼稚園等に通う園児を対象とした「いしかわエコレンジャー認定制度」を実施し、平成27年度は2,655人をエコレンジャーに認定しました。

また、平成27年度については、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した「プレミアムクーポン」を交付しました。

これらの取組により平成27年度は11,635家庭を認定、平成27年度末の認定家庭は35,707家庭となっています。

昨年夏（7月～9月）の電気使用量については、対前年同期比で一般家庭が0.3%増加しているのに対し、省エネ・節電アクションプランの取組家庭は4.7%減少と、一般家庭に比べ5.0%高

く、推計で196万kWhの節電効果があがっています。

④ エコギフトによる地球温暖化防止活動への支援

＜温暖化・里山対策室＞

いしかわ学校版・地域版環境ISOの活動内容を評価し、更なる活動支援を目的に、取組内容に応じて、環境教育教材等をエコギフトとして贈呈しています。

平成27年度は、11校、1地域へ贈呈しました。

⑤ エコチケットによる地球温暖化防止活動への支援

＜温暖化・里山対策室＞

平成21年度から、いしかわ家庭版環境ISOの裾野拡大と取組のステップアップを図るため、家庭で実施した地球温暖化防止活動の取り組みに応じて県産農産物の購入などに使用できるエコチケットを交付しています。

この事業は、企業からの協賛金を原資として実施しています。

平成24年度からは、地球温暖化防止活動の取組期間を電力需要の高まる夏の3ヵ月間と設定し、「省エネ・節電アクションプラン」による家庭版ISO認定家庭へポイントを交付するなど、制度の拡充を図りました。

⑥ いしかわクールシェアの取組推進

＜温暖化・里山対策室＞

電力需要の高まる夏場に、家庭のエアコンなどを消して公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけることにより、家庭の消費電力を抑制する「クールシェア」の取組を推進しました。

平成27年度は、公共施設254施設、商業施設151施設の合計405施設にクールシェアスポットとしてご協力いただきました。

⑦ エコリビングの推進

＜温暖化・里山対策室＞

住宅の省エネ化については、地球温暖化対策の柱として位置づけられている重要な取組です。県では、建物の躯体や設備の省エネ化（ハード面）と住まい方の省エネ化（ソフト面）の

第4章 地球環境の保全

両面にわたる省エネ化の手法・工夫について平成20年度より「いしかわ流エコリビング研究会」を立ち上げ、検討を行っています。

平成21年度には、優れた省エネ住宅の新築・改修に取り組んだ施主等を表彰するいしかわエコリビング賞を創設し、平成27年度は、新築部門4件、改修等部門4件をそれぞれ表彰しました。

また、同じく平成21年度から、住宅の省エネ化に対応できる技術者の養成を目的としたエコ住宅に関する技術者養成講習会を開催し、講習会を修了した建築士を石川県エコ住宅アドバイザーに認定しています。平成27年度までの認定数は377名となっています。

⑧ いしかわ住まいの省エネサポート制度の運用

＜温暖化・里山対策室＞

平成24年度から、ドイツを中心に欧米で普及している建物の省エネ評価手法を参考に、本県の気候風土に対応した新築住宅の省エネ性能を評価するいしかわ住まいの省エネサポート制度の運用を開始し、平成26年度からは、リフォーム住宅においても評価できるようになりました。

この制度は、住宅の暖冷房・給湯・照明・家電などで1年間に必要となるエネルギー量を5段



階で評価するもので、県が認定したエコ住宅アドバイザーが評価しており、平成27年度の評価件数は274件でした。

⑨ エコ住宅整備の助成

＜温暖化・里山対策室＞

住宅の省エネ化を促進するため、平成24年度からいしかわ住まいの省エネサポート制度を活用し、最高評価を得た住宅に「エコ住宅整備促進補助金」を交付しています。

平成27年度の補助実績は、新築147件、改修2件となっています。

⑩ 「いしかわエコハウス」の建設

＜温暖化・里山対策室＞

最新の住宅省エネ技術と、伝統的な暮らしの知恵を取り入れた「いしかわエコハウス」を、平成22年4月にオープンしました。

いしかわエコハウスは、住宅・設備関連事業者の知識や技術を高め、エコ製品の普及を目的としたエコモデル住宅で、「自然エネルギーを利用し、石川で快適に暮らす家」をコンセプトとしており、一般家庭の消費エネルギー量の50%を削減し、45%相当のエネルギーを太陽光発電などで作り出すことにより、一般家庭で必要なエネルギーの95%を貯うことができる仕様としています。

高断熱、高気密の建物に加え、屋根に設置された太陽光パネルや太陽熱を利用した給湯設備、ヒートポンプ式床暖房などの最新の住宅機器も、大幅な省エネに役立っています。

こうした最新の省エネ技術だけでなく、随所に取り入れられた伝統的な暮らしの知恵も、いしかわエコハウスの省エネと快適性の向上につながっています。

アプローチに取り入れられた深い庇は、強い日差しや風雪をさえぎり、外壁に張られた木製板（ルーバー）は、直射日光による外壁の温度上昇を防ぎます。ガラス屋根の縁側に備えられた可動式の布製庇（オーニング）を活用することで、冬は陽だまりに、夏は日陰になる快適な空間を作りだします。

第1節 地球温暖化防止

障子部分が開閉可能な可動式間仕切りで室内通風をコントロールでき、通風の様子はシミュレーション画像で見ることができます。

いしかわエコハウスは、モデルハウス機能に加え、県産材や地元住宅関連産業のショールームの役割も果たしており、オープン以来、約40,000人が来館されています（H28.3末）。

いしかわエコハウスの概要

建設地：金沢市鞍月2丁目1番地（工業試験場前）

建物規模：木造2階建て

延床面積約308m²

特徴：高気密・高断熱（断熱材、二重ガラス窓）施工

住宅用太陽光発電パネル（段状に設置するパネル、屋根一体型のパネル）の設置

卓越風を考慮し、自然風を多く取り入れる工夫（建物の向き、窓の位置等）など



いしかわエコハウス

⑪ レジ袋削減の推進

<温暖化・里山対策室>

地球温暖化防止に向けた身近な取組として、レジ袋の削減があります。

レジ袋削減の取組は、ゴミの排出抑制や資源の節約効果のほか、家庭での省エネ・省資源の行動へつながり、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るきっかけとなることが期待できます。

県では、平成19年6月に、食品スーパー等の小売事業者（12社108店舗）と公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議の3者で

レジ袋削減協定を締結し、さらに平成20年11月には、県レベルでは初めてコンビニエンスストア（1社76店舗）と協定を締結しました。

平成21年3月には、更なる取組の強化・拡大を図るため、ドラッグストア、クリーニング店、書店といった新たな業種から参加を得るとともに、食品スーパーを中心に、削減目標をマイバッグ等持参率30%以上から80%以上へと引き上げ、その目標を達成するために、平成21年6月からレジ袋を一斉に有料化しました。平成27年度のマイバッグ等持参率は、レジ袋の無料配付中止事業者全体で約87%と、目標の80%を上回っており、マイバッグ持参でのお買い物というライフスタイルが定着してきました。（表2）

県では、今後も事業者等と連携し、レジ袋削減に向けた取組を行っていくこととしています。なお、レジ袋の販売による収益金については、環境保全活動に活用するため、NPOなどに寄付されています。

表2 レジ袋削減目標業種別設定状況（H27年度）

（1）目標として「マイバッグ等持参率80%以上」等を掲げている事業者（レジ袋無料配布中止事業者）

業種	削減目標	事業者数
食品スーパー	マイバッグ等持参率80%以上等	21
	（平成21年6月1日から）	1
	レジ袋有料化	5
計		27

（2）独自のレジ袋削減目標を掲げている事業者

業種	削減目標	事業者数
ドラッグストア	・マイバッグ等持参率80%以上 ・マイバッグ持参者にポイント付与	3
百貨店	・レジ袋削減率(H18比)30%以上	2
コンビニエンスストア	・JFA統一の設定数値	4
	・レジ袋削減率(H22比)10%以上	
	・マイバッグ等持参率30%以上等	
書店	・マイバッグ等持参率30%以上	1(組合)
商店街	・消費者に使用の意思確認	1
家電量販店	・レジ袋削減率(H22比)10%以上	2
	・レジ袋削減率(H23比)10%以上	
ホームセンター	・レジ袋削減率(H22比)10%以上	1
計		14

⑫ 石川県地球温暖化防止推進センターの活動
　　＜温暖化・里山対策室＞

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議を石川県地球温暖化防止活動推進センターに指定しています。同会議では、いしかわ環境フェアの開催など地球温暖化防止の普及啓発活動を中心とした活動を行っています。また、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ研修会を開催するなど、本県の温暖化防止活動の拠点として着実に活動を広げています。

⑬ 地球温暖化防止活動推進員の委嘱
　　＜温暖化・里山対策室＞

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止活動を促進する活動に強い熱意と識見、行動力を持った県民を地球温暖化防止活動推進員として委嘱しており、平成28年3月末現在で148名となっています。

地球温暖化防止活動推進員の方々には、それぞれの地域において、地球温暖化の現状認識と温暖化防止につながる具体的な取組の実践に向けた働きかけや、地球温暖化防止活動に対する支援・助言をお願いしています。

⑭ エコドライブの普及促進
　　＜温暖化・里山対策室＞

県では、運輸部門からの二酸化炭素排出削減を推進するため、いしかわ環境フェアやラジオによる広報、免許更新時のパンフレット配布やビデオ上映などを通じて、エコドライブの普及促進に努めています。

⑮ 資源とエネルギーを大切にする運動石川県
推進会議の活動　　＜温暖化・里山対策室＞

省資源・省エネルギー型ライフスタイルの定着を図っていくことは、地球温暖化防止活動の推進にとって重要なことです。

県では、県内各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にする運動石川県推進会議」を中心に省エネルギー活動などの啓発活動を行っ

ています。

⑯ 公共交通の利用促進

　　＜都市計画課＞

ア　観光期パーク・アンド・ライドシステム 昭和63年度から、ゴールデンウィークにおける兼六園周辺の交通渋滞の緩和と観光客の円滑な輸送を目的に実施しており、二酸化炭素排出量の削減にもつながっています。

平成27年度においては、平成27年5月2日～5日の4日間実施し、3,025台の利用がありました。

イ　通勤時パーク・アンド・ライドシステム

金沢市都心部の交通渋滞を緩和するため、平成8年11月から、マイカー通勤者を対象に商業施設等の駐車場を活用し、路線バス等に乗り換えてもらうシステム（「Kパーク」）を実施しており、二酸化炭素排出量の削減にもつながっています。

平成28年3月末現在、15箇所で371台分の駐車場を確保し、利用登録者数は230人となっています。

⑰ エコマイスター等の認定

　　＜温暖化・里山対策室＞

エコドライブ、エコクッキング、省エネ家電製品等の普及促進のために、県では平成20年度から、それぞれの分野の専門家をエコマイスター等として認定し、地域や団体、事業所等が開催する講習会等に派遣するなど、各分野での省エネ活動の更なる推進を図っています。

平成27年度末の認定者数は次のとおりです。

エコドライブマイスター：13名

エコドライブ指導アドバイザー：245名

（うち平成27年度認定8名）

エコクッキング指導アドバイザー：38名

省エネ家電製品等普及指導アドバイザー：202名

第1節 地球温暖化防止

(18) エコスタイルの推進

<温暖化・里山対策室>

県では、本格的な低炭素社会に向けて、我慢ではなく快適で豊かな暮らしを実現する新しいライフスタイルを提案する「エコスタイル推進等研究会」を設置し、方策を検討しています。

(2) 事業者の取組推進

事業所は温室効果ガスの排出が比較的多いことから、県では、事業者の取組が進むよう、さまざまな施策を講じています。

(1) 地球温暖化対策計画書の作成・提出制度

<温暖化・里山対策室>

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」では、エネルギーの使用量が原油換算で1,500kL以上である工場等について、特にエネルギーの使用の合理化を推進する必要があるとして、エネルギー管理指定工場等に指定しています。

県では、「ふるさと環境条例」の規定により、エネルギー管理指定工場等を対象に、温室効果ガス排出量の抑制措置等を記載した地球温暖化対策計画書の作成・提出制度を設けています。

計画は3年計画であり、県では、その進捗状況を把握するため、計画書提出の翌年から、毎年、温室効果ガスの排出状況等の報告を受けています。

ア 平成27年度に提出された地球温暖化対策計画書の概要

○計画書提出事業所数 90

○平成26年度に排出した二酸化炭素の合計

1,419千トン

○二酸化炭素削減の削減目標

・基準年度：平成26年度

・計画年度：平成27年度～平成29年度の3年間

削減目標	事業所数
3%未満	26
3～6%	54
6～9%	3
9%超	7
計	90

イ 平成27年度に提出された温室効果ガス排出量報告書の概要

○排出量報告書提出事業所数 135

内訳

- ・平成24年度計画書策定事業所 94

- ・平成25年度計画書策定事業所 20

- ・平成26年度計画書策定事業所 21

○平成26年度に排出した二酸化炭素の合計

2,255千トン

内訳

- ・平成24年度計画書策定事業所 1,939千トン

(基準年度(平成23年度)比 9.5%増)

- ・平成25年度計画書策定事業所 155千トン

(基準年度(平成24年度)比 6.4%増)

- ・平成26年度計画書策定事業所 161千トン

(基準年度(平成25年度)比 1.5%減)

○目標達成事業所数 48

(2) いしかわ事業者版環境ISOの普及推進

<温暖化・里山対策室>

自主的・積極的に環境保全活動に取り組む事業者の裾野拡大のため、企業向け環境マネジメントシステムの認証制度であるISO14001(国際規格)やエコアクション21(国の規格)への入門編として、省エネ活動等に取り組めるよう、平成19年12月に「いしかわ事業者版環境ISO」を策定しました。企業等はこれを活動指針として「環境行動計画」を作成し、2年後の更新時に評価し、県に報告することになっています。

また、取組が容易なオフィスだけでなく、オフィスと業務の現場との分離が困難な事業者も取り組めるよう、平成20年度には、病院、福祉施設、旅館・ホテル、小売業、IT業種、建設業の6業種、平成21年度には繊維工業を対象とした省エネ・省資源の取組事例をまとめたマニュアルを作成し、いしかわ事業者版環境ISOの普及促進に努めました。

平成27年度は新たに25事業所を登録し、同年度末現在の登録事業所数は741事業所となりました。

③ 事業所等への省エネ診断員の派遣
　　＜産業政策課＞

県では、民生業務部門における省エネルギー対策推進のため、事業所等に省エネ診断員（省エネルギー・省資源について専門知識を有する者）を派遣し、事業所等の省エネルギーへの取組を支援しています。

④ いしかわエコデザイン賞の贈賞
　　＜温暖化・里山対策室＞

低炭素（地球温暖化防止）、自然共生、里山里海保全、資源循環（3R）、環境保全のための情報発信やパートナーシップなど、持続可能な社会の実現に向けて生み出された、石川発の優れた製品並びにサービスを育むことを目的に、新たに「いしかわエコデザイン賞」を創設しました。

第5回いしかわエコデザイン賞2015では、製品領域・サービス領域で13者を表彰しました。

⑤ エコ製品・サービスへの普及支援
　　＜温暖化・里山対策室＞

環境保全に役立つ石川発の優れた製品・サービスの市場への普及に向け、エコ製品・サービスの環境面での特長を消費者や顧客に効果的にPRする手法を広報の専門家から学ぶ「いしかわエコもの発信塾」を開催しました。

13事業者が受講し、広告に関する基礎的な知識を学ぶとともに、ワークショップを通じて、自社のエコ製品・サービスのPRポスターの製作を行いました。

「いしかわエコもの発信塾」の受講者のうち、4事業者は滋賀県で開催された「びわ湖環境ビジネスメッセ2015」に出展し、PR実践も行いました。

また、希望のあった10事業者を対象として、プロのコピーライターによるエコ製品・サービスへのキャッチコピー付与や広報アドバイスを実施しました。

⑥ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業
　　（グリーンニューディール基金事業）

　　＜温暖化・里山対策室＞

環境省では、東日本大震災を契機として、避難所等における緊急時の電源確保が課題となつたことから、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電設備等の導入を支援するため、再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）を実施しており、この基金事業について、県では、平成26年度に環境省からの補助金の交付を受け、平成26年度から28年度までの3カ年で事業を実施することとしています。

この補助金を活用し、地域の防災拠点へ再生可能エネルギー発電設備等を導入していくにあたり、本県では、防災上の観点から、

- ・役場庁舎など災害対策活動の拠点となる施設（災害対策活動拠点施設）
- ・学校や体育館など住民が災害時に避難する施設（避難所）
- ・避難所へ住民を誘導するための避難誘導灯などへの整備を実施していくこととしています。

平成27年度は、役場庁舎3施設、避難所等の県立高校3施設、市町施設3施設への再生可能エネルギー等の設備を整備したほか、7市町において、避難誘導灯を整備しました。

(3) 県庁における取組

① 県庁グリーン化率先行動プラン

　　＜温暖化・里山対策室＞

県では、「県庁グリーン化率先行動プラン」に基づき、省資源・省エネをはじめとするさまざまな地球温暖化防止の取組を行っています。（表3）

② 県庁における環境マネジメントシステム（ISO14001）の取組

　　＜環境政策課、温暖化・里山対策室＞

本県では、本庁舎において、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を平成

表3 県庁グリーン化率先行動プランの実績（出先機関を含む）

行動項目	目標(平成22年度)	基準年度 (平成15年度)実績	平成27年度実績
①電気使用量の削減	4%削減	73,250MWh	61,312MWh (△ 16.3%)
②冷暖房用等燃料使用量の削減	13%削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) A重油 灯油 プロパンガス 都市ガス	14,397t (△ 32.7%) 3,432kL (△43.3%) 1,657kL (+18.1%) 28千m ³ (△58.8%) 356千m ³ (+ 1.0%)
③公用車の燃料使用量の削減	5%削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) ガソリン 軽油	3,752t (△ 21.2%) 1,447kL (△13.1%) 153kL (△49.6%)
④水使用量の削減	5%削減	1,089千m ³	708千m ³ (△ 35.0%)
⑤可燃ごみ排出量の削減	20%削減	1,297t	1,004t (△ 22.6%)
⑥用紙類の使用量の削減	3%削減	108,266千枚	122,847千枚 (+ 13.5%)
⑦環境にやさしい製品の使用	99%達成	97.0%	98.9%
⑧低公害車の導入	220台導入	累計 70台	累計 260台
⑨省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備	県有施設の30%導入	26施設(15%)	70施設(41%)
⑩二酸化炭素排出量の削減	8%(5千トン)削減	60,026t	2.4千トン削減、△4.0%削減※1 (12千トン削減、△23.5%削減)※2

※1 電気の排出原単位については、2014年のCO₂クレジット反映後の原単位0.640を用いている。

※2 電気の排出原単位については、環境総合計画策定時において、北陸電力が2010年目標値としていた原単位0.33を用いた場合の値。

16年2月に認証取得し、環境方針の実現に向けて、生活環境の保全をはじめとする環境目的・環境目標の達成に取り組んできました。また、平成17年11月には、システムの適用範囲を県保健環境センター及び県工業試験場に拡大して、一体的・効率的な運用を図っています。

平成27年度に設定した環境目的・目標は、次のとおりです。なお、環境目的・目標の設定にあたっては、平成17年3月に策定した「石川県環境総合計画」における行動目標及び取組事項と整合性を図っています。

I 環境方針

1 基本理念

- (1) 環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会の構築
- (2) 自然と人とが共生する社会の構築

2 基本方針

- (1) 環境改善への積極的な努力
- (2) 県民、事業者の環境保全に配慮した自主的行動の推進
- (3) 事業活動における環境配慮の徹底

II 環境目的

中・長期的取組として、34項目を設定

- 1 環境改善への積極的な努力 22項目
- 2 県民事業者の環境保全に配慮した自主的

行動の推進 3項目

3 事業活動における環境配慮の徹底 9項目

III 環境目標

環境目標として、107項目を設定

1 環境改善への積極的な努力 83項目

- (1) 生活環境の保全 26項目
- (2) 循環型社会の形成 18項目
- (3) 自然と人との共生 21項目
- (4) 地球環境の保全 9項目
- (5) 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進 9項目

2 県民事業者の環境保全に配慮した自主的行動の推進 10項目

環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用 10項目

3 事業活動における環境配慮の徹底 14項目

- (1) エコオフィス活動に伴う環境負荷の低減 11項目
- (2) 公共工事における環境負荷の低減 1項目
- (3) イベント開催に当たっての環境配慮の推進 2項目

なお、平成22年4月から改正「省エネ法」が施行され、県庁全体で省エネ活動に取り組むこ

とが求められたため、平成22年度末には、すべての県出先機関において「いしかわ事業者版環境ISO」に登録し、実効ある省エネ活動を推進することとしています。

③ 「県庁エコ通勤の日」の設定

＜温暖化・里山対策室＞

県では、平成20年7月から、毎月第2水曜日を「県庁エコ通勤の日」として、マイカーでの通勤を自粛し、公共交通機関等を利用した通勤を呼びかけています。さらに、平成21年1月からは、本庁舎に勤務する職員だけでなく、金沢市内の比較的交通機関の利便性が良い出先機関(33カ所)の職員までを対象としています。

平成27年度の実施率は概ね、本庁舎が7~8割、出先機関は6~7割で推移しています。本県の二酸化炭素排出抑制について県職員が率先垂範して取り組むべく、今後も引き続き実施していきます。

(4) 新エネルギーの利用促進

① 新エネルギーの普及推進

＜企画課＞

新エネルギーは、環境に優しく、また、地球温暖化防止にも有効なものであり、今後、より一層の利用促進が望まれます。

県では、ビジネス創造フェアいしかわやいしかわ環境フェアに出展ブースを設け、新エネルギーに関するパンフレットの配布、太陽光発電装置・風力発電装置・小型水力発電装置の展示を行うなど、新エネルギーの普及啓発を行いました。

また、本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を着実に推進するため、「石川県再生可能エネルギー推進計画」を策定しました。

② バイオマス資源の利用促進

ア 木質バイオマスの利用促進

＜森林管理課＞

県では、未利用木質資源の利用を促進するため、木質バイオマスエネルギーの利用を推進することとしており、農林漁業まつり等を通じた

普及啓発活動の実施やエネルギー利用施設の導入に対して支援しています。

これまで、南加賀木材協同組合（小松市）による木材乾燥用の熱源としての製材端材を利用した木くず焚きボイラーの導入（H14）に支援しています。

また、平成26年からは、未利用の間伐材等を木質チップ化し、それを木質バイオマスボイラの燃料としてエネルギーを利用する（株）小松製作所とかが森林組合のモデル的な取組みに対して支援を行っています。

イ 農畜産廃棄物系バイオマスの利用促進

＜農業安全課＞

県では、農畜産廃棄物系バイオマスの利用を促進するため、高品質たい肥の生産指導、たい肥供給情報の発信などを行っています。また、水田や畑でのたい肥の利用拡大を進めることで、土づくり・資源循環を基本とした持続性の高い農業生産を推進しています。

③ 土地改良施設を活用した再生可能エネルギーの導入促進

＜農業基盤課＞

県では、土地改良施設を活用した発電施設を整備することにより、県内の未利用エネルギーを最大限活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進とともに、売電収入による土地改良区の経営改善等のため農業用水を活用した小水力発電、土地改良施設用地を活用した太陽光発電施設整備（H26～）を支援しています。

(5) 森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

① 森林の整備・管理

＜森林管理課＞

森林による二酸化炭素の吸収・固定を推進するため、スギやアテなどの針葉樹を主体とした人工林約10万ha及び広葉樹を主体とした天然林の保安林4万haを合わせた14万haの森林について、樹木の生育状況に応じた整備や管理を推進するとともに、森林の循環利用に向けた県産材

の利用促進に取り組んでいます。

平成27年度は、「石川県新長期構想」（平成18～27年度の10ヵ年）に基づき、造林事業や治山事業等で年間2,087haの間伐を実施することにより、86,723m³の間伐材の生産と利用を行いました。また持続的な林業生産活動が可能となるよう、県産材の安定した供給体制づくりに向け高性能林業機械による低コスト間伐の推進や木材の加工流通施設の整備等に取り組みました。

② 森林整備活動による二酸化炭素吸収量の認証

<温暖化・里山対策室>

企業やボランティア団体が社会貢献活動として森林整備活動を実施した際に、その活動の社会に対する貢献度を、二酸化炭素吸収量として認証する制度を、平成20年度から開始しました。

認証する二酸化炭素吸収量は、企業等が整備活動を行った森林において、1年間に吸収されると考えられる量です。企業等は、証書を社会貢献活動の証として、広く広報活動に用いることができ、これにより企業等による森づくり活動が促進されることを期待しています。

なお、企業等の森林整備活動をサポートした企業等には、森林整備サポート活動吸収証書を交付しています。

(平成27年度の認証状況)

- ・19団体を認証（うち1団体には、サポート活動吸収証書も交付）
- ・二酸化炭素吸収量合計 53.7トン

③ いしかわ版CO₂削減活動支援制度

<温暖化・里山対策室>

NPOやボランティア団体等の営利を目的としない団体が実施するCO₂吸収源としての森林を保全する活動を社会全体で支えるしくみとして、平成27年度から運用を開始しました。

企業はNPOやボランティア団体が行う森林保全活動に協賛すると、自社商品・広告等に本制度ロゴマークを使用でき、森林保全活動を行う団体は植栽、下刈りなどの活動について支援を受けることができます。消費者は、ロゴマーク

を使用している企業の商品を購入することで、団体の活動を支援できます。



いしかわ版CO₂削減活動支援事業ロゴマーク

- ・協賛申込企業 15社（平成28年3月末現在）
- ・支援認定団体 3団体（平成28年3月認定）

4 今後の取組の方向

<温暖化・里山対策室>

本県では、これまで独自の取組として4つのいしかわ版環境ISOの普及や「省エネ・節電アクションプラン」など民生部門を中心に、県民への意識啓発を通じて実践活動を促すとともに、温室効果ガスや経費の削減効果が積み上がる取組を進めてきました。

具体的には、住宅の省エネ対策として、エコリビングマニュアルやエコ住宅改修マニュアルの普及を図るほか、省エネ性能の高い住宅の新築や、断熱施工、太陽光発電などの省エネ・創エネ設備の導入に対する助成、オフィスの省エネ対策として、いしかわ事業者版環境ISOの普及を図るほか、省エネ改修などに対する低利融資を行うなど、ソフト・ハード両面からの民生部門の取組を強化してきました。

平成24年度からは、従来のいしかわ版環境ISOにおける省エネ・節電に関する取組内容を充実強化した「省エネ・節電アクションプラン」を全県的に推進しており、加えて、平成25年度からは、電力需要の高まる夏場に、家庭のエアコンなどを消して公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけることにより、家庭の消費電力を抑制する「クールシェア」の取組を推進しています。

特に、家庭版環境ISOについては、平成32年度までに認定家庭（エコファミリー）を4万家

庭にすることを目標に、これまでの「いしかわエコチケット事業」に加え、子育て世代への普及啓発を図る「いしかわエコレンジャー認定制度」や「いしかわエコライフ応援サイト」の開設など取組を加速したところ、平成27年度末で認定家庭（エコファミリー）が約3万5千家庭となり、目標を達成する見通しとなったことから、更に目標を引き上げ、平成37年度までに8万家庭を目指すこととしています。

新たな目標に向け、これまで主に夏に呼びかけていた省エネ節電の取組を、冬にも呼びかけを拡大することにより、取組の裾野の拡大と、取組内容の質の向上を図ることとしています。

また、住宅の省エネ化を積極的に推進するために、「いしかわエコハウス」のさらなる利活用を図るとともに、これまで新築住宅を対象としていた省エネルギー性能評価を表示する「いしかわ住まいの省エネパスポート制度」については、リフォーム住宅についても評価できるよう制度を拡充したところであります。

企業に向けた取組としては、事業者版環境ISOの普及や、石川発の環境保全に役立つ優れたエコ製品・サービスを表彰する、いしかわエコデザイン賞に加え、これらの製品・サービスの普及に向け、環境面での特長を消費者にPRしていく手法を学ぶ「いしかわエコもの発信塾」を開催するなど、企業の環境面での発信力の向上を支援することとしています。

さらに、これまで取り組んできた「石川の森整備活動CO₂吸収量認証事業」に加え、二酸化炭素の吸収源としての森林を保全する活動を社会全体で支える「いしかわ版CO₂削減活動支援制度」を創設し、活動の拡大を図ることとしています。

地球温暖化対策は、全世界的な課題であるとともに、県民一人ひとりの日々の暮らしと密接に関連している身近な課題でもあり、県民生活のあらゆる場面において、温室効果ガスの排出抑制を更に進めていくことが必要です。

県としても、民生部門を中心に、地域における具体的で実効性のある二酸化炭素削減の取組を更に深化させていきたいと考えています。

第2節 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

<環境政策課>

1 酸性雨対策（再掲）

(1) 日本における酸性雨

酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物は、気象条件によっては国境を越えた広範囲にわたり影響を及ぼすことがあります。

環境省では、昭和58年度から酸性雨の実態調査や土壤や森林への影響調査を実施するとともに東アジア酸性雨モニタリングネットワークによる国際的な酸性雨対策に取り組んでいます。

なお、これまでの調査では、わが国では、酸性雨による生態系への明確な影響は認められていませんが、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されていることから、大陸に由来した汚染物質の流入が示唆されています。

(2) 県の取組

本県では、昭和58年度から酸性雨調査を実施するほか、環境省と協力して県内の土壤や植生、陸水への影響について調査しています。

また、酸性雨のような国境を越えた問題は、それぞれの国同士のほか、地域同士の相互理解と協力が必要であり、中国人技術研修生の受入や技術指導などの国際協力を進めています。

2 黄砂対策（再掲）

近年、黄砂の発生頻度が増加し、社会的な注目を集めるとともに、日本における影響が懸念されています。

黄砂自体は、自然現象であることから、従来は、さほど問題視されていませんでしたが、有害な大気汚染物質が黄砂に付着して飛来するおそれがあり、その実態を解明する必要があります。

これまでの県の調査でも、本県に飛来する途中に燃焼などによって排出される大気汚染物質を吸着していることが示唆されており、継続的な調査を実施する必要があります。

3 フロン対策

(1) オゾン層の破壊と地球温暖化

フロンの一種であるCFCは、化学的な安定性や安価で人体への毒性が小さいなど多くの利点があり、冷蔵庫やエアコンの冷媒、建材用断熱材の発泡剤、スプレーの噴射剤、半導体等の洗浄液など、幅広い用途に用いられてきました。

しかし、CFCは、大気中に放出されると成層圏に到達し、オゾン層を破壊します。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線(UV-B)が増加し、皮膚ガンや白内障等の健康被害の発生や、植物やプランクトンの成育の阻害等を引き起こすことが懸念されています。

このため、CFCは世界的に生産が規制され、平成21年末までに全廃されました。また、CFCの代替物質であるHCFCも、CFCほどではないもののオゾン層を破壊するため、平成8年から生産規制が進められており、現在はオゾン層を破壊しないHFCの出荷が増えています。

しかし、このHFCは高い温室効果をもつため、ノンフロン製品や地球温暖化係数の低いフロン製品への転換、使用時漏えい防止など、HFCの製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策が必要な状況にあります。

(2) オゾン層破壊物質の排出の抑制

日本は、オゾン層の保護のための国際的な対策の枠組みである「オゾン層の保護のためのウェーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に加入し、昭和63年に「オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）」が制定され、オゾン層破壊物質の生産や輸出入の規制、排出抑制の努力義務などが規定されました。

(3) フロン類の排出抑制の促進

オゾン層を破壊するフロン類の生産や輸出入の規制が開始されましたが、過去に生産された冷蔵庫、カーエアコン等の冷凍空調機器の中には、充填されたCFC、HCFCが相当量残されています。

また、オゾン層破壊物質の代替物質として使

表4 モントリオール議定書に基づく先進国に対する規制スケジュール

種類	規制開始	全廃
CFC(特定フロン※)	1989(平成元)年	1996(平成8)年
CFC(特定フロン以外)	1993(平成5)年	1996(平成8)年
ハロン	1992(平成4)年	1994(平成6)年
四塩化炭素	1995(平成7)年	1996(平成8)年
1,1,1-トリクロロエタン	1993(平成5)年	1996(平成8)年
HBFC	—	1996(平成8)年
HCFC	1996(平成8)年	2020(平成32)年
臭化メチル	1995(平成7)年	2005(平成17)年

※特定フロンとは、モントリオール議定書附属書AグループIに定められたCFC5種を指す。

用が増加しているHFCは、強力な温室効果ガスであり、京都議定書の削減対象物質となっています。なお、オゾン層破壊物質であるCFC、HCFCも強力な温室効果ガスです。

オゾン層の保護、地球温暖化の防止のためには、冷蔵庫やエアコン等の冷凍空調機器に充填されているフロン類(CFC、HCFC、HFC)が大気中に放出しないよう注意して製品を取り扱うとともに、機器の整備を定期的に行うことでの漏えいを防止し、また、新しい製品を購入する際はフロン類を使用していない製品を選ぶよう注意が必要です。

このような中で、HFCの排出量が今後増大する見込みであること、従来のフロン回収破壊法によるフロン類の回収率が低迷していること、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えいが従来の想定よりも相当程度多いことが判明したこと、国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされたため平成25年6月に、フロン回収破壊法が改正され、名称も「フロン排出抑制法」に改められ、平成27年4月1日から施行されました。(図3)

フロン類を使用した機器を廃棄する場合にはフロン類を確実に回収することが必要です。業務用冷凍空調機器（「第一種特定製品」といい

ます)は「フロン排出抑制法」、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機及びルームエアコンは「家電リサイクル法」、カーエアコンは「自動車リサイクル法」に基づき、これらの機

器の廃棄時にフロン類の回収が義務付けられています。回収されたフロン類は、再利用される分を除き、破壊されることとなっています。

フロン類のライフサイクル全体

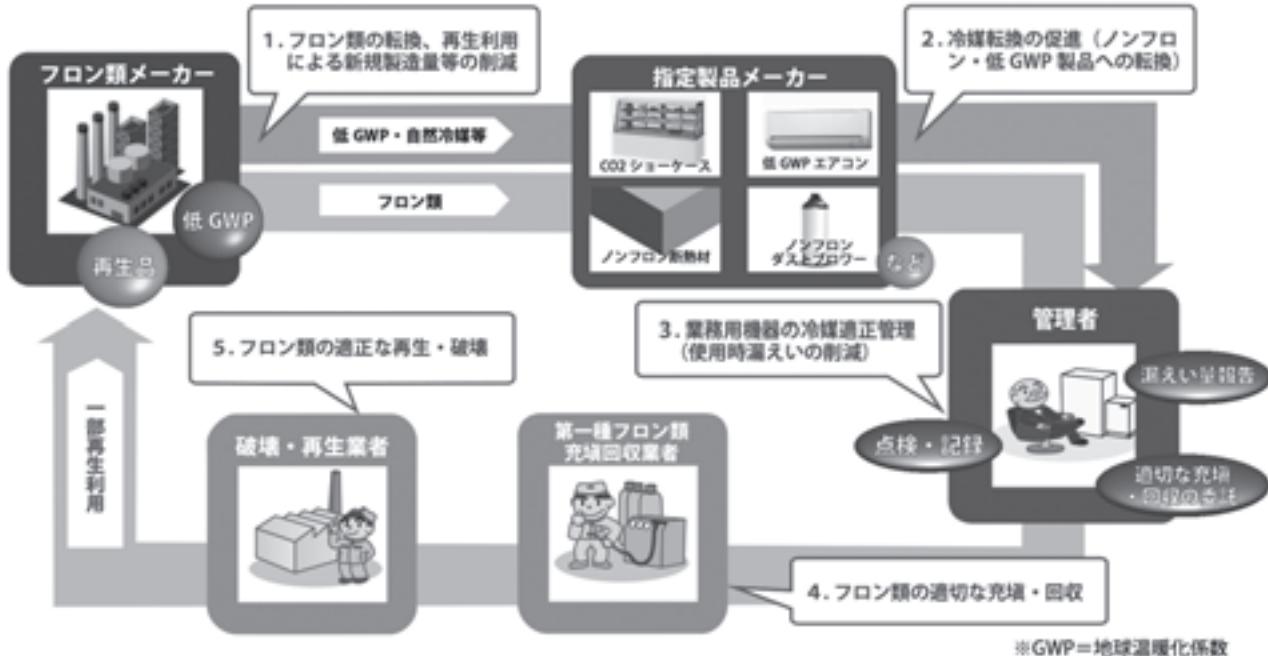


表5 平成27年度フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者からのフロン類充填回収量報告の集計結果

区分	設置				設置以外				合計			
	CFC	HCFC	HFC	計	CFC	HCFC	HFC	計	CFC	HCFC	HFC	計
充填した台数 (台)	5	164	2,145	2,314	16	1,309	2,854	4,179	21	1,473	4,999	6,493
充填した量 (kg)	53	426	18,622	19,100	12	21,702	14,932	36,646	65	22,127	33,554	55,746
区分	整備				廃棄等				合計			
	CFC	HCFC	HFC	計	CFC	HCFC	HFC	計	CFC	HCFC	HFC	計
回収した台数 (台)	11	676	2,156	2,843	546	3,907	4,822	9,275	557	4,583	6,978	12,118
回収した量 (kg)	32	3,796	8,713	12,540	230	16,847	10,239	27,317	262	20,643	18,952	39,857
平成27年度当初に保管していた量 (kg)	11	254	798	1,062	507	1,796	275	2,578	518	2,049	1,072	3,640
第一種フロン類再生業者に引き渡した量 (kg)	0	1,095	2,036	3,131	83	3,639	746	4,468	83	4,734	2,782	7,599
フロン類破壊業者に引き渡した量 (kg)	35	2,410	6,221	8,667	240	13,176	9,537	22,954	275	15,587	15,759	31,620
第50条第1項ただし書自ら再生し充填した量 (kg)	0	257	338	595	0	737	7	744	0	994	345	1,339
第49条第1号に規定する者に引き渡した量 (kg)	0	54	29	84	0	174	3	177	0	228	33	261
平成27年度末に保管していた量 (kg)	8	233	885	1,126	415	916	221	1,552	423	1,149	1,106	2,678

(注) 小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合があります。

第2節 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

① 業務用冷凍空調機器

<環境政策課>

フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者には、第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、漏えい等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止、点検・整備の記録作成・保存等を行うことを通じ、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが義務化され、一定量以上のフロン類を漏えいさせた管理者は、算定漏えい量等を国に報告し、国ではその算定漏えい量等を公表することになりました。

また、第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を業として行おうとする者についても、知事の登録を受けることとし、第一種フロン類回収業者の名称も「第一種フロン類充填回収業者」に変更され、第一種特定製品の管理者及び整備者は、当該製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、第一種フロン類充填回収業者に委託すること等が新たに義務付けされました。

本県では、知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者への立入調査、第一種特定製品の管理者への立入調査、「建設リサイクル法」に基づく建築物の解体工事現場への立入調査を実施し、フロン類排出抑制の一層の徹底を図っています。

フロン排出抑制法に基づく、平成27年度におけるフロン類充填回収業者からのフロン類充填回収量報告の集計結果は、表5のとおりです。

② 家庭用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫

<廃棄物対策課>

平成13年4月から「家電リサイクル法」が施行されています。使用済の家庭用エアコン・冷蔵庫は、家電販売店等から県内4箇所の指定引取場所を経由して、製造業者が設置するリサイクル施設に運搬され、そこでフロン類の回収が行われています。

また、平成16年4月からは、家庭用冷凍庫が「家電リサイクル法」の対象に加わっており、同様にフロン類の回収が行われています。

③ カーエアコン <廃棄物対策課>

カーエアコンに含まれるフロン類は、平成16年12月までは、「フロン回収破壊法」に基づいて回収されていましたが、平成17年1月1日以降に引取業者に引き取られた車両については、「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類回収業者がフロン類を回収しています。自動車の所有者は、原則として新車を購入した時にフロン類回収破壊費用を含むリサイクル料金を支払うとともに、使用済自動車については、県知事または金沢市長の登録を受けた引取業者に引き渡す必要があります。

平成26年度の「自動車リサイクル法」に基づくフロン類回収業者からのフロン類回収量報告の集計結果は表6のとおりです。

表6 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者からのフロン類回収量報告の集計結果（平成26年度分）

区分	CFC	HFC	計
フロン類回収業者へ引き渡された台数(台)			38,643
回収した量(kg)	△7	9,188	9,181
平成25年度末に保管していた量(kg)	385	1,110	1,495
自動車製造事業者等への引渡量(kg)	49	9,314	9,363
再使用した量(kg)	24	25	49
平成26年度末に保管していた量(kg)	305	959	1,264

※金沢市分を含む。端数処理の関係から、計と内訳の計は一致しない事がある。

4 国際環境協力

(1) JICA草の根技術協力事業 <環境政策課>

経済発展に伴い土壌汚染が問題化しあげている中国江蘇省から、本県に対して技術支援の要請がありました。

このため、JICA北陸支部と連携して平成25年度から平成27年度までの3年間「江蘇省土壌汚染対策技術支援事業」を行いました。平成27年度には江蘇省及び常熟市の職員3名を研修員として受け入れ、土壌汚染対策の技術指導を行うとともに、石川県からも専門家2名を江蘇省へ派遣し技術指導等を行いました。

また、江蘇省における土壌汚染調査マニュアルの作成についての技術支援も行い、これらの

成果をとりまとめ、1月12日～16日の日程で江蘇省にて開催されたプロジェクト報告会に石川県からも専門家2名を派遣しました。



プロジェクト報告会（江蘇省南京市）

(2) 日中韓環境協力トライアングル事業

＜環境政策課＞

本県では、中国江蘇省、韓国全羅北道の三者による「日中韓環境協力トライアングル事業」を実施しており、各国に共通する環境課題をテーマに環境保全技術検討会を開催しています。この検討会では、それぞれの取組を紹介し、環境保全分野における協力関係の強化を図っています。

平成27年度は、韓国全羅北道との二者により、10月27日～10月30日の日程で石川県で開催し、地方自治体における資源循環政策について意見交換を行うとともに、関連施設を視察しました。

第5章 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

第5章では、環境と経済との間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済を活性化することによって環境も良くなっていくような関係を築いていくための、第1次産業から、第2次、第3次産業のすべての産業活動の取組についてまとめています。

現状と課題

本県には、環境ビジネスに結びつくすぐれた環境があり、また、環境マネジメントに取り組む事業者が多く存在するなど環境ビジネスが発展する潜在力があると考えられます。さらに、エコ農業者の増大やグリーン・ツーリズム、地産地消の推進など1次産業が持つ環境保全機能を維持・発揮する取組が進んでいます。

こうした取組を進め、質の高い環境の形成に資する産業活動を推進するためには、環境マネジメントに取り組む事業者の更なる増大、環境ビジネスの振興、1次産業が持つ環境保全機能の維持・発揮への取組の成熟の必要性、さらには、これらに対する支援のあり方といった課題があります。

第1節 環境に配慮した産業活動の推進

1 第1次産業における環境配慮の推進

(1) 農業における環境配慮の推進

<生産流通課>

県では、平成12年に「持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施要領」を制定するとともに、たい肥等による土づくりと化学肥料及び化学農薬の使用低減を一体的に行うことを内容とした「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を策定しました。この指針に基づいた生産方式の導入計画を作成して実践する農業者を「エコ農業者」として認定し、環境に配慮した農業生産を推進しています。

平成27年度は、水稻農家115人、麦農家1人、野菜農家46人、果樹農家1人の計163人を認定し、平成27年度末現在の累計は1,072人となっています。

(2) 水産業における環境配慮の推進

<水産課>

県では、漁船漁業における燃料油の消費節減を促進するため、石川県沿岸漁業改善資金の貸付を行っています。

貸付対象は、漁船に設置されるエンジンや機器等であって、エンジンについては、通常の型式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものに限っており、貸付限度額は2,400万円となっています。また、燃料油の消費節減効果が期待される発光ダイオード式集魚灯の設置費用についても、貸付対象としており、貸付限度額は800万円となっています。

平成27年度の貸付実績は1件で480千円、累計では170件で881,521千円です。

2 環境保全資金融資制度

<環境政策課>

環境保全資金融資制度は、県内中小企業者が事業活動と環境との調和を図り、持続可能な循環型社会づくりを目指すために要する資金を低金利で融資し円滑に供給することによって、県民福祉の向上に資する事を目的とした融資制度です。

融資対象は、公害防止施設整備事業、汚染土壤の除去事業、ISO14001導入事業といった環境保全のための事業資金となっています。

・平成27年度末融資残高：57,730千円（3社）

3 地球温暖化対策支援融資制度

＜環境政策課、温暖化・里山対策室＞

地球温暖化対策支援融資制度は、県内中小企業者が地球温暖化対策を積極的に進めるため、自然エネルギーや省エネルギー設備等の導入に要する資金を低金利で融資する制度です。

融資対象者は、環境マネジメントシステムに取り組んでいる県内の中小企業者及びその団体となります。

対象事業は、自然エネルギーの導入や照明のLED化、低公害車の導入等、地球温暖化対策のための事業資金となっています。

- ・平成27年度末融資残高：6,600千円（1社）

4 グリーン購入の推進

＜温暖化・里山対策室＞

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

- ・いしかわ環境フェアへの出展

開催日：平成27年8月22日～23日

会 場：石川県産業展示館4号館

内 容：グリーン製品や啓発パネルの展示

第2節 環境ビジネスの育成

1 いしかわエコデザイン賞の贈賞（再掲）

＜温暖化・里山対策室＞

地球温暖化対策や生物多様性の保全といった環境対策を、制約ではなくビジネスチャンスとして捉える企業マインドを醸成するため、県内中小企業等を対象として、低炭素（地球温暖化防止）、自然共生、里山里海保全、資源循環（3R）、環境保全のための情報発信やパートナーシップなど、持続可能な社会の実現に向けて生み出された、石川発の優れた製品並びにサービスを育むことを目的に、平成23年度から新たに「いしかわエコデザイン賞」を創設し、第5回いしかわエコデザイン賞2015は製品領域・サービス領域で13者を表彰しました。

2 エコ製品・サービスへの普及支援（再掲）

＜温暖化・里山対策室＞

環境保全に役立つ石川発の優れた製品・サービスの市場への普及に向け、エコ製品・サービスの環境面での特長を消費者や顧客に効果的にPRする手法を広報の専門家から学ぶ「いしかわエコもの発信塾」を開催しました。

3 省エネによる競争力強化支援事業

＜産業政策課＞

平成23年度から、エネルギーコスト削減により競争力の強化を目指す企業に対して、省エネに向けた様々な支援を行いました。

具体的には、専門家を派遣し、企業に対して省エネ改善策の提案や設備投資のための経営診断を行う、省エネ版企業ドックを実施しました。

4 次世代産業創造支援事業

＜産業政策課＞

平成22年7月に創設した「いしかわ次世代産業創造ファンド」を活用し、健康・環境といった次世代産業として有望な分野における産学官連携による新製品・新技術開発等の取り組みを支援しました。

具体的には、金属の代替素材として自動車の軽量化、燃費向上に寄与し、二酸化炭素排出量削減効果の期待される炭素繊維や省エネ、蓄エネによるエネルギー管理の必要性の増大と再生可能エネルギー需要の高まりが見込まれるエネルギー分野の研究開発等の取り組みに対して、助成や支援チームによるプロジェクト運営のアドバイスを実施しました。

5 東京大学先端科学技術研究センターとの連携

＜産業政策課＞

平成24年3月に東京大学先端科学技術研究センターと連携協定を締結し、再生可能エネルギー等に関する様々な取り組みを共同で進めていくこととしました。

具体的には、ラボツアーの開催や研究成果物の展示による最先端の研究内容の紹介を通じ、県内企業の研究開発を促進させ、共同プロジェ

第1節 環境に配慮した産業活動の推進／第2節 環境ビジネスの育成／第3節 農林水産業における環境保全機能の維持・発揮

クトの組成や研究人材の育成などにも取り組みました。

第3節 農林水産業における環境保全機能の維持・発揮

農林水産業は、食料や木材の安定供給を行うだけでなく、自然環境の保全、水源のかん養、良好な環境の形成等に寄与しています。このような機能は、農林水産業の生産活動が適切に行われることによって発揮されてきたものであり、農地や農業用水、森林等の資源を健全に維持し、次世代に繋げる取り組みを行っていきます。

1 農地の適正な管理の推進

＜農業基盤課＞

過疎化や高齢化により農地を適正に管理することが困難となってきています。県では、労力を軽減させるため、ほ場整備や水路整備などの改良工事を推進するとともに、工事に際しては、環境に配慮する取り組みを行っています。

2 地産地消の推進

(1) 県産食材の地産地消の推進

＜生産流通課＞

地元でとれた旬の食材を地元で消費してもらう「地産地消」は、二酸化炭素の排出等の環境負荷を抑制することに繋がるといわれているほか、生産者にとっては、消費者の求めているニーズが直に伝わり、「売れるものづくり」への取り組みが進むとともに、消費者にとっては、生産者の顔が見え、新鮮で安心できる食材が確保できるなど、様々な効果が期待されます。

平成27年度は、県内5地区ごとに、主に小学生とその親を対象とした「食の見学・体験学習会」を開催しました。学校給食に県産食材の導入を促進するため、市町又は地区ごとに関係機関が集まり検討会を開き、課題解決に努めています。

また、県産食材を利用した料理を提供するホテルやレストランなどの飲食店を「いしかわ

『旬の地場もの』もてなし運動協力店」として登録し、スーパーなどの小売店で地産地消に積極的な店舗を「地産地消推進協力店」として認定する取り組みを行っています。

さらに、生産者と飲食店などの需要者とのマッチングを図るための商談会、地産地消受注懇談会を開催、地産地消の推進に努めています。

(2) 県産材の地産地消の推進

＜森林管理課＞

県では、輸送時や製造時の二酸化炭素排出量削減の観点からも、県産材の地産地消を進めることにより、林業・山村の活性化を図り健全な森林の維持・育成につなげていくこととしています。

平成16年の県産材供給量は84千m³で自給率は19%に留まっていたが、平成17年から新たな大口需要先となる合板原料に県産材が使われ始めており、平成27年には、自給率が27%となっています。引き続き、こうした新たな需要に応えていくため、間伐材の安定供給体制を整備し、自給率の向上に努めしていくこととしています。

第6章 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

現代の環境課題を解決し、持続可能な社会を築いていくためには、県民、事業者、民間団体（NPO）、教育・研究機関といったすべての主体が環境の知的資産を活用して地域環境力を向上させ、協働して環境保全に取り組む必要があります。

第6章では、地域環境力を向上させるための、環境の知的資産の収集、提供に関すること、環境研究に関すること、環境教育・環境学習に関することについてまとめています。

現状と課題

本県では、大学や研究所、NPO、事業者などにより環境研究や調査が進められており、また、本県の豊かな自然環境を背景にした環境教育・環境学習が保育所、学校、地域で盛んに取り組まれています。こういった活動をはじめ、行政、大学、研究所等による環境モニタリング情報や環境保全に関する生活の中の知恵や知識など、多くの環境に関する知的資産が生み出されてきています。

しかしながら、これら環境の知的資産の多くはそれぞれの主体が個別に保有しており、共有されていない状態にあることから、環境の知的資産を集積し、共有し、環境研究や環境教育・環境学習などに地域全体で活用して新たな知的資産を生み出していく循環の仕組みをつくっていくことが課題となっています。

第1節 環境に関する知識等の収集、提供体制の整備

＜環境政策課、温暖化・里山対策室＞

「ふるさと環境条例」第41条では、「県は、環境に関する知識等の集積に努めるとともに、環境に関する知識等が効果的に活用され、適切に承継されること」とされています。

県では、環境の保全に関する必要な情報の提供のため、県のホームページを通じて、生活環境・地球環境・自然環境に関する情報を提供しています。

また、「石川県環境総合計画」では、環境の知的資産を蓄えるデータベースの構築及びデータベースからの環境の知的資産の提供システムの構築を目指すことを行動目標として盛り込んでおり、「いしかわ環境情報交流サイト」を運用して、知的資産の蓄積・提供に努めています。

<http://www.ishikawaweb.jp>



石川県のホームページ

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/>



さらに、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議（県民エコステーション）のホームページでは、県民、民間団体（NPO）、事業者の環境保全活動を後押しするため、関連図書や移動食器洗浄車の貸出、講師派遣事業などの活動支援に関する情報を提供しています。

なお、県では平成26年度に「いしかわエコライフ応援サイト」を開設し、いしかわ家庭版環境ISOに取り組むエコファミリーの認定申込や毎月の電気、ガス、水道などの使用量を記録できるエコ家計簿機能を提供し、エコファミリーの活動を継続的に支援しています。本サイトでは、県施策に関連した環境保全活動を紹介するだけでなく、県民によるエコ活動の投稿により、地球温暖化防止に向けて身近な活動の情報を共有することができます。

第2節 環境研究の推進

1 保健環境センター

保健環境センターは、県民の健康と生活環境を守るために保健衛生分野や環境分野での調査研究を行っています。平成27年度に実施した環境分野の調査研究は、次の3課題です。また、広域的な環境問題に対応するため、酸性雨や微小粒子状物質（PM2.5）等について、国立環境研究所等との共同研究にも参画しています。

(1) 微小粒子状物質（PM2.5）に含まれる多環芳香族炭化水素類の実態把握と発生源の推定

PM2.5による大気汚染については、県民による関心が高まっており、健康への影響や日常生活で必要とされる対応、発生の原因（越境汚染等）など、安全・安心に関わる様々な情報や行政対応が求められています。

本研究では、PM2.5中に含まれる、一般的に発がん性を有するなど毒性が高いといわれている多環芳香族炭化水素類の濃度レベルや季節変動などの実態把握を行い、その成分組成から越境汚染の寄与分等を推定して、発生源を明らかにすることを目的としています。

平成27年度は、周辺の発生源の影響を受けにくいと考えられる輪島市内の2か所において四季にわたりPM2.5の試料採取を行い、併せて測定条件の検討を行いました。

(2) 植物プランクトンを活用した水質浄化の検討

河北潟など湖沼の水質浄化を目的として、今日まで様々な取り組みが行われてきましたが、環境基準は未だ達成出来ていません。

これまでの県の調査では、河北潟における水質汚濁の指標であるCODについては、春から夏にかけて高濃度となる傾向があり、その主な要因は、内部で生産される有機物であることが判明しています。その内部生産を抑制するためには、原因となる栄養分すなわち窒素・磷の除去が必要です。

そこで本研究は、河北潟に流入する河川水の栄養分を、潟在来の植物プランクトンを用いて浄化する手法を開発し、それにより潟内へ流入する栄養分の低減を図り、結果として潟の水質浄化につなげることを目的として開始しました。

平成27年度は、河北潟の植物プランクトンを利用した実験室スケールの浄化装置を作成し、培養槽において植物プランクトンを増殖させ、河川水中の栄養塩が除去可能かを検証する実験を行いました。その結果、この浄化装置を用いることにより、流入河川水中の栄養分が効率よく除去されることを確認しました。

(3) 環境中の化学物質の体系的分析方法について

県内河川で魚類のへい死等の事件が起きた場合、速やかにその原因物質をつきとめ、汚染源の除去及び被害の拡大防止などの対策を早急に行う必要があります。

本研究では、へい死した魚体より速やかにその原因物質を抽出し特定する分析法の開発を目指します。

平成27年度は生物（魚類）を対象として前処理法の検討を行い、県内流通農薬を含む約100物質について検出を可能としました。また、全分析時間を4時間以内とすることができました。

(4) 東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた石川県内環境放射能の動態調査研究

環境中の空間放射線は降雨や積雪等の自然現象でも大きく変動することがあります。また、過去の大気圏内核実験等による全地球的な放射能汚染の影響も少なくなったとはいえ、依然として環境中に残存しているのが現状です。志賀原子力発電所周辺の放射線・放射能の監視では、測定された空間放射線量において、発電所からの影響分を的確に分離・評価することが課題となっています。

平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえ、平成25年度からの5カ年計画で県内全域のバックグラウンド調査を行い、空間放射線レベルの把握、環境要因との関連づけや空間放射線量分布マップの作成、空間放射線の構成成分調査、さらに、環境試料中の放射性物質の調査を行っています。

具体的には、モニタリングカーによる走行測定や、（可搬型モニタリングポストなども用いた）空間放射線量の変動に寄与する要因（地質、建築物など）との因果関係について検討したり、農作物（精米、野菜等）や大気浮遊じん及び降下物中の放射性物質を調査しています。

2 白山自然保護センター

(1) 白山における高山生態系の長期モニタリング調査（モニ1000調査）

環境省が平成15年度から実施している「重要生態系監視地域モニタリング推進事業」が正式名称であり、全国のさまざまな生態系（森林、草原、干潟、サンゴ礁など）に1,000カ所程度の調査サイトを設置し、長期間モニタリングを継続していくものです。高山帯の調査は、平成20年度に調査地や方法等が検討され、翌年度の試行（白山、北岳）を経て、平成22年度から全国5カ所（大雪山、立山、北岳、富士山、白山）で調査が行われています。この調査により、地球温暖化が高山生態系に及ぼす影響などを把握し、解明することが期待されます。

白山自然保護センターでは、平成27年度、白

山の高山帯における気温（1ヵ所）、地表面・地中温度（3ヵ所）、自動撮影カメラによる高山植物の開花時期（2ヵ所）、植生（1ヵ所）及び昆虫類の調査を行いました。気温や地表面及び地中の温度調査は通年にわたり同じ場所で記録を取っています。そのうち気温調査は、室堂の白山荘の屋根にポールを取り付け、1時間毎に計測を行っていますが、計測の結果、夏期の最高気温は平成27年7月31日12:00の21.3℃、冬期の最低気温は平成27年2月9日7:00の-21.3℃となっていました。

昆虫類の調査としては、チョウ類はライントランセクト調査と定点調査を行い、平成27年度は高山チョウであるベニヒカゲとクモマベニヒカゲが例年通り記録され、これらの他にもアサギマダラなどが確認できました。また、地表徘徊性甲虫類は、4地点でのピットフォールトラップ法による調査を行い、3科14種が記録され、このうちオサムシ科が8種と最も多く記録されました。ハクサンクロナガオサムシ、ミヤマヒサゴコメツキなど7種は、この調査が開始された平成21年から毎回記録されています。雪田群落の2地点では出現する種は同じものが多く、ハイマツ林、風衝地とは出現する種類が異なっていることが分かりました。

（2）白山における外来植物対策

白山国立公園の自然環境と景観を保全するため、以下のとおり外来植物の除去に取り組みました。

① オオバコ・スズメノカタビラ

低地性の植物であるオオバコなどが高山・亜高山帯に侵入し、景観上の問題や在来の高山植物と交雑するなどの問題があることから、ハクサンオオバコが生育する南竜ヶ馬場や登山口の市ノ瀬において、オオバコの除去作業を実施したほか、登山道沿いでオオバコの花の除去も行いました。作業は、環白山保護利用管理協会と共に、ボランティアを募集して行い、全体でオオバコ202.5kg、スズメノカタビラなど他の外来植物38.4kg、合計240.9kgの外来植物を除去しました。

② フランスギク・オオハンゴンソウ

白山白川郷ホワイトロードに侵入しているフランスギクは、在来種で国のレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類（県：準絶滅危惧）になっているイワギクとの交雑が懸念されています。また、オオハンゴンソウは、外来生物法により、侵略的な特性を有する「特定外来生物」に指定されており、景観上の支障もあることから、環白山保護利用管理協会ほかと共同でこれら二種の除去を行いました。その結果、フランスギク0.48kg、オオハンゴンソウ2.36kgを除去しました。更に平成27年度は、これまで初めてヒメジョオン1.99kgを除去しました。

③ セイタカアワダチソウ

休耕地や道路の沿線などに群生する植物として知られるセイタカアワダチソウは、国が定めた「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来生物」のうちの重点対策種に選定されています。本種が、県道白山公園線（白山市白峰風嵐～市ノ瀬の約10.6km）で確認されたことから、その分布の拡大を防止するため、分布調査及び除去を平成24年度から実施しています。平成27年の結果は、分布地点は道路沿い38地点、工事用道路72地点、市ノ瀬園地2地点の計112地点で確認され、開花した茎が1,254本、非開花の茎が4,142本、全部で5,396本で、平成26年に比べると増加していましたが、平成27年の新規調査地点を除いて比較すると、ほぼ変わっていませんでした。また、重量としては、129.5kgとなっていました。これまでの除去で、個体は小さくなってきていますが、2年目以降の除去量はあまり減少していません。一度侵入し、分布を広げた外来植物の根絶がいかに難しいかを物語っているかのようです。侵入したセイタカアワダチソウを根絶するためには、今後も数年間に渡って除去作業を継続していく必要があると思われ、今後も侵入が確認され次第、ただちに除去作業を実施していくこととしています。

（3）県指定希少野生動植物種オキナグサ、サドクルマユリの保全に関する調査 オキナグサとサドクルマユリ（ともに県RDB

絶滅危惧Ⅰ類)は、「ふるさと環境条例」に基づく希少野生動植物種に指定されています。両種は、環境の変化や園芸目的の採取により個体数が激減しています。そこで、県では「石川の種の保存事業」として、平成22年度より両種の保存に取り組み、現地個体群保全のための基礎調査を進めています。

平成25年度は、オキナグサについては生育個体数と開花・結実状況、雪解け時期等の調査を実施しました。あわせて自生個体の盗掘を防ぐためのパトロールを白山市や警察、地元住民とともに実施しており、その結果、平成27年度は、盗掘は確認されませんでした。また、石川県立大学等と連携して、DNA分析や種子の冷凍保存も実施しています。

サドクルマユリについては、金沢大学や石川県立大学と連携し、生育個体数、開花・結実状況などの調査を行ったほか、生育地外での保全策として、石川県立大学と連携し、現地で採集した種子を用いた無菌播種による培養を行っています。

(4) 石川県のブナ科樹木3種の結実予測とクマの出没状況調査

ツキノワグマ出没予測のためのブナ、ミズナラ、コナラの各種約20ヵ所の雄花序落下量調査ではコナラ、ミズナラ、ブナはいずれも並作と予測されました。また、着果度調査では、コナラ、ミズナラは並作、ブナは豊作と予測されました。着果度調査の地点ごとの結果を、各樹種でクマの大量出没のおこらなかった平成25年と比較したところ、コナラでは変わらない地点が多く、ミズナラ、ブナでは悪かった地点はほとんどありませんでした。この結果から、県環境部自然環境課ではツキノワグマの平野部への大量出没の可能性は低いとし、ツキノワグマの出没注意報発令は行いませんでした。実際、出没件数は大きくは増加せず、大量出没は起こりませんでした。一方、平成27年のマイマイガによる各樹種の葉の食害は、平成26年に比べ低減しました。地理的には平成26年に被害が大きかった白山麓では被害が低減しましたが、平成27年

には金沢市南部から小松市にかけての、やや標高が低い地点で被害が見られました。

(5) 白山高山帯のホコリタケ属菌（担子菌門、ハラタケ科）調査

平成24年に白山の高山帯で採集したホコリタケ属のきのこ2種について、形態及びDNAの解析を行った結果、ヒタチノスナジホコリタケとクロホコリタケであることがわかりました。両種は、これまでヨーロッパや日本、北アメリカにかけての北半球一帯から報告されていますが、国内におけるヒタチノスナジホコリタケの記録は茨城県のみであり、一方、クロホコリタケの記録は千葉県、石川県、高知県の低標高地域に限られていました。今回の調査結果は、日本の高山帯における両種の初の分布記録であり、また、ヒタチノスナジホコリタケは、小松市の低標高地でも採集されたことから、石川県では両種とも低地から高山帯にまで分布することが明らかになりました。

(6) 中宮展示館周辺における鳥類調査

中宮展示館周辺では平成23年から平成27年にかけて5年間の観察で48種の鳥類が記録されました。そのうち一年中その場所で見られる留鳥は27種、夏に渡ってくる夏鳥は19種、冬に渡ってくる冬鳥は2種でした。この記録を石川県全体の記録と比較すると、中宮では旅鳥・迷鳥および冬鳥の割合が低く、留鳥、夏鳥の割合が高いという結果になりました。これは、石川県には渡り鳥の中継地である舳倉島があることや、中宮展示館が冬期に閉館することと関係しています。生息環境でみると、山地帯を含んだ環境に生息する種が石川県全体では25%であるのに対し、山間部に位置する中宮では88%、水辺や海に生息する種は石川県全体で43%であるのに対し、中宮では2%と大きく異なっていました。今回の記録のうち5種は環境省レッドデータブック2014に掲載されており、このうちイヌワシとクマタカは絶滅危惧IB類に選定されています。これら2種とも中宮展示館周辺では上空を舞う様子が複数回観察されています。

(7) 自動撮影カメラによる七尾市及び中能登町里山林の哺乳類相調査

邑知渦地溝帯の南北に位置する七尾市及び中能登町の里山林に、平成25年～平成27年まで20台の自動撮影カメラを設置し、哺乳類を撮影しました。その結果、14種の哺乳類の生息が明らかとなりましたが、ツキノワグマは撮影されず、生息しているとしても、その生育頭数は少ないと推測されます。邑知渦地溝帯の南部の撮影頻度はイノシシ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ及びカモシカの5種において北部よりも高くなり、邑知渦地溝帯が哺乳類の分布拡大の地理的な制限要因になっていると考えられました。3か年の撮影頻度の上位5種はタヌキ、イノシシ、ハクビシン、アナグマ、ノウサギで、種ごとに異なった季節変化を示しました。タヌキの平成25年の出現頻度は8月から緩やかに低下しましたが、平成26年及び平成27年は9月にピークがみられ、その後、徐々に低下しました。また、イノシシの出現頻度は、9月及び10月にピークがあり、7月及び11月に低くなっています。一方、ハクビシンの出現頻度は、7月や10月に高くなっています。アナグマの出現頻度は、9月から10月にかけて急激に低下していました。ノウサギの出現頻度は、3か年において一定の傾向が見られませんでした。その他、撮影頻度上位5種は夕方から早朝にかけて撮影頻度が高く、ヒトの活動時間帯を避けて行動していると考えられました。

(8) 里山林に設置したセンサーライカによるツキノワグマ撮影数の時間分布

金沢市東部の集落が分布する里山地域に、平成24～27年の5～12月まで18台の自動撮影カメラを設置し、ツキノワグマを撮影しました。その結果、撮影回数は平成24～26年は5月～8月にかけて緩やかに増加して、その後ピークを示したのに対し、平成27年は7月にピークを示しました。また、クマの撮影時間は、各年共通して0-7時および17-23時の割合が高く、クマはヒトの活動時間帯を避けて行動していました。平成27年の撮影回数は平成26年の約1/2に減少して

おり、年によって撮影回数が大きく変動することが示されました。

(9) 小白水谷下流で発見された白山火山起源の降下スコリア堆積物調査

火山灰、火山礫、軽石、スコリア（暗色の発泡した噴出物）などの火山碎屑物（さいせつぶつ）の総称をテフラと呼びます。白山火山のテフラについては、山頂周辺の弥陀ヶ原や南竜ヶ馬場の平坦地でこれまで調査が行われてきましたが、その周辺地域については、これまであまり調査が行われていませんでした。今回、白山の東南東約4.5kmに位置する大白川支流の小白水谷下流で、スコリアを主体とする堆積物を確認しました。スコリアを含む堆積物は、白山火山では産出は多くありません。このスコリアを主とする堆積物は、層の厚さが約9cmで、野外での観察や粒度分析の結果から降下火砕物と判断されました。噴出年代は、約2,000年前より後で、11～13世紀以前であると考えられました。この堆積物に含まれるスコリアは、岩石記載学的には、これまで報告されたスコリアと比較して、カンラン石斑晶に著しく富む特徴がありました。

3 のと海洋ふれあいセンター

のと海洋ふれあいセンターは、石川県の海岸と浅海域の動植物に関する調査研究と海の環境保全、野生動植物の保護に関する普及啓発を行うことを目的に設置されました。本県の海岸、浅海域には日本を代表する海藻草類の藻場が形成されていて、海洋生物の多様性を支えています。基礎的な調査研究を継続すれば資料の集積だけでなく、新知見が得られることも期待できます。また、これらの調査研究による成果を、普及啓発活動に活用することも大切なことだと考えています。平成27年度の調査研究により、新たな知見が得られたので紹介します。

(1) 能登半島の七尾西湾に生育するアマモ *Zostera marina*の特徴

七尾西湾に生育するアマモの特徴を把握する

ため平成27年の春と秋、調査を行いました。また、対照として能登町九里川尻湾のアマモも調査しました。

七尾西湾では春の繁茂期、中島から田鶴浜の沖合では、主に実生個体が花枝を2m以上、栄養株も1.5m以上に伸ばして濃密なアマモ場を形成していました。多年生個体が優占する白崎沖では草丈は短く、生育密度も低い結果でした。七尾西湾におけるアマモ実生個体の生育密度や花枝の長さは、場所によって、また年によって変化することが示唆されました。これは種子の分散と底質の違いによるものと推察されます。また、春に栄養株だけを持つ実生個体は翌年には多年生個体として生育できると考えられますが、その割合は2~5割程度と場所によって差があるものと推定されました。

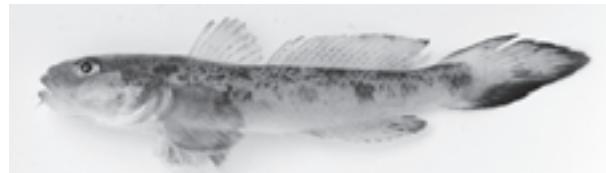
一方、九里川尻湾のアマモは多年生個体が優占しますが、花枝と栄養株はいずれも1m以下で、葉幅も七尾西湾より狭いことが分かりました。七尾西湾は九里川尻湾に比べると閉鎖的で富栄養化が進み、しかも静寂であること等の要因が複合して作用しているのではないかと考えています。



七尾湾西湾、中島町熊木川沖合のアマモ場の景観
(平成27年5月26日撮影)

(2) 能登半島の九十九湾で新たに見つかったアカハゼ *Amblychaetrichthys hexanema*

アカハゼは本邦に広域分布する普通種ですが、本県における生息域が七尾湾に限られるため、石川県の絶滅のおそれのある野生生物「いしかわレッドデータブック」では「情報不足」



九十九湾で採集されたアカハゼ

としてリストアップされています。

金沢大学環日本海域環境研究センター臨海実験施設の小木曾さんが平成27年の秋、能登町九十九湾の水深16mの海底で、潜水観察により衰弱したアカハゼを初めて採取しました。種の同定は当センターの坂井が担当しました。その後、周辺海域で採集が試みられましたが、本種は危険を察知すると素早く泥底の穴の中に逃げ込んでしまい、採集することはできませんでした。

そこで、周辺海域で船上から釣りを行い、3個体を採集することができました。小木曾氏によると、アカハゼの生息場所周辺には複数のハゼ科魚類が同所的に観察され、海底には多数の穴が認められました。アカハゼが逃げ込んだ穴が、アカハゼ自身によって掘られたものか、他の動物が掘ったもののかは不明です。また、アカハゼは繁殖生態や生活史に不明な点が多く、特に巣穴の形成と利用は興味ある研究課題であると考えています。

(3) 石川県の能登町藤ノ瀬地内で見つかったタウナギ *Monopterus albus*

タウナギは水田や用水路の泥中に穴を掘り、日中はその中に潜んで主に夜間に活動する純淡水魚です。体は細長いウナギ型、鰓は退化していて空気呼吸を行います。本州のタウナギは、台湾や中国本土、朝鮮半島から人為的に持ち込まれた外来種であることが分かっています。

今回、能登町藤ノ瀬地内の水田において、複数のタウナギが泥の中から見つかりました。その後、同じ水路から幼魚3個体が採集され、また本種が同地内の別の水田にも生息しているとの情報が寄せられました。これらのことから、外来種であるタウナギが、藤ノ瀬地内に侵入・定着しているものと判断されました。同地では昭和55~56年に水田を使ったドジョウ養殖が行



能登町藤ノ瀬で採集されたタウナギの幼魚



空気呼吸をするタウナギ

われたことがありました。わずか2年で廃業となり、養殖池も放置されるままとなつたとの情報が得られました。このことがタウナギの侵入を許した原因の可能性があるものの、当事者が不在のため種苗の入手先やタウナギの混入等の詳細が解らないため、特定することはできませんでした。タウナギの生息場所は藤ノ瀬地内でも拡大しています。しかも、ここは町野川水系の最上流部に当たるので、下流域への分布拡大が危惧されます。

この他、のと海洋ふれあいセンターでは、石川県一円の砂浜海岸と岩礁海岸において周期的にモニタリング調査を行い、各海岸における人為的な改変状況と生物相の把握を行っています。また、かほく市高松から羽咋市千里浜、そして志賀町甘田の砂浜海岸は、日本海沿岸を代表するシギ・チドリ類の重要な飛来地となって

います。実は、これらの海岸の波打ち際には、シギ・チドリ類がエサとしている等脚類の一種「ナミノリソコエビ」が豊富に生息しているので、これを目当てに、渡りの中継地として立ち寄ることが分かっています。このため、毎年春と秋の渡りの季節に、ナミノリソコエビの生息状況をモニタリング調査しています。

さらに、九十九湾園地の磯の観察路における気象と水質観測、そして九十九湾の水質に関する資料の集積、また海域における希少な野生動植物の情報収取を図り、身近な海の環境変化を的確に把握し、記録に残したいと考えています。

4 林業試験場

林業試験場では、森林・林業・木材産業に関する調査研究を進めています。このうち、県民の生活環境に関わる研究として、森林の管理と機能評価などについて取り組んでいます。

(1) 森林内に侵入した竹林の駆除と森林の再生

森林内に侵入した竹は水土保全等の森林機能を低下させるため、不要な侵入竹を駆除して森林を再生させる取組が行われています。林業試験場では、侵入竹伐採後の植生の回復状況を平成24年度より県内20箇所で調査しています。整備後4年目の調査を行った結果、侵入竹は徐々に衰退し、広葉樹の生育や下層植生の回復が認められました。これにより、森林の機能が回復していることを確認できました。

(2) 手入れ不足人工林の間伐後の植生回復

林業試験場では、平成19年度から導入している「いしかわ森林環境税」を活用し実施している、手入れ不足が原因で過密になった針葉樹人工林の強度間伐後における植生回復状況を平成20年度より県内40箇所で調査しています。間伐後9年間にわたり調査を行った結果、多様な広葉樹の生育や下層植生の増加が見られ、生物多様性機能や水土保全機能が順調に回復していることを確認できました。

5 工業試験場

工業試験場では、地球環境を保全した持続可能な産業社会実現に向けた研究開発、及び大学や企業との共同研究を行っています。平成27年度には、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー・省エネルギーなどの環境保全に資する研究を9件実施しました。平成28年度においても、新たな3テーマを加えた9件の環境改善に寄与する研究に取り組んでいきます。

(1) 研究

ア ピークカット用補助電源システムの開発 (平成26~27年度)

一時的な消費電力上昇を蓄電池で補うピークカットに焦点を絞り、電気工事が不要な補助電源システムを提案しました。そのために、充電方法、電力補助方法、最適なピークカット、複数の補助電源による連係動作などの検討、設計、開発を行ないました。

イ 太陽光・熱を利用したハイブリット太陽電池の開発 (平成27~28年度)

集光式太陽電池で発生する未利用の太陽熱から熱電変換素子でエネルギーを回収することで、総合変換効率を高めた太陽光・熱ハイブリット発電技術の開発を目指します。

ウ 太陽光発電システムの性能劣化検知システムの研究開発 (平成26~27年度)

非破壊で、日射条件(太陽の高度・方角、雲、影、汚れ等)に影響されない太陽電池の性能劣化を検知するシステムを開発しました。

エ 高付加価値色素増感型太陽電池の開発 (平成27~28年度)

金箔の使用や多彩な色を取り込んだ意匠性に富んだ高付加価値な色素増感太陽電池を開発し、インテリアとしての用途展開を図ります。

オ 環境対応型航空機降着装置用亜鉛・ニッケル合金めっきの実用化技術の研究開発 (平成26~28年度)

航空機降着装置などの高強度部品用途の低水素脆性めっき技術として、アルカリ浴の亜鉛・ニッケル合金めっきに着目し、その非破壊膜厚測定や剥離技術などの実用化に必要な技術の確立を目指します。

カ レーザ溶融による金属造形技術の開発 (平成26~27年度)

従来技術(機械加工、めっき、溶接)では生産が困難な製品に対応するため、金属原料を連続的に供給しながらレーザ光により溶融固化させ、部材上に微細形状を造形する技術を開発しました。

キ 印刷技術による抵抗素子の低温作製技術の開発 (平成27~28年度)

電子部品の小型化に対応可能な印刷技術について、従来の真空技術と同等の作製温度500度以下の低温での抵抗体の作製を目指します。

ク 漆の難燃化に関する研究(平成26~27年度)

漆への難燃剤配合や基材の塗装条件が異なる漆塗り板を作製して、燃焼試験による防災性能を評価することにより、漆製品の建築内装・インテリア用途への展開を支援するための指針を得ました。

ケ 能登珪藻土を活用した3Dプリンタ用材料の開発 (平成26~27年度)

能登珪藻土に市販石膏材料を配合することにより、能登珪藻土の特徴である吸放湿性を生かした生活雑貨(香炉、お香ケース等)を直接造形できる3Dプリンタ用材料を開発しました。

(2) 指導事業

ア グリーンイノベーション研究会

工業試験場は再生可能エネルギー技術に関する高い企業、研究機関等との人材交流を行うことで、再生可能エネルギーを利用する技術に関する情報交換と県内企業における製品化の取り組みを支援するとともに、再生可能エネルギー関連産業の振興を行っています。

第2節 環境研究の推進／第3節 すべてのライフステージにおける環境教育・環境学習の推進

イ 研究・指導成果発表会・新製品開発事例

発表会開催事業

研究・指導の成果発表、成果物の展示などを通じて技術支援の内容、方法を具体的に紹介し、県内企業の生産技術、開発技術の向上を図っています。平成27年度の成果発表会では、5件の環境関連技術発表を行いました。

ウ 技術指導

平成27年度は、エネルギー・環境関連、めっき、染色、食品及び窯業等の企業に対する巡回技術指導等を行い、再生可能エネルギー、太陽電池、騒音・振動対策、廃水処理施設の管理など、環境に関連する技術11件についての現地指導を行いました。

エ 一般技術相談・指導

工業試験場では来場者、電話、FAX等で県民、企業等からの環境に関する技術相談・指導を行っています。平成27年度における環境・省エネに関する技術相談・指導件数は331件でした。

第3節 すべてのライフステージにおける環境教育・環境学習の推進

1 学校等における環境教育

(1) 学校における環境教育 <学校指導課>

県では、平成24年3月に改訂した「学校における環境教育指針～地域の豊かな環境を生かすために～」の環境教育の目標である「循環を基調とした持続可能な社会、自然と人との共生する社会の形成のために行動できる人材の育成」を目指し、環境教育を推進しており、県内の全ての公立学校で総合的な学習の時間等において環境をテーマとした取組が行われました。

平成27年度は、学校教育指導の重点として、以下の3項目を中心に、取り組みました。

- ・よりよい環境の創造に関与できる能力と積極的に働きかけをする態度の育成
〈体験活動、身近な環境との関わりの重視〉
- ・環境教育指針に基づいた計画的指導の充実
〈学校教育全体を通しての系統的・計画的な

指導の推進〉

- ・持続可能な社会の形成者としての資質や価値観の育成
〈家庭、地域との連携、実社会における実践の推進〉

(2) 幼稚園における環境教育 <学校指導課>

県では、平成24年3月に改定した「学校における環境教育指針～地域の豊かな環境を生かすために～」の環境教育の目標である以下の3項目に基づき、発達の段階に応じ、将来につながる環境意識や態度の育成を目指しています。

- ・自然に親しむ活動や、自然の大きさ、美しさ、不思議さ等に触れる体験を通して、豊かな感性を育むとともに、自然を大切にする心や態度を育てる。
- ・生活体験を通して、基本的生活習慣を養うとともに、社会生活における望ましい習慣や態度を育てる。
- ・家庭や地域、小学校等と連携し、身近な環境に関わる力を養うとともに、生涯にわたる環境教育の基礎を培う。

特に、「自然に親しむ活動」が幼児にとって大切であると考え、自然の中での体験・遊びや作物の栽培・収穫、生き物の世話などが十分に行える環境づくりに留意しています。その他、「身近なりサイクル活動」として、遊びの中で家庭での不用物や紙の再利用、ゴミ箱の色分けによるゴミの分別など、幼児が日常生活の中でもできる取組を推進しています。

(3) 保育所における環境教育

<少子化対策監室>

平成13年度に、保育所において、自然を大切にする心を育む環境教育を推進するため、その取り組み方の指針となる「いしかわの保育所における環境教育実施要領」を策定しました。県内各保育所では、この指針に基づき、自然を大切にし、敬う気持ちを子どもが持てるよう、小動物の飼育、草花の栽培、野菜作り、遠足などによる自然体験、ごみの減量化や分別収集などに取り組んでいます。

平成27年度は、県内の保育所すべてが環境教育を行いました。

2 地域及び職場における環境学習

<環境政策課、温暖化・里山対策室>

地域においては、市町の公民館行事の一環として、あるいは地域の各種団体が主体となって環境講座等の環境学習が行われています。

特に、いしかわ地域版環境ISOに取り組む町内会や公民館などでは重点的に取り組まれています。

職場においては、ISO14001や環境活動評価プログラム（エコアクション21）に取り組む事業所が教育訓練の一環として取り組んでいます。

県としても、これらの取組を支援するため、県職員を講座の講師として派遣したり、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議で実施している講師派遣事業を紹介したりするなどの支援を行っています。

3 こどもエコクラブ事業 <環境政策課>

子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動を支援するため、平成22年度までは環境省が、平成23年度からは（公財）日本環境協会が、こどもエコクラブ事業を実施しています。クラブは、幼児・児童・生徒とその活動を支える大人（サポーター）により構成され、地域を所管する市町又は（公財）日本環境協会が登録の窓口となります。なお、平成18年度からは、エコクラブの対象が幼児、高校生にも拡大されました。

平成27年度には、県内で10クラブの登録がありました。

4 公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議の活動 <環境政策課>

「ふるさと環境条例」では、県民・事業者・民間団体及び行政の協働によって環境保全活動の推進を図っていくこととしており、その拠点として、県民エコステーションがあります。県民エコステーションは、「公益社団法人いしか

わ環境パートナーシップ県民会議」が運営しており、平成22年4月には、最新の住宅省エネ技術を取り入れて建設された「いしかわエコハウス」に移転しました。

この「いしかわエコハウス」は、県民の皆様方や建築事業者の方に、住宅の省エネ効果を体験的に学んでいただくことにより、「住まいからの地球温暖化防止」を目指しています。

また、エコハウスに設置されたエコキッチンを活用したエコクッキング教室やグリーンカーテン教室等の開催、環境関連図書・ビデオ等の貸出、県内の環境保全団体のイベント案内など環境保全団体の活動の場としても利用されており、本県における環境保全活動の拠点施設として活動しています。

さらに、「石川県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、地球温暖化防止に関するさまざまな活動を展開しています。

県民エコステーションは、金沢市鞍月2丁目1番地（産業振興ゾーン内）に設置されていますので、ご利用ください。

いしかわ環境パートナーシップ県民会議の主な活動内容は以下のとおりです。

(1) いしかわ環境フェアの開催

地球温暖化防止など環境保全のための普及啓発活動の一環として、いしかわ環境フェアを開催しています。

平成27年度の概要は次のとおりです。

期 日 平成27年8月22日(土)～23日(日)

会 場 石川県産業展示館4号館

参加者 26,300人

参加団体 174団体

内 容

○テーマ

スマートコミュニティとエコなくらし
～美しい環境を未来の世代へ～

○企業・団体出展コーナー

民間団体、企業、大学、行政における
地球温暖化防止活動や環境配慮型製品の
展示、紹介

○体験・工作コーナー

自然素材を利用した小物作り、環境科学実験など

○セミナー

天達武史氏「お天気から見た地球温暖化」

○最新エコカーの展示・試乗

燃料電池自動車、電気自動車の展示・試乗

○表彰式等

環境月間・愛鳥週間ポスター表彰式、エコデザイン賞公開プレゼンテーション

(2) 省エネ・節電アクションプランの推進

いしかわ版環境ISOの省エネ・節電の取組項目を充実強化して取り組む「省エネ・節電アクションプラン」を推進しました。

また、省エネ・節電相談窓口の設置等により、取組の裾野の拡大を図りました。

(3) エコギフトによる地球温暖化防止活動への支援

いしかわ学校版・地域版環境ISO認定校・地域を対象に、優れた取り組みを評価し、エコギフト（環境教育教材等）を贈呈しました。

公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議では、学校・地域での活動審査や贈呈するエコギフトの選定などの業務を行いました。

(4) エコチケットによる地球温暖化防止活動への支援

いしかわ家庭版環境ISO認定家庭を対象に、家庭における省エネ活動に応じてエコチケットを交付し、エコ活動等の普及・拡大を図りました。

なお、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議では、エコチケット申請書の審査、エコチケットの交付、エコチケット使用店舗からの請求に基づく換金など、エコチケット事業の円滑な事務遂行に努めました。

(5) いしかわクールシェアの推進

電力需要の高まる夏場に、家庭のエアコンなどを消して公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけることにより、家庭の消費電力を抑制する「クールシェア」の取組を推進しました。

(6) エコファミリー倍増プロジェクト推進事業

エコファミリーを平成32年度までに40,000世帯とする目標に向け、いしかわエコライフ応援サイトを運営・充実するとともに、エコファミリーフェアを開催し、いしかわ家庭版環境ISOに取り組みやすい環境づくりを行いました。

(7) 研修会や講習会等への講師派遣

県内の各種団体が行う環境保全に関する講演会等に講師を派遣しています。

平成27年度は、学校、保育所等地域団体が開催する地球環境問題、廃棄物・リサイクル、水環境、自然環境等をテーマとした研修会や講習会に講師を59回派遣しました。

(8) 環境保全活動団体の活動支援

環境保全活動の裾野を広げることを目的として、自発的、継続的に環境保全へ向けた活動を行う営利を目的としない団体に対して、活動に要する経費を助成する事業を行っています。

平成27年度には、地球温暖化防止活動や環境保全活動などに取り組む3団体に対して支援を行いました。

(9) 「移動食器洗浄車」の貸出

使い捨ての食器を減らし、ごみの少ないイベントの開催を推進するため、「移動食器洗浄車」（ピカピカ号）を貸出しています。これは、ドイツの先進事例を参考に、洗浄設備と食器を積載した自動車をイベント主催者に貸し出し、使い捨て食器の使用を減らすとともに、参加者の環境保全意識の高揚に資する目的で整備したもので、ごみの少ないイベント開催の支援策として、全国でも初めてのケースです。

平成27年度には、6回（延べ15日）の貸し出しを行いました。

(10) いしかわ事業者版環境ISOの登録審査

「いしかわ事業者版環境ISO」は、自主的・積極的に環境保全に取り組む事業所や非営利団体を石川県が登録する制度です。公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議では、石川県から「いしかわ事業者版環境ISO」審査機関の指定を受け審査業務を行っています。平成27年度は、225件の審査を行いました。

(11) 企業エコ化の促進

県内中小企業等を対象に、地球温暖化対策や生物多様性の保全など、環境対策を制約ではなく、ビジネスチャンスと捉える企業マインドの醸成を図るため、環境ビジネスに取り組む企業にいしかわエコデザイン賞を授与しています。

(12) いしかわ版CO₂削減活動支援事業

二酸化炭素の吸収源となる森林を整備する活動を行う団体を社会全体で支える制度を創設し、森林整備活動の拡大を図るもので

いしかわ環境パートナーシップ県民会議では、制度の広報や資金管理業務を行いました。

(13) エコもの発信力向上支援事業

環境保全に役立つ優れた製品・サービスの市場への普及に向け、エコ製品・サービスのPR手法を学ぶセミナーやキャッチコピー付与・広報アドバイスを実施しました。

(14) 県民エコステーションでの常設展示

- ・エコキッチン
- ・エコ体験グッズ
- ・ドイツ交流コーナー（ドイツ・フライブルク市との交流コーナー）
- フライブルク市エコステーションの事例パネル、グッズ等紹介
- ・会員活動情報、イベント情報、温暖化防止啓発等のチラシ、パンフレットの掲示
- ・電気自動車

* 平成27年度における

「県民エコステーション」来所者数

5,017人（月平均：418人）

(内訳)

①来館者数 4,471人（月平均：373人）

②会議室利用者数

団体数：50団体（月平均：4団体）

人 数：546人（月平均：46人）

5 環境保全功労者の表彰 <環境政策課>

県では、環境に配慮した活動が県全体に広まるよう、ふるさと石川の環境を守り育てる活動に率先して取り組み、その成果が顕著であり、他の模範となる者を「ふるさと石川環境保全功労者」として、表彰しています。

平成27年度の概要は次のとおりです。

表彰日：平成27年6月30日（火）

受賞者：25者

表彰対象部門

I 環境保全功労者表彰

- 1 地域の環境の保全に貢献し、その功績が顕著である者
- 2 環境保全事業に関する研究、考案、技術改善又は業界の指導育成等に従事し、その功績が顕著である者

II 環境保全貢献企業表彰

- 1 ISO14001等を認証取得し、環境保全活動が他の模範となる企業
- 2 地域の環境保全に貢献し、その功績が顕著である企業

第7章 石川県環境総合計画(H17~H22)の進捗状況

石川県環境総合計画では、その達成状況を測る指標として、132の行動目標を定めていました。同計画は平成22年度が計画期間の最終年であり、以下では、その進捗状況及び参考に最新年度における最新状況についてとりまとめています。

(但し、統計データの集計等の都合上、一部は平成21年度以前の最新情報となっています。)

※行動目標の種別について

行動目標は、設定した目標の内容により次の2種類に分類し、種別欄に記号で表しています。

■印：数値設定型目標

(具体的な数値目標を設定して、その達成に向けて取り組んでいく目標)

□印：方向提示型目標

(具体的な数値にかえて、目指す変化の方向性を提示して、これに向けて取り組んでいく目標)

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
----	----	------	---------------------	---------------	------------------	-----	------------

(1) 生活環境の保全に関する目標

① 流域全体として捉えた水環境の保全

1	■	森林中の保安林率（国有林を含む）	30%	28% (平成14年度)	29.40% (平成22年度末)	森林管理課	29.6% (平成27年度)
2	■	農地における中山間地域等直接支払制度の実施	4,000ha (平成18年度)	3,680ha (平成15年度)	3,855ha (平成22年度末)	里山振興室	4,752ha (平成27年度)
3	□	河川流量の確保	魚が生息し、水生植物が茂る川となる河川流量の確保	渴水期における溜まり水による悪臭や魚の口あげ、無水・減水区間の発生	河川流量を確保し、12カ所で無水・減水区間が改善された。 (平成22年度)	河川課	河川流量を確保し、12カ所で無水・減水区間が改善された。 (平成27年度)
4	□	地下水位の維持	現状の水位を維持	地域によっては、地盤沈下の進行や地下水位の低下傾向の出現	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位の観測を10カ所、15井で実施した。 すべての観測地点で水位は横ばい、もしくは、上昇傾向であった。 大規模地下水採取工場・事業所に対して地下水の使用合理化の指導を実施した。 (平成22年度) 	水環境創造課	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位の観測を10カ所、15井で実施した。 すべての観測地点で水位は横ばい、もしくは、上昇傾向であった。 大規模地下水採取工場・事業所に対して地下水の使用合理化の指導を実施した。 (平成27年度)
5	■	水道普及率	99% (平成27年度)	97.9% (平成14年度末)	98.8% (平成22年度末)	水環境創造課	98.8% (平成26年度末)
6	■	生活排水処理施設の整備率	90%	76.9% (平成15年度末)	89.8% (平成22年度末)	水環境創造課	93.3% (平成27年度末)
7	□	工場・事業場排水	排水規制が守られる	排水基準が適用される工場・事業所は680件あり、その違反率は8.3%であった。(金沢市を除く) (平成16年度)	排水基準が適用される工場・事業所は635件あり、その違反率は4.0%であった。(金沢市を除く) (平成22年度)	水環境創造課	排水基準が適用される工場・事業所は605件あり、その違反率は9.0%であった。(金沢市を除く) (平成27年度)

第7章 石川県環境総合計画（H17～H22）の進捗状況

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
8	<input type="checkbox"/>	自然系からの 流出水	・負荷の実態把握 ・負荷量削減の方策を 検討	農地や山林等からの流 出水に起因する汚染物 質によって閉鎖性水域 の水質が悪化	河北潟において平成 18年度から実証実験 を行ってきた民間の水 質浄化技術（6技術） のうち、比較的効果の 大きかった技術につい て、実用化に向けた性 能の持続性・耐久性等 の実験を行っている。 (平成22年度)	水環境創造課	平成18年度から平成 23年度まで実施した 実証実験の結果を受け て、平成24年度に、 河北潟内に設置した水 質浄化材の効果検証を 行っている。 (平成27年度)
9	<input type="checkbox"/>	飲料水の安全 確保	・水質管理の徹底 ・安全な水道水を供給	「石川県水道水質管理 計画」に基づく水質 管理	県内の地域を代表す る主要な水道水源24 地点で水質管理調査 を実施した。有害化 学物質については、 全ての地点で国の目 標値を超えていな かった。 (平成22年度)	水環境創造課	県内の地域を代表する 主要な水道水源24地 点で水質管理調査を実 施した。有害化学物質 については、国の目標 値を超えていなかっ た。 (平成27年度)
10	<input type="checkbox"/>	多自然型川づ くり	・石川県版「多自然型 川づくりの手引き」 の作成（平成17年 度） ・多自然型川づくりの 推進	水辺環境に配慮した工 法の開発・普及	平成17年度に「いし かわの多自然型川づ くりハンドブック」を作 成した。 浅野川にて、親水護岸 (川へ下りる階段工2 箇所)を実施した。 (平成22年度)	河川課	浅野川にて親水護岸 (川へ下りる階段工11 箇所)を実施した。 (平成27年度)
11	<input type="checkbox"/>	農業用水路の 改修	生態系や景観との調和 に配慮した整備の推進		生態系や景観との調和 に配慮した農業用水路 の改修を0.4km実施し た。 (平成22年度)	農業基盤課	生態系や景観との調和 に配慮した農業用水路 の改修を2.0km実施し た。 (平成27年度)
②	大気（悪臭・騒音等を含む）、土壤						
12	<input type="checkbox"/>	大気汚染に係 る環境基準 (光化学オキ シダントを除 く項目)	全ての測定局で環境基 準を達成	概ね良好な状態を維持	27カ所の大気測定局 で常時監視を実施し た。すべての測定局で 環境基準（光化学オキ シダント及び微小粒子 状物質（PM2.5）を除 く）を達成した。 (平成22年度)	環境政策課	28カ所の大気測定局 で常時監視を実施し た。すべての測定局で 環境基準（光化学オキ シダントを除く）を達 成した。 (平成27年度)
13	<input type="checkbox"/>	光化学オキシ ダントに係る 環境基準	予報等の発令を速やか に行い、健康被害を防 止	全国と同様環境基準を 非達成	光化学オキシダント緊 急時の発令なし。 (平成22年度)	環境政策課	光化学オキシダント緊 急時の発令なし。 (平成27年度)
14	<input type="checkbox"/>	悪臭防止	臭気指数による規制 の導入促進	悪臭関連の苦情は、 苦情件数全体の10% (100件)	臭気指数導入検討中の 羽咋市、志賀町に対し て研修会を実施した。 (平成22年度)	環境政策課	臭気指数導入検討中の 白山市及びその他市町 担当者に対して研修会 を実施した。 (平成27年度)
15	<input type="checkbox"/>	自動車排出ガ ス対策	測定局における測定項 目の充実	自動車排出ガス測定局6局	平成17年度から野々 市測定局で窒素酸化 物、浮遊粒子状物質を 追加している。 (平成22年度)	環境政策課	平成24年度には微小 粒子状物質を追加し た。 (平成27年度)
16	<input type="checkbox"/>	自動車交通騒音	環境基準達成の努力	面的評価の環境基準達 成率 95.6% (平成15年度)	面的評価の環境基準達 成率 94.5% (平成22年度)	環境政策課	面的評価の環境基準達 成率 95.9% (平成26年度)

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
17	□	小松空港の航空機騒音	基地周辺騒音対策の国への要望を継続	概ね横ばい	国・市町と協力して小松飛行場の周辺 25 カ所で騒音調査を実施した。平成 22 年度の調査結果は、概ね横ばいであった。 (平成22年度)	環境政策課	国・市町と協力して小松飛行場の周辺 25 カ所で騒音調査を実施した。平成 26 年度の調査結果は、概ね横ばいであった。 (平成26年度)
18	□	土壤汚染	指定区域の発生時には、汚染除去等の措置	土壌汚染指定地域なし (平成15年度末)	指定をした 1 カ所は、形質変更時要届出区域として管理を継続。 (平成22年度末)	環境政策課	形質変更時要届出区域 2 カ所に加え、1 カ所を指定。形質変更時要届出区域 3 カ所は管理を継続。 (平成27年度末)

③ 化学物質関係

19	□	事業者による 自主的な管理	PRTR 法に基づく届出と条例に基づく報告の徹底	「ふるさと環境条例」に取扱量等の報告、事故時の措置について規定。	事業者に対して PRTR 法に基づく届出と条例に基づく報告の周知徹底を図り、PRTR 法に基づく届出と条例に基づく報告（平成 21 年度分）が 499 事業所から提出された。 (平成22年度)	環境政策課	事業者に対して PRTR 法に基づく届出と条例に基づく報告の周知徹底を図り、PRTR 法に基づく届出と条例に基づく報告（平成 26 年度分）が 465 事業所から提出された。 (平成27年度)
20	□	自主的な管理 の改善	排出量、移動量及び取扱量等の集計		平成 21 年度分の排出量、移動量及び取扱量等を集計した。 (平成22年度)	環境政策課	平成 26 年度分の排出量、移動量及び取扱量等を集計した。 (平成27年度)
21	□	事業者に関する 情報の提供	排出量、移動量及び取扱量等の公表		平成 21 年度分の排出量、移動量を公表した。 (平成22年度)	環境政策課	平成 26 年度分の排出量、移動量を公表した。 (平成27年度)
22	□	環境汚染状況 に関する情報 の提供	石川県のホームページ に調査結果等を掲載		環境汚染状況に関する情報を石川県のホームページに掲載した。 (平成22年度)	環境政策課	環境汚染状況に関する情報を石川県のホームページに掲載した。 (平成27年度)

④ 環境美化、修景、景観形成

23	□	空き缶等の散乱防止	・生活環境の清潔さの満足度の向上 ・清掃活動参加度の向上 ・空き缶等ポイ捨て実感度の低減	(アンケート調査による) ・生活環境の清潔さの満足度：57.4 ポイント ・清掃活動参加度：40.6 ポイント ・空き缶等ポイ捨て実感度：85.6 ポイント (平成16年7月、環境政策課実施)	河川愛護団体により延長約 534km の河川において、除草や清掃が行われた。(河川課) 「クリーンビーチいしかわ」に延べ 113,396 人の参加があった。(水産課) 道路愛護活動を行う 138 团体により、清掃、除草や花植えが行われた。(道路整備課) (平成22年度)	河川課 水産課 道路整備課	河川愛護団体により延長約 681km の河川において、除草や清掃が行われた。(河川課) 「クリーンビーチいしかわ」に延べ 97,668 人の参加があった。(水産課) 道路愛護活動を行う 168 团体により、清掃、除草や花植えが行われた。(道路整備課) (平成27年度)
24	■	都市公園面積	1 人当たり 18m ²	1 人当たり 12.02m ² (平成15年度末)	1 人当たり 13.30m ² (平成22年度末)	公園緑地課	1 人当たり 14.46m ² (平成26年度末)
25	□	緑の基本計画 策定市町	対象となる全市町	対象となる都市計画区域を有する 26 市町のうち、15 市町で策定。 (平成15年度末)	対象となる都市計画区域を有する 17 市町のうち、12 市町で策定済み。 (平成22年度末)	公園緑地課	対象となる都市計画区域を有する 17 市町のうち、12 市町で策定済み。 (平成27年度末)

第7章 石川県環境総合計画（H17～H22）の進捗状況

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
26	□	景観の保全創出	地域の地形、歴史を活かした、良好な景観の保全・創出	美観風致の維持、地域の歴史的文化的景観の保全	景観形成重要エリアのうち（国）249号の能登内浦地域や（主）輪島浦上線など能登の海岸線を中心に31路線161kmを、新たに屋外広告物禁止地域に追加指定。 里山景観の保全再生を図るため、景観形成重点地区指定の検討を進めている。 (平成22年度)	都市計画課	里山里海景観の保全再生を図るために、「のと里海エリア」を特別エリアに追加指定した。 (平成26年度)

(5) 開発行為に係る環境配慮

27	□	影響評価に関する法律、条例の運用	環境影響評価法と「ふるさと環境条例」の環境影響評価制度の適正運用	・環境影響評価制度の運用 ・「ふるさと環境条例」に基づき「環境配慮指針」を策定	環境影響評価法に基づく審査案件数：1件 (平成22年度) 部局ごとに作成した運用評価マニュアルに反映されている。 (平成22年度)	環境政策課	「ふるさと環境条例」に基づく審査案件数：2件 (平成27年度) 部局ごとに作成した運用評価マニュアルに反映されている。 (平成27年度)
28	□	環境配慮のための指針の普及	環境配慮指針の公共事業への導入と民間事業への普及				

(2) 循環型社会の形成に関する目標

(1) 廃棄物等の排出抑制

29	■	家庭版環境ISOに取り組む家庭数	1,000家庭	66家庭 (平成16年度末)	8,121家庭 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	35,707家庭 (平成27年度末)
30	■	地域版環境ISOに取り組む地域数	40か所	5地域 (平成16年度末)	50地域 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	82地域 (平成27年度末)
31	■	学校版環境ISOに取り組む学校数	80校	15校 (平成16年度末)	123校 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	235校 (平成27年度末)
32	■	ISO14001とエコアクション21登録事業所数	600事業所	408事業所 (平成15年度末)	944事業所 ISO14001 301事業所 エコアクション21 95事業所 事業者版環境ISO 548事業所 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	1,150事業所 ISO14001 301事業所 エコアクション21 108事業所 事業者版環境ISO 741事業所 (平成27年度末)
33	■	1人1日当たりごみ排出量	約800g	1,133g (平成15年度)	966g (998g) ^{*1} (平成22年度)	廃棄物対策課	973g (987g) ^{*1} (平成26年度)

*1 括弧内は、平成17年度より算出方法を変更した国の統計による数値。平成24年度の総人口から、外国人人口を含んでいる。

(2) 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

34	■	産業廃棄物の最終処分量	平成9年度の1/2 (約134千トン)以下	218千トン (平成15年)	263千トン ^{*2} (平成22年度)	廃棄物対策課	69千トン ^{*2} (平成26年度)
35	■	下水道汚泥の有効利用	有効利用率:70%	有効利用率:21% (平成15年度)	49.4% (平成22年度末)	水環境創造課	51.2% (平成27年度末)
36	□	集落排水汚泥の有効利用	農地、緑地還元の普及	集落排水汚泥のコンポスト化実施箇所数:2市 (平成15年度末)	4市町 (平成22年度末)	水環境創造課	4市町 (平成27年度末)
37	■	食品リサイクル組織の育成	6件 (平成18年度)	2件 (平成16年度)	9件 (平成22年度末)	農業安全課	12件 (平成27年度末)

*2 石炭火力発電所の最終処分量を除けば長期的に減少傾向にある。

(石炭火力発電所を除く最終処分量の推移: 平成9年度 262千トン、平成15年度 162千トン、平成22年度 65千トン、平成25年度 75千トン)

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
38	■	建設副産物の 再資源化	コンクリート：99%以上 アスファルト：99%以上 建設発生木材：95%以上 (平成30年度)	コンクリート：98% アスファルト：96% 建設発生木材：89% (平成14年度)	コンクリート：98% アスファルト：99% 建設発生木材：90% (平成20年度)	監理課	コンクリート：99.8% アスファルト：99.5% 建設発生木材：93.4% (平成24年度)
39	■	一般廃棄物の リサイクル率	23%以上	約14.9% (平成15年度)	約15.3% (RDF化を含めると 約22.7%) (平成22年度)	廃棄物対策課	約13.8% (RDF化を含めると 約21.8%) (平成26年度)
40	■	容器包装廃棄 物の回収率	40%以上 (平成19年度)	34.8% (平成15年度、推計)	32.0% (平成22年度)	廃棄物対策課	26.1% (平成27年度)
41	□	グリーン購入	拡大を図る	会社や家庭において、 一層の取り組みが必要	環境フェアで普及啓発 を図った。 (平成22年度)	温暖化・里山対策室	環境フェアで普及啓発 を図った。 (平成27年度)

③ 適正な処分

42 (再掲)	■	産業廃棄物の 最終処分量	平成9年度の1／2 (約134千トン)以下	218千トン (平成15年)	263千トン (平成22年度)	廃棄物対策課	69千トン (平成26年度)
43	■	一般廃棄物の 最終処分量	平成9年度の1／2 (約64千トン)以下	90千トン (平成15年度)	63千トン (平成22年度)	廃棄物対策課	54千トン (平成26年度)
44	□	産業廃棄物の 処分施設	必要な最終処分場の 整備	将来的には、処分能 力が逼迫 処分施設が地域的に 偏在	最終処分場の稼働箇所 数(処分業者分)：9カ 所 (平成22年度)	廃棄物対策課	最終処分場の稼働箇所 数(処分業者分)：9カ 所 (平成27年度)
45	□	海岸への漂着 ごみ	・国を通じての沿岸諸 国への流出防止の働き かけ ・沿岸市町村等との連 携による適正処分	漂着ごみ量が増加傾向	海岸漂着物処理推進 法(H21.7施行)に基づ き、石川県海岸漂着物 対策推進協議会を開催 (H23.3)し、地域計画に ついて協議し策定した。 また、地球温暖化対策 等推進基金を活用して 8市町での海岸漂着物 の処理等を行った。 (平成22年度)	廃棄物対策課	石川県海岸漂着物対策 推進地域計画(H23.3) に基づき、国庫補助制度 を活用して11市町 での海岸漂着物の処理 等を行った。 (平成27年度)
46	□	PCB廃棄物	・石川県PCB廃棄物 処理計画の策定 ・適正な管理と処理の 推進	JESCO北海道事業の一環として適正処分が 必要	・平成17年度に石川 県PCB廃棄物処理 計画を策定した。 ・PCB廃棄物保管事 業場数：1,146事業場 (平成22年度)	廃棄物対策課	・平成17年度に石川 県PCB廃棄物処理 計画を策定した。 ・PCB廃棄物保管事 業場数：801事業場 (平成26年度末)

④ 不適正処理の防止

47	□	不適正処理の 規制・監視	・監視体制の充実 ・規制の強化	・産業廃棄物：不適正 処理事件数が毎年 増加 ・一般廃棄物：不法投 棄は減少傾向	・立入権限を付与する 市町職員数：18市 町100名 ・立入事業場数：488 事業場 ・立入検査数：1,465件 (平成22年度)	廃棄物対策課	・立入権限を付与する 市町職員数：18市 町109名 ・立入事業場数：568 事業場 ・立入検査数：1,128件 (平成27年度)
48	□	石川県廃棄物 再資源化事業 促進計画	「リサイクル関連施設」 の複数稼働	リサイクル関連施設の 稼働数：89 (金沢市を除く) (平成22年度末)	リサイクル関連施設の 稼働数：101 (金沢市を除く) (平成27年度末)	廃棄物対策課	リサイクル関連施設の 稼働数：101 (金沢市を除く) (平成27年度末)
49 (再掲)	■	一般廃棄物の リサイクル率	23%以上	約14.9% (平成15年度)	約15.3% (RDF化を含めると 約22.7%) (平成22年度)	廃棄物対策課	約13.8% (RDF化を含めると 約21.8%) (平成26年度)

第7章 石川県環境総合計画（H17～H22）の進捗状況

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
----	----	------	---------------------	---------------	------------------	-----	------------

(3) 自然と人との共生に関する目標

① 地域の特性に応じた自然環境の保全

50	□	登山道等の維持管理	民間団体等と協力実施	自然公園と自然環境保全地域の指定面積：約 53,544ha（県土の12.8%）	民間団体等に管理委託し、情報共有を図ることで適正に管理した。 (平成22年度)	自然環境課	民間団体等に管理委託し、情報共有を図ることで適正に管理した。 (平成27年度)
51	□	自然公園等の利用者のマナー	マナーやルールの普及啓発	・保全再生を図る ・豊かな自然環境の創造	里山地域のもつ公益的機能が低下	地域が主体となった取組の支援、里山に携わる人材の育成、活動団体の情報発信、里山里海に係る普及啓発等に努めた。 (平成22年度)	巡視員との連携を図り、利用者マナーやルールの普及啓発に努めた。 (平成27年度)
52	□	里山などの自然環境の保全				温暖化・里山対策室 里山振興室	地域が主体となった取組の支援、里山に携わる人材の育成、活動団体の情報発信、里山里海に係る普及啓発等に努めた。 (平成27年度)
53	■	里山保全再生協定の認定数	10協定(累計)	なし (平成15年度末)	10協定 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	10協定 (平成27年度末)
54	■	森林・里山保全活動の実施回数	年間100回程度	約50回 (平成15年度)	100回以上 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室 森林管理課	100回以上 (平成27年度末)
55	■	森林・里山保全活動の指導者数	300名	約150名 (平成15年度)	329名 (平成22年度末)	自然環境課 森林管理課	407名 (平成27年度末)
56	□	森林・里山保全活動の拠点整備	・夕日寺健民自然園の整備 ・民間団体等の活動促進	4拠点	・平成19年度に里山ふるさと館、体験工房等を整備し、拠点ゾーンをオープンした。 ・夕日寺健民自然園活動団体連絡協議会を開催し、連携と自主的活動を推進した。 (平成22年度)	自然環境課	・平成19年度に里山ふるさと館、体験工房等を整備し、拠点ゾーンをオープンした。 ・夕日寺健民自然園活動団体連絡協議会を開催し、連携と自主的活動を推進した。 (平成27年度)
57	□	森林・里山保全活動拠点の機能	保健休養林施設の保全活動拠点としての機能強化		保健休養林施設3ヵ所のうち、森林公園の1ヵ所において機能強化を行った。 (平成22年度)	観光企画課	保健休養林3施設で機能強化を行った。 (平成27年度)
58	■ (再掲)	中山間地域等直接支払制度の適用農地面積	4,000ha (平成18年度)	3,680ha (平成15年度)	3,855ha (平成22年度末)	里山振興室	4,752ha (平成27年度)

② 生物多様性の確保

59	□	『いしかわレッドデータブック』掲載の絶滅種	増加させない	13種 (平成12年3月)	16種 (平成22年度末)	自然環境課	16種 (平成27年度末)
60	■	「ふるさと環境条例」に基づく指定希少野生動植物種、希少野生動植物保護地区の指定	・希少野生動植物種：20種以上指定 ・希少野生動植物保護地区：3地区程度指定 ・保全対策の実施	なし (平成15年度末)	希少野生動植物種：15種 希少野生動植物保護地区：なし (平成22年度末)	自然環境課	希少野生動植物種：20種 希少野生動植物保護地区：なし (平成27年度末)

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
----	----	------	---------------------	---------------	------------------	-----	------------

61	■	「ふるさと環境条例」に基づく特定外来種	・5種程度の選定 ・抑制対策の実施	なし (平成15年度末)	なし (平成22年度)	自然環境課	なし (平成27年度末)
----	---	---------------------	----------------------	-----------------	----------------	-------	-----------------

③ 野生鳥獣の保護管理の推進

62	□	野生鳥獣の保護管理	・特定鳥獣保護管理計画の見直し ・科学的・計画的な保護管理の推進	特定鳥獣保護管理計画、第9次鳥獣保護事業計画に基づく保護管理	・ツキノワグマ保護管理計画を変更した。 ・ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルの生息実態調査を実施した。 (平成22年度)	自然環境課	4種種の管理計画を策定し、推進している。 (平成27年度)
63	□	野生鳥獣の生息環境と地域の生物多様性	・生息環境の保全 ・地域の生物多様性の確保	鳥獣保護区の指定：49か所 (54,566ha) (平成15年度末)	鳥獣保護区の指定： 51カ所 (55,494ha) (平成22年度末)	自然環境課	鳥獣保護区の指定： 50カ所 (54,907ha) (平成27年度末)
64	□	農林水産業・人身被害	被害量の減少	・農林業被害：182.3百万円 (平成15年度) ・クマによる人身被害：5件5名 (平成16年度)	・農林業被害：81百万円 (平成22年度) ・クマによる人身被害：5件 (平成22年度)	自然環境課	・農林業被害：86百万円 (平成27年度) ・クマによる人身被害：2件 (平成27年度)
65	□	狩猟の適正化	・狩猟免許所持者の確保 ・狩猟の適正化	狩猟者登録件数：959件 (平成15年度)	狩猟者登録件数：923件 (平成22年度)	自然環境課	狩猟者登録件数：1,351件 (平成27年度)

④ 自然とのふれあいの推進

66	■	「いしかわ自然学校」全体の年間参加者	3万人	約23,000人 (平成15年度)	34,407人 (平成22年度)	自然環境課	42,402人 (平成27年度)
67	■	「いしかわ子ども自然学校」の年間参加者	1万人 (平成25年度)	約5,700人 (平成15年度)	3,961人 (平成22年度)	生涯学習課	7,217人 (平成27年度)
68	■	中核的指導者（インストラクター）	60人 (平成19年度末)	21人 (平成15年度末)	142人 (平成22年度末)	自然環境課	201人 (平成27年度末)
69	■	小学校教員のインタープリター	250名 (平成19年度末)	約100人 (平成16年度末)	約250人 (平成22年度末)	生涯学習課	約250人 (平成27年度末)
70	□	自然公園利用施設の整備・充実	・自然公園利用施設の整備 ・ビジターセンター等の充実	自然公園施設の整備	自然公園利用施設の整備・充実を図った。 (平成22年度)	自然環境課	自然公園利用施設の整備・充実を図った。 (平成27年度)
71 (再掲)	□	森林・里山保全活動の拠点整備	・夕日寺健民自然園の整備 ・民間団体等の活動促進	4拠点	・平成19年度に里山ふるさと館、体験工房等を整備し、拠点ゾーンをオープンした。 ・夕日寺健民自然園活動団体連絡協議会を開催し、連携と自主的活動を推進した。 (平成22年度)	自然環境課	・平成19年度に里山ふるさと館、体験工房等を整備し、拠点ゾーンをオープンした。 ・夕日寺健民自然園活動団体連絡協議会を開催し、連携と自主的活動を推進した。 (平成27年度)
72 (再掲)	□	森林・里山保全活動拠点の機能	保健休養林施設の保全活動拠点としての機能強化		保健休養林施設3カ所のうち、森林公園の1カ所において機能強化を行った。 (平成22年度)	観光企画課	保健休養林3施設で機能強化を行った。 (平成27年度)

第7章 石川県環境総合計画（H17～H22）の進捗状況

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
73	□	自然の調査と 資料収集、普及啓発	・「自然史資料館」の開館 ・教育・普及活動プログラム、研究計画の作成	環境教育プログラム	・平成18年5月開館、平成20年4月には「物理たいけん教室」や「自然たんけん広場」などの新設によりリニューアルオープンした。 ・児童生徒または大人を対象とした教育普及プログラムを年間25回実施するとともに企画展や講演会、学校等への出前講座を実施した。 (平成22年度)	生涯学習課	・平成18年5月開館、平成20年4月には「物理たいけん教室」や「自然たんけん広場」などの新設によりリニューアルオープンした。 ・児童生徒または大人を対象とした教育普及プログラムを年間24回実施するとともに企画展や講演会、学校等への出前講座を実施した。 (平成27年度)

(4) 地球環境の保全に関する目標

① 県民、事業者等による二酸化炭素の排出抑制

74	■	二酸化炭素排出量の削減	排出総量： 703千トン削減、△7.8% 産業部門： 112千トン削減、△3.7% 民生部門（家庭）： 188千トン削減、△11.2% 民生部門（業務）： 187千トン削減、△12.2% 運輸部門： 216千トン削減、△7.8% (削減量、削減率は2001年比)	排出総量： 8,822千トン 産業部門： 2,277千トン 民生部門（家庭）： 1,714千トン 民生部門（業務）： 1,953千トン 運輸部門： 2,877千トン (2001年)	排出総量： 2,380千トン削減、△27.0% (1,329千トン削減、△15.1%) 産業部門： 1,019千トン削減、△44.8% (642千トン削減、△28.2%) 民生部門（家庭）： 423千トン削減、△24.7% (66千トン削減、△3.9%) 民生部門（業務）： △333千トン削減、△17.1% (16千トン削減、△0.8%) 運輸部門： 604千トン削減、△21.0% (604千トン削減、△21.0%) (2010年) ^{※1}	温暖化・里山対策室	排出総量： 1,253千トン増加、△14.2% (1,435千トン削減、△16.3%) 産業部門： 437千トン削減、△19.2% (1,116千トン削減、△49.0%) 民生部門（家庭）： 802千トン増加、46.8% (182千トン削減、△10.6%) 民生部門（業務）： 1,491千トン増加、76.3% (466千トン増加、△23.9%) 運輸部門： 603千トン削減、△21.0% (603千トン削減、△21.0%) (2013年) ^{※1}
----	---	-------------	---	--	---	-----------	--

※1 電気の排出原単位については、2013年のCO₂北陸電力の調整後排出係数の0.628を用いている。

括弧内の数字は、北陸電力が2008年～2012年の5か年平均で目標とする原単位0.33を用いた場合の値。

75	■	地球温暖化防止活動推進員の配置	100人程度	なし (平成15年度末)	194人 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	148人 (平成27年度末)
76	■ (再掲)	ISO14001とエコアクション21登録事業所数	600事業所	408事業所 (平成15年度末)	944事業所 ISO14001 301事業所 エコアクション21 95事業所 事業者版環境ISO 548事業所 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	1,150事業所 ISO14001 301事業所 エコアクション21 108事業所 事業者版環境ISO 741事業所 (平成27年度末)
77	■ (再掲)	家庭版環境ISOに取り組む家庭数	1,000家庭	66家庭 (平成16年度末)	8,121家庭 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	35,707家庭 (平成27年度末)
78	■ (再掲)	地域版環境ISOに取り組む地域数	40か所	5地域 (平成16年度末)	50地域 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	82地域 (平成27年度末)
79	■ (再掲)	学校版環境ISOに取り組む学校数	80校	15校 (平成16年度末)	123校 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	235校 (平成27年度末)
80	□	新エネルギーの利用	普及啓発の推進	太陽光発電：4,800kW 風力発電：15,700kW 廃棄物発電：14,500kW (平成17年1月末)	太陽光発電：15,469kW 風力発電：120,952kW 廃棄物発電：17,000kW (平成22年度末)	企画課	太陽光発電：225,961kW 風力発電：128,100kW 廃棄物発電：23,085kW (平成27年度末)

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
----	----	------	---------------------	---------------	------------------	-----	------------

81	■	住宅用太陽光発電システムの設置件数	2,000件	約700件 (平成15年末)	3,164件 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	8,890件 (平成27年度末)
----	---	-------------------	--------	-------------------	---------------------	-----------	---------------------

② 県庁による二酸化炭素の排出抑制（県庁グリーン化率先行動プラン）

83	■	電気使用量の削減	4%削減(15年度比)	73,250MWh (平成15年度)	75,132MWh (15年度比2.6%増加) (平成22年度)	温暖化・里山対策室	61,312MWh (15年度比16.3%削減) (平成27年度)
84	■	冷暖房用等燃料使用量の削減	13%削減(15年度比)	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) : 21,394t A重油 : 6,056kℓ 灯油 : 1,403kℓ プロパン : 69千m ³ 都市ガス : 352千m ³ (平成15年度)	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) : 18,669t (15年度比12.7%削減) A重油 : 4,134kℓ (15年度比31.7%削減) 灯油 : 2,473kℓ (15年度比76.3%増加) プロパン : 52千m ³ (15年度比24.6%削減) 都市ガス : 441千m ³ (15年度比25.3%増加) (平成22年度)	温暖化・里山対策室	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) : 14,397t (15年度比32.7%削減) A重油 : 3,432kℓ (15年度比43.3%削減) 灯油 : 1,657kℓ (15年度比18.1%増加) プロパン : 28千m ³ (15年度比58.8%削減) 都市ガス : 356千m ³ (15年度比1.0%増加) (平成27年度)
85	■	公用車の燃料使用量の削減	5%削減(15年度比)	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) : 4,764t ガソリン : 1,666kℓ 軽油 : 303kℓ (平成15年度)	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) : 4,367t(15 年度比8.3%削減) ガソリン : 1,590kℓ (15年度比4.6%削減) 軽油 : 263kℓ (15年度比13.2%削減) (平成22年度)	温暖化・里山対策室	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) : 3,752t(15 年度比21.2%削減) ガソリン : 1,447kℓ (15年度比13.1%削減) 軽油 : 176kℓ (15年度比41.9%削減) (平成27年度)
86	■	水使用量の削減	5%削減(15年度比)	1,089千m ³ (平成15年度)	857千m ³ (15年度比21.3%削減) (平成22年度)	温暖化・里山対策室	708千m ³ (15年度比35.0%削減) (平成27年度)
87	■	可燃ごみ排出量の削減	20%削減(15年度比)	1,297t (平成15年度)	1,090t (15年度比16.0%削減) (平成22年度)	温暖化・里山対策室	1,004t (15年度比22.6%削減) (平成27年度)
88	■	用紙類の使用量の削減	3%削減(15年度比)	108,266千枚 (平成15年度)	121,289千枚 (15年度比12.0%増加) (平成22年度)	温暖化・里山対策室	122,847千枚 (15年度比13.5%増加) (平成27年度)
89	■	環境に優しい製品の使用	99%達成	97.0% (平成15年度)	99.1% (平成22年度)	温暖化・里山対策室	98.9% (平成27年度)
90	■	低公害車の導入	220台導入	70台 (平成15年度末)	168台 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	260台 (平成27年度末)
91	■	省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備	県有施設の30%導入	15% (26施設) (平成15年度末)	35% (60施設) (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	41% (70施設) (平成27年度末)
92	■	二酸化炭素排出量の削減	5千トン削減、△8% (15年度比)	60,026t (平成15年度)	20千トン削減、△33.1% (12千トン削減、△19.8%) (平成22年度) ^{※1}	温暖化・里山対策室	2.4千トン削減、△4.0% (12千トン削減、△23.5%) (平成27年度末) ^{※1}

※ 1 電気の排出原単位については、それぞれ2010年、2014年のCO₂クレジット反映後の原単位0.224、0.640を用いている。

括弧内の数字は、北陸電力が2008年－2012年の5か年平均で目標とする原単位0.33を用いた場合の値。

③ 緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

93	■	適切な森林整備・管理による「森林経営」の実施	民有林面積中実施面積: 約14万ha	民有林面積中実施面積: 13.5万ha (平成14年度)	民有林面積中実施面積: 13.7万ha (平成22年度末)	森林管理課	民有林面積中実施面積: 13.7万ha (平成26年度末)
94	■	年間間伐面積	2,600ha	2,170ha (平成14年度末)	5,016ha (平成22年度)	森林管理課	2,087ha (平成27年度)

第7章 石川県環境総合計画（H17～H22）の進捗状況

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
95	■	木材需要量における県産材の自給率	40%	22% (平成15年)	32% (平成22年)	森林管理課	27% (平成27年)
96 (再掲)	■	都市公園面積	1人当たり18m ²	1人当たり12.02m ² (平成15年度末)	1人当たり13.30m ² (平成22年度末)	公園緑地課	1人当たり14.46m ² (平成26年度末)
97 (再掲)	□	緑の基本計画策定市町	対象となる全市町	対象となる都市計画区域を有する26市町のうち、15市町で策定。 (平成15年度末)	対象となる都市計画区域を有する17市町のうち、12市町で策定済み。 (平成22年度末)	公園緑地課	対象となる都市計画区域を有する17市町のうち、12市町で策定済み。 (平成27年度末)

(4) 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

98	□	酸性雨等のモニタリング	酸性雨等の調査の実施	酸性雨等の調査の実施	酸性雨等の調査を実施した。 (平成22年度)	環境政策課	酸性雨等の調査を実施した。 (平成27年度)
99	□	国際環境協力	中国江蘇省からの技術研修員の受入継続	中国江蘇省からの技術研修員の受入	中国江蘇省からの技術研修員2名を受け入れた。 (平成22年度)	環境政策課	中国江蘇省からの技術研修員3名を受け入れた。 (平成27年度)

(5) 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進に関する目標

(1) 環境に配慮した産業活動の推進

100	□	エコ農業者認定数	認定数の拡大 (取り組み面積の拡大)	615人(1,127ha) (平成15年度末)	1,191人(2,284ha) (平成22年度末)	生産流通課	1,072人(3,226ha) (平成27年度末)
101 (再掲)	■	ISO14001とエコアクション21登録事業所数	600事業所	408事業所 (平成15年度末)	944事業所 ISO14001 301事業所 エコアクション21 95事業所 事業者版環境ISO 548事業所 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	1,150事業所 ISO14001 301事業所 エコアクション21 108事業所 事業者版環境ISO 741事業所 (平成27年度末)
102 (再掲)	■	産業廃棄物の最終処分量	平成9年度の1/2 (約134千トン)以下	218千トン (平成15年度)	263千トン (平成22年度)	廃棄物対策課	69千トン (平成26年度)
103 (再掲)	□	グリーン購入	拡大を図る	会社や家庭において、一層の取り組みが必要	環境フェアで普及啓発を図った。 (平成22年度)	温暖化・里山対策室	環境フェアで普及啓発を図った。 (平成27年度)
104	□	CSR（企業の社会的責任）の取組	取り組みの推進	ISOで規格化の動き (数年後)	ふるさと環境保全功労者表彰により顕彰した。 (平成22年度)	環境政策課	ふるさと石川環境保全功労者表彰により顕彰した。 (平成27年度)

(2) 環境ビジネスの育成

105	□	環境ビジネスの実態の把握	実態把握 (平成18年度)	—	企業向けのハンドブックを作成した（企業の活動事例等を紹介） (平成22年度)	環境政策課	企業向けのハンドブックを作成した（企業の活動事例等を紹介） (平成27年度)
106	□	環境ビジネス起業の支援	各種融資制度活用の促進	県内中小企業が事業活動と環境との調和を図り、持続可能な循環型社会づくりを目指すために要する資金の融資を3件実施した。 (平成15年度)	地球温暖化対策支援融資制度の適格審査を1件実施した。 (平成22年度)	環境政策課 温暖化・里山対策室	各種融資制度の説明会に参加し、普及啓発を図るとともに、具体的な案件の相談を実施。 (平成27年度)
107	□	産業廃棄物処理業界の健全な発展	従事者の資質の向上	—	産業廃棄物の適正処理に係る講演会等を実施した。県産業廃棄物協会の研修会・セミナー事業への補助。 (平成22年度)	廃棄物対策課	産業廃棄物の適正処理に係る講演会等を実施した。県産業廃棄物協会の研修会・セミナー事業への補助。 (平成27年度)

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
108	■	グリーン購入 いしかわネット ワークの会員数	倍 増(176事業者)	88事業者 (平成15年度末)	191事業者 (平成22年度末)	温暖化・里山対策室	174事業者 (平成27年度末)
(3) 農林水産業における環境保全機能の維持・発揮							
109	■	グリーン・ ツーリズムイ ンストラク ター人数	50人 (平成19年度末)	17人 (平成15年度末)	52人 (平成22年度末)	里山振興室	51人 (平成27年度末)
110	■	グリーン・ ツーリズム受 入施設数	300施設 (平成19年度末)	208施設 (平成15年度末)	309施設 (平成22年度末)	里山振興室	304施設 (平成27年度末)
111	□	県産食材の地 産地消	県内流通量の拡大	地産地消の環境保全 機能への注目	地産地消に係る相談窓 口の開設や、地産地消 に協力する小売店や飲 食店の認定又は登録を行 い、地産地消の推進を図った。 小売店認定数：718 店 舗 飲食店の登録数：141 店舗 (平成22年度)	生産流通課	地産地消に係る相談窓 口の開設や、地産地消 に協力する小売店や飲 食店の認定又は登録を行 い、地産地消の推進を図った。 小売店認定数：929 店 舗 飲食店の登録数：156 店舗 (平成27年度)
112	□	県産食材の学 校給食への導 入	導入促進		県産食材の安定供給体 制が整備されている学 校給食の調理場の割 合：99% (平成22年度)		
113	■ (再掲)	木材需要量に おける県産材 の自給率	40%	22% (平成15年)	32% (平成22年)	森林管理課	27% (平成27年)
114	■ (再掲)	年間間伐面積	2,600ha	2,170ha (平成14年度)	5,016ha (平成22年度)	森林管理課	2,087ha (平成27年度)
115	■ (再掲)	木材需要量に おける県産材 の自給率（森 林資源の循環 利用）	40%	22% (平成15年)	32% (平成22年)	森林管理課	27% (平成27年)

(6) 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用に関する目標

① 環境に関する知識等の収集、提供体制の整備

116	□	知的資産の蓄 積	データベースの構築	主体ごとに知的資産を 蓄積 必要なデータは各主体 にアクセス	平成19年4月から、 いしかわ環境情報交流 サイトの運用を開始 し、知的資産の蓄積を 継続している。 (平成22年度)	環境政策課	平成19年4月から、 いしかわ環境情報交流 サイトの運用を開始 し、知的資産を蓄積・ 提供している。 (平成27年度)
117	□	知的資産の提 供	提供システムの構築			環境政策課	

② 環境研究の推進

118	□	環境研究の推 進	研究機関、大学間の共 同研究に着手	大学、研究所等それぞ れで調査、研究	大学等と連携した調査 研究や事業の実施 (平成22年度)	自然環境課	大学等と連携した調査 研究や事業の実施 (平成27年度)
-----	---	-------------	----------------------	-----------------------	------------------------------------	-------	------------------------------------

第7章 石川県環境総合計画（H17～H22）の進捗状況

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
----	----	------	---------------------	---------------	------------------	-----	------------

③ すべてのライフステージにおける環境教育・環境学習の推進

119	□	学校等における環境教育	全学校での環境教育への取り組み	環境をテーマとした総合的な学習の時間に取り組んだ学校の割合 小学校：93.3% 中学校：63.8% 高 校：84.4% 総合的な学習の時間に限定しない割合 小学校：99.1% 中学校：93.6% 高 校：100.0% (平成22年度)	環境をテーマとした総合的な学習の時間に取り組んだ学校の割合 小学校：97.7% 中学校：51.8% 高 校：82.2% 総合的な学習の時間に限定しない割合 小学校：100.0% 中学校：100.0% 高 校：100.0% (平成27年度)	学校指導課	環境をテーマとした総合的な学習の時間に取り組んだ学校の割合 小学校：97.7% 中学校：51.8% 高 校：82.2% 総合的な学習の時間に限定しない割合 小学校：100.0% 中学校：100.0% 高 校：100.0% (平成27年度)
120	□	保育所における環境教育	全保育所での環境教育への取組	いしかわの保育所における環境教育実施要領 (平成14年3月)	県内の保育所全てにおいて環境教育が行われた。 (平成22年度)	少子化対策監室	県内の保育所全てにおいて環境教育が行われた。 (平成27年度)
121	□	公民館における環境学習	全公民館での環境講座の開催の奨励	パートナーシップ県民会議事業 講師派遣（公民館）：2回 (平成22年度)	パートナーシップ県民会議事業 講師派遣（公民館）：2回 (平成22年度)	環境政策課	講師派遣事業を通じて公民館の環境講座の開催を支援した。 (平成27年度)
122	■	地域における環境学習	10か所以上の町会等での環境講座の開催	講師派遣：20回 (平成15年度)	パートナーシップ県民会議事業 講師派遣（民間団体・学校・保育園）：34回 (平成22年度)	環境政策課	パートナーシップ県民会議事業 講師派遣（民間団体・学校・保育園）：56回 (平成27年度)
123	■	子どもエコクラブの数	30クラブ	11クラブ (平成15年度)	22クラブ (平成22年度)	環境政策課	10クラブ (平成27年度)
124	■	職場における環境学習	10か所以上の事業所での環境講座の開催	パートナーシップ県民会議事業 講師派遣：20回 (平成15年度)	パートナーシップ県民会議事業 講師派遣（事業所）：3回 (平成22年度)	環境政策課	パートナーシップ県民会議事業 講師派遣（事業所）：3回 (平成27年度)
125	□	パートナーシップ県民会議の事業	・指導者育成のための県民環境講座の開催：毎年 ・環境フェアの開催：毎年 ・具体的な環境学習プログラムの開発 ・講師派遣：毎年10回以上 ・活動団体の助成：毎年5団体以上	県民環境講座：8回 環境フェア：1回 講師派遣：20回 団体助成：8団体 (平成15年度)	環境学習講座：7回 環境フェア：1回 講師派遣：39回 団体助成：12団体 (平成22年度)	環境政策課	環境学習講座：4回 環境フェア：1回 講師派遣：59回 団体助成：3団体 (平成27年度)
126	■ (再掲)	「いしかわ自然学校」全体の年間参加者	3万人	約23,000人 (平成15年度)	34,407人 (平成22年度)	自然環境課	42,402人 (平成27年度)
127	■ (再掲)	「いしかわ子ども自然学校」の年間参加者	1万人 (平成25年度)	約5,700人 (平成15年度)	3,961人 (平成22年度)	生涯学習課	7,217人 (平成27年度)
128	■ (再掲)	中核的指導者（インストラクター）	60人 (平成19年度末)	21人 (平成15年度末)	142人 (平成22年度末)	自然環境課	201人 (平成27年度末)
129	■ (再掲)	小学校教員のインターパリター	250名 (平成19年度末)	約100人 (平成16年度)	約250人 (平成22年度末)	生涯学習課	約250人 (平成27年度末)

No	種別	目標項目	目標値又は 目指す方向性(年度)	策定時の値 (年度)	平成22年度の値 (年度)	担当課	(参考)最新年度の値
130 (再掲)	□	森林・里山保全活動の拠点整備	・夕日寺健民自然園の整備 ・民間団体等の活動促進	4拠点	・平成19年度に里山ふるさと館、体験工房等を整備し、拠点ゾーンをオープンした。 ・夕日寺健民自然園活動団体連絡協議会を開催し、連携と自主的活動を推進した。 (平成22年度)	自然環境課	・平成19年度に里山ふるさと館、体験工房等を整備し、拠点ゾーンをオープンした。 ・夕日寺健民自然園活動団体連絡協議会を開催し、連携と自主的活動を推進した。 (平成27年度)
131 (再掲)	□	森林・里山保全活動拠点の機能	保健休養林施設の保全活動拠点としての機能強化		保健休養林施設3ヵ所のうち、森林公園の1ヵ所において機能強化を行った。 (平成22年度)	観光企画課	保健休養林3施設で機能強化を行った。 (平成27年度)
132 (再掲)	□	自然の調査と資料収集、普及啓発	・「自然史資料館」の開館 ・教育・普及活動プログラム、研究計画の作成	環境教育プログラム	・平成18年5月開館、平成20年4月には「物理たいけん教室」や「自然たんけん広場」などの新設によりリニューアルオープンした。 ・児童生徒または大人を対象とした教育普及プログラムを年間25回実施するとともに企画展や講演会、学校等への出前講座を実施した。 (平成22年度)	生涯学習課	・平成18年5月開館、平成20年4月には「物理たいけん教室」や「自然たんけん広場」などの新設によりリニューアルオープンした。 ・児童生徒または大人を対象とした教育普及プログラムを年間24回実施するとともに企画展や講演会、学校等への出前講座を実施した。 (平成27年度)

第3部 平成28年度に講じる主な環境保全施策

基 本 方 針

今日の環境問題は、地球温暖化、生物多様性の維持への懸念、廃棄物処理など様々であり、こうした問題に対応し、環境への負荷の少ない「循環」を基調とした持続可能な社会、自然と人との「共生」できる社会を構築していくためには、県民、事業者、行政の各主体が、それぞれの役割と責務を正しく認識し、「協働」していく必要がある。

特に、地球温暖化防止については、これまでも民生部門を中心に、県民への意識啓発を通じて実践活動を促し、取組の裾野拡大を図るとともに、温室効果ガスや経費の削減効果がしっかりと積み上がる取組を進めてきているが、昨年12月には地球温暖化防止に向けた新たな国際的枠組みが採択され、県民、国民を挙げた一層の取組が求められている。今後は、さらに「いしかわ版環境ISO」における省エネ・節電に関する取組内容を拡充するとともに、太陽光などの再生可能エネルギーの利活用の推進など、一層の温暖化防止を図ることとしている。

一方、生物多様性の確保については、身近な自然である里山里海の利用・保全というアプローチを中心とした事業の展開を図ってきているところであり、今年度においても、県民、企業、NPO等多様な主体の里山里海保全活動への参画促進に向けた取組を着実に推進してまいりたい。また、トキ分散飼育地として、種の保存に貢献できるよう、引き続き飼育・繁殖に取り組むとともに、いしかわ動物園におけるトキ公開展示に向けた準備を着実に進めることとしている。

このほか、PM2.5をはじめとする大気環境の保全や廃棄物の適正処理はもとより、上水道から生活排水処理に至るまでの健全な水環境の保全、野生鳥獣の保護管理、自然との交流促進などを進めることとしている。

以上を基本として、平成28年度においては、次の6本を柱に環境にやさしい社会を形成するための取組を推進する。

- I 生活環境の保全
- II 循環型社会の形成
- III 自然と人との共生
- IV 地球環境の保全
- V 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進
- VI 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

I 生活環境の保全

ふるさとの環境の保全・保護が地域の個性を磨くうえでも重要であることから、石川の良好で恵み豊かな環境を次の世代に継承すべく、水環境、大気環境、土壌環境など、生活環境の保全に積極的に取り組むこととしている。

1 流域全体として捉えた水環境の保全

(1) 健全な水環境の保持

ア 地盤沈下対策事業 [水環境創造課]

.....8,871千円

七尾地域、金沢・手取地域において地盤沈下の状況を監視し、適正な防止対策を講ずるための資料とする。

イ 地下水保全対策事業 [水環境創造課]

.....4,162千円

手取川扇状地などにおける地下水は、県民生活や事業活動にとって欠くことのできない貴重な資源であることから、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づいて、次の措置を講じ、この地域の地下水量の保全に努めていく。

- ・地下水使用合理化計画書の提出義務化

金沢・手取地域

年間揚水量40万m³を超える事業所・工場

- ・揚水量報告による地下水利用状況の把握

七尾地域

吐出口断面積12cm²を超えるもの

金沢・手取地域

吐出口断面積50cm²を超えるもの

(2) 良好で安全な水質の保全

ア 水質環境基準等監視調査事業

[水環境創造課]

.....39,138千円

人の健康の保護や生活環境を保全するため、県内全域における公共用水域及び地下水の水質状況を継続して常時監視する。

- ・監視対象：河川、湖沼、海域、地下水

イ 排水基準監視指導事業 [水環境創造課]

.....3,282千円

水質汚濁防止法の特定事業場について排水基準の遵守状況を監視指導する。

ウ 生活排水処理施設整備普及促進事業

[水環境創造課]

.....93,175千円

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理施設整備の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的に、市町が実施する生活排水処理施設整備事業に対し助成する。

○生活排水処理施設整備普及促進費補助金の概要

補助対象

- ・公共下水道事業では、整備率の低い市町を対象とする。

生活排水処理重点地域：

下水道処理人口整備率60%以下かつ污水处理人口整備率80%以下を対象

生活排水処理重点地域以外：

下水道処理人口整備率50%以下かつ污水处理人口整備率80%以下を対象

- ・農業等集落排水事業及び浄化槽整備事業は、全市町を対象とする。

エ 農業集落排水整備事業 [水環境創造課]

.....186,655千円

農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を推進し、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。

・新規整備

実施箇所：小松市那谷地区ほか1地区

補助率：国50%、市町50%

・機能強化（改築更新）

実施箇所：金沢市別所地区ほか14地区

補助率：国50%、市町50%

・既存施設の耐震診断等

実施箇所：七尾市伊久留地区ほか3地区

補助率：国50%、市町50%

・既設の機能診断及び最適整備構想の策定

実施箇所：川北町、白山市

補助率：国100%

オ 流域下水道事業(特別会計) [水環境創造課]

.....3,207,065千円

都市における生活環境の改善を図るため、下水道の整備を推進し、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。

- ・梯川処理区建設費 290,225千円
- 梯川処理区管理費 419,529千円
- ・大聖寺川処理区建設費 342,515千円
- 大聖寺川処理区管理費 254,300千円
- ・犀川処理区建設費 537,605千円
- 犀川処理区管理費 599,015千円

カ 閉鎖性水域水環境保全事業 [水環境創造課]

.....12,695千円

実用化の可能性について検討してきた水質浄化技術を活用するとともに、流入負荷の一層の低減や水辺植生の保全管理を進め、河北潟等閉鎖性水域の水環境の保全を目指す。

キ 安全で安定した飲料水確保事業

[水環境創造課]

.....2,958千円

将来にわたって安全でおいしい飲料水を確保するため、「石川県水道水質管理計画」に基づき、水道事業者の水質検査の徹底を推進するなど、水質管理の充実を図る。

ク 生活基盤施設耐震化等補助事業費

[水環境創造課]

.....208,296千円

災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靭な水道の構築を目指すため、水道事業者が実施する水道施設の耐震化や老朽化対策、水道事業の広域化の事業の経費に対し補助金を交付する。

平成28年度実施事業

- ・簡易水道再編推進事業 2市町2事業
- ・緊急時給水拠点確保等事業 3市町4事業
- ・水道管路耐震化推進事業 5市町6事業

ケ 水道用水供給事業(事業会計) [水道企業課]

.....14,352,372千円

手取川ダムに一日最大440,000m³の給水可能

な水源を確保し、一日最大244,000m³を給水できる施設により、七尾市以南の8市4町に対して水道用水の安定供給を行う。また、県民生活の安全・安心を確保するため、送水管の耐震化(2系統化)の推進に引き続き取り組む。

2 大気(悪臭、騒音等を含む)

(1) 大気汚染監視事業 [環境政策課]

.....79,546千円

石川県大気汚染監視システムによる大気汚染常時監視や、有害大気汚染物質のモニタリング調査を行う。

- ・大気汚染の常時監視：一般環境大気測定局17局、自動車排出ガス測定局1局、発生源監視局1局、移動測定局1局
- ・測定機器等の整備：浮遊粒子状物質測定機、二酸化窒素測定機等
- ・調査する有害大気汚染物質：ベンゼン、トリクロロエチレン等21物質

(2) アスベスト対策費 [環境政策課]

.....15,001千円

石綿対策として、飛散防止の徹底を図るとともに、石綿健康被害救済基金への拠出を行う。

- ・石綿規制指導：

石綿の飛散防止を図るため立入調査等を実施

大気汚染防止法の改正に伴う周知の実施

- ・石綿健康被害救済基金拠出金：

健康被害者に対し、医療費等を給付するための基金へ拠出する。

(3) 騒音防止対策の推進 [環境政策課]

.....8,170千円

新幹線騒音の環境基準達成状況を調査する。

富山県境～白山総合車両所区間の16地点

小松基地周辺において、国、市町と連携し、継続して航空機騒音を測定する。

測定地点25地点 (国5地点、県7地点、市町13地点)

県内の道路において、自動車交通騒音を測定する。

3 化学物質関係

(1) 酸性雨調査事業 [環境政策課]

.....1,981千円

動植物の生育等への影響が懸念される酸性雨の実態を経年的に把握するため、調査を実施する。

- ・酸性雨実態調査：県保健環境センター（金沢市）
- ・陸水モニタリング：大畠池（倉ヶ岳）
- ・土壤・植生モニタリング：白山、宝立山、石動山

(2) ダイオキシン類削減対策の推進

ダイオキシン類環境調査事業 [環境政策課、水環境創造課]

.....8,513千円

大気、水質、土壤等の汚染状況の常時監視をダイオキシン類測定計画に基づき実施する。

ア 一般環境調査

- ・大気調査 6地点
- ・水質調査 22地点
- ・底質調査 22地点
- ・地下水調査 10地点
- ・土壤調査 10地点

イ 発生源周辺調査

- ・大気調査 3地点

(3) 化学物質汚染防止対策の推進

化学物質等環境汚染対策事業 [環境政策課]

.....2,069千円

生物や人体に影響を与える化学物質について、環境中における残留状況や汚染状況等の実態を調査し、環境対策の資料とする。

4 環境美化、修景、景観形成

本県の良好な自然環境や景観を保全するため、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の普及を図り、空き缶等の投棄の禁止や散乱防止を推進するとともに、花や緑の植栽に配慮するなど、修景に努める。

5 開発行為に係る環境配慮 [環境政策課]

.....1,148千円

道路の建設等一定規模以上の開発事業につい

て、「環境影響評価法」及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく環境影響評価制度の適正な運用を図るとともに、その他の開発行為についても環境配慮を進める。

II 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくした社会の構築を目指すためには、廃棄物の排出抑制(リデュース)、製品等の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを推進していく必要があり、そのための施策や具体的行動に取り組むこととしている。

そのうえで、現状の技術をもってしても3Rできずに最終処分せざるを得ない廃棄物については、その適正な処分を推進する。

さらに、産業廃棄物の不適正処理に対しては、法令及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき、厳正に対処する。

1 廃棄物等の排出抑制

(1) 廃棄物減量化アドバイザー派遣事業

[廃棄物対策課]

.....1,664千円

廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルの3Rに取り組む企業を支援するため、3R推進アドバイザーを派遣するほか、排出事業者が自ら優良な産業廃棄物処理業者を選定できるよう、処理業者の情報公開やエコアクション21などの環境マネジメントの認証取得の支援を図る。

(2) 産業廃棄物排出実態調査 [廃棄物対策課]

.....4,796千円

排出事業者等に対して廃棄物の排出実態調査を行い、また、排出事業者から県へ報告が義務付けられている産業廃棄物管理票交付等状況報告書をデータ化し、廃棄物の最新の動向を常に把握し、廃棄物の適正処理に資する基礎資料とする。

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

(1) 自動車リサイクル適正処理指導事業

[廃棄物対策課]

.....118千円

自動車リサイクル法に基づき、解体業者、破碎業者等に対する許可事務や指導により、使用済み自動車の適正な処理体制の確立を図る。

(2) 石川県エコ・リサイクル製品認定事業

[廃棄物対策課]

.....563千円

エコ・リサイクル製品の認定を行うことにより、リサイクル製品の利用拡大とりサイクル産業の育成を図るとともに、廃棄物の再資源化に資する。

(3) リサイクル型社会構築普及啓発事業

[廃棄物対策課]

.....2,740千円

循環型社会の構築を目指し、県民、事業者に対してリサイクルへの理解と実行を促進していくために、エコモーションキャンペーン実行委員会への助成を行い、テレビ放送による普及啓発を図る。

3 適正な処分

(1) 海岸漂着物地域対策推進事業

[廃棄物対策課]

.....103,448千円

「海岸漂着物処理推進法」に基づき、県内市町と連携し、海岸漂着物の円滑な回収・処分を推進するとともに、海岸漂着物の発生を抑制するための普及啓発を実施する。

(2) 産業廃棄物処理推進事業 [廃棄物対策課]

.....7,181千円

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づき産業廃棄物処理施設に係る事前審査、設置許可申請に係る審査、県外からの産業廃棄物の搬入協議等を行い、産業廃棄物の秩序ある処理体制を確立する。

(3) 産業廃棄物排出事業者適正処理指導事業

[廃棄物対策課]

.....1,874千円

産業廃棄物の多量排出事業者等に対して、廃棄物処理法に基づく処理計画策定の指導や廃棄物対策についての講習会を開催し、廃棄物の減量化等を推進する。

(4) 産業廃棄物処理施設整備資金融資

[廃棄物対策課]

.....(予算416千円)

新規融資枠5億円

事業者による産業廃棄物処理施設の整備を支援するため、長期・低利の融資を行う。

・融資限度額：

最終処分場5億円、焼却施設1億円

・金 利：年1.60%（平成28年4月現在）

・期 間：10年以内（内据置2年以内）

(5) PCB廃棄物処理対策事業 [廃棄物対策課]

.....7,362千円

PCB廃棄物の保管事業者に対する届出の徹底や適正な保管を指導するとともに、中小企業者のPCB廃棄物処理を促進するため独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対し、国の定めた基準に基づき出捐を行う。

また、平成20年度から北海道室蘭市で開始された、県内のPCB廃棄物の処理が円滑に進むよう保管事業者を指導する。

4 不適正処理の防止

不法投棄等不適正処理防止対策の推進

[廃棄物対策課]

.....18,036千円

不法投棄や不適正処理防止のための産業廃棄物監視機動班を南加賀、石川中央、能登中部、能登北部の各保健福祉センターに配置する。

また、市町職員の県職員併任制度により不適正処理事案の早期発見に努めるとともに、スカイパトロールや県境における車輌路上検査等を実施する。

III 自然と人との共生

豊かな自然を県民共有の財産として後世に継承し、また、潤いのある生活環境を維持・創出するため、里山や里海に代表される本県の多様な自然環境や美しい自然景観を適切に保全再生し、自然と人が共生できる社会づくりを進める必要がある。

身近な自然である里山里海の利用・保全というアプローチを中心とした生物多様性の確保に向けて、世界農業遺産「能登の里山里海」の取組をはじめ、県民、企業、NPO等の里山保全活動への参加を促す各種の取組を進めるとともに、野生鳥獣の適切な保護管理、いしかわ自然学校の管理運営、自然公園施設の充実など、自然とのふれあいについてなお一層の推進に努める。

1 里山里海の保全・利活用

(1) 世界農業遺産活用推進・魅力発信事業

[里山振興室]

.....14,500千円

先進国として初めて認定された世界農業遺産「能登の里山里海」を積極的に活用し、生業の維持・創出に向けた里山里海の保全・利活用や「能登の里山里海」の価値の再認識と共有に向けた取組を推進する。

- ・企業とタイアップしたスタディツアーや実施
- ・未来につなげる「能登」の一品の認定・普及による魅力発信
- ・海女の文化的価値の発信
- ・里海の魅力を活かした地域づくりセミナーの開催
- ・能登の特色ある商品の首都圏大手百貨店等での販売
- ・県内観光事業者対象の「世界農業遺産講座」の開催
- ・佐渡との連携による相互交流、モデルツアーや実施
- ・認定地域と連携した首都圏イベントでの共同PR等

(2) いしかわ里山創成ファンド事業資金貸付金 [里山振興室]

.....1,000,000千円

地元金融機関の協力のもと創設した53億円のファンドの運用益と、民間企業からの寄付金の活用により、里山里海の資源を活用した生業の

創出や多様な主体の参画による里山保全活動の推進などに取り組む。

- ア 里山里海の資源を活用した生業の創出
イ 里山里海地域の振興

地域を元気にするイベント支援、資源循環モデル構築による地域おこし、里山景観の創造

- ウ 多様な主体の参画による里山保全活動の推進
里山ポイント制度 など

(3) 里山のパートナーアイデア推進事業 [温暖化・里山対策室]

.....4,500千円

企業や都市住民など多様な主体の参画による里山の利用保全を進めるため、里山づくり参画セミナーや企業と里山地域の情報交流会の開催、都市住民による農村ボランティアの活動促進に向けた支援などを実施する。

(4) いしかわ版里山づくりISO推進事業

[温暖化・里山対策室]

.....3,800千円

企業・NPO・学校など多様な主体が取り組む里山里海の保全活動等を県が認証し、活動団体のネットワーク化を推進する。

(5) 里山の森づくりボランティアの推進

[温暖化・里山対策室]

.....3,700千円

いしかわ森林環境税を活用し、NPOや地域団体等による里山林等の保全整備等を行う「森づくりボランティア」活動を支援する。

(6) 先駆的里山保全地区創出支援事業 [里山振興室]821千円
先駆的里山保全地区の創出に向けて、里山里海の利用保全の取組に意欲があり、地域資源の活用等により活性化を図ろうとする地域に対して、情報提供・セミナーの開催や自立的な活動に向けた支援を県と地元市町が協力して行い、県内における地域主体の里山里海保全活動の裾野拡大を図る。	
(7) いしかわグリーンウェイブ2016の開催 [温暖化・里山対策室]800千円
未来を担う子ども達が生物多様性について考える契機とするため、「国際生物多様性の日」である5月22日を中心に、植樹活動や記念イベント等を実施する。	
(8) いしかわ里山サウンドウェイブ事業 [温暖化・里山対策室]2,000千円
生物多様性等についての理解を図るため、COP10名誉大使であり、県森林公園で「MISIAの森プロジェクト」を開催しているMISIAの協力を得て、生物多様性の保全への理解を深める普及啓発を実施する。	
(9) SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク事業 [温暖化・里山対策室]1,920千円
SATOYAMAにおける生物多様性の保全や利用の取組の裾野拡大と更なる推進を図る。	

2 自然と人が共生できる社会づくり

(1) トキ分散飼育の実施 [自然環境課]28,927千円
トキの飼育・繁殖に努め、希少種の保存に貢献するとともに、トキを通じて、生物多様性の重要性に係る普及啓発に努める。	
(2) トキの公開展示に向けた準備 [自然環境課]11,000千円
公開展示に向け、飼育員の技術向上のための近縁種を用いた飼育訓練や、公開個体の選定、順化訓練など、必要な手続きを着実に進めると	

ともに、引き続き効果的な普及啓発を行い、公開への機運醸成を図る。	
(3) 人と野生鳥獣との共生推進事業 [自然環境課・白山自然保護センター]3,592千円
野生鳥獣による被害を防止し、適正に保護管理するため、クマ・サル・イノシシ・ニホンジカの生息実態調査及び個体数調整等を実施する。	
(4) 大型獣対策事業 [自然環境課]13,852千円
里山周辺での定着が疑われる里山クマ対策の推進や、生息域が北上し、本県への進入・増殖が懸念されるニホンジカの生息分布等調査を実施する。	
(5) 希少野生動植物の保護及び外来生物対策 [自然環境課・白山自然保護センター]5,399千円
「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき保護の必要性の高い種として指定した希少野生動植物種について、捕獲や採取を制限するとともに希少種保全推進員による指定種の生息・生育実態把握のためのモニタリング調査を行うとともに、保護の必要性の高いイカリモンハンミョウやサドクルマユリ、オキナグサについては、保護増殖事業等に取り組む。	
このほか、緊急性の高いトミヨについて保全対策調査事業に取り組む。	
また、特定外来生物による生物多様性への影響が懸念されるため、県内で生息域が拡大しているアライグマ及びオオキンケイギクについて防除に向けた取組を進める。	
(6) いしかわ自然学校の推進 [自然環境課・白山自然保護センター]8,292千円
自然体験を通した環境教育プログラムを提供する自然学校の推進体制の整備やインストラクター派遣によるプログラム企画・実施支援をする。また、民間団体等と協働し、県全域で多彩な自然体験プログラムを提供する。	
(7) 白山の自然普及啓発推進事業 [白山自然保護センター]3,034千円

中宮展示館、ブナオ山観察舎、市ノ瀬ビジターセンター、白山国立公園センターなど、白山国立公園の諸施設で展示や自然観察会の開催等の普及啓発活動を行う。

また、白山の地質、人文、動植物などに関する調査研究活動を推進する。

(8) 海の自然普及啓発推進事業 [自然環境課]

.....25,730千円

のと海洋ふれあいセンターにおいて、海の調査研究活動を進めるとともに、多彩な生きものたちとのふれあいを通し、海の自然への理解を深め、海を愛する心を育てる場として、スノーケリングスクールなどの普及啓発活動を行う。

(9) 国定公園等環境整備事業 [自然環境課]

.....19,713千円

国定公園内の老朽化した施設等の改修を行う。

(国庫補助率4.5/10)

- ・巣門園地の整備（園地再整備：県）
- ・能登千里浜休暇村野営場の整備（トイレ修繕：県）

IV 地球環境の保全

中長期に渡る温室効果ガスの削減に向けた国の対応を見据えながら、県として、民生部門を中心に、地域における具体的な取組を更に深化させるため、より一層、温室効果ガスや経費の削減効果が積み上がる取組を展開する。

特に、東日本大震災以降、省エネ・節電の関心が高まりを見せていることから、省エネ・節電アクションプランによるいしかわ版環境ISOの普及促進に加え、クールシェアを推進することにより、家庭における省エネ・節電に向けた取組の強化を図る。

1 地球温暖化防止

(1) 県民、事業者等による二酸化炭素の排出抑制

学校、地域、家庭、事業者における自主的な環境保全の取組を支援するため、次の事業を行う。

ア いしかわ版環境ISOの推進

[温暖化・里山対策室]

.....14,000千円

従来のいしかわ版環境ISOの省エネ・節電に関する取組内容を充実強化した「省エネ・節電アクションプラン」の推進により、本県独自の環境ISOの更なる普及促進を図る。

・取組強化期間：7月～9月の3ヵ月間

・インセンティブの付与：

家庭向けに取組実績等に応じたエコチケットの交付

学校等向けに優良な取組に対するエコギフトの贈呈

・サポート体制：

県民エコストーションに各種相談に応じる窓口の設置

エコ住宅アドバイザー等による現地指導

イ エコファミリー倍増プロジェクト推進事業

[温暖化・里山対策室]

.....4,400千円

平成37年度までに、いしかわ家庭版環境ISOに取り組むエコファミリーの数を、80,000家庭にするために、小さな子どもがいる世帯への意識醸成や、企業等からの申込み手続きの利便性向上などに向け取組やすい環境づくりを行う。

ウ いしかわクールシェア推進事業

[温暖化・里山対策室]

.....3,200千円

電力需要が高まる夏場に、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などに出かけることにより、家庭の消費電力を抑制する「クールシェア」の取組を推進する。

・取組期間：7月～9月の3ヵ月間

・クールシェアスポット協力施設の募集・登録
・クールシェア啓発イベントの開催、クールシェアスポットにおける特典の付与等

エ いしかわウォームシェア推進事業

[温暖化・里山対策室]

.....3,000千円

これまで主に夏に呼びかけていた省エネ・節電の取組を暖房や照明による消費電力が多い冬にも拡充し、家庭版環境ISOの裾野の拡大と、取組内容の質の向上を図る。

・取組期間：12月～2月の3ヵ月間

・家庭内ウォームシェアなどの事例の紹介
・独自サービスを提供する飲食店や銭湯等のウォームシェアスポットの募集
・スーパーにおける「鍋フェア」の開催
・企業協賛によるインセンティブを活用したエコファミリーの裾野の拡大

オ エコ住宅整備促進事業費補助金

[温暖化・里山対策室]

.....45,000千円

いしかわ住まいの省エネサポート制度で最高評価を得た住宅を対象に、補助金を交付する。

・補助額 一律10万円

カ エコリビング普及促進事業

[温暖化・里山対策室]629千円

.....7,434千円

住宅の省エネ化を設備のハード面、住まい方のソフト面の両面から促進するため、エコ住宅技術者の養成、省エネ性能に優れた住宅等の表彰、いしかわ住まいの省エネパスポート制度の普及、ドイツ・ハム市エコセンターとの住宅省エネ化に関する技術交流などに取り組む。

キ 石川県再生可能エネルギー等導入推進事業

[温暖化・里山対策室]

.....871,224千円

災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを目的として、避難所や防災拠点等の施設への再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。

(2) 県庁における二酸化炭素の排出抑制

「環境総合計画」に基づく県庁グリーン化率先行動として、県庁自らがごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギーなどの環境保全行動に努めることにより、県民・事業者等の意識啓発や、環境保全対応の行動につなげる。

県庁環境マネジメントシステムの運用

[環境政策課、温暖化・里山対策室]

.....1,815千円

県庁（範囲：本庁舎、保健環境センター及び工業試験場）において環境マネジメントシステム（ISO14001）を適切に運用することにより、県が実施する事務事業における環境負荷の低減や環境保全に係る事務・事業の継続的な改善を図るとともに、すべての出先機関を含めた県有施設全体で省資源・省エネルギーの取組を推進する。

(3) 緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

ア いしかわの森整備活動CO₂吸収量認証事業

[温暖化・里山対策室]

.....1,000千円

森林整備活動の成果を二酸化炭素吸収量で認証することにより、森づくり活動実施へのインセンティブを企業に付与し、森林による二酸化炭素の吸収・固定の促進を図る。

イ いしかわ版CO₂削減活動支援事業

[温暖化・里山対策室]

CO₂吸収源としての森林を保全する活動を社会全体で支えるためのしくみを創設し、活動の深化・拡大を図る。

2 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

中国江蘇省・韓国全羅北道環境協力事業
[環境政策課]

.....253千円

中国江蘇省・韓国全羅北道との環境保全に関する行政手法等の意見交換会を実施する。

V 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

地球温暖化の防止や循環型社会の構築のためには、産業活動において、環境に配慮した取組が必要なことから、企業等の事業活動における産業廃棄物の排出抑制や省資源・省エネルギーへの取組を支援する。

環境に配慮した産業活動の推進

(1) 企業エコ化促進事業 [温暖化・里山対策室]

.....2,617千円

県内中小企業等を対象に、環境対策を制約ではなくビジネスチャンスとして捉える企業マインドを醸成するため、いしかわエコデザイン賞の表彰を行うとともに、本賞の認知度向上を図る。

(2) いしかわエコもの発信力向上支援事業 [温暖化・里山対策室]

.....3,100千円

環境保全に役立つ石川発の製品・サービスの市場への普及に向け、PR力向上に関するセミナーを開催するなど、企業の環境面での発信力向上を支援する。

(3) 地球温暖化対策支援融資 [温暖化・里山対策室]

.....(予算185千円)新規融資枠2億円

ISO14001や事業者版環境ISOなどに取り組む中小企業者が実施する自然エネルギーの導入や、オフィスの省エネ改修などに対し長期・低利の融資を行う。

・融資限度額：50,000千円

・金 利：年1.60%以内

(平成28年4月現在)

・期 間：10年以内（内据置2年以内）

(4) 環境保全資金融資 [環境政策課]

.....(予算241千円)新規融資枠2億円

中小企業者が行う環境保全のための投資に対し長期・低利の融資を行う。

・融資限度額：50,000千円

・金 利：年1.60%以内

(平成28年4月現在)

・期 間：10年以内（ただし、環境ISO

14001の導入事業は5年以内）

(5) メタン活用いしかわモデル普及事業

[水環境創造課]

.....7,200千円

小規模下水処理場における新しいメタン発酵技術の実用化に目処がつき、学識経験者を交えた委員会で「導入の手引き」を取りまとめたことから、全国規模の展示会等を通じ、県内外の小規模下水処理場を有する市町村へ技術の普及を図る。

VI 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

「環境総合計画」では、県民、事業者、行政の協働関係のもとで、循環的改善の手法（PDCAサイクル）をとり入れながら環境施策を総合的に推進することとしているが、推進にあたっては、環境に関する知識、知恵、情報等の収集、提供体制の整備を図るとともに、様々な場面での環境教育・学習の充実を図る。

1 環境に関する知識等の収集、提供体制の整備

いしかわ環境情報交流サイトの運営

[環境政策課]

.....2,871千円

県内に散在する環境情報を一元的に集積・提供するとともに、産・学・民・官による環境連携活動を促進することを目的とした、いしかわ環境情報交流サイトを管理・運営する。

2 環境研究の推進

白山自然保護センターや保健環境センターをはじめとする公設研究機関や県内の大学等が連携し、環境保全に関する研究を進め、その成果が共有され、環境施策に反映されるようにする。

3 すべてのライフステージにおける環境教育、環境学習の推進

県民エコステーション事業 [環境政策課]

.....23,445千円

県民、事業者、行政が協働して、環境に配慮した行動を実践していくための活動拠点として開設している「県民エコステーション」において、次の事業を展開し、県民・事業者の自主的な環境保全活動を支援する。

ア いしかわエコハウスを活用した環境学習の実施

最新の住宅省エネ技術を取り入れた「いしかわエコハウス」において、県内企業等が開発・製造した設備・装置・素材の共同ショールームとして、省エネ効果を体験的に学んでいただくとともに、エコ住宅の新築やエコ改修に関する実地研修を行い、県民、学生等の交流の場として活用する。

イ 環境情報交流サロンの開設

環境講座受講者等による「環境情報交流サロ

ン」を定期的に開催して、エコクッキング教室やグリーンカーテンなどの実践活動の輪を広げていくとともにエコハウスを活用した県民と環境保全団体との交流を推進する。

ウ 環境情報の提供

県民・事業者に環境に関するイベント情報や人材情報などを提供するため、ホームページを充実するとともに、機関誌E-GAIA、自然と環境の総合情報誌、メールマガジンや環境ライブラリーを充実して環境情報を発信する。

エ 地球温暖化対策事業の推進

地域における地球温暖化対策を進めるため、地球温暖化対策推進法に基づく石川県地球温暖化防止活動推進センターとして、いしかわ事業者版環境ISOの登録審査・普及、地球温暖化防止活動推進員の育成、家庭の省エネ診断、電気自動車の普及などを行う。

オ 普及啓発の実施

いしかわエコハウスの見学者への案内を通じて、住宅の省エネ化による温暖化対策の取組等の普及啓発を推進するとともに、次の事業を実施して、県民・事業者に環境保全への理解を深めてもらう。

- ・いしかわ近未来の環境技術展の開催

(いしかわ環境フェアと同時開催)

- ・移動式自動食器洗浄車の貸出

カ 団体の活動支援

主として環境保全を目的とする団体等が行う環境保全活動に要する経費に対し助成し、環境保全活動の裾野を広げる。

キ 講師派遣事業

県民・事業者が実施する講演会・学習会等へ講師を派遣する。